

京都市未来こどもプラン



子どもに笑顔 みんなではぐくみ
子育て“きょうかん”都市・京都

京 都 市

京都市未来子どもプランの 策定に当たって



京都市長 門川 大作

子どもは社会の大切な宝です。そして子育ては、人生の大きなドラマです。私自身、4人の子どもの育てましたが、子どもに教えられたこと、子どもから学んだことがいっぱいありました。辛いことがあっても、無邪気な子どもの笑顔につられて私も笑顔になり、救われた気持ちになったことなどを懐かしく思い出します。

すべての子どもを笑顔にする。あらゆる京都の力を結集して子育てを支援し、子育ての喜びを実感できる社会にする。そんな私の信念と決意を込めて、この度、「京都市未来子どもプラン」を策定致しました。

平成19年2月5日（育児ニコニコ笑顔の日）、大人が変わらなければ子どもも変わらない。社会全体で子どもを育む市民共通の行動規範をつくろうと、多くの市民の皆様の心が一つになり、「子どもを共に育む京都市民憲章」が誕生しました。京都の誇りであります。そして、この憲章の理念に共感する行動の輪が、着実に広がっていることを心強く感じています。

このプランをもとに、これからも市民の皆様をはじめ、地域団体、事業者、NPO、ボランティアなど、すべての皆様と力を合わせて、「社会の宝」である子どもたちを大切に育んでまいります。皆様の温かい御支援を、よろしくお願い申し上げます。

結びに、計画の策定に当たり御尽力いただきました「京都子どもネットワーク連絡会議」の皆様はじめ、貴重な御意見・御提言をいただきました皆様に、心から御礼を申し上げます。

平成22年3月

目 次

第Ⅰ部

計画の趣旨 1

- 1 計画策定の背景 2
- 2 計画の位置付け 5
- 3 計画期間 7
- 4 計画の対象 7
- 5 計画の基本理念と基本方針 8
- 6 前プラン（新「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」）の概要と取組状況 10
- 7 アンケート調査 12

第Ⅱ部

子どもと家庭を取り巻く状況 13

- 1 少子化の動向 14
- 2 世帯の状況 20
- 3 保護者の就労状況 22
- 4 子育ての現状と意識 25

第Ⅲ部

計画の内容 33

第1章 市民・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり

- (1) 子どもを共に育む京都市民憲章の推進 34
- (2) 子育て支援ネットワークの充実 37

第2章 子どものいのちと人権が大切にされるまちづくり

- (1) 児童虐待対策の推進 40
- (2) 被虐待児をはじめとした養護等が必要な子どもの福祉 44
- (3) 障害や疾病等で支援が必要な子どもの福祉 49

第3章 次世代をはぐくむすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり

- (1) 子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり 54
- (2) 子どもの生活環境の整備 66
- (3) 子どもの安全な生活が確保されるまちづくり 70
- (4) 子育て家庭への経済的な支援 72
- (5) 安心して子育てできる保育サービスの充実（保育計画） 76
- (6) ひとり親家庭の自立促進（ひとり親家庭自立促進計画） 96

第4章 子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちづくり

((1)～(5) 母子保健計画)

- (1) 思春期のこころとからだの健康づくり 108
- (2) 安心して妊娠・出産できる環境づくり 111
- (3) 乳幼児の健やかな発育・発達と育児不安を軽減するための支援 116
- (4) 子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実 121
- (5) 望ましい食生活を営む力をはぐくむための環境づくり 125

第5章 次代を担う子どもたちが心豊かに生きる力をはぐくむことができるまちづくり

- (1) 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成による
生きる力をはぐくむ教育環境づくり 132
- (2) 子どもの健全育成のための環境づくり，放課後の子どもたちの居場所づくり
..... 149
- (3) 青少年の自主性と創造力をはぐくむまちづくり 154

【数値目標設定事業】 156

【子どもと家庭を取り巻く状況と「京都市未来こどもプラン」の構成】 157

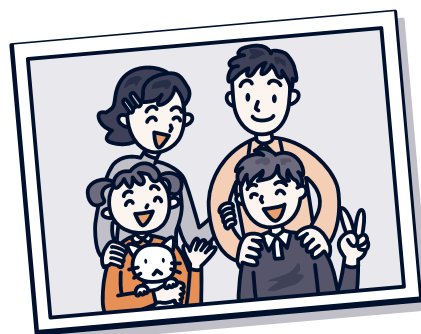
【「前プラン」と「京都市未来こどもプラン」の施策構成の比較】 158

第Ⅳ部

計画の推進体制等 159

- 1 計画の推進体制 159
- 2 計画の策定経過 160

<用語説明> 164





子どもを共に育む京都市民憲章

わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、褒め、時には叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 1 子どもが存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。

平成 19 年 2 月 5 日（育¹児⁹ニコニコ笑²顔⁵の日）制定

同年 3 月 13 日京都市会が「子どもを共に育む京都市民憲章」を積極的に推進する決議

第 I 部

計画の趣旨

1	計画策定の背景	2
2	計画の位置付け	5
3	計画期間	7
4	計画の対象	7
5	計画の基本理念と基本方針	8
6	前プラン（新「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」）の概要と取組状況	10
7	アンケート調査	12



1 計画策定の背景

京都市では、国における2003（平成15）年の次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）の制定を受け、総合的な子育て支援を一層推進するため、次世代法が定める市町村行動計画（前期計画）に位置付ける計画として、2005（平成17）年1月に、新「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」（以下、「前プラン」という。）を策定しました。

このプランに基づき、社会の宝である子どもたちを社会全体で守りはぐくむまちを構築するため、様々な取組を推進してきました。

この5年間で子どもたちを取り巻く環境はどのように変わってきたのでしょうか。

第Ⅱ部で詳しく記載していますが、少子長寿化の進行や核家族化が一層進み、世帯構造の変化、地域の協力・共同関係の希薄化などに伴う家庭や地域の養育能力の低下が懸念される状況が続いています。また、2008（平成20）年12月に実施した「京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査」（以下、「ニーズ調査」という。）では、特に母親において、子育てに対して不安や負担感、孤立感を感じている方が多くみられます。依然として父親の子育てへの参加には様々な課題があり、子育ての負担はその大部分を母親が担っていることがその背景にあると言えます。さらに、子育ての悩みや不安を「配偶者やパートナー」に相談されている方が5年前と比べて大きく減少していることなどから、身近な人に気軽に相談しづらい子育て環境に置かれている方が増えていると考えられます。

また、この5年間で、児童虐待についての相談・通告件数、認定件数共に大幅に増えていきます。子どもの命にかかわる重大な人権侵害である児童虐待に対して、社会全体の意識が高まったと言える反面、子育てに対する不安や負担感などが大きく影響しているとも考えられます。

このように子どもたちを取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。しかし、その一方で、京都市では、民間団体の熱心な活動を契機として、2007（平成19）年2月5日、子どもたちの健やかな育ちのために大人としてどう行動すべきかの規範となる「子どもを共に育む京都市民憲章」を制定したほか、地域における子育て支援の担い手として、子育てサロンや子育てサークルなどの活動も盛んになるなど、京都のまちが昔から持っていた地域社会全体で子どもを見守る底力を垣間見ることのできる取組が進んでいます。

また、これまでの取組により、前プランに掲げた施策や数値目標については、概ね達成の目途が立ち、ソフトとハードの整備の両面で前進しました。

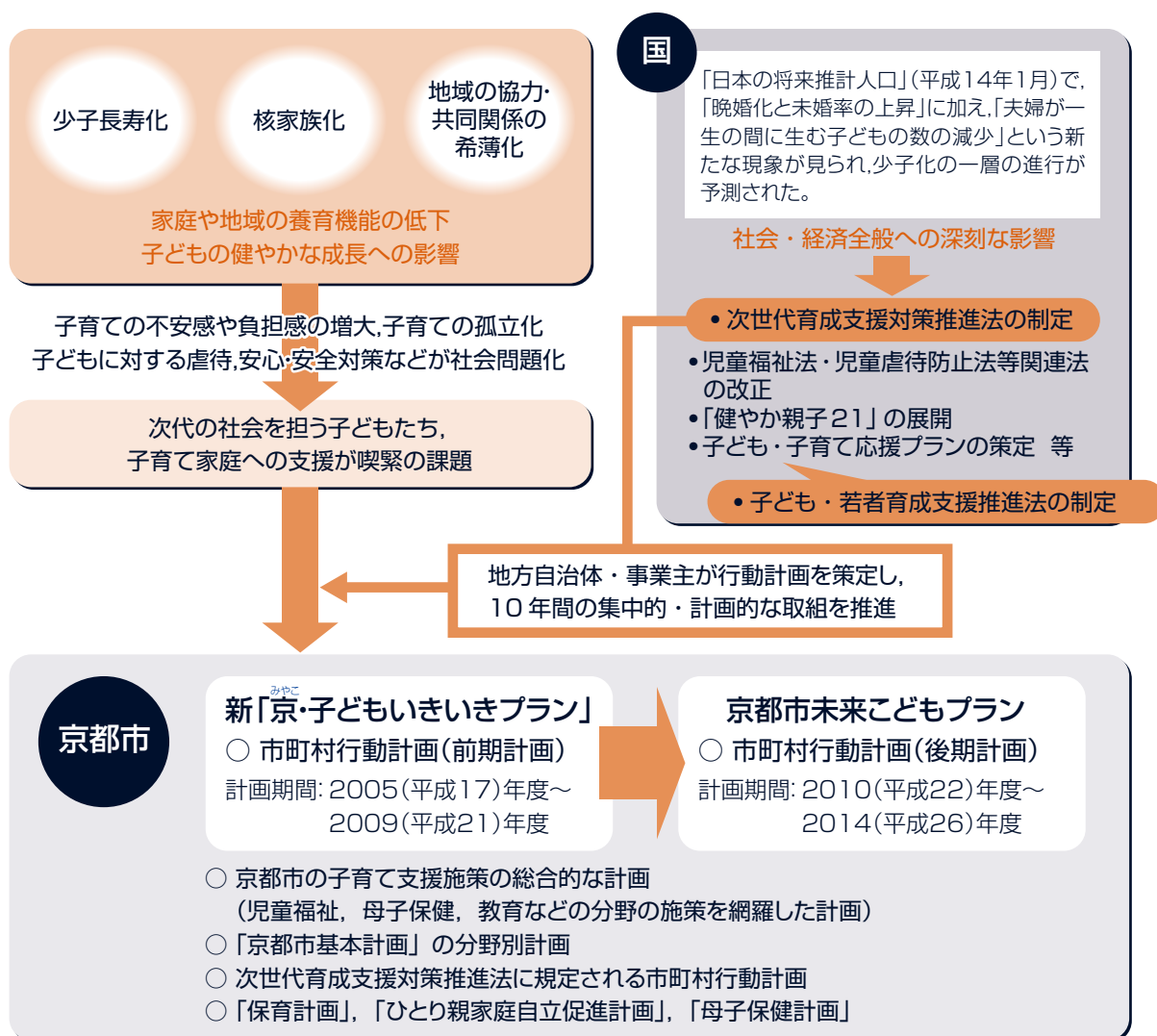
今後とも、働き方の見直しや男性の子育てへの参加など社会全体の意識を高めるとともに、保育所待機児童の解消、多様な保育サービスの提供や放課後の子どもたちの居場所づくりを進めていくことは、仕事と子育ての両立支援のうえでも重要な課題です。

一方で、大多数の子どもたちが、最も長い時間を過ごすのは、やはりそれぞれの家庭です。特に乳幼児期にあっては、在宅での子育てが中心であり、また、虐待認定を受けた子どもたちのほとんどが在宅でのケアとなっていることなどから、在宅で子育てをされている方に充実した支援を提供していくことが、これまで以上に大きな課題となってきました。

こうした課題に対応していくためには、「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念に基づき、地域の子育て力を生かしたネットワークの広がりにより、地域で子育てを支え合う子育て支援の風土づくりを一層進めることが求められます。

この計画は、前プランの後継プランとして次世代法の市町村行動計画（後期計画）に位置付けるプランとなるものです。今後5年間、この計画に基づき、子どもたちの笑顔のためにみんなで子育てを支え合えるまちづくりを進めます。

なお、この計画は、2009（平成21）年7月に制定された「子ども・若者育成支援推進法」を踏まえた切れ目のない支援を推進することとしています。



■ これまでの主な次世代育成支援対策等

策定等年月	国	京都市
1994(平成 6)年12月 1997(平成 9)年 1月	エンゼルプラン	京(みやこ)・子どもいきいきプラン (1997(平成9)～2006(平成18)年度)
1999(平成11)年12月 1999(平成11)年12月	少子化対策推進基本方針 新エンゼルプラン (2000(平成12)～2004(平成16)年度)	
2001(平成13)年 1月		京都市基本計画 (2001(平成13)年～2010(平成22)年)
2002(平成14)年 1月 2002(平成14)年 9月 2003(平成15)年 3月 2003(平成15)年 4月	日本の将来推計人口の発表 少子化対策プラスワン 次世代育成支援に関する当面の取組方針	京(みやこ)・子どもいきいきプラン・ プラスワン事業の開始
2003(平成15)年 7月 2003(平成15)年 9月 2004(平成16)年 6月 2004(平成16)年12月	次世代育成支援対策推進法 少子化社会対策基本法 少子化社会対策大綱 子ども・子育て応援プラン (2005(平成17)～2009(平成21)年度)	
2005(平成17)年 1月		新「京(みやこ)・子どもいきいきプラン」 (2005(平成17)～2009(平成21)年度)
2006(平成18)年 6月 2006(平成18)年12月 2007(平成19)年 2月 2007(平成19)年12月	新しい少子化対策について 日本の将来推計人口の発表 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・ バランス)憲章及び行動指針 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	子どもを共に育む京都市民憲章
2008(平成20)年 2月 2008(平成20)年11月 2010(平成22)年 1月 2010(平成22)年 3月	新待機児童ゼロ作戦 児童福祉法等の一部改正 子ども・子育てビジョン(少子化社会対策大綱) (2010(平成22)～2014(平成26)年度)	京都市未来こどもプラン (2010(平成22)～2014(平成26)年度)
2010(平成22)年中		次期京都市基本計画 (2011(平成23)～2020(平成32)年度)

2 計画の位置付け

この計画は、新「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」（2005（平成17）年1月策定）の後継プランにあたり、京都市の子育て支援施策の総合的な計画で、次世代法第8条に規定される市町村行動計画（後期計画）に位置付けるものです。

また、安らぎのある暮らしと華やぎのあるまちを目指した「京都市基本構想」（1999（平成11）年12月策定）を具体化するための「京都市基本計画」の分野別計画として策定します。

なお、この計画は、以下3つの計画を一体として盛り込んでいます。

「保育計画」：

児童福祉法第56条の8に規定される、前年度当初で50人以上の待機児童がある場合に策定が必要になる保育と子育て支援事業の供給体制確保に関する計画

「ひとり親家庭自立促進計画」：

母子及び寡婦福祉法第11条に基づき、厚生労働大臣が定めた「母子家庭および寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（2003（平成15）年3月19日）」に則し、今後におけるひとり親家庭に対する自立支援対策を総合的かつ効果的に展開するための基本目標と具体的な措置等について盛り込んだ計画

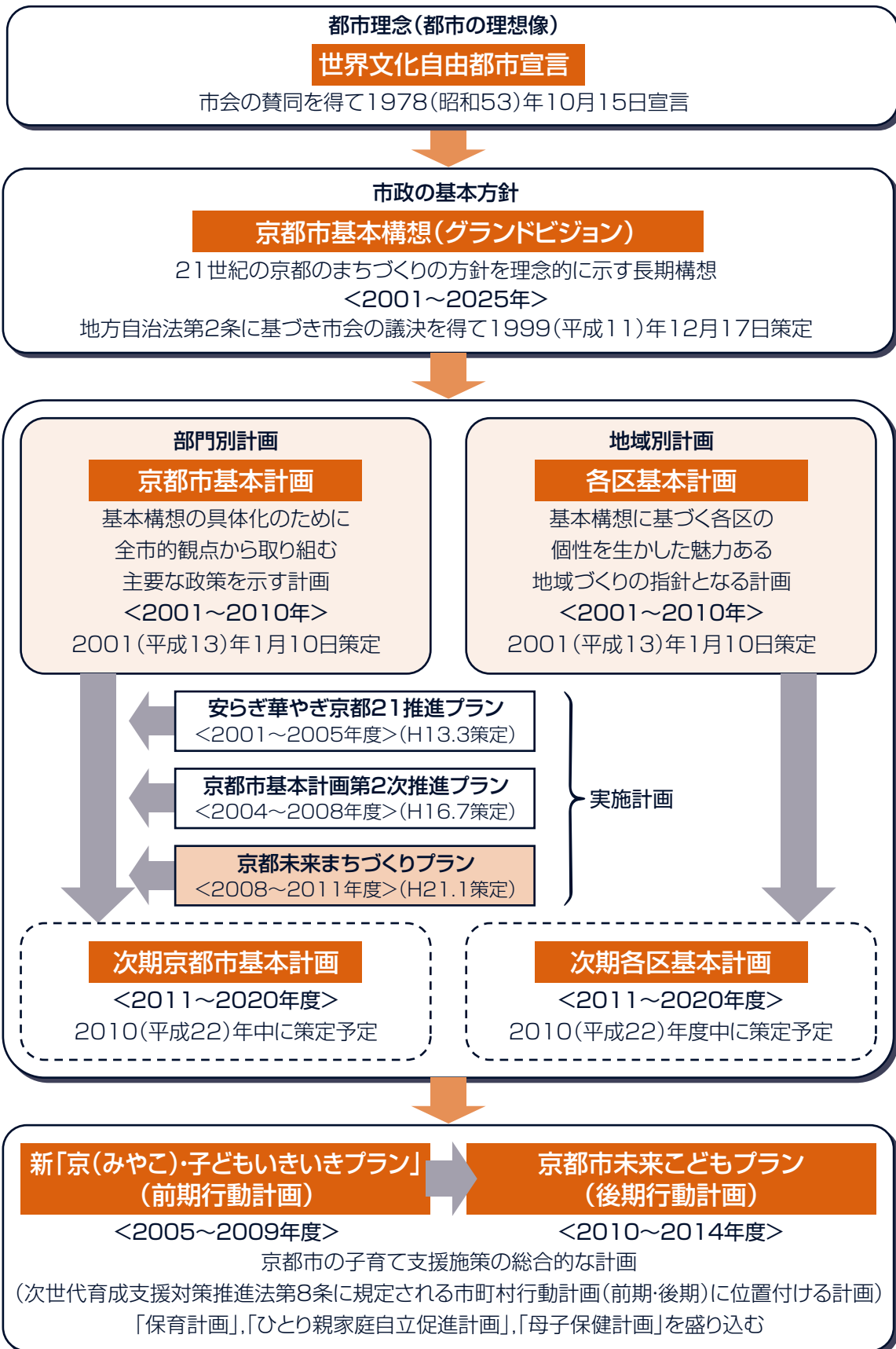
「母子保健計画」：

21世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子21（2000（平成12）年策定）」の趣旨を踏まえて、親と子の健康づくりや健康を支援する環境づくりを推進するための計画

策定に当たっては、京都未来まちづくりプランや京都市の関連計画等との整合を図るとともに、近く策定が予定されている関連計画の動向を踏まえたものとなっています。

<関連計画等>

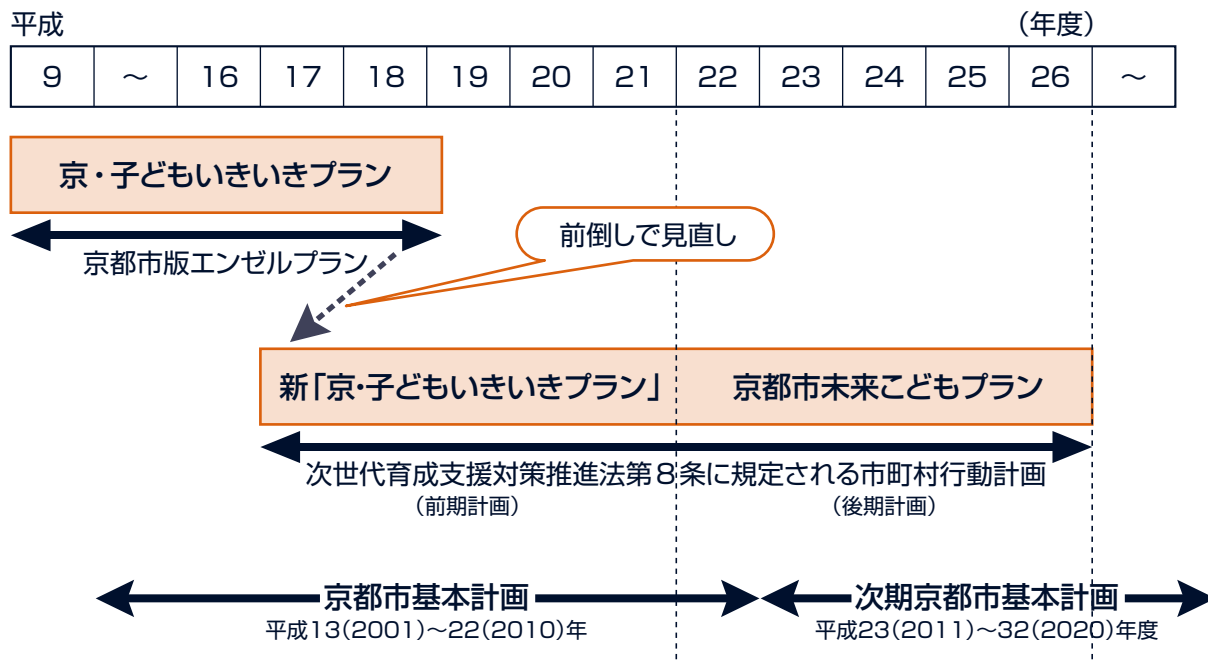
- 各区基本計画
- 京（みやこ）の安心安全ネット総合プラン
- きょうと男女共同参画推進プラン（第3次京都市女性行動計画）（改定版）
- 京都市ユースアクションプラン（第2次京都市青少年育成計画）（改定版）
- 京都市生活安全基本計画
- 京都市人権文化推進計画
- みやこユニバーサルデザイン推進指針
- 支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン（京都市障害保健福祉推進計画）
- 京（みやこ）・地域福祉推進指針
- 京都市民健康づくりプラン
- 京（みやこ）・食育推進プラン
- 京都市住宅マスタープラン
- 京都市生涯学習新世紀プラン



※「京都市基本計画」と「各区基本計画」は、同列の計画として位置付け、「京都市基本計画」は広域的、全市的な視点から、「各区基本計画」は区の独自性、地域の視点から相互に補完し合う関係のものです。

3 計画期間

この計画の期間は、2010（平成22）年度から2014（平成26）年度までの5年間とします。



4 計画の対象

この計画は、すべての子どもと子どもを育成し又は育成しようとする家庭、市民、事業者、行政など、市内のすべての個人、団体を対象とします。

なお、この計画における「子ども」とは、0歳から概ね18歳未満とします。



5 計画の基本理念と基本方針

(1) 基本理念（計画が目指すまち）

子どもに笑顔 みんなではぐくみ 子育て“きょうかん”都市・京都

～「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念が市民生活の隅々まで浸透し、市民みんなで子育てを支え合い、子どもを生み育てる喜びを実感できるまち、子どもたちが「京都で育って良かったね」といえるまちづくりを進めます～

(2) 基本方針

基本理念（計画が目指すまち）を実現するため、以下に掲げる基本方針に沿って、子どもの乳幼児期～学童期～思春期にわたる切れ目のない取組を、家庭・地域・企業等に及ぶ総合的な視点で進めます。

基本方針

1

子どもを何よりも大切にし、子どもの最善の利益を追求する

1989（平成元）年11月に国連総会において「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択され、20年が経過しました。日本では、1994（平成6）年4月に批准し、同年5月に発効しており、子どもにかかわる様々な権利が守られるよう施策を推進することが求められます。

子育て支援の取組により最終的に利益を享受するのは子ども自身です。子どもの人権と幸せを第一に考え、子どもにとって最善の利益を追求する取組を進めます。

基本方針

2

仕事と生活の調和を図り、男女が共に子育ての責任を担う社会を構築するなど、子どもを安心して生むことのできる環境をつくる

女性の就労等による社会進出が進んでいるにもかかわらず、子育てや家事は未だに女性がその大部分を担っている実態があります。この状況は、問題視されながらもなかなか改善が進みません。

働き方を見直し、仕事と生活の調和の実現を図り、男女が子育てを共に担い、支え合う共同

参画社会に向けた取組を促進していくことが必要です。また、子どもを安心して生むことのできる環境づくりには、併せて、保育所や学童クラブ事業などの「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」も必要であり、これらを車の両輪として並行的に進めます。

基本方針 3

施策の「融合」により横断的な取組を進め、市民の皆様との「共汗」を通じた京都の「市民力」、「地域力」を生かして、みんなで子育てを支え合うことのできる風土をつくる

少子化や核家族化が進む中で、子育て家庭が周囲の人たちから子育てについて助言や援助を受けにくく、これから親になる世代は子どもと接する機会が少なくなり、親としての必要な知識、経験などが得にくい状況にあります。

一方、京都は、古くから住民が培ってきた自治の伝統が息づくまちで、近年においても、自治会などの地域の団体が学区単位で主体的に協力し合い、共同の活動が展開されています。

施策の「融合」により、児童福祉、母子保健・医療、教育など各分野の枠組みを越えた横断的な取組を進めるとともに、京都の持つ「市民力」や「地域力」を市民の皆様との「共汗」を通じて最大限に生かして、親が自覚を持って親として育ち、地域の人同士が支援し合える関係、お互いの顔や名前を知り、声をかけ合える関係をつくり、地域のみんなで子育てを支え合うことのできる風土づくりを進めます。

基本方針 4

明日の京都を担う子どもたちの「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた育成を図り、「生きる力」をはぐくむことのできる元気なまちをつくる

少子化が進行する中で、地域の活力や経済成長率の低下、社会保障負担の増大など、厳しい将来が予測されており、まちの活力を維持、向上することが課題となっています。子どもを健やかにをはぐくむためには、まちの活力が必要です。逆に、子どもや若者が将来に夢を持てる元気なまちづくりのためには、それを支える人が必要です。

活力ある元気なまちを目指して、京都の未来を支える子どもたちが、確かな学力を身に付け、心身共に健やかに育ち、豊かな人間性を養い、自分の能力や可能性を信じてたくましく将来を切り拓いていくことができるように取り組みます。また、その基盤づくりとして、思春期の子どもを含めた親子の健康の確保、増進、事故防止に向けた環境づくりに努めます。そして、長期的な視点に立って、次代の親となる子どもたちの成長、自立を支援して、家庭を持ち子育てをするという生き方に夢や希望があふれる元気なまちづくりを進めます。

6 前プラン(新「京(みやこ)・子どもいきいきプラン」)の概要と取組状況

■ 計画の趣旨・位置付け

2005(平成17)年1月に、京都市の子育て支援施策の総合的な計画で、次世代育成支援対策推進法第8条に規定される市町村行動計画(前期計画)に位置付けるものとして策定

■ 計画の期間

2005(平成17)年度から2009(平成21)年度までの5年間

■ 計画の対象

すべての子どもと子どもを育成し又は育成しようとする家庭、市民、事業者、行政など、市内のすべての個人、団体(計画における「子ども」とは、0歳から概ね18歳未満)

■ 基本目標

『いのちと人権をはぐくみ、魅力あふれる未来を創造する子育て支援都市・京都』
～市民・地域ぐるみで子育てを支え合い、子どもたちが希望を持っていきいきと育ち、子どもを生み育てる喜びを実感できるまちづくりを進めます～

■ 施策概要と取組状況

前プランは、子どもの「いのちと人権」をはぐくむことを基本に、「市民・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり」を進め、「身近な地域の子育て支援」を充実する総合的な取組を内容としています。

京都市では、この5年間、児童虐待防止対策など保護が必要な子どもや家庭への支援、子育てと仕事の両立支援を充実する施策に加え、地域の子育て支援、思春期・母子保健、教育、子どもの健全育成などの施策を盛り込んだ前プランに基づき、幅広い分野で総合的に子育て支援を進めてきました。

数値目標を設定した施策の中には、一部目標の達成が見込めないものもありますが、計画期間が終了する2009(平成21)年度末には、前プランに掲げた232施策のすべてについて、「完了」又は「推進中」となる見通しとなっています。

この結果、育児支援家庭訪問事業などによる要支援家庭への積極的な支援が図られたほか、仕事と子育ての両立支援においては、保育所整備等により大幅な定員増を確保し、着実な待機児童対策を進めるとともに、一元化児童館についても身近な地域での整備を望む声にこたえて積極的な整備に努め、130館設置の目途が立ちました。さらに、多様な保育需要に対応した延長保育や一時保育など柔軟な保育サービスについても実施箇所の一層の拡大を進めました。また地元根ざした団体による「子育てサロン」活動なども活発化するなか、「子どもを共に育む京都市民憲章」が制定されるなど、「市民・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり」は着実に歩を進めています。

しかしながら、依然として父親が子育てにかかわりづらい状況は解消されておらず、ニーズ調査の結果においても、母親の子育ての不安や負担感が大きく、子育てが孤立化している状況が浮き彫りになっています。また、こうした背景などから、児童虐待についても後を絶たない状況が続くなど、前プランの目指した「風土づくり」は未だ道半ばであるといえます。

この計画策定に当たっては、こうした子どもと家庭を取り巻く状況や市民ニーズ等を改めて踏まえたうえで、方策の検討を行いました。

＜前プランの進ちょく状況＞

平成21年度末（見込）

		「完了」又は「推進中」	「着手前」
施策総数	232	232	0
進捗率	100%	100%	0%
うち重点施策	102	102	0
うち推進施策	130	130	0

＜数値目標設定施策＞

施策名	平成16年度	平成21年度	達成率	(21年度)目標
子育て支援活動いきいきセンター (つどいの広場)	0箇所	20箇所	100.0%	20箇所
保育所定員	23,865人	24,525人	99.5%	24,650人
延長保育（夜間延長保育含む）	131箇所	179箇所	94.2%	190箇所
一時保育	25箇所	42箇所	100.0%	42箇所
休日保育	2箇所	5箇所	100.0%	5箇所
乳幼児健康診査の充実 1歳6か月児健康診査（受診率）	93.2%	97%	100.0%	97%
一元化児童館 （学童クラブ機能を有した児童館）	101箇所	130箇所	100.0%	130箇所
中高生と赤ちゃんふれあい交流事業	10箇所	30箇所	100.0%	30箇所

※平成21年度数値は、平成22年3月末時点見込み。（ただし、一元化児童館については、整備及び設計着手分を含む。）



※前プランの取組（進ちょく）状況については、毎年度、報告書を作成し、以下のホームページで公開しています。

■京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課

http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-3-1-0-0_1.html

7 アンケート調査

この計画を策定するに当たり、子育てに関する意識やニーズ、結婚や出産に関する意識などを把握し、子育て支援施策の展開の方向性を検討する基礎資料として活用するため、以下5つのアンケート調査を実施しました。

① 京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査

対 象	市内の小学校6年生以下の児童の保護者 10,300人 (就学前児童保護者 6,100人, 小学生児童保護者 4,200人)
期 間	2008(平成20)年12月12日(金)～同年12月26日(金)

② 京都市結婚と出産に関する意識調査

対 象	18歳以上35歳未満の市民 6,500人
期 間	2008(平成20)年12月12日(金)～同年12月26日(金)

③ 京都市ひとり親家庭実態調査

対 象	配偶者がいない市民で20歳未満の子がいる市民 5,000人 (母子家庭 3,200人, 父子家庭 1,800人)
期 間	2008(平成20)年12月12日(金)～同年12月26日(金)

④ 京都市母子保健に関する意識調査

対 象	乳幼児健康診査(4か月児, 8か月児, 1歳6か月児, 3歳児)に 来所した保護者 3,906人
期 間	2008(平成20)年10月14日(火)～同年11月30日(日)

⑤ 京都市思春期に関する意識調査

対 象	13歳以上19歳以下の市民 5,000人
期 間	2008(平成20)年10月16日(木)～同年10月28日(火)

※各調査の結果は、以下のホームページで公開しています。

■京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課

http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-3-1-0-0_1.html

■京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課

http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-5-1-0-0_25.html

第Ⅱ部

子どもと家庭を取り巻く状況

1 少子化の動向	14
2 世帯の状況	20
3 保護者の就労状況	22
4 子育ての現状と意識	25



1 少子化の動向

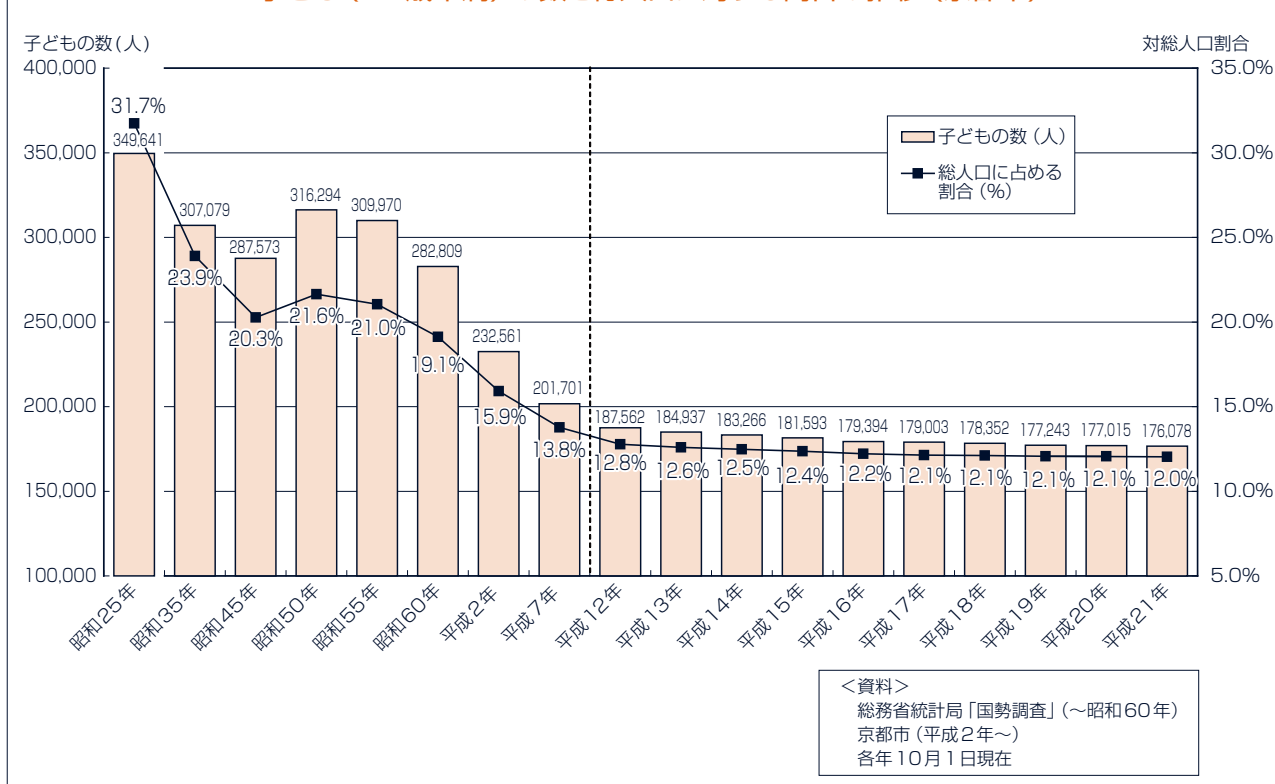
(1) 子どもの人口の推移

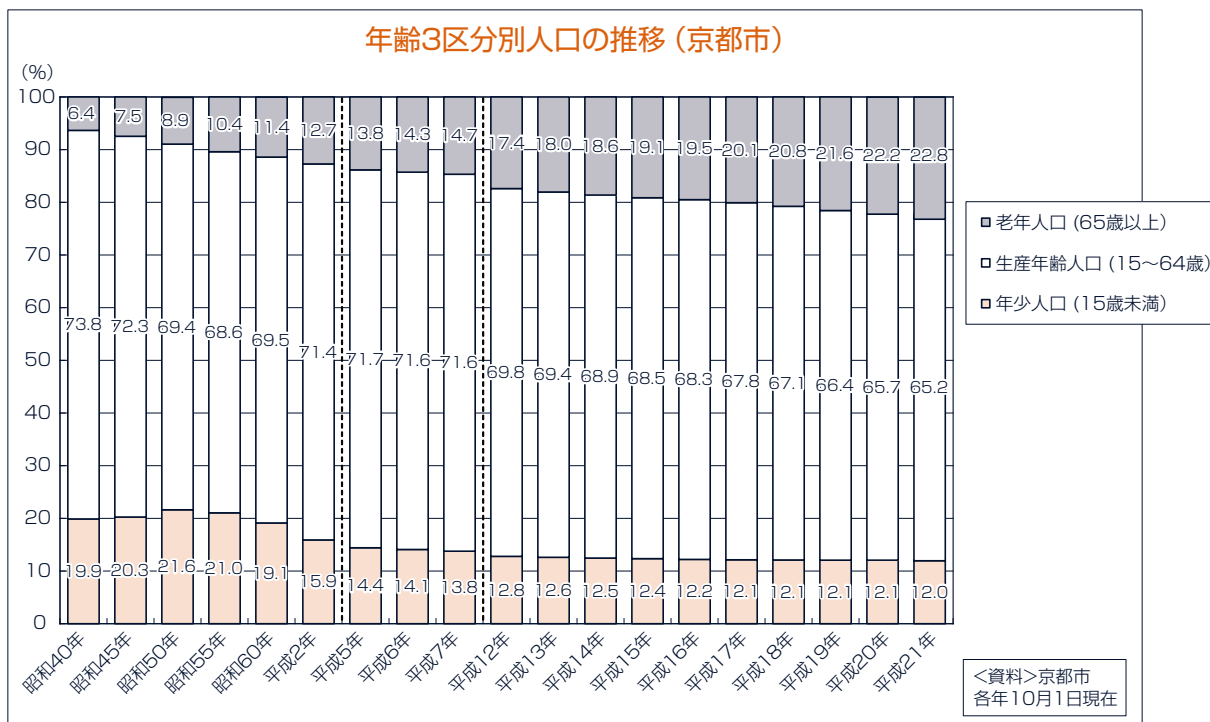
京都市の人口は、戦後増加を続けて、1968（昭和43）年に140万人を超え、1975（昭和50）年以降はおおむね146～147万人台で推移しています。

一方、子ども（15歳未満、以下同じ）の人口は、戦後の第1次ベビーブーム（1947（昭和22）年～1949（昭和24）年）後は減少し、第2次ベビーブーム（1971（昭和46）年～1974（昭和49）年）時に一旦増加していますが、その後は減少し続けています。近年は減少傾向が緩やかになり、この5年間は微減ですが、第1次ベビーブーム直後の子どもの人口と比べると、半数程度にまで減少しています。

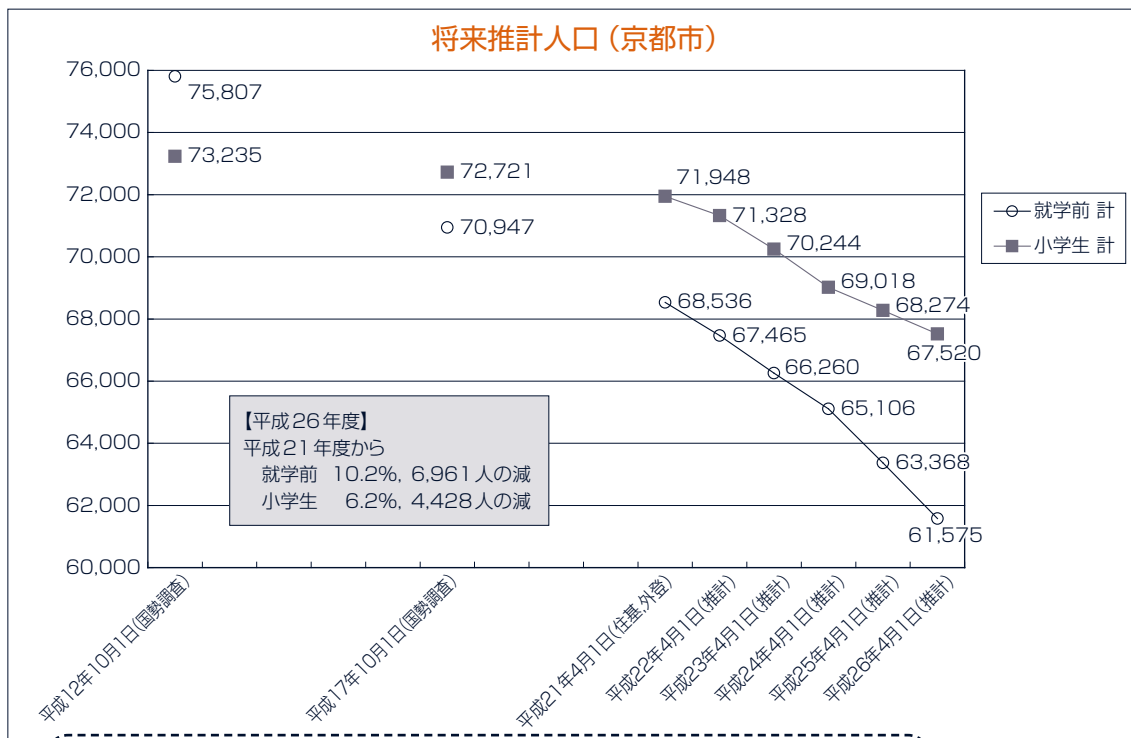
総人口に占める子ども人口の割合も同様の傾向が見られ、2009（平成21）年では12.0%になっており、この5年間はほぼ横ばいで推移しています。一方、老年人口（65歳以上）の割合については、近年増加が続き、1994（平成6）年には子どもの人口割合を上回り、2009（平成21）年では子どもの人口の約2倍（22.8%）になり、少子高齢化が一層進行しています。

子ども（15歳未満）の数と総人口に対する割合の推移（京都市）





このプランの計画期間である2014（平成26）年度までの年度当初人口を推計すると、2009（平成21）年度当初に比べ、2014（平成26）年度においては就学前児童で68,536人から約7,000人、小学生で71,948人から約4,500人の減少が見込まれます。



コーホート（同じ年又は期間に生まれた人々の集団）変化率法による推計：
 過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法
 （男女別年齢別住民基本台帳人口及び外国人登録人口、母親の年齢5歳階級別出生数、
 年齢5歳階級別女子人口、男女別出生数を使用）

総人口に対する子ども人口の割合を行政区別に見ると、西京区(14.8%)、伏見区(13.3%)が高く、東山区(7.5%)が低くなっています。

最近3年間の子どもの人口の動向をみると、市内の中心に位置する中京区、下京区において、3年連続で増加しています。

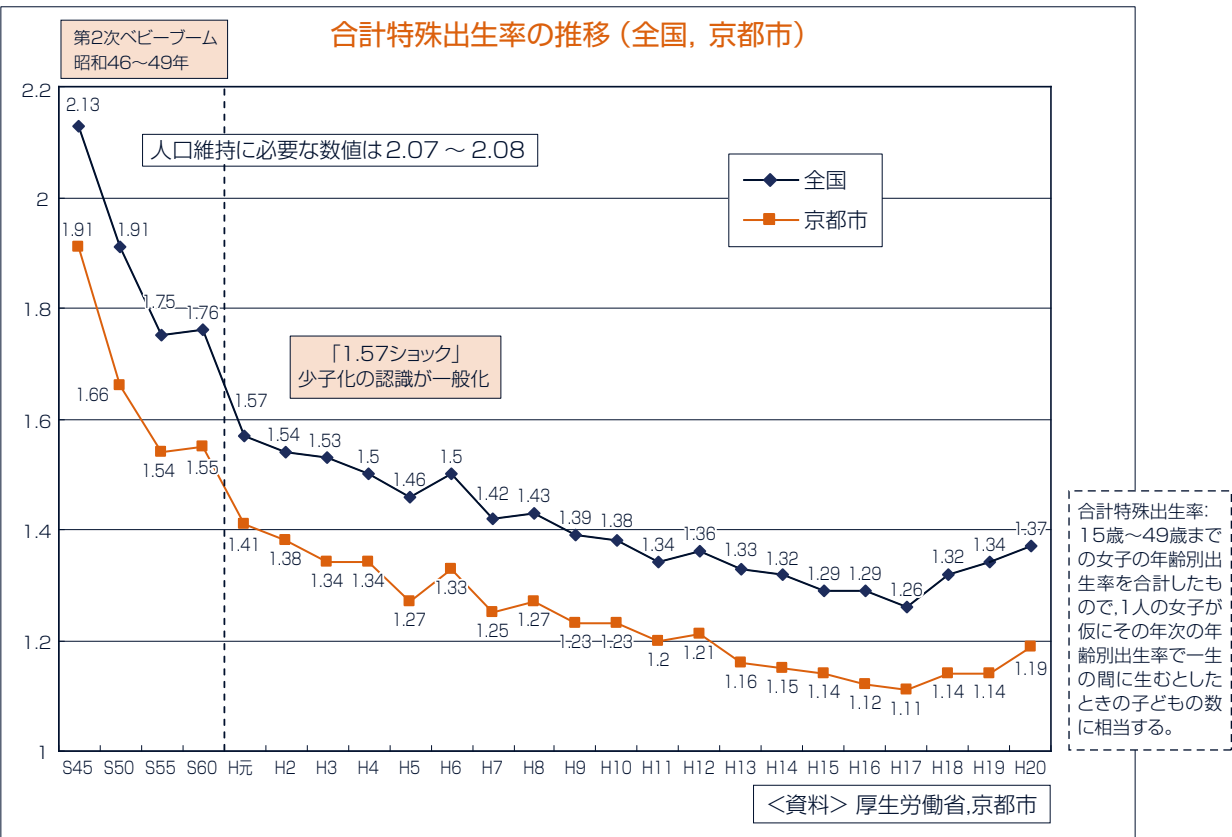
行政区別子どもの人口(15歳未満)の推移

	平成18年 (人)	平成19年 (人)	対前年増減 (人)	平成20年 (人)	対前年増減 (人)	平成21年 (人)	対前年増減 (人)	平成21年 総人口(人)	対総人口 割合(%)
京都市	178,352	177,243	△1,109	177,015	△228	176,078	△937	1,465,816	12.0%
北区	14,414	14,317	△97	14,171	△146	13,997	△174	121,736	11.5%
上京区	7,852	7,830	△22	7,868	38	7,968	100	82,535	9.7%
左京区	17,884	17,774	△110	17,799	25	17,935	136	166,596	10.8%
中京区	10,247	10,388	141	10,663	275	10,864	201	104,264	10.4%
東山区	3,153	3,124	△29	3,048	△76	3,012	△36	40,334	7.5%
山科区	17,356	17,252	△104	17,201	△51	17,003	△198	135,977	12.5%
下京区	7,306	7,387	81	7,413	26	7,560	147	76,579	9.9%
南区	12,222	12,055	△167	12,161	106	12,134	△27	98,985	12.3%
右京区	25,894	25,828	△66	25,648	△180	25,349	△299	202,651	12.5%
西京区	23,399	23,135	△264	23,021	△114	22,582	△439	152,706	14.8%
伏見区	38,625	38,153	△472	38,022	△131	37,674	△348	283,453	13.3%

<資料> 京都市 各年10月1日現在

(2) 未婚化・晩婚化の進行

女性が一生の間に生む子どもの数の動向を示す合計特殊出生率も年々減少しており、2005(平成17)年には過去最低である1.11にまで落ち込みました。この数年は若干上昇しているものの、人口の維持に必要なとされる2.07~2.08を大幅に下回っており、2008(平成20)年では、1.19となっています。

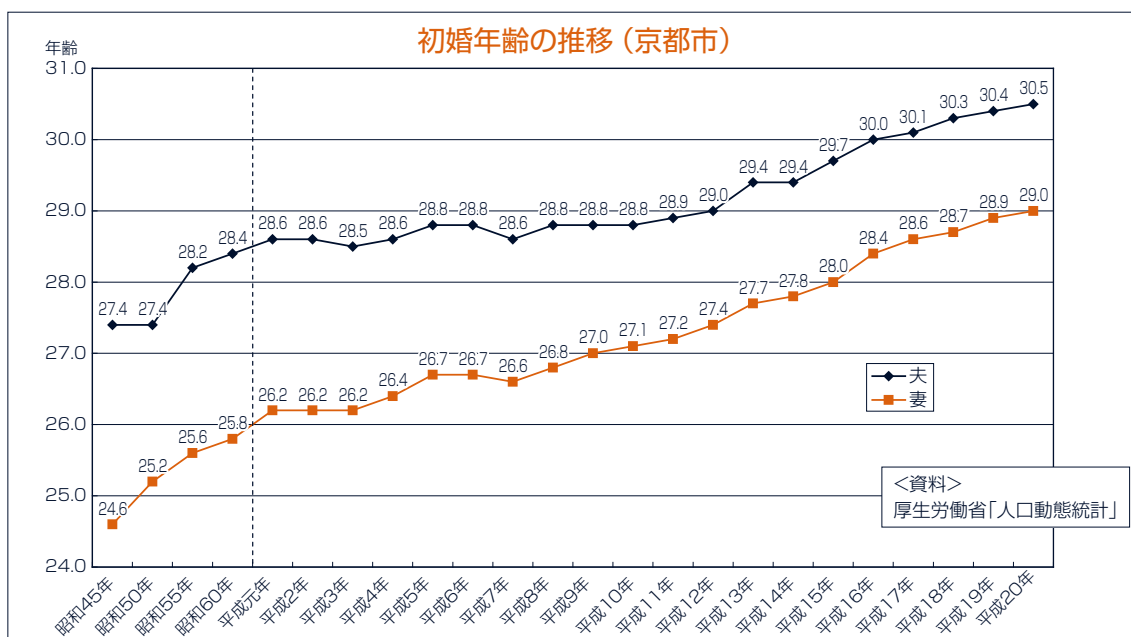
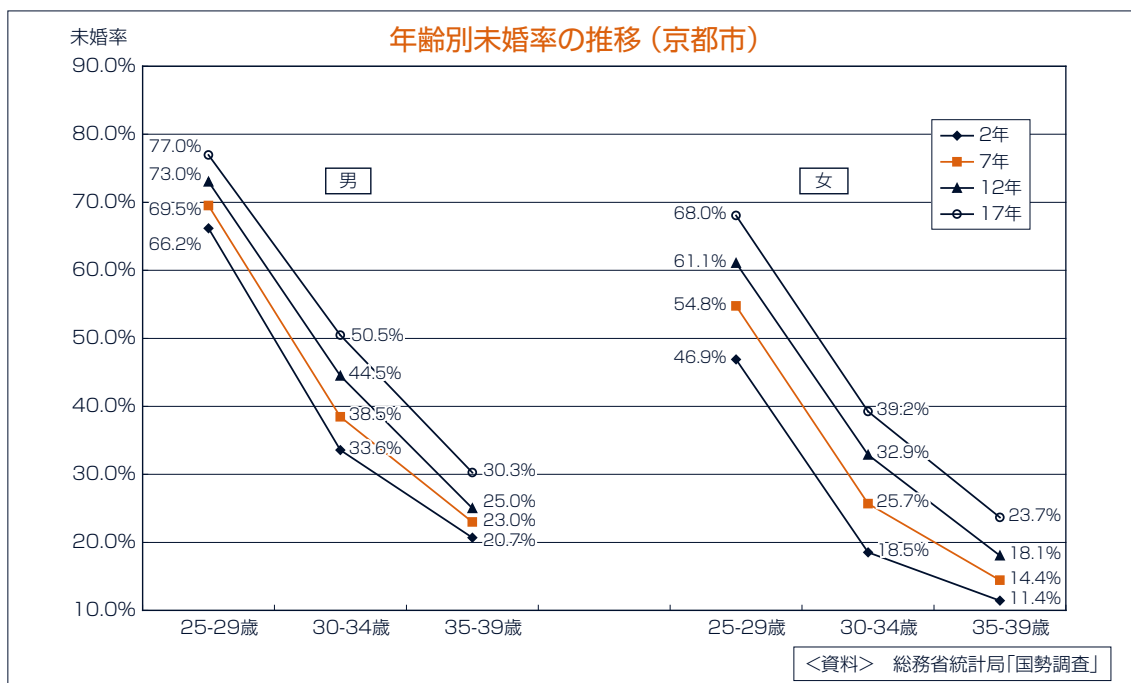


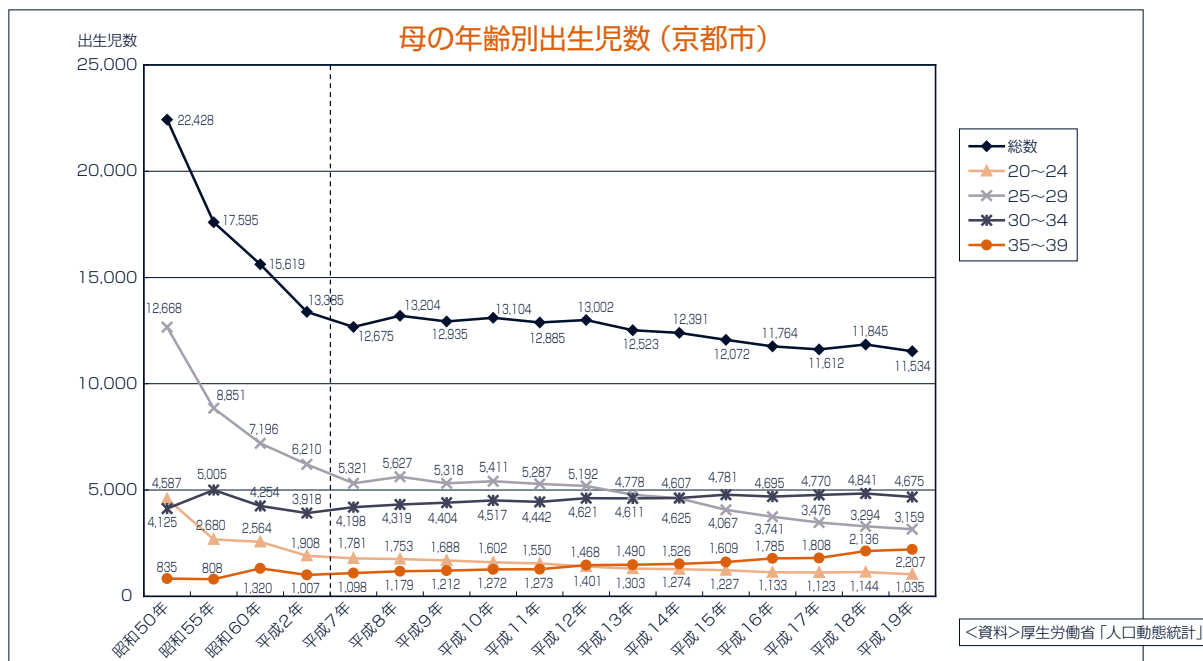
少子化の要因としては、「未婚率の上昇」や「晩婚化」が言われています。

京都市における2005（平成17）年の年齢別未婚率をみると、男性では、25～29歳で77.0%、30～34歳で50.5%、35～39歳で30.3%、女性では、25～29歳で68.0%、30～34歳で39.2%、35～39歳で23.7%となっており、近年、未婚率が更に上昇しています。

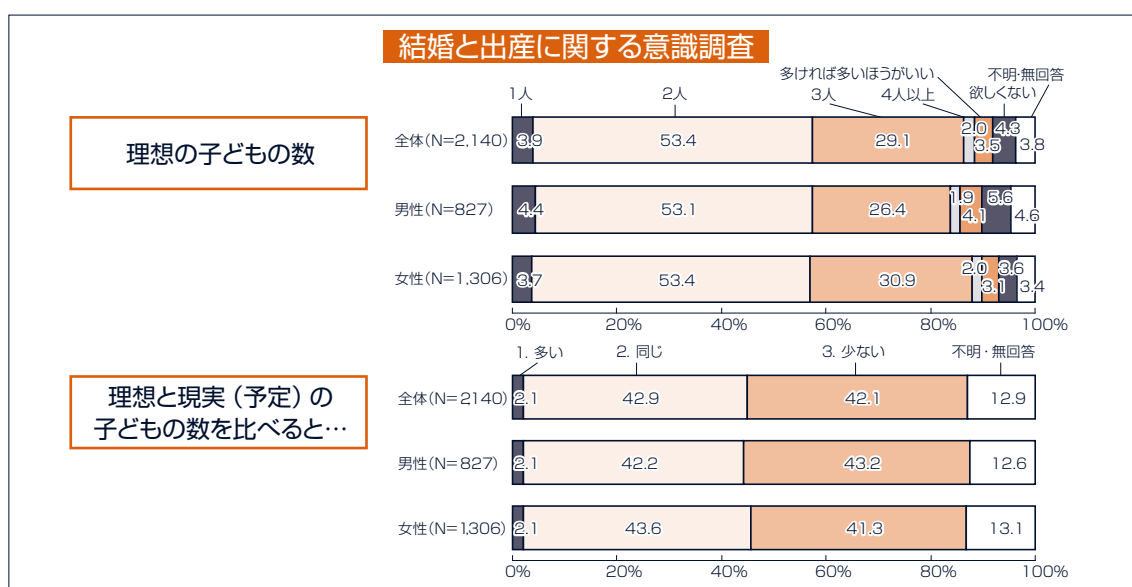
また、初婚年齢の推移をみると、1970（昭和45）年で男性が27.4歳、女性が24.6歳であったものが、2008（平成20）年では男性が30.5歳、女性が29.0歳になり、約40年間で男性が3.1歳、女性が4.4歳上昇しています。この5年間で、男女共に約1歳上昇しており、更なる晩婚化が進行しています。

このような晩婚化の進行を反映し、女性の年齢別出生児数は、35歳から39歳の間で緩やかな増加傾向を示しています。一方、20歳から25歳の間の出生児数はこの数年微増傾向がみられるものの、25歳から29歳の間の出生児数は近年も減少し続けています。

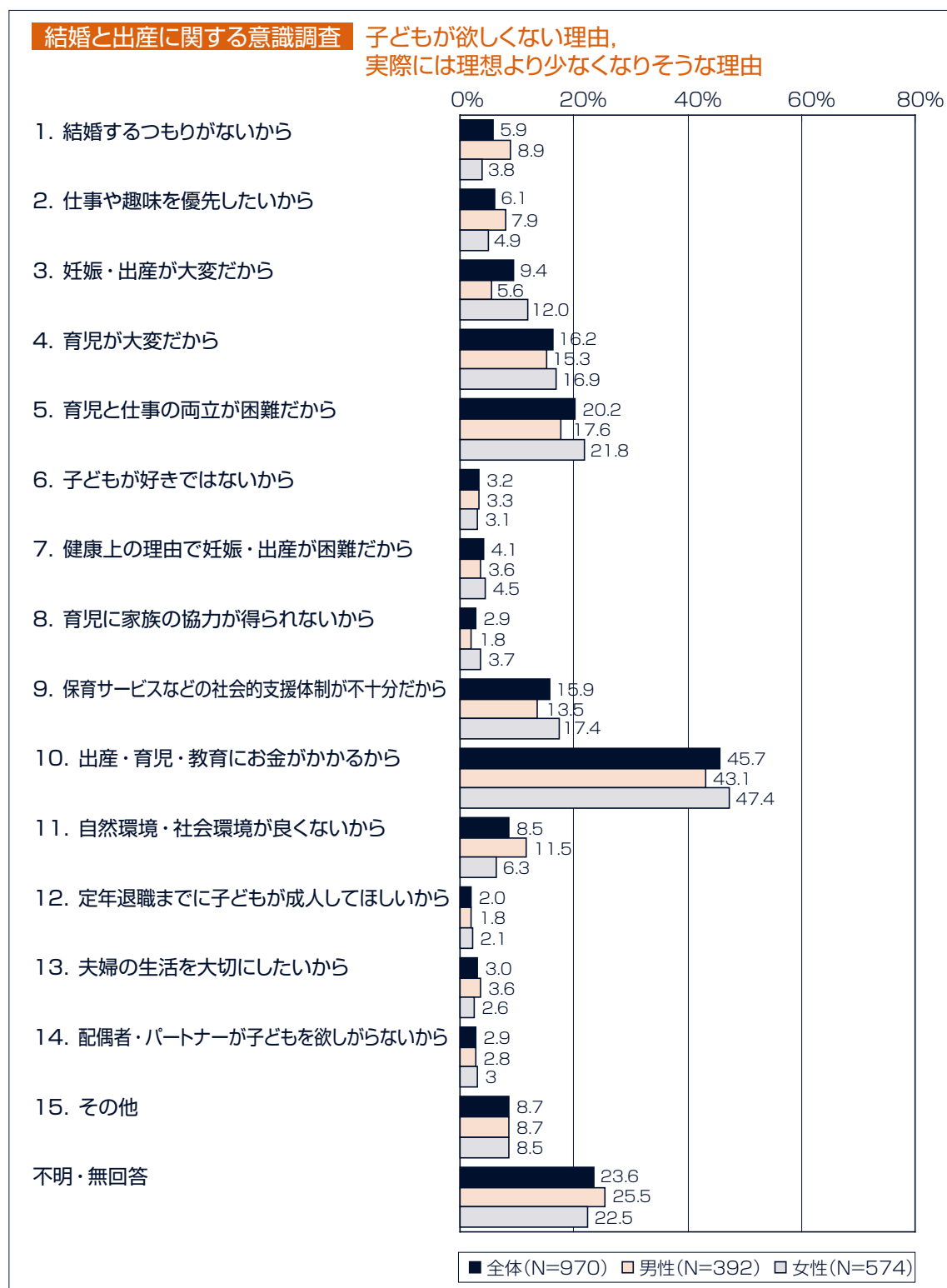




さらに、2002（平成14）年1月に発表された「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）」において、新たな少子化の要因として指摘された「夫婦の出生力そのものの低下」については、2006（平成18）年12月の推計においても同様の傾向が続いています。出生に関する動向については、2008（平成20）年に実施した「京都市結婚と出産に関する意識調査」で「理想の子ども数と現実（予定）」について聞いています。理想は2人が一番多い結果となりましたが、2004（平成16）年に実施した「京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査（就学前児童・小学生のいる12,000世帯の保護者対象。以下、「前回ニーズ調査」という。）においては、理想は3人が一番多い結果（就学前児童49.2％、小学生46.2％）であり、より少ない子どもの数が理想と回答されている傾向がみられます。また、「京都市結婚と出産に関する意識調査」においては、「現実又は予定の子ども数は、理想よりも少ない」との回答が約4割に上っています。



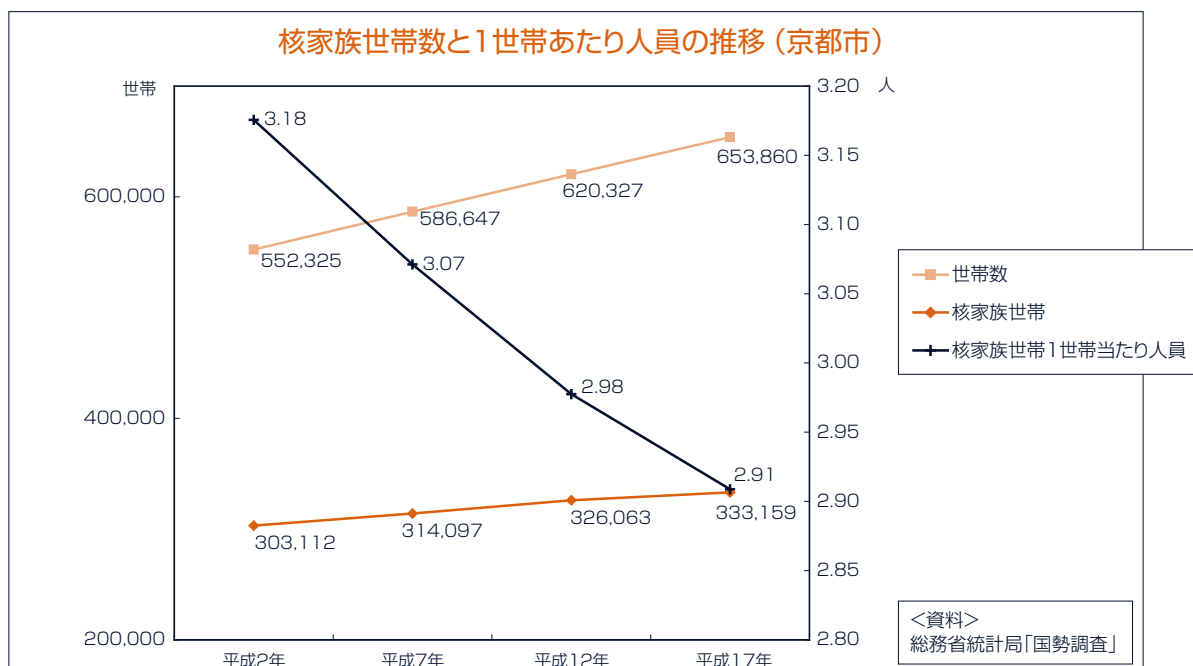
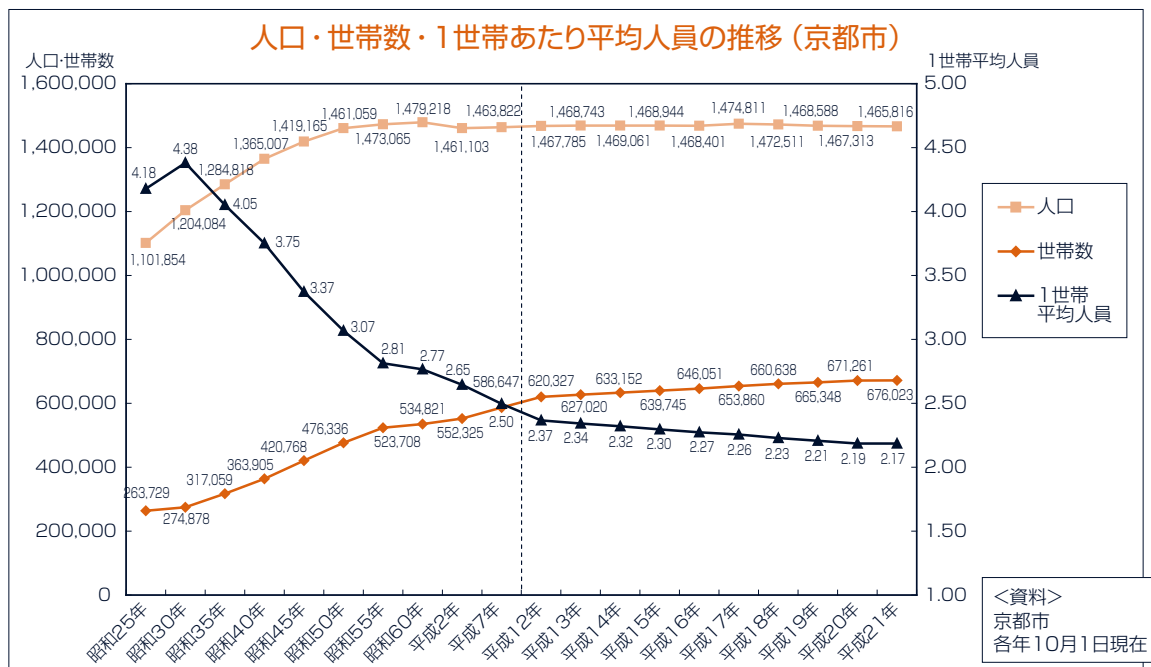
さらに、子どもが欲しくない理由、実際には理想より少なくなりそうな理由について聞いていますが、「出産・育児・教育にお金がかかるから」、「育児と仕事の両立が困難だから」、「育児が大変だから」、「保育サービスなどの社会的支援体制が不十分だから」などの回答が多い結果となりました。

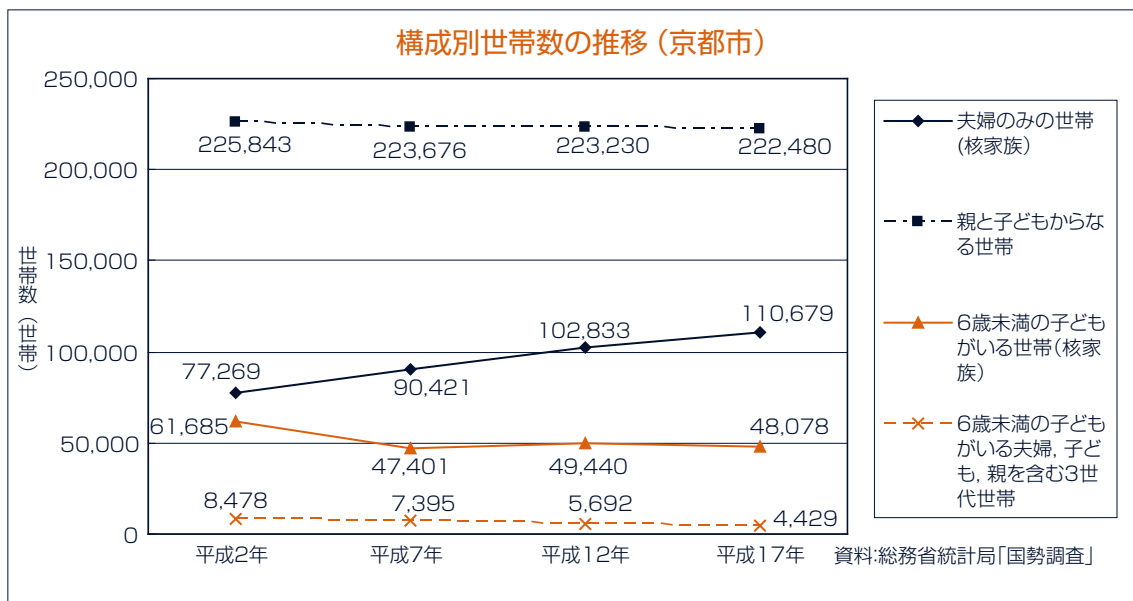


2 世帯の状況

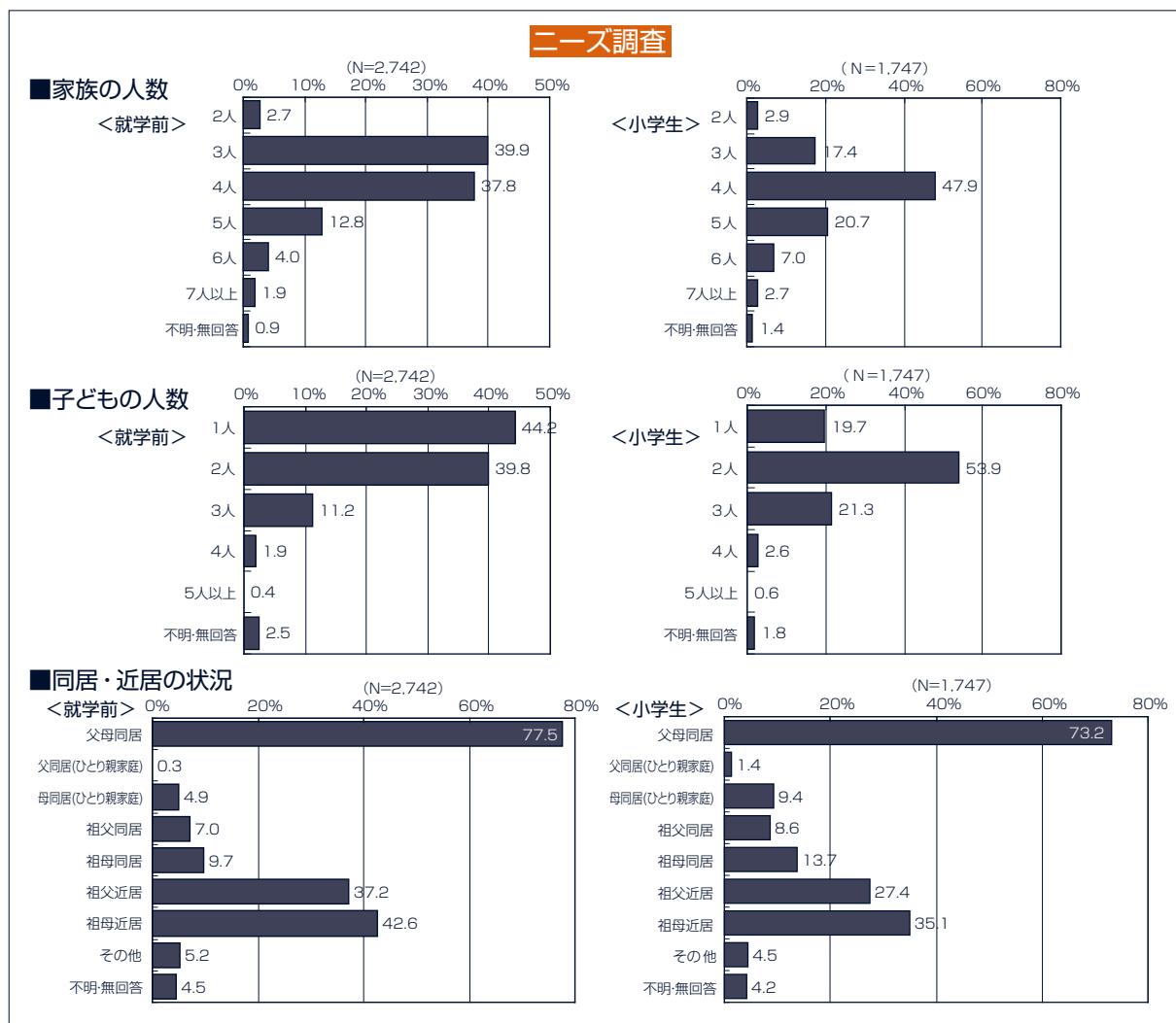
京都市の世帯数は、戦後増加し続けていますが、一方で、世帯あたりの平均人員は減少し続けています。世帯あたりの平均人員は、2009（平成21）年では2.17人になり、戦後において最も多かった1955（昭和30）年の4.38人に比べて、半数以下にまで減少しており、近年も微減傾向が続いています。

1990（平成2）年から2005（平成17）年において、核家族の状況をみると、世帯数と同様に、核家族世帯数は増加しており、世帯あたりの人員は減少しています。また、世帯構成別の変化を見ると、夫婦のみの世帯が4割余り増加している一方で、6歳未満の子どもがいる核家族世帯は2割余り減少し、夫婦・子ども・親を含む3世代世帯も5割近く減少しており、核家族化が一層進んでいるといえます。





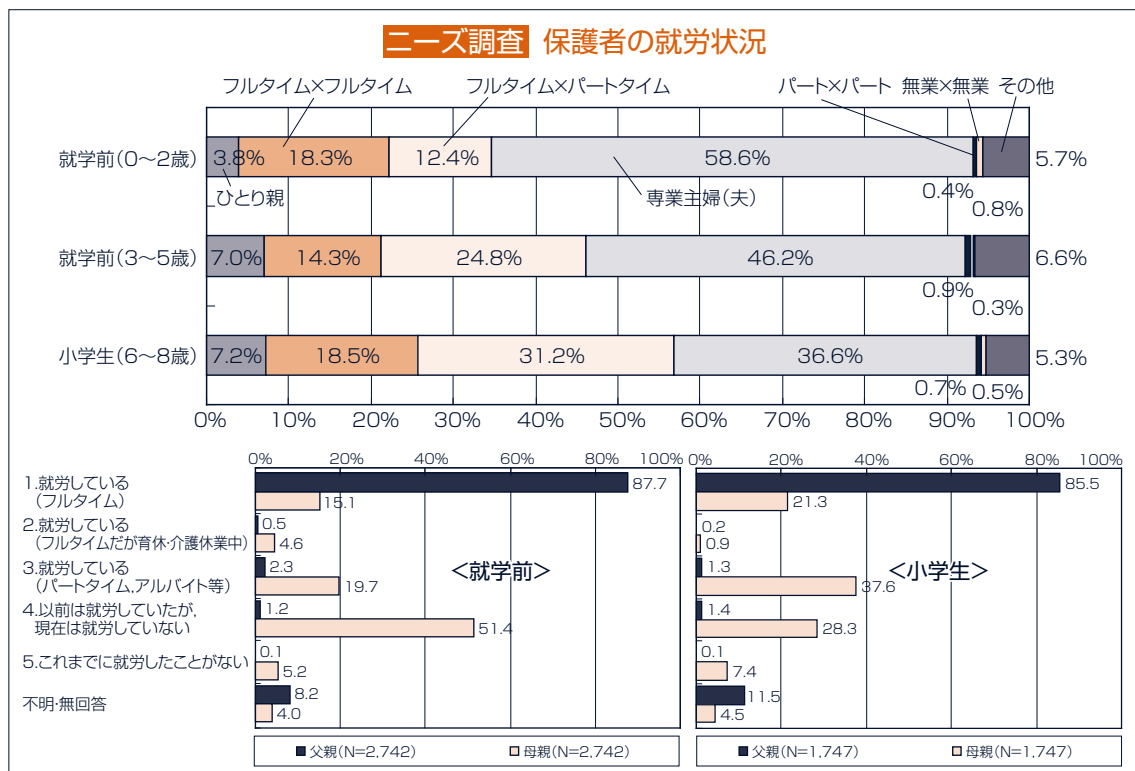
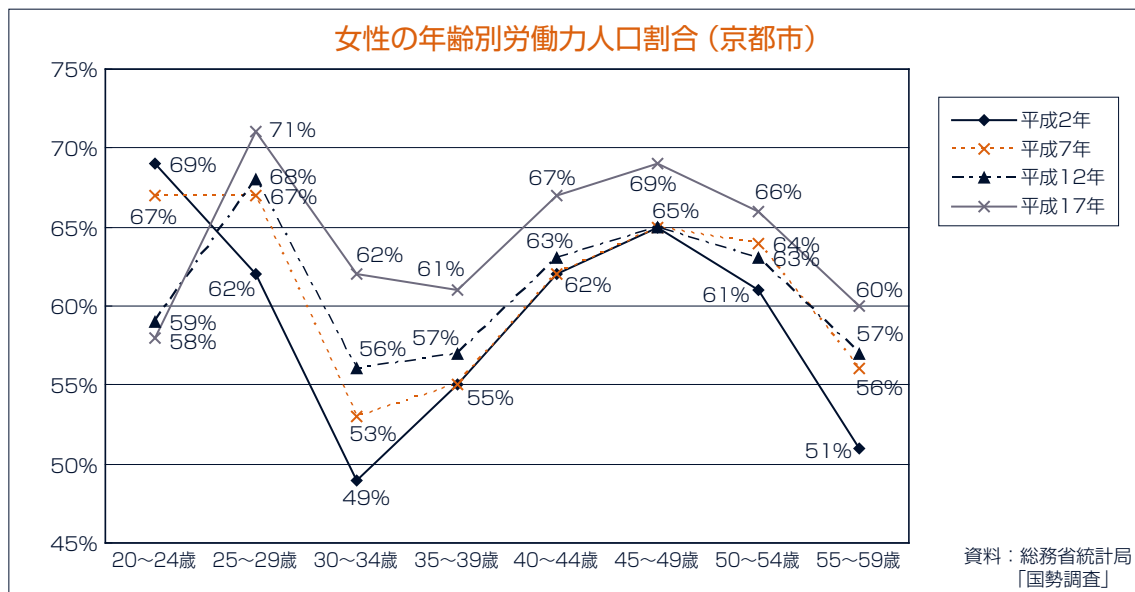
子どもがいる世帯の家族の人数をニーズ調査から見ると、就学前では3人、小学生では4人（前回ニーズ調査それぞれ4人、4人）が最も多く、子どもの人数は、就学前では1人、小学生では2人（前回ニーズ調査それぞれ2人、2人）が最も多くなっています。同居・近居の状況をみると、前回ニーズ調査と同様、両親と子どもの世帯が大半を占めています。



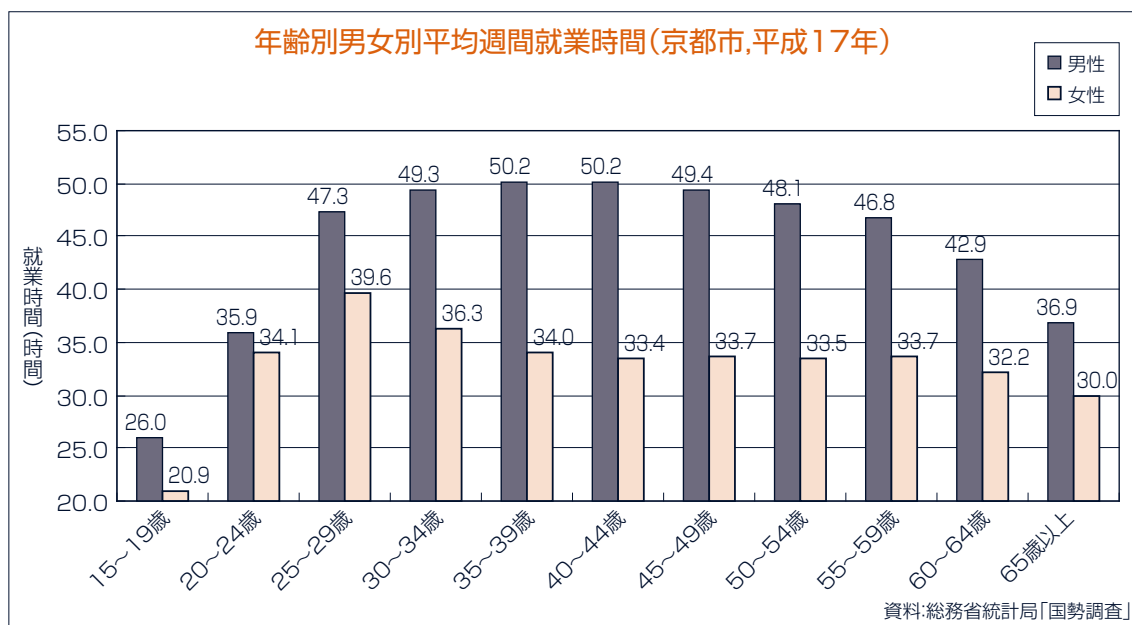
3 保護者の就労状況

1990（平成2）年から2005（平成17）年において、女性の年齢別労働力人口の割合を見ると、20歳から24歳を除いて、いずれの年齢層においても働く女性の割合が増加しています。依然として、女性就労特有の「M字カーブ」を示していますが、特に30歳から34歳の減少幅が小さくなっており、それに伴い緩やかなカーブになりつつあります。

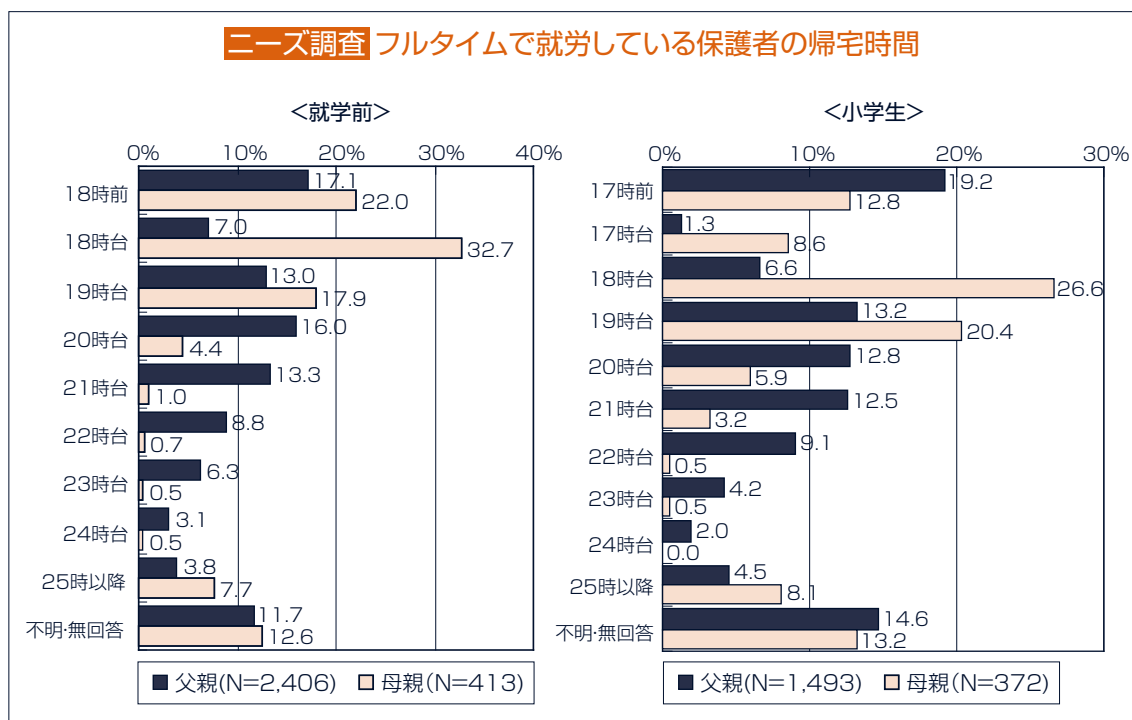
ニーズ調査では、子どもが0～2歳では共働き世帯の割合が約3割ですが、6～8歳では共働き世帯が約半数に上る結果となっています。就学前と小学生を比較すると、特に小学生でパート・アルバイト等に就労する母親が多いことがわかります。



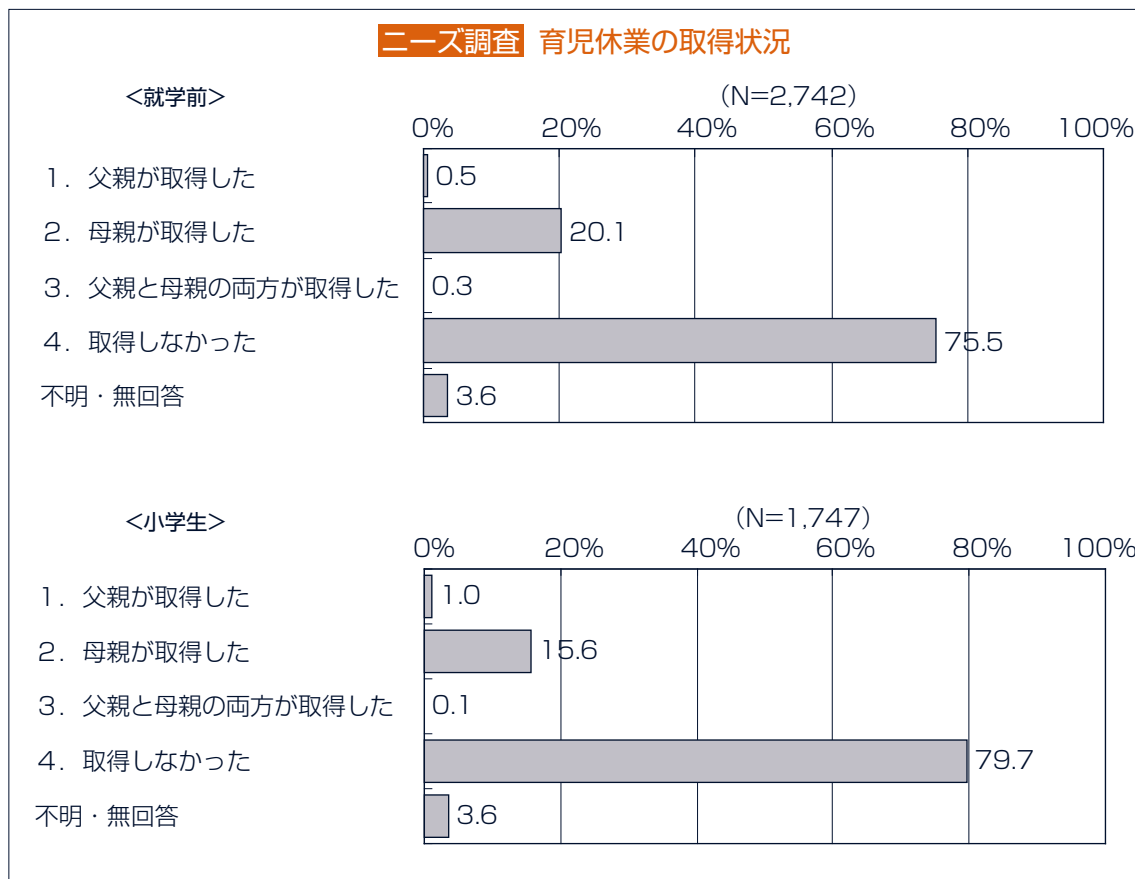
年齢別平均週間就業時間を見ると、子どもが主に乳幼児や小学生の時期にあたると考えられる30歳から44歳の間で、男性の就業時間が長くなっている一方、女性の就業時間は少ない傾向が見られます。年齢別平均週間就業時間は、2000（平成12）年の状況と比較してもほとんど変化は見られません。



ニーズ調査において、父親の帰宅時間をみると、約3人に1人が21時以降と回答しており、父親が家で過ごす時間、子どもとかかわれる時間は少ないといえます。また、父親が子育てにかかわりづらい理由としては、「残業や休日出勤などが多く、仕事を優先せざるを得ないこと」の回答が最も多く、前回ニーズ調査と同じ結果となっています。



さらに、父親の育児休業取得率をみると、就学前で 0.5%、小学生で 1.0%と母親に比べてかなり低い状態となったままであり、この状況もこの 5 年間に於いて傾向に変化はみられません。



このような状況の中、子育てと仕事の両立支援策に対する要望については、子育ての時期に必要な休暇や休業制度の充実に関するものが多く、母親では、再雇用制度の充実や就業継続に対する企業の理解と支援に関しても多い結果となっており、前回のニーズ調査とほぼ同様の結果となっています。(参照 P.64表)



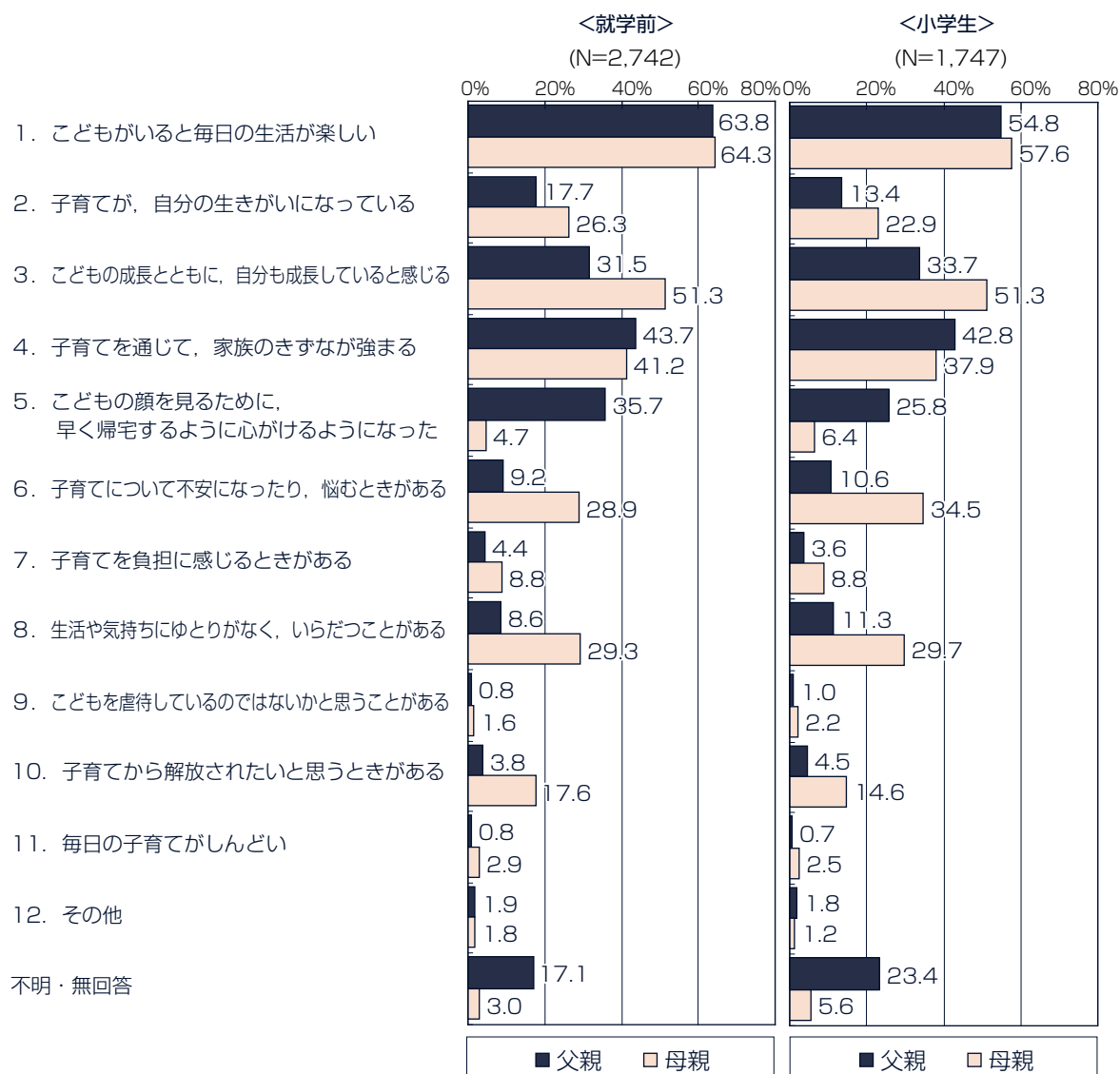
4 子育ての現状と意識

(1) 子育ての実態と意識

ニーズ調査で、育児や家事を主にしている人について聞いていますが、「子どもを風呂に入れる」、「子どもと遊ぶ」を除いてほとんどの項目で、母親が大部分を担っている実態があります（前回ニーズ調査とほぼ同じ結果）。

子育てに関する気持ちで最も多かったのは、「子どもがいると毎日の生活が楽しい」とする回答で、両親共に高い割合でした。しかし、母親については、「子育てについて不安になったり、悩むときがある」、「生活や気持ちにゆとりがなく、いらだつことがある」、「子育てから解放されたいと思うときがある」という回答も多くなっており、前回ニーズ調査の結果と同じ傾向がみられます。

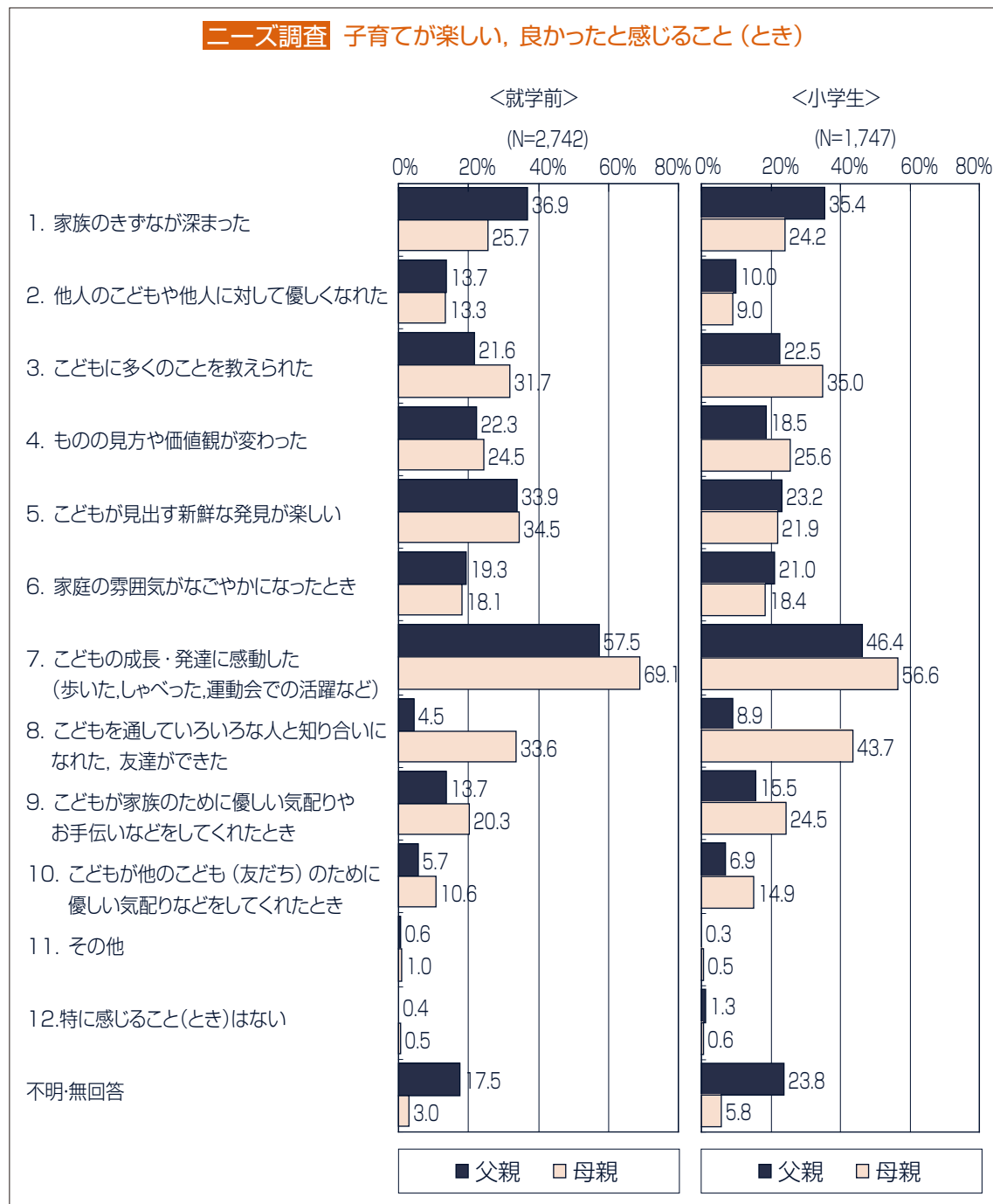
ニーズ調査 子育てについての気持ち



子育てが楽しい、良かったと感じること（とき）は、「子どもの成長・発達に感動した」が両親共に5～6割と最も多く、父親は「家族のきずなが深まった」、母親は「子どもを通していろいろな人と知り合いになった、友達ができた」も多くなっています。

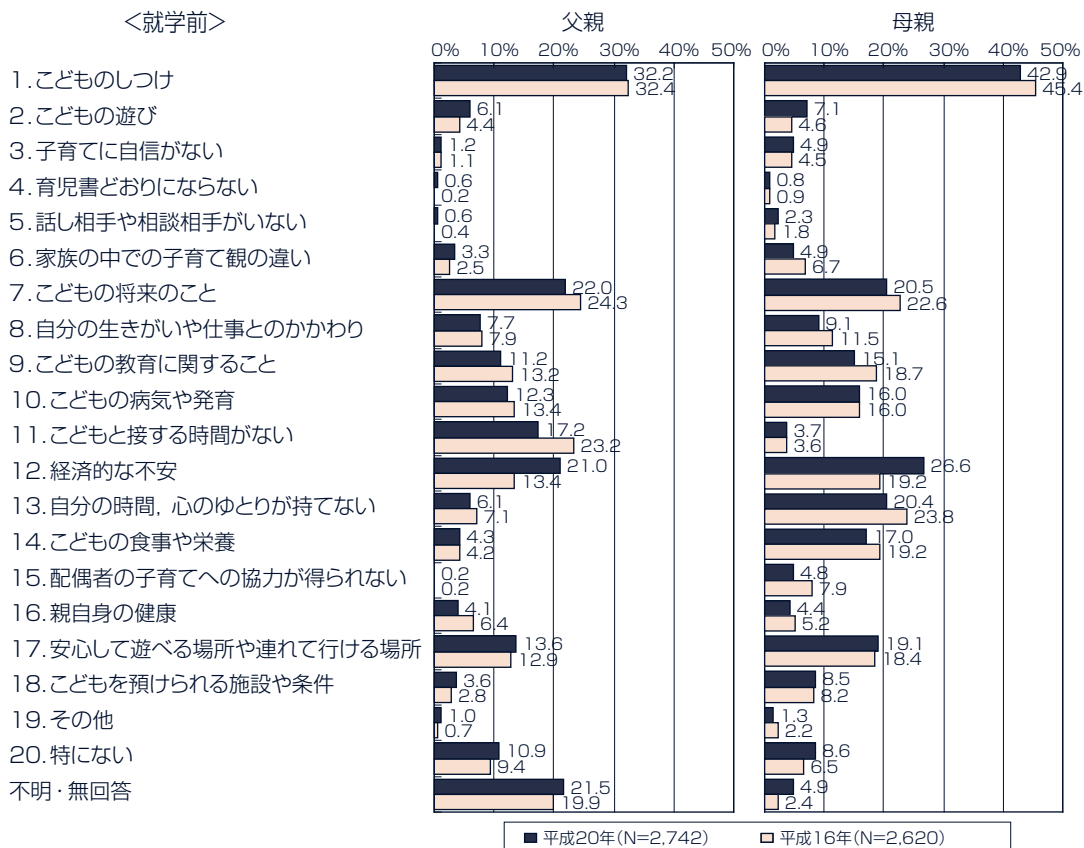
一方、悩みや不安は、「子どものしつけ」、「将来のこと」が両親共に多くなっていますが、父親は「子どもと接する時間がない」、母親は、就学前児童で「自分の時間、心にゆとりがもてない」、小学生で「勉強や進学」、「子どもの友達づきあい」も多く回答されています。

いずれも前回ニーズ調査の結果と同じ傾向がみられます。

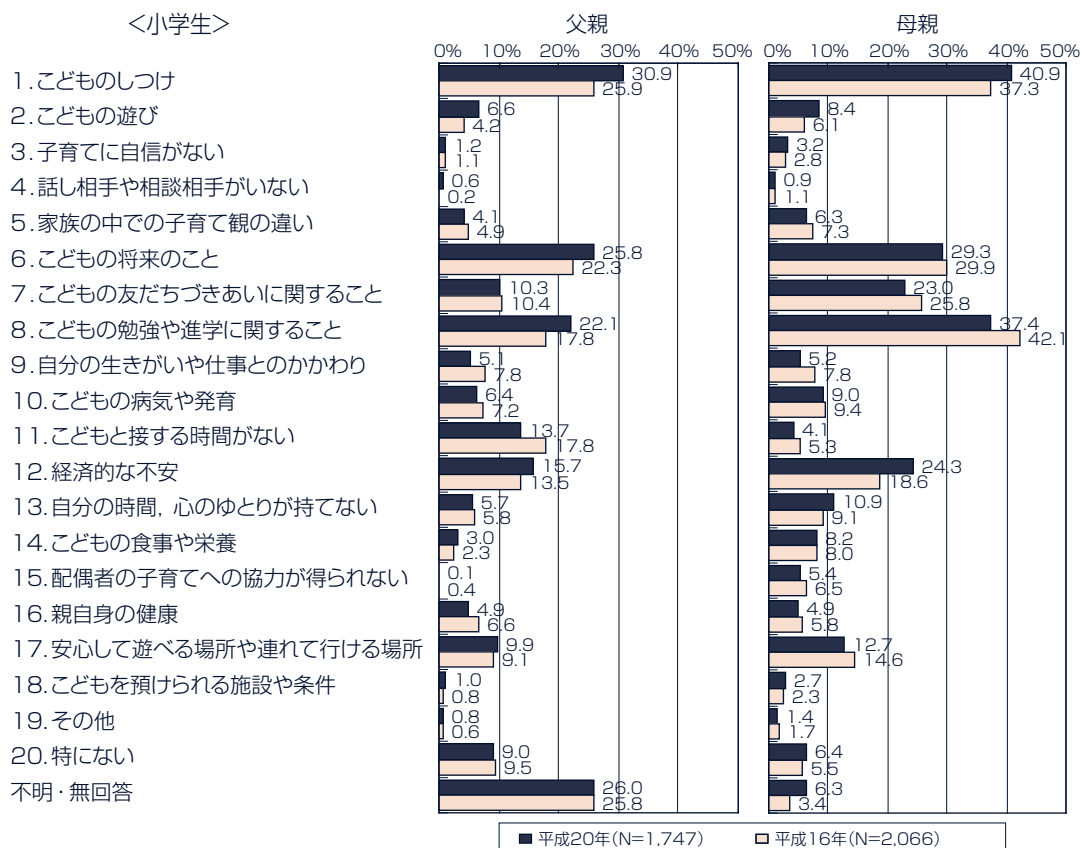


ニーズ調査 子育てに関する悩みや不安

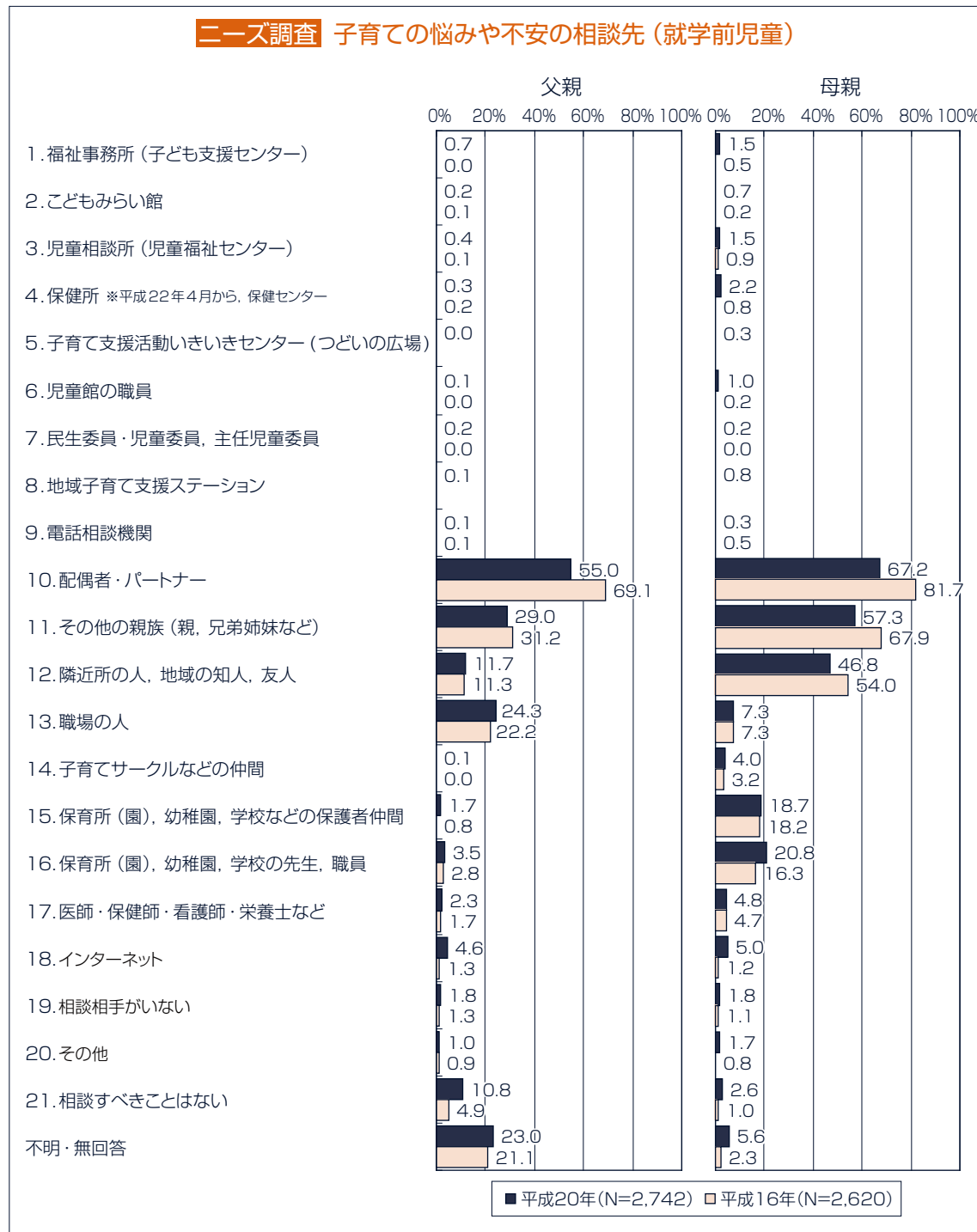
<就学前>



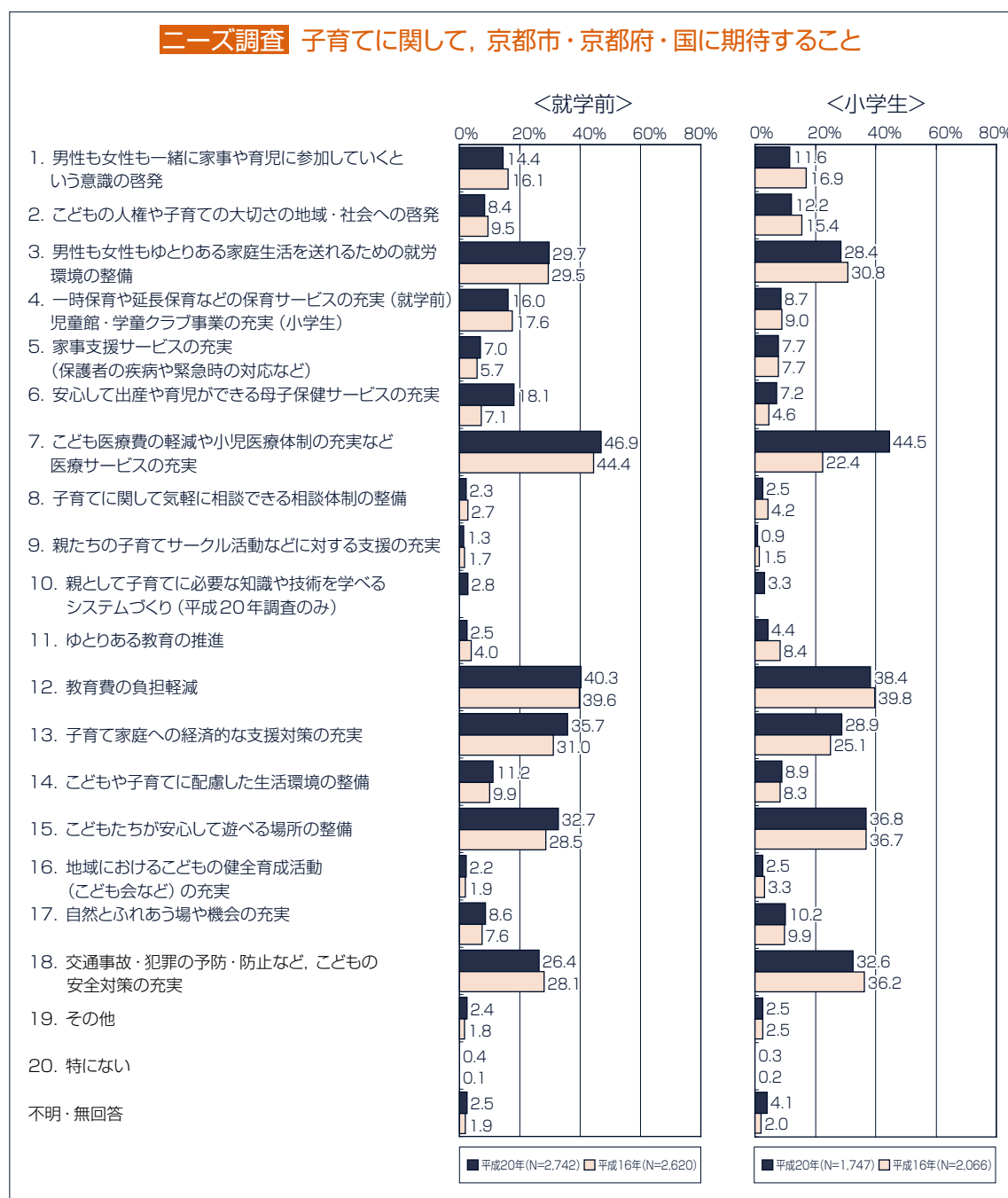
<小学生>



母親について、子育ての悩みや不安の相談先として「配偶者やパートナー」としている回答が、5年前の調査より10ポイント以上減少しており、在宅における子育ての孤立化がより顕著となってきています。



期待する子育て支援策については、「こども医療費の軽減や小児医療体制の充実など医療サービスの充実」、「教育費の負担軽減」や「子育て家庭への経済的な支援対策の充実」、「男性も女性もゆとりある家庭生活を送れるための就労環境の整備」、「こどもたちが安心して遊べる場所の整備」、「交通事故・犯罪の予防・防止など、こどもの安全対策の充実」が多くなっており、これも前回ニーズ調査とほぼ同じ結果となっています。ただし、就学前児童においては「安心して出産や育児ができる母子保健サービスの充実」が、小学生においては「こども医療費の軽減や小児医療体制の充実など医療サービスの充実」に対する期待が、前回ニーズ調査に比べて大きくなっています。

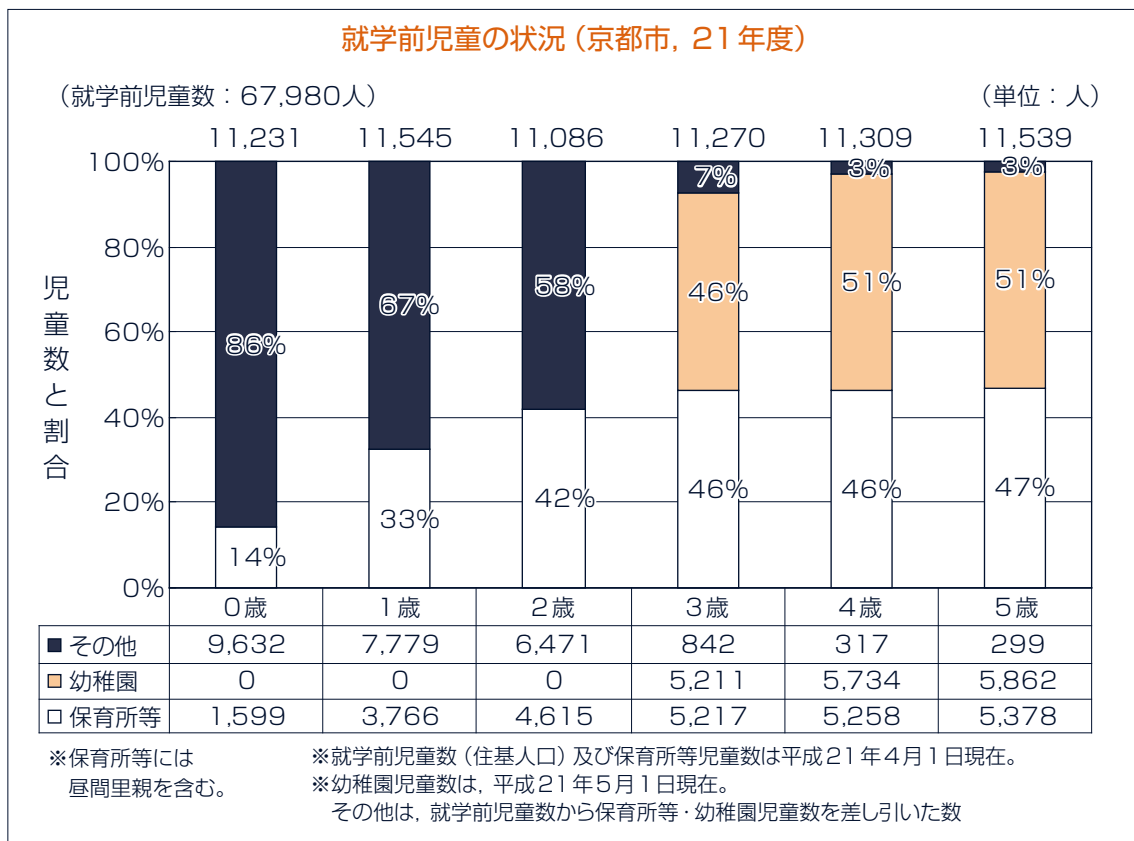


(2) 就学前の子どもの保育

子どもたちの日中の生活の中心となる場所は、就学後は小学校、中学校等になりますが、就学前の子どもたちは、親の就労や家庭の状況等によって異なります。

保育所、幼稚園、昼間里親に通っていない子どもの割合は、全体の4割弱（平成16年度は約4割）、3歳未満では約7割（平成16年度は約7.5割）となっています。とりわけ0歳児については、9割弱の子どもが在宅で育児されています。これらの家庭では、保育所等に通っている子どもの家庭に比べて、子育てについて専門的な知識等を持つ施設からの日常的な支援を受けにくい状況にあるといえます。

京都市では、この5年間、児童館や子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）をはじめ地域における子育て支援拠点の整備等を進めてきましたが、特に乳幼児期は、在宅での育児が中心となっているため、今後も地域や近隣関係において適切な養育環境を確保することが重要といえます。

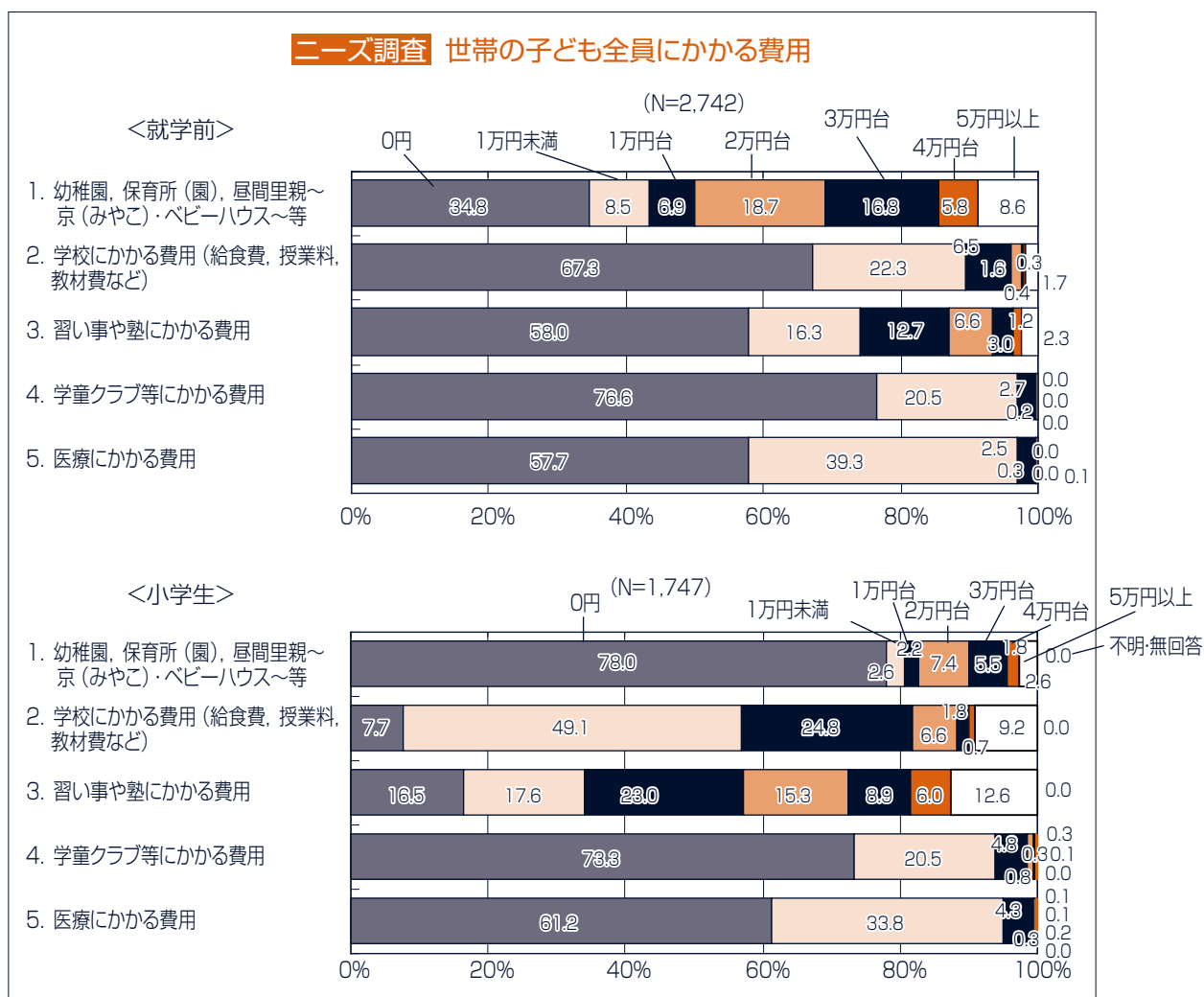


(3) 子育ての費用

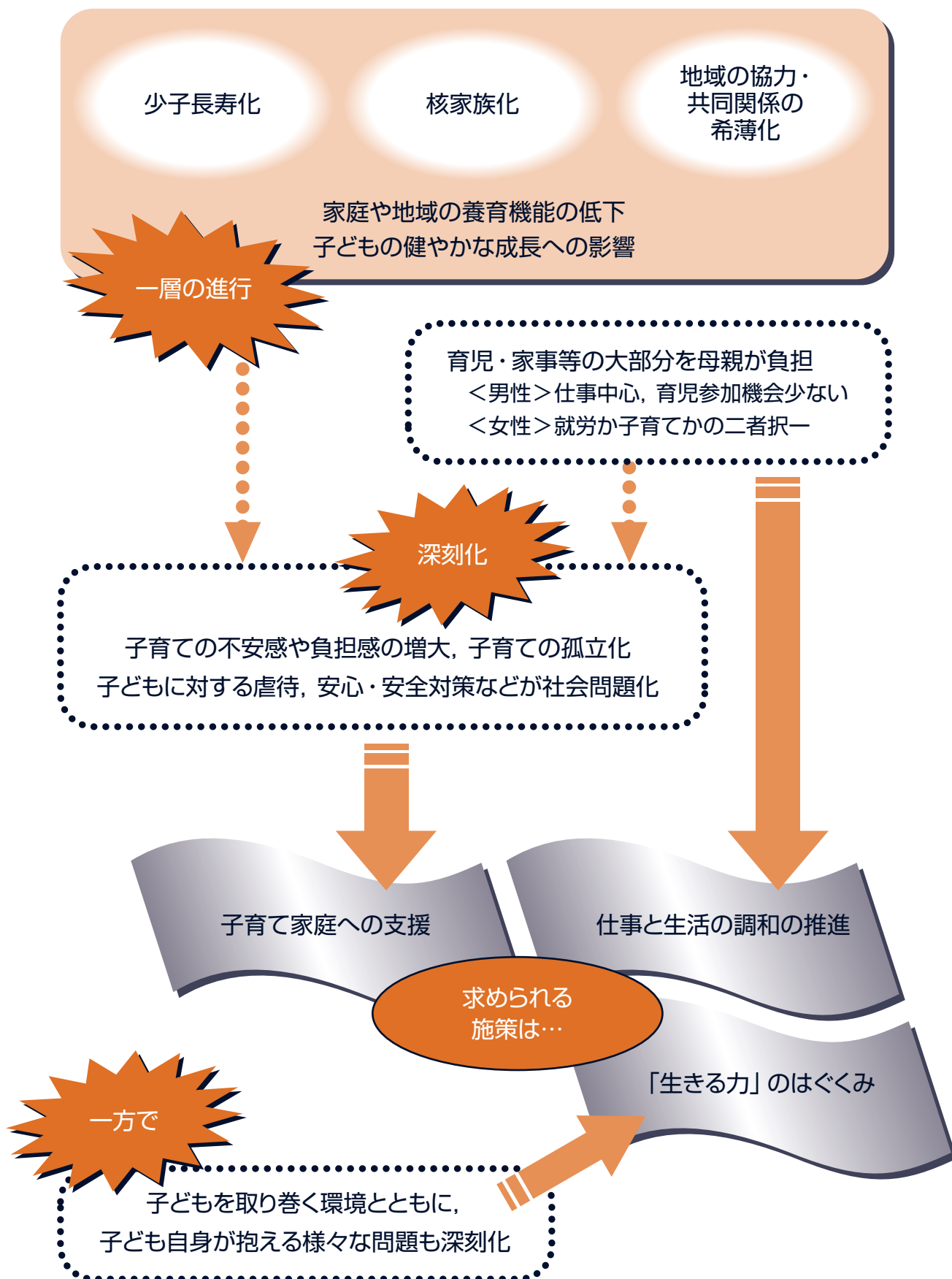
ニーズ調査で、世帯の子ども全員にかかる費用を聞いていますが、小学生の世帯では、義務的に必要である学校にかかる費用について、月2万円未満の家庭が約8割なのに対し、利用するかどうかを選択できる習い事や塾の費用について、月2万円以上かかっている世帯が約4割を占めています。

また、ニーズ調査においては、子育て全般にかかる経済的負担軽減の要望が多くなっており、厳しい経済情勢のもとで、市民の負担感が大きくなっていることがうかがえます。

先ごろ、厚生労働省が国民生活基礎調査を基に算出した相対的貧困率を公表しましたが、2007（平成19）年の貧困率は15.7で、2004（平成16）年の14.9から0.8ポイント上昇しています。また17歳以下の子どもの貧困率は14.2となっており、2004（平成16）年の13.7から0.5ポイント上昇しています。



■子どもと家庭を取り巻く状況



第Ⅲ部

計画の内容

第1章 市民・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり

- (1) 子どもを共に育む京都市民憲章の推進34
- (2) 子育て支援ネットワークの充実37

第2章 子どものいのちと人権が大切にされるまちづくり

- (1) 児童虐待対策の推進40
- (2) 被虐待児をはじめとした養護等が必要な子どもの福祉44
- (3) 障害や疾病等で支援が必要な子どもの福祉49

第3章 次世代をはぐくむすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり

- (1) 子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり54
- (2) 子どもの生活環境の整備66
- (3) 子どもの安全な生活が確保されるまちづくり70
- (4) 子育て家庭への経済的な支援72
- (5) 安心して子育てできる保育サービスの充実 (保育計画)76
- (6) ひとり親家庭の自立促進 (ひとり親家庭自立促進計画)96

第4章 子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちづくり

((1)～(5) 母子保健計画)

- (1) 思春期のこころとからだの健康づくり108
- (2) 安心して妊娠・出産できる環境づくり111
- (3) 乳幼児の健やかな発育・発達と育児不安を軽減するための支援116
- (4) 子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実121
- (5) 望ましい食生活を営む力をはぐくむための環境づくり125

第5章 次代を担う子どもたちが心豊かに生きる力をはぐくむことができるまちづくり

- (1) 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成による
生きる力をはぐくむ教育環境づくり132
- (2) 子どもの健全育成のための環境づくり、放課後の子どもたちの居場所づくり
.....149
- (3) 青少年の自主性と創造力をはぐくむまちづくり154

【数値目標設定事業】156

【子どもと家庭を取り巻く状況と「京都市未来こどもプラン」の構成】157

【「前プラン」と「京都市未来こどもプラン」の施策構成の比較】158

注：施策・取組の表記について (P.36～155)

新規： 前プランに掲げていなかったもの

新規(推進中)： 前プランに掲げていなかったが、計画期間中(2005(平成17)～2009(平成21)年度)に新たに実施を開始しているもの

第1章 市民・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり

(1) 子どもを共に育む京都市民憲章の推進

子どもを共に育む京都市民憲章

子どもたちの今と未来のため、人と人の絆を結び、共に生きるうえでの行動規範としての市民憲章



わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、褒め、時には叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先します。

平成 19 年 2 月 5 日（育児ニコニコ笑顔の日）制定

同年 3 月 13 日京都市会が「子どもを共に育む京都市民憲章」を積極的に推進する決議



制定の経緯

京都のまちは、地蔵盆や各地域の祭り、伝統行事に象徴されるように、子どもを大切にする文化を誇りとし、また、全国に先駆けて小学校を創設し、地域住民が運営に参画するなど、地域社会を基盤にした子育てと人づくりを担う自治の精神に満ちた輝かしい伝統を有しています。

そうした精神と社会の在り様は、子どもに社会の一員として愛される喜びと愛することの大切さを教え、共に生きるうえでの規律、支え合い、育ち合いの姿勢を自然と学ばせ、身につけさせる役割を担ってきました。

しかし、今、現代社会において、急速な情報化に加えて、物質的な豊かさや利便性があまりにも優先され、家庭での親子、更に兄弟姉妹や祖父母、地域での人と人とのふれあいやつながりといった、子どもの健やかな育ちに大切な力が失われつつあります。

さらに、子どもの命が粗末に扱われたり、子ども自身が自尊感情を持てず、命を軽視してしまう現実を前に、改めて京都のまちが培ってきた次世代育成の精神と地域社会の力に依拠しつつ、子どもを健やかに育むため、市民の心意気を行動で示すことが緊急の課題となっています。

そうした状況のもと、2006（平成18）年6月には「人づくり21世紀委員会からの提言」が提出されるなど、子どもの命と健やかな成長を最優先させるため、今、大人として何をなすべきかを共に考え行動する市民の輪が広がってきたことを受け、児童虐待等の様々な子どもの問題に取り組んできた京都子どもネットワーク連絡会議とも連携し、親として市民として、更には企業としての行動の在り方を具体化する「子どもを共に育む京都市民憲章」を制定する運びとなったものです。



市内4会場で活発な議論が
交わされた「意見交流会」
(平成18年11月10、13、14、15日)



市民ぐるみで実践を誓い合った
「憲章制定記念の集い」
(平成19年2月24日)

現状と課題

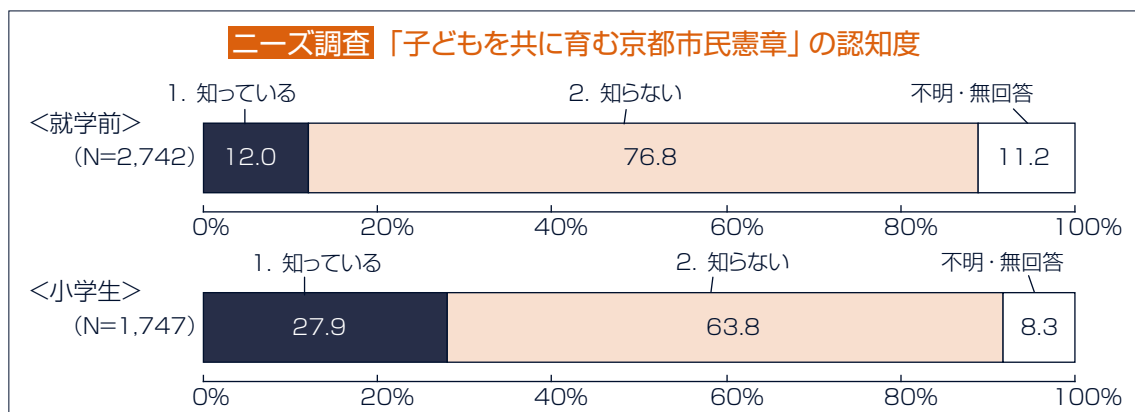
少子長寿化を背景に、地域や家庭の子育て力の低下など、子どもを取り巻く環境は著しく複雑かつ多様化しており、児童虐待をはじめとして子どもたちの人権が尊重されず、また、子ども自身が自尊感情を持てず、命を軽視する傾向があります。さらに、利便性や利益を優先する社会風潮は、健やかな子どもの育ちに弊害も及ぼしています。こうした状況に対応していくためには、親自身が親としての自覚を持つとともに、地域で子育てを支えあう風土づくりを進めることが重要となります。

そこで、京都のまちが培ってきた次世代育成の精神と地域社会の力に依拠しつつ、子どもを健やかにはぐくむため、市民の心意気を行動で示すことが必要であり、このような状況を背景

に、親として市民として、更には企業として、行動のあり方を具体化する「子どもを共に育む京都市民憲章」が2007（平成19）年2月5日に制定されました。

制定から約3年の間、様々な市民活動が実践されており、着実に市民の行動の輪は広がりをみせてきています。しかし、今回のニーズ調査結果によると、憲章の存在自体を知らない市民が、就学前の保護者で77%、小学生の保護者で64%となっており、まだまだ一人一人の市民にまで浸透していないのが現状といえます。一方で、憲章を知らない方でも、半数以上が「今後、（憲章を）実践したいと思う」と回答しており、憲章の認知度が高まれば、行動の実践の輪も拡大していくことが期待されます。

「子どもを共に育む京都市民憲章」は、京都市の子どもにかかわる施策の根幹の理念となるものであり、施策推進に際しては常に念頭に置かれるべき存在です。この憲章が市民に定着し、共感と行動の輪が更に広がるよう推進していく必要があります。



施策を展開する今後の方向性

「子どもを共に育む京都市民憲章」は、その理念に共感した市民一人一人、さらには、様々な団体などの自発的な行動につながってこそ、意義があります。そのために、憲章の理念が市民生活の隅々にまで浸透し、家庭、地域、学校、企業、行政など、社会のあらゆる場で実践行動の輪が広がっていくよう施策を展開します。

また、「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念を京都市の施策展開に着実に反映させます。

【施策・主な取組】（**000**＝重点施策、**000**＝推進施策）

001 「子どもを共に育む京都市民憲章」の普及促進 **新規（推進中）**

憲章の理念に通じる実践行動の輪をより一層大きなものとするため、全庁を挙げての取組はもとより、市民団体等にも協調を働きかけ、市民と行政が協働して、より一層の普及促進に取り組みます。

<保健福祉局，教育委員会，全局・区>

002 「子どもを共に育む京都市民憲章」を推進する条例の制定 **新規**

憲章のより一層の推進を図るため、条例を制定します。

<保健福祉局，教育委員会>

(2) 子育て支援ネットワークの充実

現状と課題

京都市では、市民と行政が一体となって子育てを支えるため、全市レベル・行政区レベル・身近な地域レベルの三層からなる「子どもネットワーク」を構築しています。

全市レベルでは、児童福祉センターをはじめとする子育て支援の中核機関が、それぞれの専門性を生かした取組を進めているほか、現在、子育てにかかわる団体、機関、行政など合計 78 機関の参加を得て、京都子どもネットワーク連絡会議を設置し、新「京(みやこ)・子どもいきいきプラン」の進ちょく管理や、子どもと家庭に関する全市的課題について取り組んでいます。

行政区レベルにおいては、2005(平成17)年度に、「子ども支援センター」に地域活動員(育児支援担当)を新たに配置して、要保護児童への支援体制を強化しました。また、2006(平成18)年度には、全行政区に地域ネットワーク(子育て支援調整会議)の設置が完了しています。現在は、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、多様な関係機関との連携・協働に基づく、地域における子どもと家庭への支援を目指しています。「子ども支援センター」は、各行政区における要保護児童対策・健全育成対策など、幅広く関係機関の連絡・調整を行っています。また、保健センターについては、地域の母子保健事業の中核機関として「要保護児童対策地域協議会」に参画しており、それぞれ重要な役割を果たしています。

身近な地域レベルにおいては、保育所や児童館を「地域子育て支援ステーション」に指定し、子育て相談や講座、地域交流事業をはじめとする各種事業の展開を図っています。指定箇所数は、175箇所になる予定であり、身近な地域における子育て支援の拠点としての役割を担っています。

(子どもネットワーク)

全 市 レ ベ ル	■ 子育て支援の中核機関 児童福祉センター、こどもみらい館、こども相談センターパトナ、京(みやこ)あんしんこども館が、総合的かつ専門的な機能を活かして事業を推進している。 ■ 京都子どもネットワーク連絡会議 子どもと家庭にかかわる行政、民間の関係機関・団体等で設置(1997(平成9)年12月)。子育て支援を総合的に推進するために協議、連絡調整を図っている。
行 政 区 レ ベ ル	■ 子ども支援センター(福祉事務所) 行政区内での子育て支援ネットワークの拠点として設置(1999(平成11)年9月)。子育てに関する総合相談・情報発信、区域内の関係機関のネットワークづくり(=子育て支援調整会議)等を実施している。 ■ 保健センター 行政区内で、妊娠―出産―育児期に至るライフサイクルに応じ母子保健施策を推進する拠点として、医療機関等の関係機関とも連携し、各種母子保健事業を実施している。 ■ 子育て支援調整会議 区域内の子どもにかかわる関係機関・団体等で設置(2006(平成18)年度全区・支所設置完了)。地域における児童問題の把握や情報交換等を行っている。
身 近 な 地 域 レ ベ ル	■ 地域子育て支援ステーション(平成21年11月1日現在、174箇所) 保育所や児童館を身近な地域における子育て支援の拠点として指定(1998(平成10)年5月から)。子育て相談や講座、子育て情報の収集・発信、地域交流事業等を展開している。

また、近年、子どもや子育てにかかわるネットワークや連携組織が構築され、様々な取組が行われています。特に、学校・家庭・地域の連携によって子どもたちのために何ができるのかを考え・行動する「人づくり21世紀委員会」については、それぞれの地域において子どもの育成を考えるうえで大きな役割を果たしています。近年、人づくり21世紀委員会が取り組んでいる「薬物」、「エイズ」、「虐待」、「携帯電話・インターネットの弊害」などへの取組は、「子どもを共に育む京都市民憲章」制定の契機となり、また、その後、2007（平成19）年度には「携帯電話へのフィルタリング設定の義務化と有害情報発信に対する規制強化」の国会への請願署名活動を行うなど、全国をリードする取組として注目されています。

それぞれのネットワークには、それぞれに目的や意義があり、目的の達成に向けて独自の取組を進めていくことで成果を挙げています。しかし、同じ子育てを支え合うこれらの取組が、今後一層連携・共同の取組を進めることにより、より広範な機関や人がかかわる効果的な取組へと発展させることが可能となり、全市的な子育て支援の風土づくりにつなげていくことができます。

京都は、古くから住民が培ってきた自治の伝統が息づくまちであり、自治会、社会福祉協議会、民生児童委員会などの地域団体が、地元根差して主体的に協力し、共同の活動がなされており、これらの団体が主催する「子育てサロン」活動も活発化しつつあります。開かれた学校づくりや、地域ぐるみの教育が推進されている中で、PTAや地域団体などによる学校を拠点とした活動も展開されています。このような様々な自主的な活動が継続し発展し、さらに、互いの連携や協働がなされた時、大きな効果が発揮されると期待できます。

施策を展開する今後の方向性

子育て支援に関連するネットワークが連携することで、それぞれの取組を円滑で効果的なものにするとともに、保健・福祉・教育等の枠組みを越えた共同の取組を展開し、「子育て“きょうかん”都市・京都」の創造のため、全市的な子育て支援の風土づくりにつなげていきます。

子育て支援の風土づくり、子育てを支え合う地域社会の構築を目指すうえで、「子どもネットワーク」の果たす役割は重要です。今後も、「子どもネットワーク」が核となり、身近な地域・行政区・全市レベルの子育て支援機関がそれぞれ連携できる体制を確立し、かつ市民・民間の関係機関・団体が連携してネットワークを強化・発展させるよう努めます。

また、妊娠から出産、そして子どもの成長や発達に応じた子育ての段階ごとに、切れ目のない連携を深め、情報共有と役割分担の明確化を推進していきます。

特に、身近な地域での子育て支援活動の広がりにより、地域の人々が子どもや子育て親子を温かく見守り・自覚を促し・共に支える、子育てしやすい地域の土壌を作り出していくことが重要です。また、様々な児童問題に対し、身近なところで、より迅速で的確な支援に結びつく体制の構築に努めます。

【施策・主な取組】（**000**＝重点施策，**000**＝推進施策）

003 子育て支援の中核機関の新設と連携強化

子育てにかかわる総合的かつ専門的な機能を有する子育て支援機関の新設及び地域の関係機関との連携を強化します。

＜保健福祉局，教育委員会＞

【中核機関】◇児童福祉センター

◇第2児童福祉センター（仮称）＜新設＞ **新規** 再掲（P.43）

◇子育て支援総合センターこどもみらい館

◇教育相談総合センター（こども相談センターパトナ）

◇子ども保健医療相談・事故防止センター「京（みやこ）あんしんこども館」 再掲（P.123）

004 子ども支援センターの機能強化

「子どもネットワーク」における行政区レベルの子育て支援拠点として，児童相談所，保健センター，保育所，児童館，小・中学校，主任児童委員等をはじめとした子どもにかかわる関係機関との連携を深め，区域内的ネットワークの充実に努めます。

＜保健福祉局＞

【主な取組】◇子育て支援調整会議の開催

◇子ども支援センター職員の専門性の向上

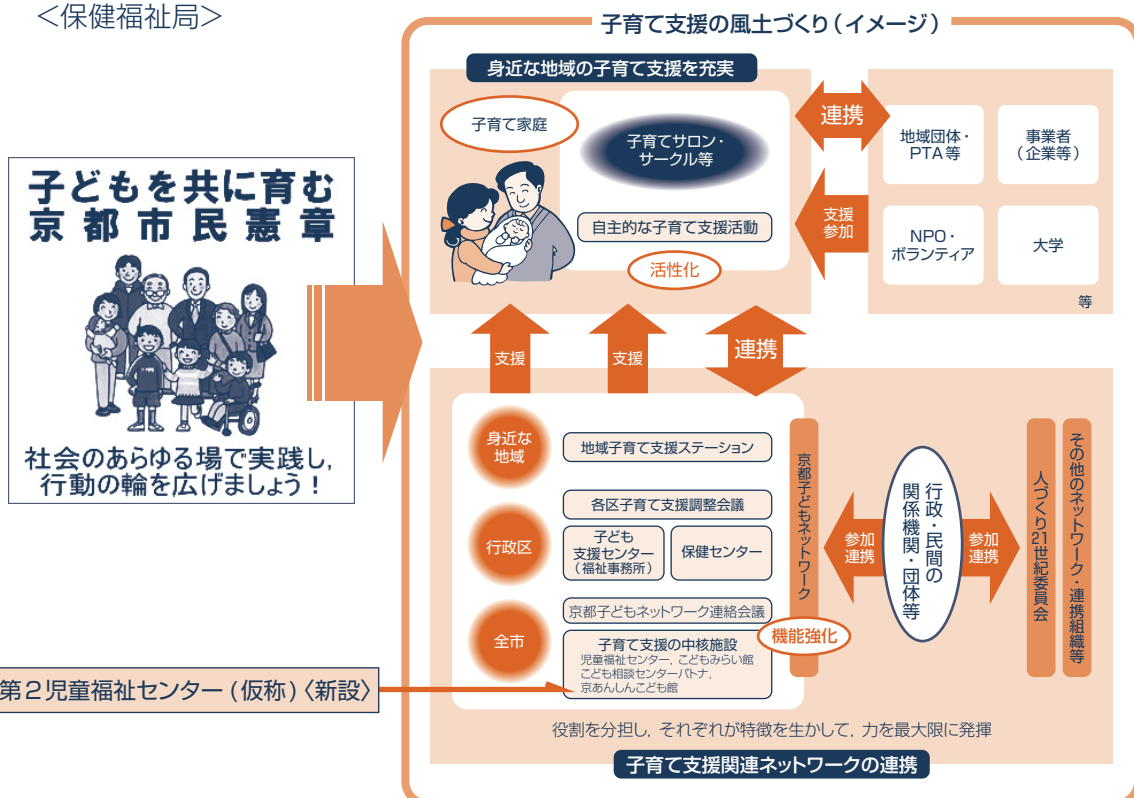
◇育児支援家庭訪問事業の実施 再掲（P.56）

◇要保護児童対策地域協議会の設置 **新規（推進中）** 再掲（P.43）

005 地域子育て支援ステーション事業の実施

「子どもネットワーク」における身近な地域の子育て支援拠点として，子育て相談や各種講座，子育て情報の収集・発信等を実施します。

＜保健福祉局＞



第2章 子どものいのちと人権が大切にされるまちづくり

(1) 児童虐待対策の推進

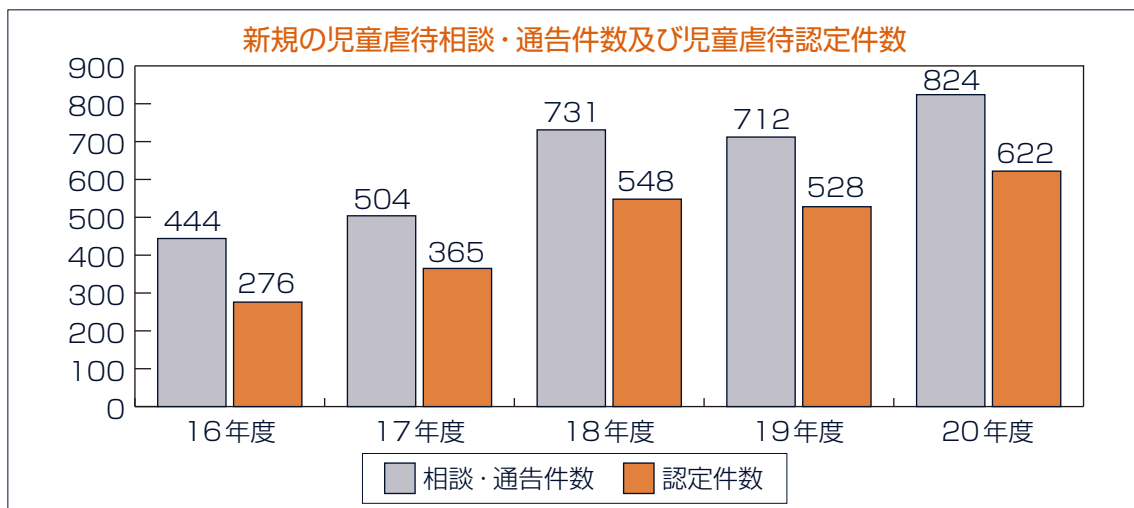
現状と課題

京都市の児童相談所に寄せられた新規の児童虐待相談・通告件数は、2008（平成20）年度は824件と過去最高を更新し、この5年間で約2倍に増えています。子どもの人口が減少していることを踏まえると、大幅に増加しているといえます。

ニーズ調査によると、「こどもがいると毎日の生活が楽しい」、「こどもの成長とともに、自分も成長していると感じる」など子育ての喜びを実感している意見が多い一方で、特に母親において、「子育てについて不安になったり、悩むときがある」、「生活や気持ちにゆとりがなく、いらいらすることがある」、「子育てから解放されたいと思うときがある」など子育てに対する不安や負担感を感じている意見もありました。（参照 P.25表）

これらのことから、児童虐待についての社会的な関心が高まり、早期の段階で相談・通告が行われていると考えられる一方で、子育てサロン、サークルの設置など地域の子育て支援の取組や、新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）や育児支援家庭訪問事業など家庭支援の取組が充実してきた面はあるものの、核家族化による世帯構造の変化や地域のつながりの希薄化により、家庭や地域の持つ養育力が低下し、子育てに対する不安や負担感の増大、子育ての孤立化が進行していることなども、相談・通告が依然として増加している背景にあると考えられます。

子育てに対する不安や負担感、孤立感を取り除くため、子育てに関する相談、情報、交流の場等の充実を図ることが求められています。



児童虐待相談・通告件数のうち、事実確認・各種調査等を行った結果、「児童虐待」と認定した件数（児童虐待認定件数）は、2008（平成20）年度は622件と、この5年間で2倍以上増えています。このうち、施設入所措置を行った事例は約5%であり、約95%は在宅のまま指導・援助を行っています。

児童虐待等のため支援が必要な家庭も地域社会の一員であり、こうした家庭を発見し、見守り、支援するためには、行政による対応と共に、地域の協力が不可欠です。

児童虐待認定後の施設入所、里親等委託、在宅指導・援助等対応別件数

年度	施設入所	里親等委託	在宅指導・援助	その他	計
16	33(12.0%)	0	243(88.0%)	0	276
17	34 (9.3%)	0	331(90.7%)	0	365
18	44 (8.0%)	1(0.2%)	503(91.2%)	0	548
19	32 (6.1%)	0	496(94.0%)	0	528
20	30 (4.8%)	0	591(95.0%)	1(0.2%)	622

国においては、2008（平成20）年4月に児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）が改正され、各地方公共団体への要保護児童対策地域協議会の設置が努力義務になるとともに、児童の安全確認等のための立入調査等の強化など児童相談所の権限強化が図られました。また、2009（平成21）年4月に児童福祉法が改正され、要保護児童対策地域協議会の機能強化（養育支援の対象者の拡大等）のための規定が盛り込まれました。

こうした法改正の趣旨を踏まえ、児童相談所及び子ども支援センター（要保護児童対策地域協議会の事務局）の体制・機能をより一層強化することが求められています。

施策を展開する今後の方向性

児童虐待は、子どもの命にかかわる重大な人権侵害です。子どもたちの命を守るため、市民と行政が一体となって、児童虐待の防止に取り組まなければなりません。現在、家庭や地域の持つ養育力が低下していると言われており、地域社会の一員である子育て中の家庭を、地域住民や関係機関が見守り、支援する社会の仕組みを構築する必要があります。

このため、増加する児童虐待への対応として、児童相談所をはじめとした関係機関の対応力を強化するとともに、多様な関係機関が連携して家庭支援を行う仕組みづくりを進めます。

また、子育てへの不安や負担感、孤立感を持つ家庭に対しては、子育てに関する相談、情報、交流の場の提供など、児童虐待を未然に防止するための取組を充実します。

【施策・主な取組】（**000**＝重点施策、**000**＝推進施策）

ア 発生予防

006 地域住民・関係機関への啓発

子育て中の家庭を地域全体で見守り、支援することができる環境づくりに向けて、地域住民・関係機関に対し、児童虐待防止についての啓発の取組を行います。

＜保健福祉局、教育委員会＞

【主な取組】◇児童虐待防止をテーマにした講演会等の取組

◇学校等を通じた子ども・保護者への啓発

◇児童虐待相談ホームページによる情報発信

007 児童虐待防止対策としての母子保健事業の実施

児童虐待の発生予防や早期発見・支援に向けて、母子の心身の状況・養育環境の把握・助言など、妊娠中から様々な事業に取り組みます。

＜保健福祉局＞

【主な取組】「第4章(2) 安心して妊娠・出産できる環境づくり」の「**122** 出産準備の支援と虐待の未然防止」(P.114)、「第4章(3) 乳幼児の健やかな発育・発達と育児不安を軽減するための支援」の「**131** 乳幼児健康診査未受診者等養育上の問題を抱える家庭への支援」(P.119) 及び「**132** 母親の育児不安軽減と孤立化防止」(P.119)に記載

008 子育て支援事業の充実

子育て家庭の交流拠点の設置や家庭訪問等を通じて、気軽に子育て相談に応じ、また、子育て中の親子同士の交流を図るなど、子育てへの不安や負担感、孤立感の解消に努めます。

＜保健福祉局＞

【主な取組】◇新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）における保健指導などの実施 **新規（推進中）** 再掲(P.55)
◇育児支援家庭訪問事業の実施 再掲(P.56)
◇子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）の設置箇所の拡大 再掲(P.59) **目標：P.156参照**
◇すべての児童館での地域子育て支援拠点事業（児童館・子育てほっと広場）の実施 **新規（推進中）** 再掲(P.153)
◇地域子育て支援ステーション事業の実施 再掲(P.39)

009 DV(ドメスティック・バイオレンス) 対策の充実

DV被害者や被虐待児が安心して日常生活を過ごすため、相談や情報提供、関係機関との連絡調整等を行います。

＜文化市民局＞

【主な取組】◇京都市DV基本計画（仮称）の策定 **新規**
◇DV相談支援センター（仮称）の新設 **新規**
◇民間シェルターへの補助
◇DVに関する市民への普及啓発の推進及び支援対策の周知
◇京都市域の女性への暴力に関するネットワーク会議を中心としたDV被害者の自立を支援するための関係機関との連携強化

イ 早期発見・早期対応

010 児童福祉センターの体制強化

児童虐待の専門機関である児童相談所をはじめとした児童福祉センターの体制強化を図り、児童虐待への対応力を強化します。

<保健福祉局>

【主な取組】◇第2児童福祉センター（仮称）の新設 新規

◇子ども虐待防止アクティブチーム等による総合的かつ系統的な対応

◇児童相談所職員の専門性の向上

◇児童精神科医師の確保等診療体制の充実

◇虐待者へのケアと親支援のあり方の研究 新規

011 子ども支援センターの機能強化 再掲 (P.39)

「第1章 (2) 子育て支援ネットワークの充実」に記載 (P.39)

012 学校の実取組強化

児童虐待を早期に発見し、関係機関と連携して対応するため、学校における児童虐待防止のための取組を強化します。

<教育委員会>

【主な取組】◇児童虐待に係る校内の連携体制の構築・点検

◇学校及び教職員への研修の充実

◇事前・事後の継続的な情報共有など関係機関との連携強化

013 地域・関係機関の連携強化

多様な関係機関との情報共有及び連携による支援を実現するため、児童虐待対策に特化したネットワークを構築します。

<保健福祉局>

【主な取組】◇要保護児童対策地域協議会の設置 新規（推進中）

◇児童虐待対策中核機関（児童相談所・子ども支援センター・保健センター）の連携強化

◇児童相談所と学校の連携強化

014 児童虐待対応への評価

児童虐待による死亡事例等を第三者により検証し、検証結果及び再発防止策を京都市に提言するとともに、京都市の対応策を点検・評価します。また、児童相談所の適切な運営の確保に向けて、定期的に点検・評価を行うためのシステムを構築します。

<保健福祉局>

【主な取組】◇児童虐待死亡事例等検証委員会の設置 新規（推進中）

◇児童相談所の業務評価システムの構築 新規

ウ 子どもの保護・自立支援

「第2章 (2) 被虐待児をはじめとした養護等が必要な子どもの福祉」の「ア 社会的養護対策」に記載 (P.47～48)

(2) 被虐待児をはじめとした養護等が必要な子どもの福祉

現状と課題

ア 社会的養護対策

<乳児院, 児童養護施設>

乳児院^{*1}や児童養護施設^{*2}の入所率は、定員の9割を超えています。このうち、被虐待児の占める割合は6割を超えており、発達障害等の障害のある子どもを含めると、更に高い割合となります。

国においては、できる限り家庭的な環境の中での養育を実現するため、小規模グループでのケアを推進しています。また、2009（平成21）年4月に児童福祉法が改正され、施設に措置された児童に対する施設職員からの虐待防止のための規定が盛り込まれました。

複雑・多様化する入所児童へのきめ細やかなケアを行うとともに、法改正の趣旨を踏まえ、入所児童の権利を擁護する取組が必要です。

施設の定員数と充足率（平成20年度）

種 別	定員数	平均現員数	平均充足率
乳児院	43	34	79. 1%
児童養護施設	432	405	93. 8%
合 計	475	439	92. 4%

施設の入所状況と被虐待児の割合（平成21年7月末現在）

種 別	施設数 [*]	入所児童数 [*]	被虐待児数（再掲）	被虐待児入所率
乳児院	2	28	17	60. 7%
児童養護施設	12	396	245	61. 9%
合 計	14	424	262	61. 8%

※ 施設数には市外の施設を含む。入所児童数は京都市が措置した児童のみ記載。

<里親>

京都市の里親^{*3}委託率は4.6%（平成20年3月現在）と、全国平均（9.9%）を下回っています。また、養子縁組を希望する里親が多いため、登録里親に比べて委託里親の数が少ない状況です。なお、京都市独自の制度として、週末や夏季・冬季の長期休暇を利用し、家庭環境での生活を体験できる「週末里親」を実施しています。

国においては、2009（平成21）年4月に児童福祉法が改正され、養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別するとともに、里親制度の普及啓発や里親への支援等を行う里親支援機関事業の創設、家庭的な養護を推進するための小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の創設など、里親制度の拡充のための規定が盛り込まれました。

可能な限り家庭的な環境の下での養育を実現するため、里親委託率の向上に向けて里親制度の普及・促進を図ることが求められています。

里親登録及び委託状況（平成21年4月1日現在）

	登録里親数		委託里親数	委託児童数
養育里親	43	48	7	9
専門里親	5		2	2
親族里親	7		6	6
養子縁組里親	9		4	4
週末里親	36		7	8

※養育里親：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められた児童を養育する里親として認定を受けたもの

※専門里親：児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童を養育する里親として認定を受けたもの

※親族里親：両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない児童を養育する里親として認定を受けたもの（里子の三親等以内）

※養子縁組里親：将来的な養子縁組を目的として認定を受けた里親

※週末里親：児童養護施設等の入所児童に、週末や学校長期休業期間中、宿泊を伴う家庭生活を体験させる里親として認定を受けたもの

<児童自立生活援助事業>

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）※⁴は、現在、市内1箇所であり、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を通じて、入所児童の社会的自立を支援しています。

国においては、2009（平成21）年4月に児童福祉法が改正され、対象児童の満18歳未満から満20歳未満への引上げ、措置から申込みへの利用形態の変更などのための規定が盛り込まれました。

法改正を踏まえた対応を行うとともに、施設を退所した児童も含めて、子どもたちの社会的自立を支援するための取組を充実する必要があります。

<情緒障害児短期治療施設>

情緒障害児短期治療施設※⁵「青葉寮」の入所定員は35名ですが、月平均在籍者数はここ数年15名程度で推移しています。

設置当時は小学生のみを想定していましたが、現在は中学生が半数以上を占めており、^{きょう がい} 狭隘な生活空間を解消する必要があります。また、被虐待児や発達障害のある子どもの割合も高く、児童の個々の課題解決に向けた処遇を行う必要があります。

<一時保護所>

一時保護所※⁶「すばるホーム」の入所定員は30名ですが、一日平均在籍者数はここ数年10名強で推移しています。保護者のニーズに応じて利用されている乳児院や児童養護施設における子育て支援短期利用事業（ショートステイ）が充実していることが要因として考えられます。また、虐待認定された児童が利用する場合も多くあります。

施設が狭隘^{きょうがい}なため、児童の抱える個々の問題に対して、年齢別・性別・課題別の個別処遇を行ううえで様々な課題が生じています。

- ※1 乳児院：保護者の健康上等の理由により、家庭で養育を受けることができない概ね1歳未満の乳児が生活している児童福祉施設
- ※2 児童養護施設：保護者の健康上等の理由により、家庭で養育を受けることができない概ね1歳以上の幼児及び少年が生活している児童福祉施設
- ※3 里親：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められた児童を養育するもの
- ※4 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）：施設を退所した児童等が共同で生活し、生活を共にする職員から生活指導や就労支援を受けながら、就労・社会的自立を目指す施設
- ※5 情緒障害児短期治療施設：軽度の情緒障害のある児童を、短期間の入所又は通所を通じて治療する施設
- ※6 一時保護所：児童虐待によって保護された児童や一時的に親の養育が受けられなくなった児童などを保護する施設

イ 非行児童対策

児童相談所への非行相談は、近年増加傾向にあります。ぐ犯・触法共に中学生の割合が高い一方で、小学生に関する相談件数が増加するなど、非行相談の低年齢化も見られます。

刑法犯少年の検挙・補導については、中学生の割合が高く、窃盗犯※¹と知能犯※²が増加していますが、一方で、粗暴犯※³は減少しています。また、福祉犯※⁴の検挙については、携帯電話サイトを利用した児童買春・児童ポルノ法違反が増加しています。

国においては、2007（平成19）年11月に少年法が改正され、警察官から児童相談所長への送致や重大事件に関する児童相談所長による家庭裁判所送致の原則化、少年院収容年齢の引下げなどが盛り込まれました。

増加、低年齢化する非行問題に対しては、関係機関が連携し、早期の段階で対応していくことが求められています。

- ※1 窃盗犯：他人の物を故意に断りなく持っていくなどの犯罪
- ※2 知能犯：暴行・脅迫によらずに、主として知能を使ってなされる犯罪。詐欺など。
- ※3 粗暴犯：凶器準備集合、傷害、暴行、脅迫、恐喝などの犯罪
- ※4 福祉犯：本来保護し、その健全育成を図るべき少年への犯罪

児童相談所におけるぐ犯・触法相談件数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
0～学齢期前	0	0	0	0	0
小学生	16	17	19	30	21
中学生	233	183	189	207	247
高校生他	17	13	13	9	17
合計	266	213	221	246	285

※ぐ犯少年：度重なる家出や深夜徘徊、暴走族や暴力団との交遊等、保護者の監督に服しないなど、将来、刑罰法令に触れる行為を行う恐れのある少年

※触法少年：14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年

施策を展開する今後の方向性

親から離れて生活することを余儀なくされた子どもたちには、安心できる生活場所を提供するとともに、傷ついた心や体を癒し、人に対する信頼感や安心感を育て、家庭復帰や社会的自立を目指すことが求められています。

このため、施設等に入所する児童に対しては、できる限り家庭的な環境の中で養育し、きめ細やかなケアの提供に努めるとともに、施設を退所した児童も含め、社会的自立に向けた支援を行います。情緒障害児短期治療施設「青葉寮」及び一時保護所「すばるホーム」については、移転・再整備によって狭隘な施設の改善を図ることで、処遇上の問題を解決します。

また、非行児童への対策としては、少年非行にかかわる相談機関や関係団体との連携を深め、家庭・地域との協力による非行の防止や早期対応に取り組みます。

【施策・主な取組】（**000**＝重点施策、**000**＝推進施策）

ア 社会的養護対策

015 乳児院、児童養護施設等における取組の充実

家庭的な環境の中できめ細やかな支援を行うとともに、社会的自立に向けた取組を充実します。また、施設職員の専門性の向上に取り組むとともに、施設職員の処遇改善、施設入所児童への虐待の防止に努めます。

<保健福祉局>

【主な取組】 ◇小規模グループケアの推進

◇地域小規模児童養護施設の設置箇所の拡大

◇施設職員の専門性の向上

◇施設職員の処遇改善（京都市独自の取組として、施設職員の給与水準の維持、保育士や指導員配置の加算等）

◇施設入所児童の処遇向上（京都市独自の取組として、学習指導奨励費や障害児等加算、就職・就学支度金等）

- ◇施設入所児童への虐待防止に向けた取組 新規（推進中）
- ◇児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の増設 新規
- ◇施設退所児童の社会的自立に向けた支援の充実 新規
- ◇施設退所児童への生活自立支援金の給付

016 里親の拡充

里親への委託率を向上させるため、里親制度の普及啓発を行うとともに、委託里親への支援等に取り組みます。

<保健福祉局>

- 【主な取組】
- ◇里親制度の普及啓発
 - ◇里親への研修など支援体制の充実
 - ◇レスパイトケアの実施 新規（推進中）
 - ◇小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の創設 新規

017 児童福祉センターにおける取組の強化

施設に入所中の児童の早期の家庭復帰に向けた家族再統合の取組を充実するため、児童相談所の機能強化を図ります。また、児童の処遇上の問題を解決するため、施設の整備・改善を図ります。

<保健福祉局>

- 【主な取組】
- ◇児童相談所職員の専門性の向上 再掲（P.43）
 - ◇情緒障害児短期治療施設「青葉寮」の移転・再整備の検討
 - ◇一時保護所「すばるホーム」の再整備の検討

イ 非行児童対策

018 少年非行対策

少年非行にかかわる相談機関や関係団体との連携を深め、家庭・地域との協力による非行の防止や早期対応に取り組みます。

<保健福祉局, 教育委員会>

- 【主な取組】
- ◇児童相談所・学校・警察等の関係機関の連携強化
 - ◇家庭・地域社会との連携・協力による適切な取組

(3) 障害や疾病等で支援が必要な子どもの福祉

現状と課題

京都市の児童福祉センター（児童相談所及び発達相談所）が2008（平成20）年度に受け付けた児童に係る相談件数は7,260件、そのうち約7割（4,985件）が障害相談です。特に、近年、発達障害を心配する相談（言語発達障害相談・自閉症等相談）が増加しており、とりわけ就学児の相談の増加が目立っています。これは、2005（平成17）年4月の発達障害者支援法施行後、発達障害に対する市民の関心が高まったことが要因であると考えられます。

障害相談件数の推移

年 度	相談受理件数	内 障害相談件数
16	4,704	3,125(66.4%)
17	4,936	3,510(71.7%)
18	5,619	3,843(68.4%)
19	6,139	4,214(68.6%)
20	7,260	4,985(68.7%)

内容別相談件数の伸び率（％）

年 度	肢体 不自由	視聴覚 障害	言語 発達障害	重症 心身障害	知的障害	自閉症 等	合 計
16年度	53	47	488	86	2,322	129	3,125
20年度	66	45	1,529	46	2,952	347	4,985
⑯→㉔伸び率	125%	95%	313%	53%	127%	269%	160%

※16年度を100%とした場合

年齢別相談件数の伸び率（％）

年 度	0～1歳	2歳～ 学齢前	小学生	中学生	高校生他	合 計
16年度	318	1,809	544	209	245	3,125
20年度	296	2,600	1,352	407	330	4,985
⑯→㉔伸び率	93%	144%	242%	195%	135%	160%

※16年度を100%とした場合

児童福祉センター（発達相談所）においては、発達障害を早期に発見し、支援するため、発達検査を実施するとともに、自閉症等が疑われる児童に対する障害の診断を行っています。

障害相談件数の増加に伴い、相談受付から発達検査まで、就学児で約5箇月、未就学児で約2箇月の待機が、また、自閉症診断の申込受付から確定診断まで、最長で1年半程度の待機が生じています（平成21年3月現在）。さらに、自閉症と診断された児童に対して行う専門療育（直接指導プログラム）においても待機が生じています。

これら待機の解消に向けて、職員体制の充実や関係機関における支援者の更なる育成等の取組を強化する必要があります。

発達検査・自閉症の確定診断の待機状況（平成21年3月現在）

相談受付から発達検査まで	未就学児	約2箇月（105人）
	就学児	約5箇月（52人）
自閉症診断の申込受付から確定診断まで		約1年半（858人）

療育については、児童デイサービスや総合療育事業の開始など療育体制の充実に伴い、利用者数が増加している状況です。

今後の療育の希望状況に応じて、療育事業の拡充など、早期療育のための体制充実を更に図る必要があります。

障害児通園施設・療育事業の利用状況（受給者証発行数）

18年10月	19年10月	20年10月	21年10月
1,359人	1,493人	1,608人	1,725人

就学児に対する支援については、総合支援学校や育成学級・通級指導教室での指導・支援をはじめ、様々な取組を行う中で、一人一人に応じた教育について相談と支援を行っています。

今後、就学前後に切れ目なく支援が実施できる連携体制を充実する必要があります。

また、疾病や事故による障害の発生予防に努めるため、医療体制の充実や子どもたちの事故を防ぐ取組を行うとともに、長期にわたり療育を必要とする子どもを持つ家族への支援が重要です。

施策を展開する今後の方向性

障害や疾病のある子どもが可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加していく力をはぐくむため、成長や発達の各段階において、継続したきめ細やかな支援を行うことが求められています。

障害を早期に発見し、早期に専門的支援につなげるため、「気になる」という段階から、身近に家族に接している保健センターや保育所、幼稚園等と障害のある子どもの専門機関が連携し、子どもと家族にとって身近な場所で、保護者の気持ちに寄り添った支援を行うとともに、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行います。

【施策・主な取組】(000 =重点施策, 000 =推進施策)

ア 発生予防

019 母子保健事業の実施

疾病を早期に発見し、流産、妊娠高血圧症候群、子宮内胎児発育遅延等の防止や障害等の発生予防に取り組みます。

<保健福祉局>

【主な取組】◇妊婦健康診査の実施

◇先天性代謝異常等検査の実施

020 子どもの事故防止と応急手当に関する取組の充実 再掲 (P.123)

「第4章 (4) 子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実」に記載 (P.123)

イ 早期発見・早期対応

021 保健センターの取組

「第4章 (3) 乳幼児の健やかな発育・発達と育児不安を軽減するための支援」の「127 乳幼児健康診査の充実」(P.118) 及び「130 発達の支援が必要な乳幼児への取組」(P.119) に記載

022 児童福祉センターの取組

子どもの発達の専門機関である発達相談所や発達障害者支援センターなど児童福祉センターの体制強化を図り、発達障害への対応力を強化します。

<保健福祉局>

【主な取組】◇第2児童福祉センター(仮称)の新設 新規 再掲 (P.43)

◇発達検査や自閉症の確定診断の待機解消に向けた職員体制の充実

◇発達障害者支援センター「かがやき」の拡充

・「直接指導プログラム」の職員体制の充実

・教育機関や福祉施設等を訪問し、対応や問題解決の方法などのアドバイスや必要な情報を提供する「コンサルテーション事業」の実施

・学校の教職員や福祉施設職員を対象に、発達支援の基本的な知識と方法を学習し、実践する「トレーニングセミナー」の実施

・教師向けセミナーの開催

◇療育事業の充実(利用回数の増加など)

◇桃陽病院と児童福祉センターの連携強化

023 地域における支援体制の充実

児童福祉センター等の障害のある子どもの専門機関による保育所・幼稚園や学校等への相談・指導・助言を強化するなど、地域への支援体制を充実します。

<保健福祉局>

【主な取組】◇発達相談員制度の実施

◇学校の教職員や福祉施設職員への相談・指導・助言の強化

◇障害のある子どもの専門機関による保育所・幼稚園等への訪問支援 新規

◇身近な地域における相談体制の充実

024 切れ目のない支援体制の確立

障害の発見から診断・支援に至るまで、保育所や幼稚園、学校と児童福祉センター等の障害のある子どもの専門機関の連携により、より早く親子をサポートし、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行う体制づくりを進めていきます。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇就学児への発達支援の拡充 **新規**
◇乳幼児期、学齢期、青年期の円滑な支援の継続
◇関係機関の連携

ウ 就学前の児童等への支援

025 療育支援体制の充実

障害のある子どもの発育を促すとともに、子育ての助言など、保護者への支援を実施します。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇児童デイサービスの実施
◇療育事業の充実（利用回数の増加など） 再掲（P.51）

026 障害児保育の充実

保育所や幼稚園における障害のある子どもの受入体制を充実するとともに、保育の質の向上に努めます。

<保健福祉局、教育委員会>

- 【主な取組】◇障害のある子どもの専門機関による保育所・幼稚園等への訪問支援 **新規**
再掲（P.51）
◇保育所、幼稚園における障害のある子どもの受入促進
◇就学に向けた早期の教育相談の実施

エ 就学後の児童等への支援

027 総合支援学校に在籍する児童・生徒への支援

一人一人の障害の特性に応じた支援を実施するため、総合支援学校に在籍する児童・生徒への取組を強化します。

<保健福祉局、教育委員会>

- 【主な取組】◇個別の包括支援プランに基づく指導の充実
◇進路指導・進路開拓の推進
◇高等部職業学科等の定員拡大 **新規（推進中）** 再掲（P.141）
◇総合育成支援教育相談センター「育（はぐくみ）支援センター」事業の推進
◇訪問教育の推進
◇障害のある中高生のタイムケア事業の推進

028 小学校、中学校の取組

障害のある児童・生徒の可能性を最大限伸ばし、自立し社会参加していく力をはぐくむため、小学校、中学校における取組を推進します。

<教育委員会>

- 【主な取組】◇個別の指導計画に基づく指導の充実 再掲(P.141)
◇総合育成支援員の配置 **新規(推進中)** 再掲(P.141)
◇育成学級・通級指導教室での指導・支援 再掲(P.141)
◇育成学級の新增設等の推進(必要な学校への100%設置) 再掲(P.141)
◇交流及び共同学習の推進 再掲(P.141)
◇LD等の発達障害のある子どもへの支援体制の充実 再掲(P.141)
◇総合育成支援教育就学奨励費支給事業

029 児童館・学童クラブの取組

障害のある児童の学童クラブの登録が増加していることから、受入体制の充実に努めます。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇障害のある児童の受入促進 再掲(P.153)
◇障害のある児童のサマーステイ事業の推進

オ 家族への支援

030 家族の養育等の支援

障害のある児童・生徒の保護者に対し、児童福祉センターをはじめ、保健センターや子ども支援センター、障害のある子どもの専門機関において支援を実施します。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇心理的なケアやカウンセリングの実施
◇ホームヘルプサービスの提供やガイドヘルパーの派遣など在宅サービスの実施

031 レスパイト支援体制の強化

在宅の障害のある子どもを介護している家族の負担を軽減し、一時的な休息の支援を行います。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇子育て支援短期利用事業(ショートステイ)の実施 再掲(P.106)
◇障害のある児童のサマーステイ事業の推進 再掲(P.53)

カ 長期療養への支援

032 障害のある子どもや長期療養児の支援の充実 再掲(P.124)

「第4章(4)子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実」に記載(P.124)

第3章 次世代をはぐくむすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり

(1) 子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり

ア 子育て家庭への支援

現状と課題

核家族化の進行や地域の協力・共同関係が希薄化し、子育てに関して親族や近隣からの援助を受けにくいなど、家庭や地域が本来持っていた養育力が低下したことを背景に、子育ての不安や負担感の増大、子育ての孤立化が問題となってきています。京都市では、この5年間において、新たに「育児支援家庭訪問事業」、「新生児等訪問指導事業(こんにちは赤ちゃん事業)」などの実施による家庭への直接的働きかけや、「ファミリーサポート事業」の推進などによる地域の協力・共同関係の構築など、着実に施策を推進しています。

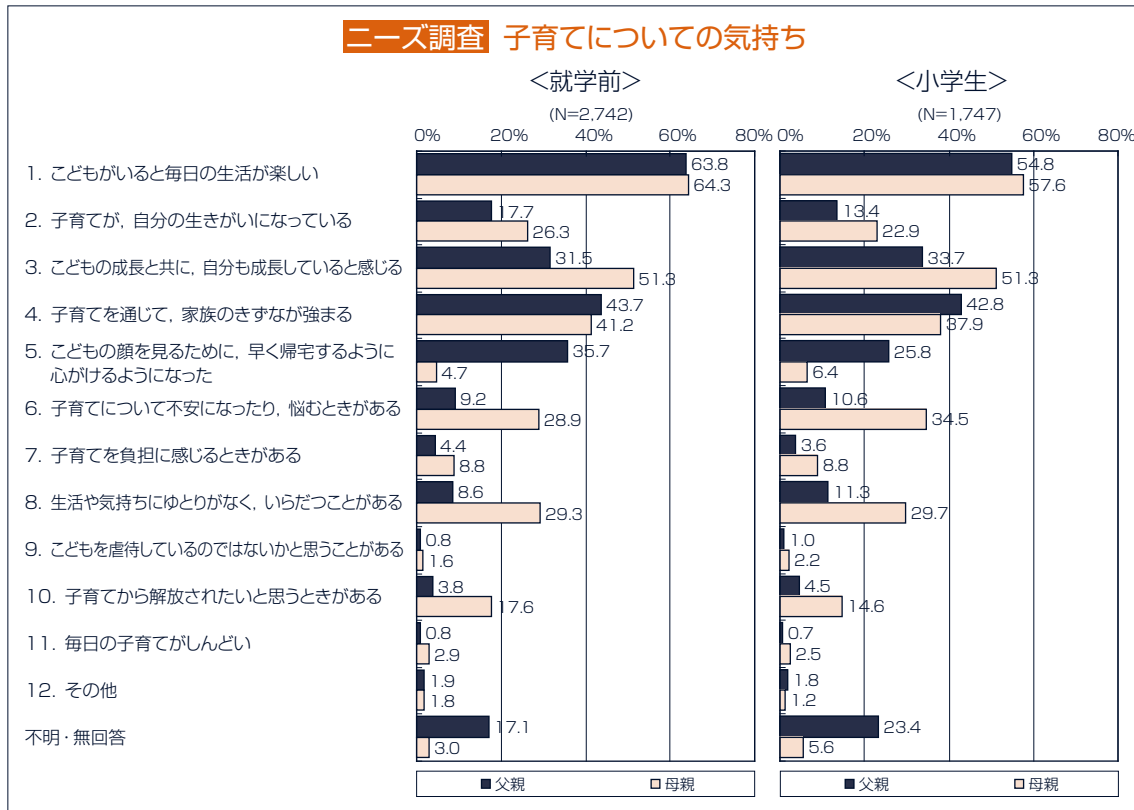
しかし、ニーズ調査によると、「子育てについて不安になったり、悩むときがある」、「子育てを負担に感じるときがある」、「子育てから解放されたいと思うときがある」などの回答が、特に母親から多く寄せられており、この傾向は5年前の調査と変化していない状況です。

また、母親について、子育ての悩みや不安の相談先として「配偶者やパートナー」として回答が、5年前の調査より10ポイント以上減少しており、在宅における子育ての孤立化がより顕著となってきています。乳児期については、在宅での育児が中心となるため、子育てが孤立しがちになるため、子育てに喜びを持たず、過剰に不安を感じ、それが要因となって児童虐待に至る憂慮すべき事態もあるため、この傾向は注視していく必要があり、地域社会の子育て力の回復やワーク・ライフ・バランスの推進なども含めた総合的な取組が必要となっています。

行政施策としては、これまでの家庭訪問事業のより一層の充実と併せて、平成17年度から、地域の空き家などを利用して、在宅で乳幼児を子育てしている保護者などが気軽に集い交流できる子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)を実施していますが、このような施設の一層の拡充が必要となっています。また、併せて、保育所の一時保育事業など一時的な預かり事業の充実も求められています。

ニーズ調査においては、子育ての不安や負担といった消極面が回答される一方で、「こどもがいると、毎日の生活が楽しい」との回答も多く寄せられています。このような子育ての積極面について、これから子育てをしていくこととなる若い世代への啓蒙・啓発も進めていく必要があります。

京都市においては、様々な子育て支援施策を推進しており、それぞれの児童館や保育所、つどいの広場などの子育て支援施設においても、日々熱心な活動がなされています。これらの活動は、子育て当事者の利用や参加が幅広く得られてこそ意義あるものであり、情報や内容をそれぞれの子育て家庭へ正確に伝えることが必要です。最近では、インターネットなどを使いこなす親も増えており、こうした新たな媒体も含めて、リアルタイムな子育て情報の提供のあり方の検討も求められています。



施策を展開する今後の方向性

母親の子育ての孤立化を防ぐためには、地域での子育ての支え合いの風土の醸成や「仕事と生活の調和」の推進による父親の子育てへの参加機会の拡大など、父親も含む社会全体で子育てを支え合うシステムの構築が必要です。

当面の喫緊の課題への対応として、乳児のいる家庭を訪問し、母と子の心身の状況の把握と情報提供・助言を行うことが必要であり、こういったシステムの充実を図ります。訪問の結果、継続的な支援が必要な家庭に対しては、各種の機関が相互に連携を図りつつ、当該家庭への支援を継続実施していきます。

また、「一時保育」や「子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）」、「子育て相談」事業など、気軽に利用できる施策の充実を図り、子育ての負担感や孤立感を解消できる方策を検討します。

さらに、早い段階からの親となるための準備や、親として学び育つための支援を行い、親としての自覚を促し、家庭の養育力向上を図ります。

【施策・主な取組】（**000**＝重点施策、**000**＝推進施策）

033 新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施 **新規（推進中）**

子育ての孤立化を防ぐため、乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービスにつなげます。

＜保健福祉局＞

034 育児支援家庭訪問事業の実施

子育てに不安や課題を抱えながら、自ら支援を求めることが困難な家庭など、個別的な子育て支援を必要とする家庭を訪問し、子育ての不安や悩みの相談に応じるとともに、具体的な育児の助言、援助などを行います。

<保健福祉局>

035 一時的な預かり事業の推進

保育所における一時保育、ファミリーサポート事業、子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイ）などの一時的な預かり事業を推進します。

<保健福祉局>

【主な取組】◇一時保育 再掲(P.93)

◇ファミリーサポート事業 再掲(P.60)

◇乳幼児健康支援デイサービス事業（病後児保育） 再掲(P.124)

◇子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイ） 再掲(P.106)

036 子育て相談事業の推進

児童福祉センター、こどもみらい館、京（みやこ）あんしんこども館、子ども支援センター、保健センター、保育所、幼稚園、児童館、つどいの広場など、子育て支援機関による相談事業を推進します。

<保健福祉局、教育委員会>

037 子育て支援情報の的確な提供

<保健福祉局、教育委員会>

【主な取組】◇出生児宅への出産お祝いレター及び子育て応援パンフレットお届け事業の実施

◇妊娠・出産・育児テキスト「赤ちゃんといっしょ」の配布 **新規（推進中）**

◇親育ち本「すくすく子育てアドバイス!」の発行 **新規（推進中）**

◇インターネット等による子育て支援情報の発信

◇母子健康手帳記載内容の充実 **新規**

◇親子の健康づくり講座の実施 **新規（推進中）** 再掲(P.113)

◇すくすく子育て情報発信事業の実施

◇子ども保健医療相談・事故防止センター「京（みやこ）あんしんこども館」における相談・情報提供 再掲(P.123)

◇各種母子保健事業や子育て支援事業における情報提供

038 親になるための準備、親として学び育つための支援

出産まで子どもと触れ合う体験が少ない親が増加している中、事前に子育てに関する体験や知識を学ぶことができるような取組を進めます。

また、親自身や妊娠期の夫婦が、親としての心構えや知識、技術等を学ぶとともに、親自身が自覚を持って子どもと向き合い、学び育つことのできる環境をつくります。

<保健福祉局、教育委員会>

【主な取組】◇「子どもを共に育む『親支援』プログラム」の策定・実践 **新規** 再掲(P.136)

◇親子の健康づくり講座の実施 **新規（推進中）** 再掲(P.113)

◇思春期の性と母子保健教育の推進 再掲(P.110)

◇中高生と赤ちゃんとの交流事業の充実 再掲(P.153)

イ 子育てを支え合える地域社会づくり

現状と課題

在宅での子育てが中心となる乳幼児期については、親子と地域の住民が気軽に交流できる機会が重要であり、地域が持つ子育て支援力を回復させ、子育て家庭にとって「身近な地域」を機軸とした子育て支援活動の展開を図ることが必要です。

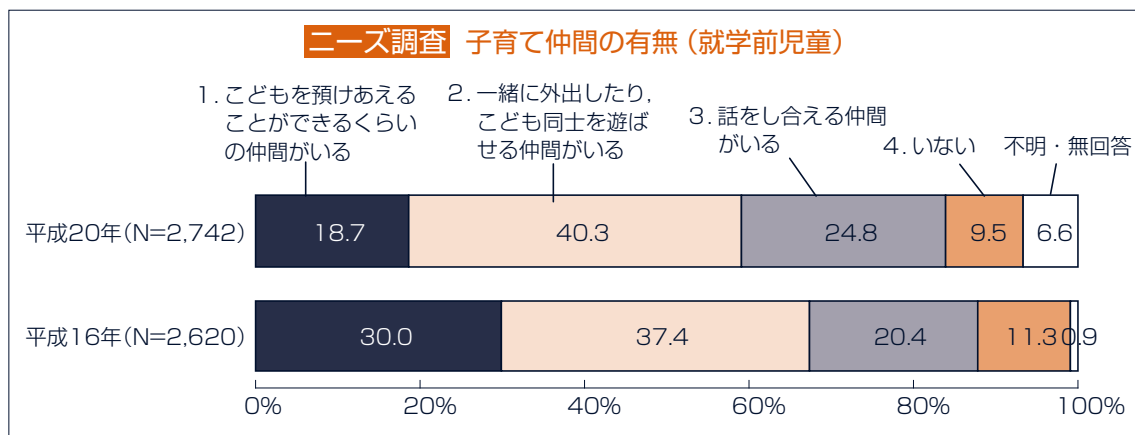
現在、地域においては、社会福祉協議会、民生児童委員会、人づくり21世紀委員会、その他多くの地域団体が子どもたちのために日夜の活動を行っていますが、これらの団体の活動を核として、より広範な市民が子育て支援に参画できるよう一層の取組が必要です。

ニーズ調査では、子育て仲間について「こどもを預けあえることができるくらいの仲間がいる」とした回答が減少しており、互いに緊密な関係を持つ子育て仲間が減ってきています。

また、地域に期待することとしては、「身近な問題について、親同士で相談や話し合いができること」も多くなっており、子育てサークルなど自主的な活動への参加についても、「現在参加している」と「現在参加していないが、今後機会があれば参加したい」を合わせると約50%となっており、多くの子育て家庭が、地域とのつながりや仲間とのつながりを望んでいることがうかがえます。

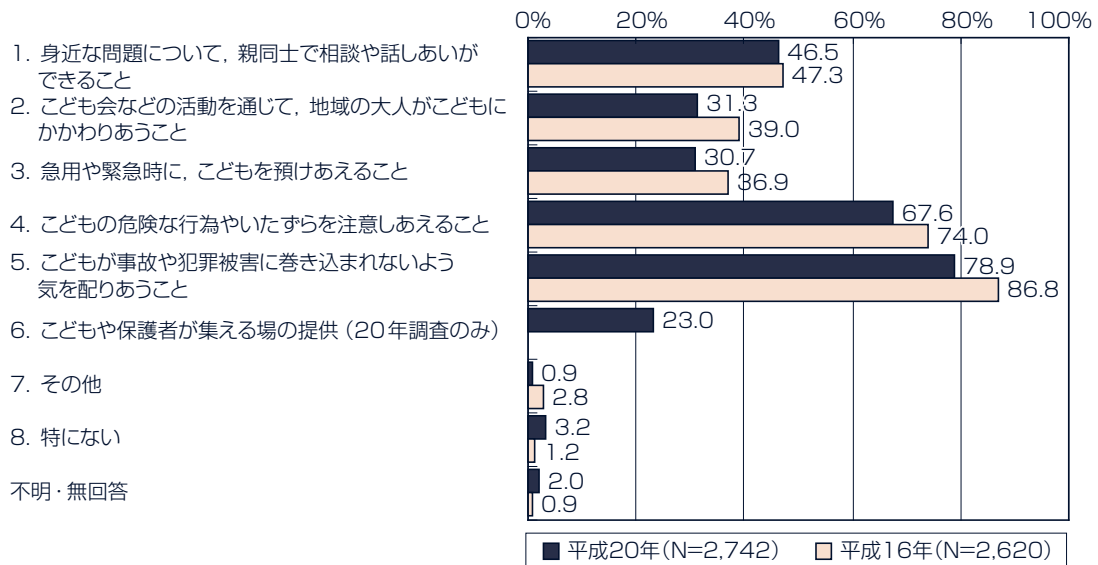
「子育て仲間がいる母親」と比べて、「仲間がいない母親」の方が、「子育てについて不安になったり、悩むときがある」、「子育てを負担に感じるときがある」、「生活や気持ちにゆとりがなく、いらだつときがある」との回答が多く、子育て仲間が気軽に集う「子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）」や児童館の「母親クラブ」「乳幼児クラブ」事業などの充実と共に、子育てサークルや地域における親子の交流促進事業への支援などの充実が必要です。

「ファミリーサポート事業」については、市民相互の子育ての支え合い（共助）を内容とした制度であり、地域の子育て力の活性化の観点からも、更なる推進が望まれます。この5年間に会員数は約2千人の伸びを示していますが、一層の定着化が必要です。

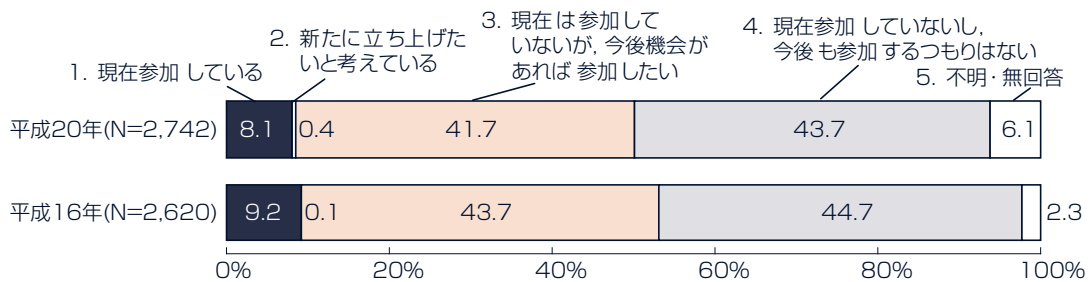


ニーズ調査

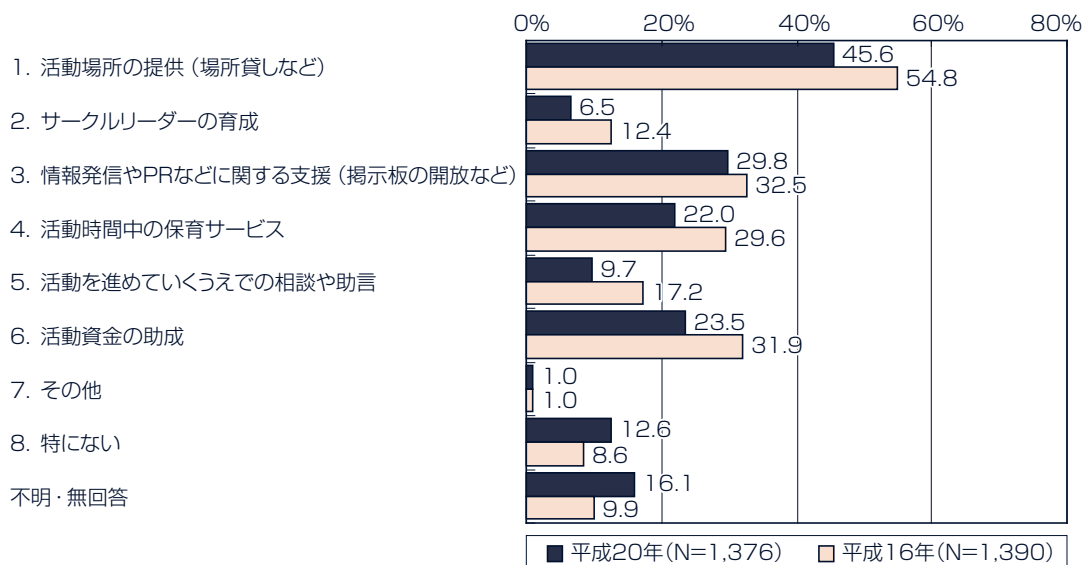
子育てをするうえで地域に期待すること（就学前児童）



子育てサークルなど自主的な活動への参加状況（就学前児童）



自主的な活動に当たって行政や地域に期待すること（就学前児童）



施策を展開する今後の方向性

身近な地域での子育て支援活動の広がりにより、地域の人々が子どもや子育て親子を温かく見守り・自覚を促し・共に支える、子育てしやすい地域の土壌を作り出していくことが重要です。

特に乳幼児の親子が集い、交流できる場の一層の確保が求められており、保育所・幼稚園・児童館等の児童施設については、その持っている資源を有効に地域に開放し、身近な地域における子育て支援の拠点としての役割を担っていくよう施策展開を図ります。

また、住民相互により、地域で子育てが支えられているという風土づくりを進めるため、地域レベルで行われる子育て支援活動（子育てサロンや子育てサークルなど）に対する支援体制の確保に努めます。

行政と社会福祉協議会等の公共的団体、民生委員・児童委員、主任児童委員、市民団体（NPO等）との連携を更に深め、それぞれの役割分担のもと協力を進めていくために、これらの住民活動の抱えている諸問題について側面援助を行っていきます。

【施策・主な取組】（000＝重点施策，000＝推進施策）

① 子育て支援ネットワークの充実

039 子ども支援センターの機能強化 再掲 (P.39)

「第1章 (2) 子育て支援ネットワークの充実」に記載 (P.39)

040 地域子育て支援ステーション事業の実施 再掲 (P.39)

「第1章 (2) 子育て支援ネットワークの充実」に記載 (P.39)

② 地域子育て支援拠点の拡充

041 子育て世代活動支援センター（仮称）の新設 新規

京都市南部地域に、子育てについての情報発信や相談などの機能をもつ子育て世代活動支援センターを整備し、子育て世代の交流・活動の支援を行います。

<保健福祉局，教育委員会>

042 子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）の設置箇所の拡大

子育て中の親の不安や負担感、孤立感を緩和し、安心して子育てができる環境を整備するため、特に乳幼児の親子が気軽に集い、交流できる場所を確保します。

<保健福祉局>

目標：P.156 参照

043 地域における子育て支援拠点としての保育所・幼稚園・児童館等児童施設の機能強化

保育所・幼稚園・児童館などの児童施設が、その持っている知識・経験・場などの資源を「家庭」、「地域」などに還元し、身近な地域における子育て支援の拠点としての役割をより一層果たすよう取り組みます。

<保健福祉局，教育委員会>

③ 市民相互による子育て支援の推進、自治・自立・協働のまちづくり

044 ファミリーサポート事業の推進

子育ての援助を受けたい市民（依頼会員）と援助を行いたい市民（提供会員）とが会員となり、市民相互で育児を助け合う同事業について、一層の推進を図ります。

<保健福祉局>

045 地域において住民相互で行われる子育て支援活動への支援

「子育てサロン」や「子育てサークル」など、地域において住民相互で行われる子育て支援活動を一層推進します。

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】◇子ども支援センターにおける子育てサロンや子育てサークル等への活動支援

◇地域子育て支援ステーション（保育所，児童館）における子育てサークルの育成や幼児・母親クラブの実施

◇京（みやこ）・地域福祉パイロット事業の実施

◇子育てサークル支援情報の提供（こどもみらい館） 再掲（P.139）

046 子育て支援を行うNPO・ボランティア団体等への活動支援

京都市市民活動総合センター及び京都市福祉ボランティアセンターにおいて、NPOやボランティア団体等による市民活動を総合的にサポートするとともに、市民相互の交流や連携を図ります。

また、身近な場所でまちづくり活動ができるよう活動場所の提供を行うなど、各種活動支援を行います。

<文化市民局，保健福祉局>

【主な取組】◇市民活動総合センター（ひと・まち交流館京都）

◇福祉ボランティアセンター（ひと・まち交流館京都）

◇地域のまちづくり支援拠点「暮らしの工房」づくりの支援

◇京（みやこ）・地域福祉パイロット事業の実施 再掲（P.60）

◇市民活動・NPO・ボランティア活動環境整備（プラットフォーム）事業の実施

新規

047 子育て支援ボランティアの育成とコーディネートの充実

地域の子育て支援の場を支えるボランティアなどを育成し、子育て支援者のコーディネートをを行います。

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】◇子育てボランティアバンクの実施 新規（推進中）

◇子育て支援ボランティアの育成（こどもみらい館） 再掲（P.138）

◇読み聞かせボランティアの育成

048 地域の子育て支援活動への市民団体、学生や大学、企業等の参加の促進

市民や市民団体、学生や大学、企業等が地域社会の一員として子育て支援活動ができるような体制の整備に努めます。

＜総合企画局、産業観光局、保健福祉局、教育委員会＞

049 あらゆる世代の子育て支援への参画（世代間交流）の促進

高齢者福祉施設と児童福祉施設などとの交流を促進し、各施設間でのネットワークづくりを進めることで、高齢者と子どもたちとの世代間交流の促進を図るなど、あらゆる世代の子育て支援への参画が進むよう努めます。

＜保健福祉局、教育委員会＞

【主な取組】 ◇いきいきお年寄りのネットワークづくり 新規（推進中）

◇シルバー人材センターによる子育て支援事業の実施

・保育士資格等を有するシルバー人材センター会員による、子ども一時預かり所「ばあばサービス ピノキオ」

050 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の活性化

＜保健福祉局＞

051 社会福祉協議会との連携

＜保健福祉局＞

052 人づくり21世紀委員会 再掲 (P.134)

「第5章（1）「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成による生きる力をはぐくむ教育環境づくり」に記載（P.134）

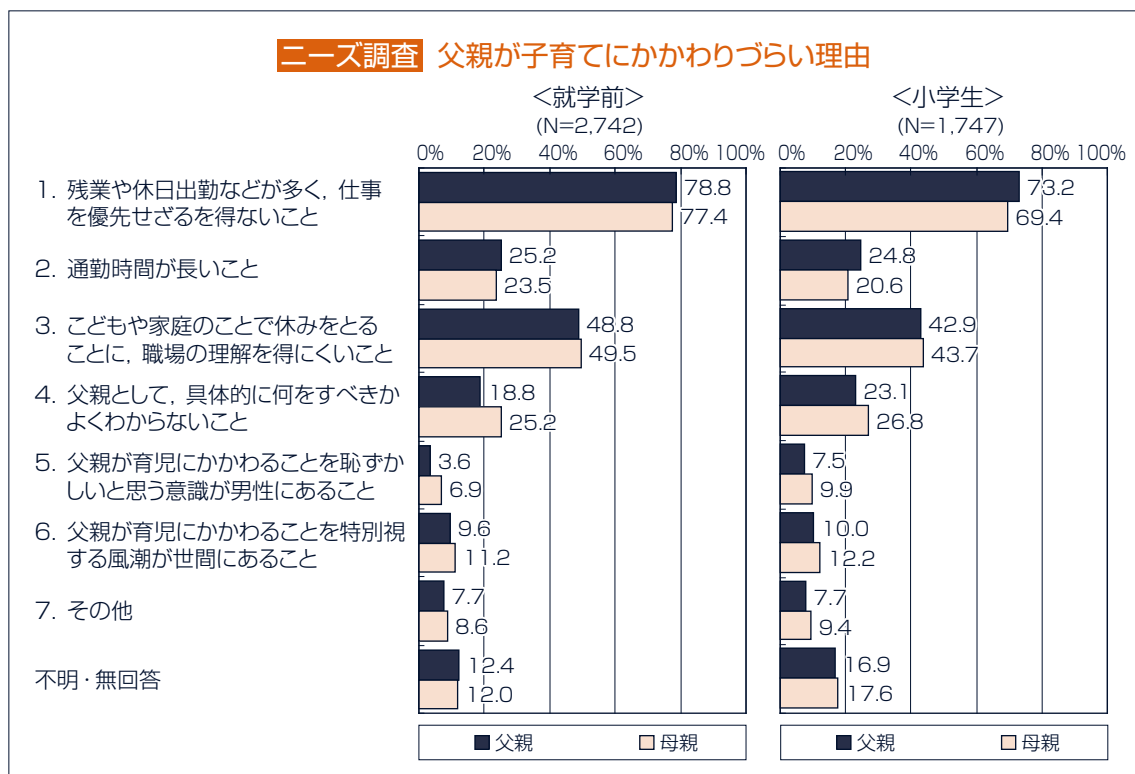


ウ 働き方の見直しによる仕事と生活の調和の推進（仕事と子育ての両立支援）

現状と課題

母親の子育ての孤立化の背景の一つとして、家庭において父親が育児に参加する機会が少ないことが挙げられています。ニーズ調査の結果からも、父親の帰宅時間をみると、約3人に1人が21時以降と回答しており、父親が家で過ごす時間、子どもとかかわることのできる時間は少ないといえます。

また、父親が子育てにかかわりづらい理由としては、「残業や休日出勤が多く、仕事を優先せざるを得ないこと」の回答が最も多く、次いで「子どもや家庭のことで休みをとることに職場の理解を得にくいこと」が続いています。父親の育児休業取得率も、就学前で0.5%、小学生で1.0%と母親に比べてかなり低い状態となっており、これらの状況はこの5年間に於いても傾向に変化はありません。



結婚と出産に関する意識調査の結果を見ると、7割近くの女性が出産を機に離職しています。離職の理由としては、「家庭生活に専念したかった」が一番多くなっていますが、続いて「職場が育児休暇制度などを利用しづらい雰囲気であった」、「仕事と家庭生活の両立が困難だった」となっており、必ずしも積極的に望んでの離職ばかりではないことがうかがい知れる状況となっています。女性が、就労か子育てかの二者択一を迫られている状況についても、この5年間大きな変化はみられません。

個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成など個人や家族がそのライフステージに応じた希望を実現できるようにするためには、男女共同参画の推進はも

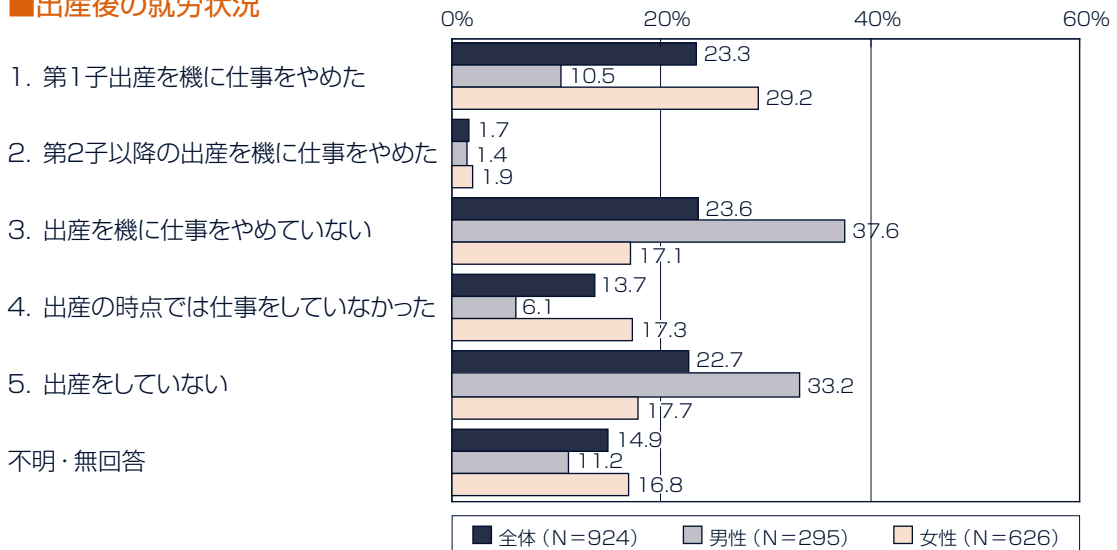
とより、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」、「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」を車の両輪として並行的に進める必要があります。

これらの状況を踏まえ、保育所の整備など「就労と子育てを両立させる施策」の一層の推進と共に、企業や地域の参画を得て、働き方の見直しなどの課題をはじめ、子育て支援への社会全体のかかわりを総合的に議論していく必要があります。また、男性の子育てへの参画については、男性自らが意識変革を図ることが必要であり、この面で「おやじの会」などの男性の側からの活動の広がりが注目されます。

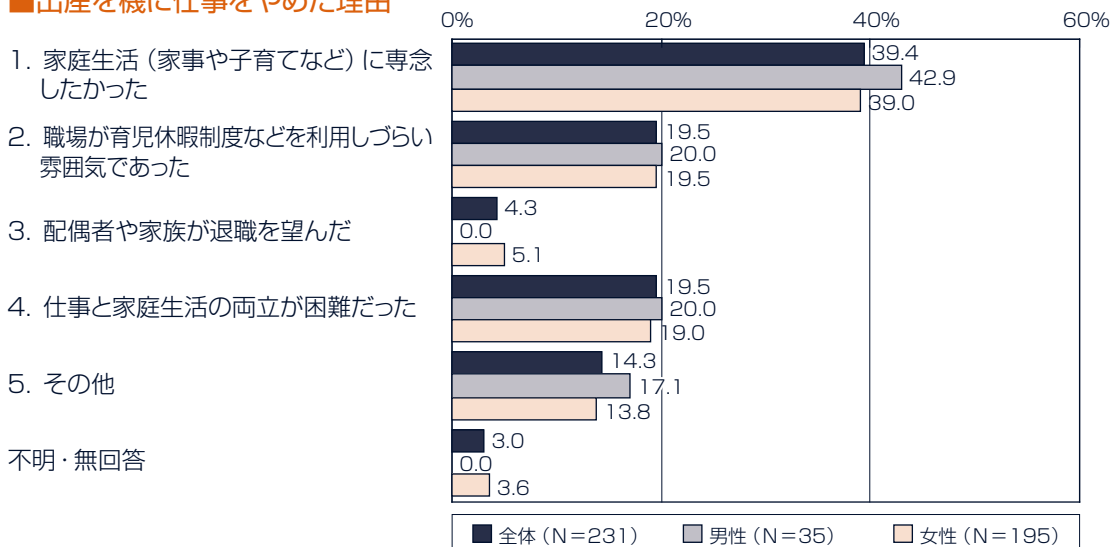
また、企業は地域社会の一員でもあり、企業の側からも地域社会における子育て支援活動への積極的な参加や支援が望まれます。

結婚と出産に関する意識調査

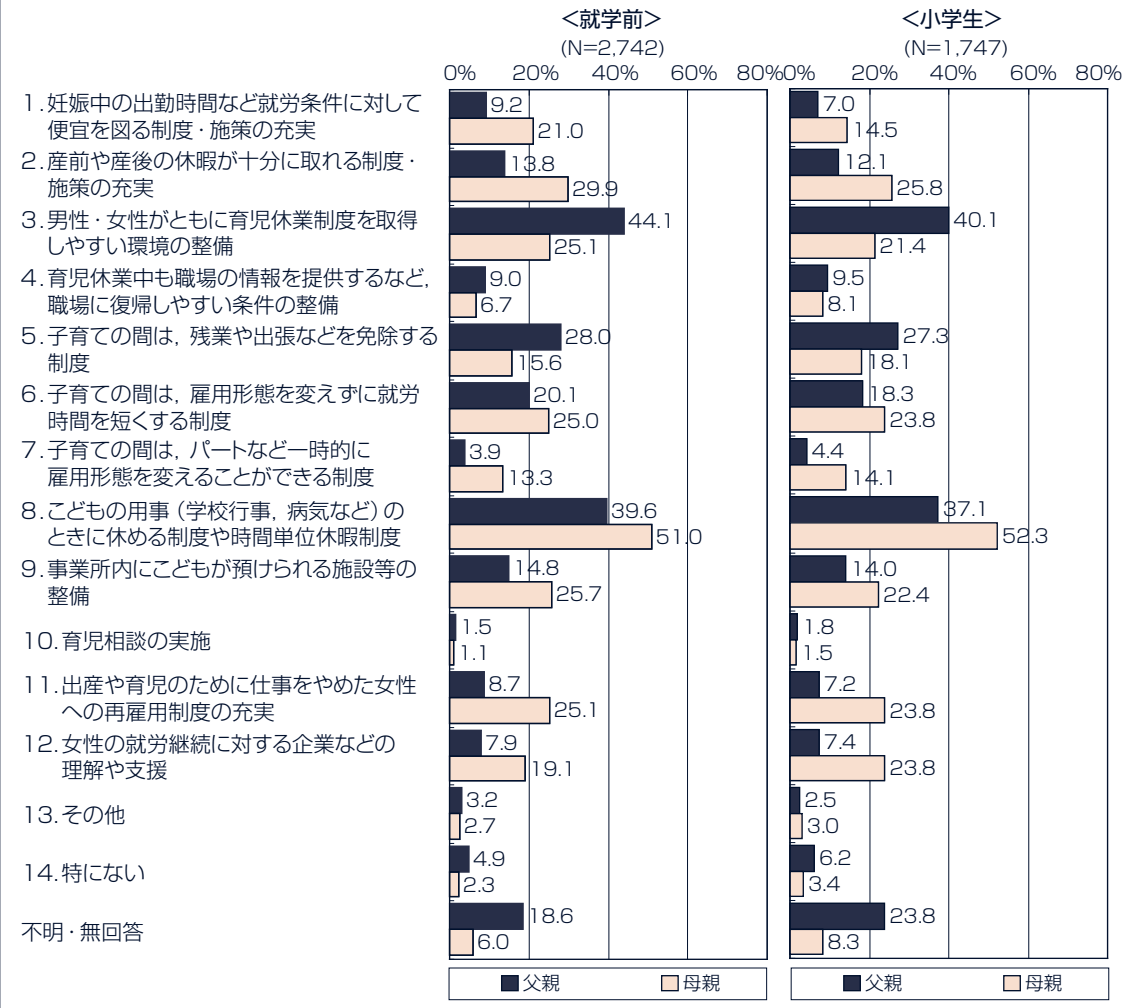
■出産後の就労状況



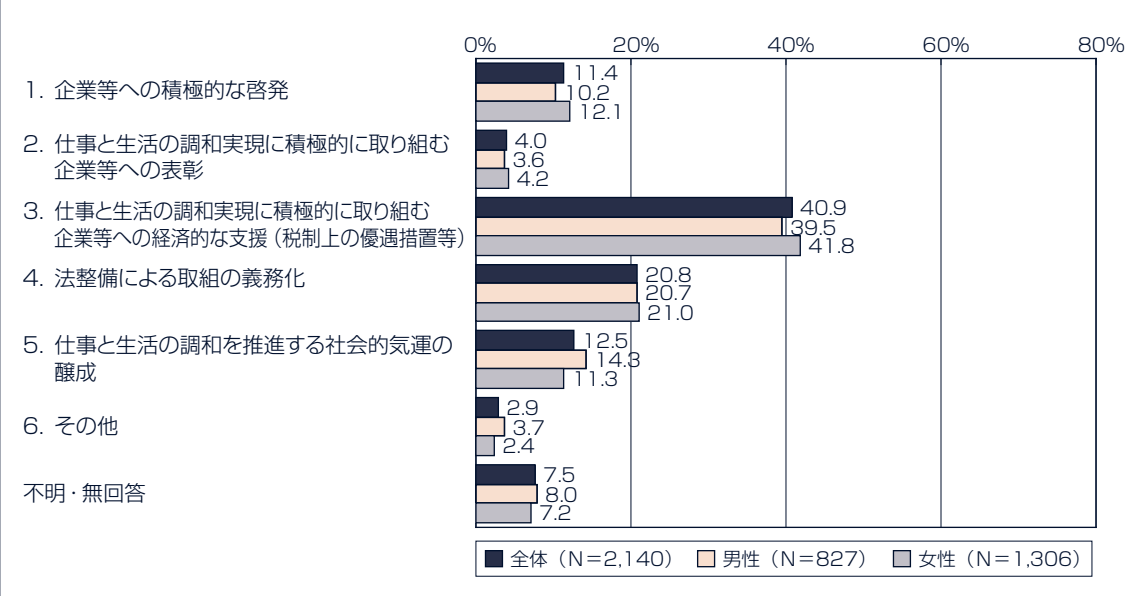
■出産を機に仕事をやめた理由



ニーズ調査 子育てと仕事の両立のために希望する制度や支援策



結婚と出産に関する意識調査 仕事と生活の調和実現のため、国や京都市に期待すること



施策を展開する今後の方向性

仕事と子育ての両立支援については、企業自身の取組としても、一部から積極的な取組報告もなされ、徐々に浸透はしてきていますが、厳しい経済状況の影響もあり全体的な広がりには至っていません。今後も、個々の企業の積極的な取組を求めるべく、様々な機会を通じての連携や協働が必要です。また、企業だけでなく、働く者も含めた社会全体としての認識と仕組みがその背景に伴わないと有効なものとはなりえず、男性の育児や子育てへの参加を促す取組の推進なども図る必要があります。

さらに、仕事と子育ての両立支援については、保育所や学童クラブ事業の一層の充実が必要であり、待機児童の解消だけでなく、開所時間の延長や障害のある子どもの受入体制など多機能な保育施策の充実をはじめ、利用者の視点に立って推進を図っていきます。

【施策・主な取組】（**000**＝重点施策，**000**＝推進施策）

053 「子どもネットワーク」への企業等の参画と連携強化

＜保健福祉局＞

054 働き方の見直しによる仕事と生活の調和の推進のための広報・啓発

企業や勤労者をはじめ、社会全体の理解や合意形成を促進するため、広報・啓発に努めます。

＜文化市民局，保健福祉局，教育委員会＞

【主な取組】◇京都雇用創出活力会議ワーク・ライフ・バランス専門部会をはじめとした経済団体，労働団体，地域団体等と連携した広報・啓発 新規（推進中）

055 企業等における仕事と生活の調和に向けた取組の促進

登録や認定制度，表彰制度等により，企業等における取組を促進するとともに，仕事と生活の調和の実現に向けた社会機運の醸成を図ります。また，次世代育成支援対策推進センター等と連携し，企業等に対する子育て支援情報の提供や，次世代法に基づく一般事業主行動計画策定に向けた啓発に努めます。

＜文化市民局，保健福祉局，教育委員会＞

【主な取組】◇「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者登録制度の推進
◇O（おやじの）K（子育て参加に理解がある）企業認定制度の推進
新規（推進中） 再掲（P.136）

056 勤労者への情報提供等の推進

＜文化市民局＞

【主な取組】◇勤労者情報システム「さわやかわーく」の充実

057 保育所や学童クラブ事業などの保育サービスの一層の充実

仕事と子育ての両立支援の観点から，保育所や学童クラブ事業などの保育サービスの一層の充実を図ります。

＜保健福祉局＞

(2) 子どもの生活環境の整備

現状と課題

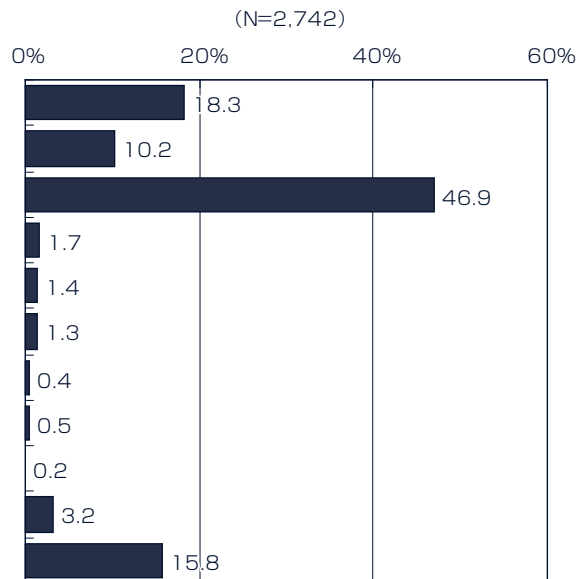
近年、都市化の進展により子どもたちを取り巻く環境は変化しており、安全な遊び場の確保は著しく困難となっています。

遊びは、子どもの生活の主要な部分を占め、その発達に大きな影響を与える、子どもにとって欠くことのできないものですが、ニーズ調査においても、就学前児童の主な遊び場、小学生が放課後主に過ごす場所については、いずれも「自宅」が多数を占めている状況にあります。

ニーズ調査

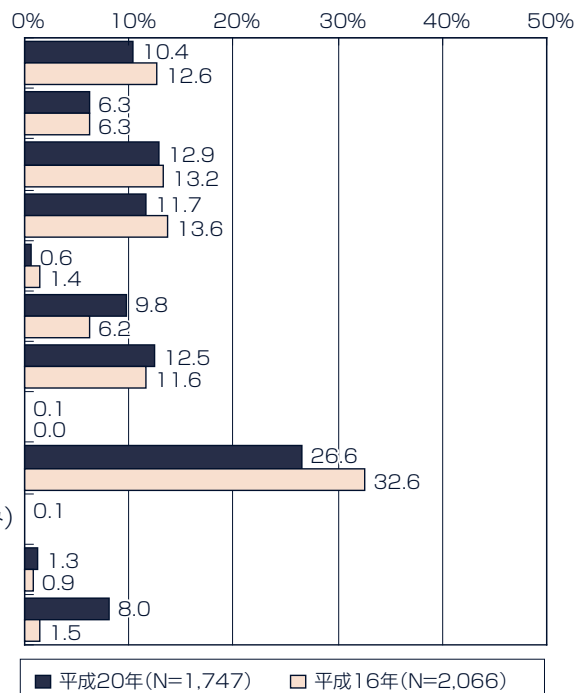
■平日日中の主な遊び場（就学前児童）

1. 公園・ちびっこひろば
2. 家の近くの路地や道路
3. 自宅
4. こどもの友人宅
5. 親戚や知人宅
6. 児童館
7. こどもみらい館
8. つどいの広場
9. 図書館
10. その他
- 不明・無回答



■平日放課後の主な過ごし場（小学生）

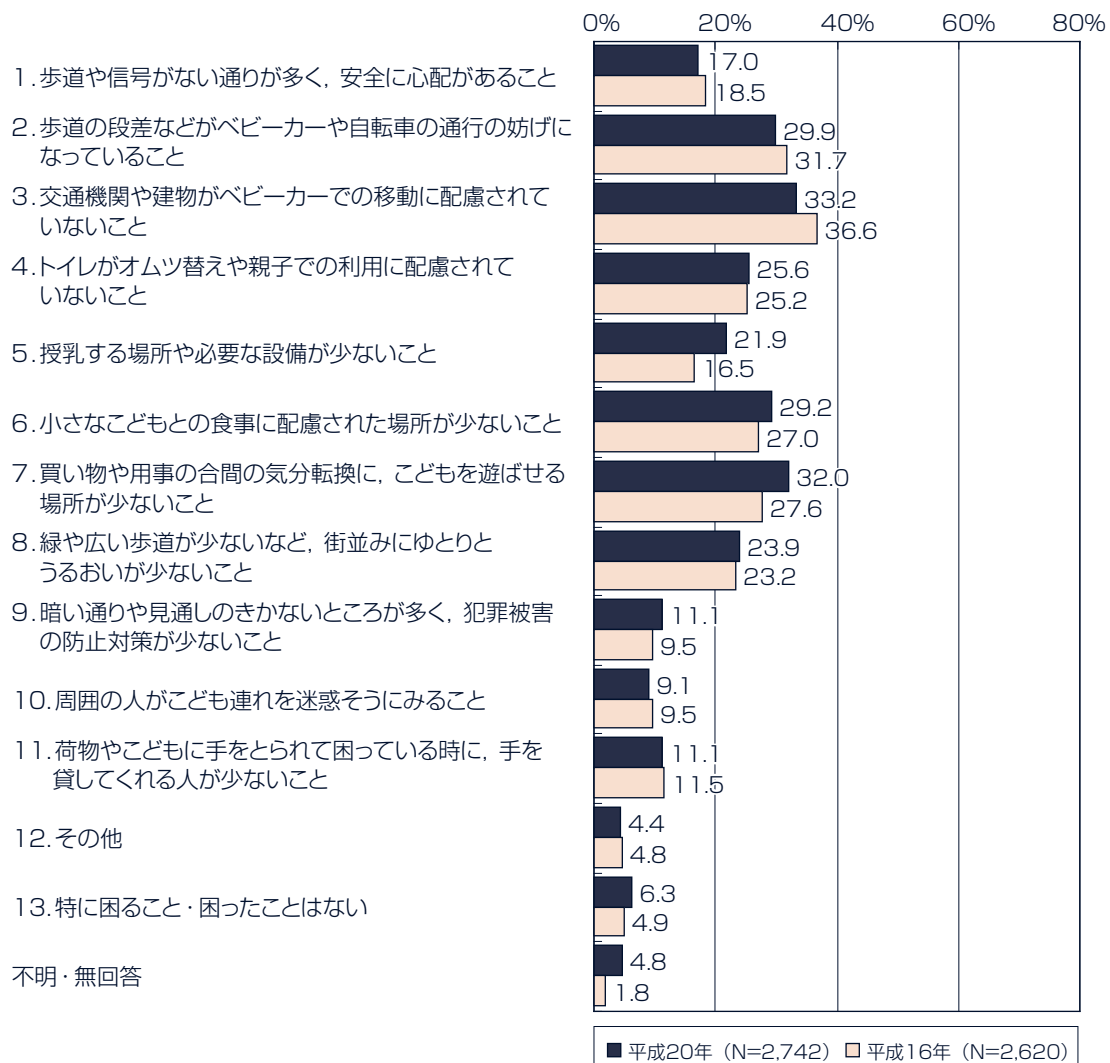
1. 公園・ちびっこひろば
2. 家の近くの路地や道路
3. 学校
4. こどもの友人宅
5. 親戚や知人宅
6. 児童館や学童クラブ
7. 塾やならいごと
8. ゲームセンター・商業施設
9. 自宅
10. 図書館（平成20年調査のみ）
11. その他
- 不明・無回答



また、幼い子どもとの外出について困ること(就学前児童)は、「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていないこと」が多くなっています。

その他住宅なども含め、子育てしやすい環境の整備は、子育て支援の大きな要素の一つであり、これらの環境整備が求められています。

ニーズ調査 子どもとの外出の際、困ること(就学前児童)



施策を展開する今後の方向性

高齢者や障害のある市民にとってやさしいまちは、子育てにとってやさしいまちでもあり、誰もが住みよく活動しやすいまちづくりが求められます。

今後も、「すべてのひとにやさしい、ひとづくり、ものづくり、まちづくり」を基本とする「ユニバーサルデザイン」の理念に基づき、子育てしやすい生活環境の整備を図っていきます。

【施策・主な取組】（**000**＝重点施策，**000**＝推進施策）

①子育て世帯にやさしい環境の整備

058 「ユニバーサルデザイン」の理念に基づく子育てしやすい生活環境の整備

幼い子どもたちを連れて外出しやすい環境づくりなど，子育てにやさしいまちづくりを推進します。

<保健福祉局，全局・区>

【主な取組】◇多目的トイレ等のユニバーサルデザイン情報等の提供

◇子育て世帯も含めた幅広い市民がまちづくりに対して提言できる環境の推進

◇多様な利用者に対応した機能性や仕様をもつ建築物の顕彰制度の創設

◇公共建築物におけるバリアフリー改修緊急対策事業の推進

◇人にやさしい（UD）店舗づくりやサービス提供の普及促進

◇駅周辺道路における歩道の段差解消や勾配改善等の推進

◇駅周辺道路における歩車共存道路の整備推進

◇市バス車両への低床型車両の導入

059 公共的施設への授乳コーナーやベビールーム，トイレ内ベビーシート等の設備の拡充

<全局・区>

060 公共的施設や公的な催し，会議等での保育コーナーの設置

<全局・区>

②子どもが安心・安全に暮らせる居住環境等の確保

061 主要公園の運営

「子どもの楽園」をはじめとして，安心・安全で，子どもたちが思う存分遊びを満喫できる場を確保します。

<建設局>

【主な取組】◇宝が池公園（子どもの楽園）

◇大宮交通公園

◇梅小路公園

062 街区公園等の計画的整備

子どもたちの安全な遊び場，人が憩い，集まり楽しむコミュニティ及びレクリエーションの場となる，まちなかの緑の拠点づくりを進めます。

<建設局>

063 子どもの安全な通学を確保するための道路整備

道路の端にカラー塗装を施すことなどにより，通学等における子どもの安全の確保を図ります。

<建設局>

064 子育て世代が居住する住宅の耐震改修の促進 **新規（推進中）**

乳幼児等，地震時にすぐに避難できない方のおられる世帯が，応急的に安全性を確保するために行う簡易な耐震改修工事に対して，助成を行い，子育て世帯等の居住の安定を図ります（高齢者等の木造住宅簡易耐震改修助成制度）。

<都市計画局>

065 多様な世代が安心して暮らせる市営住宅の供給

市営住宅について良好なストックとして再生させることにより多様な世代が快適に安心して暮らせる団地の形成を図ります。

<都市計画局>

③子どもたちの健やかな成長のための場づくり

066 児童館の運営

<保健福祉局>

067 保育所・幼稚園などの子育て支援施設の地域への開放の一層の推進

<保健福祉局，教育委員会>

068 子どもの豊かな感性をはぐくむ文化事業の推進

子どもの頃から文化芸術の「ほんもの」の魅力に触れ，自由で豊かな感性をはぐくむための機会を提供します。

<文化市民局>

【主な取組】◇子ども舞台芸術鑑賞支援事業「子ども感動応援ステージ」 **新規（推進中）**
◇京都市交響楽団「オーケストラ・ディスカバリー～こどものためのオーケストラ入門～」

069 動物園の再整備 **新規**

「心の教育」と「環境学習」を柱に，生涯学習施設として，子どもから高齢者まですべての世代に「喜び・安らぎ・癒（いや）し」を与え，「感動・交流・学習」を創出する施設として，2015（平成27）年度までに再整備します。

<文化市民局>

070 児童厚生施設の運営助成

<保健福祉局>

【主な取組】◇桂坂野鳥遊園
◇八瀬野外保育センター

(3) 子どもの安全な生活が確保されるまちづくり

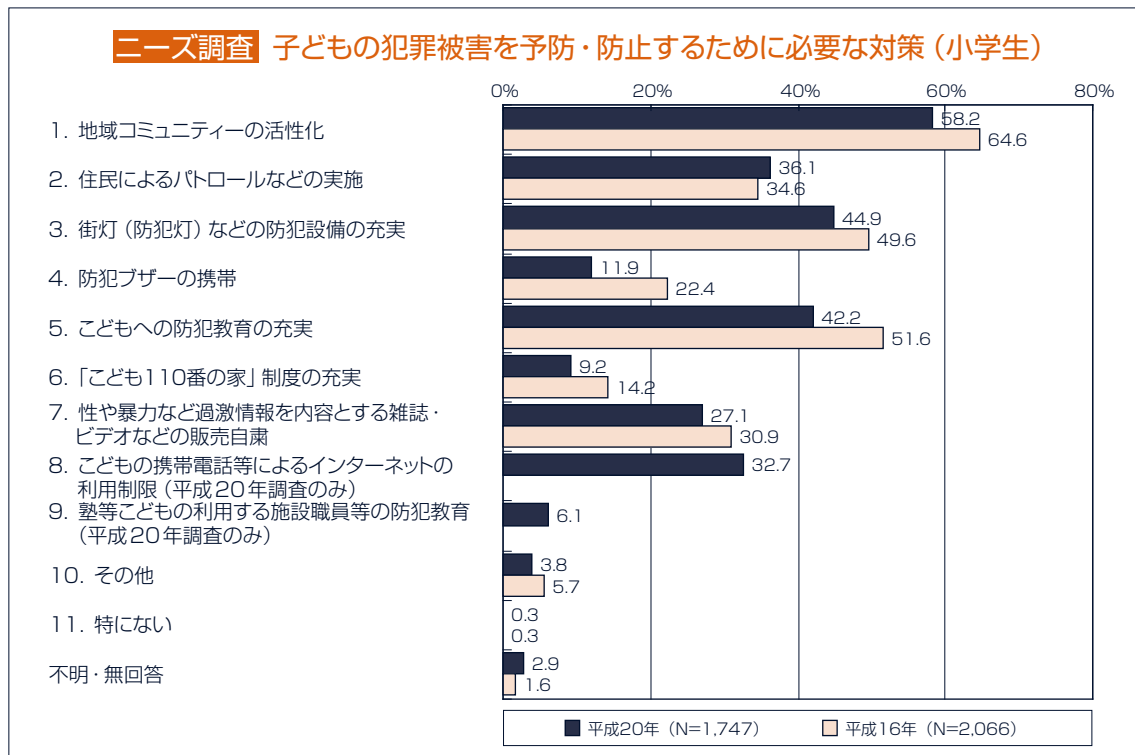
現状と課題

子どもの健やかな成長を支える基盤として、それぞれの地域において安心・安全な居場所や環境・体制を確保することは重要ですが、少子化や核家族化など急激な社会環境の変化は地域の協力・共同関係を希薄にしており、子どもの安心・安全の確保について、地域がその役割を果たしていくことは大変困難な時代となってきました。

ニーズ調査においては、子育てするうえで地域に期待することとして、「こどもが事故や犯罪被害に巻き込まれないよう気を配りあうこと」、「こどもの危険な行為やいたずらを注意しあえること」が多く回答されており、この面で地域への期待が大きいことがうかがえます。

こうした状況の中、京都市では、「子ども安全安心ネットワーク」の構築を目指し、2004（平成16）年4月に「京都市子ども安全会議」を設置し、警察をはじめ関係機関・団体との連携を図り、2006（平成18）年度には全小学校区で見守り隊が立ち上がりました。現在では、約2万人もの地域住民や保護者の方々がボランティアとして、通学路や地域で子どもたちの安全を献身的に支えています。また、子どもの安全を含め、防犯、防災、地域福祉などの幅広い分野で地域特性に応じた取組を展開することで、地域の総合的な安心安全ネットワークの構築を進めてきました。今後とも、地域住民の相互信頼関係を基礎とし、住民の安心・安全を願う意識の共有と、互いの助け合いなど地域横断的なネットワークの構築をより一層進めていく必要があります。

さらに、子どもたちのインターネット等の利用について、情報モラル教育に取り組んでいますが、最近、携帯電話の利用に関するトラブルが増えていることが課題となっています。



施策を展開する今後の方向性

子どもの安全確保については、家庭・地域・学校・各種団体等が連携を深め、大人一人一人が積極的な行動を起こす必要があります。また、保護者や地域のパートナーシップの下、地域ぐるみで子どもの安全を守る取組は、人と人の豊かなかかわり合いを中軸にすえた地域コミュニティの構築にもつながるものであり、非常に重要です。

今後も、家庭・地域・学校・関係機関が一体となり、地域ぐるみで子どもの安心・安全を確保するとともに、防犯、防災、地域福祉などの幅広い分野で地域特性に応じた取組を展開することで、地域の総合的な安心安全ネットワークの構築を図っていきます。

さらに、携帯電話やインターネットの有害情報から子どもを守る取組を進めます。

【施策・主な取組】（000＝重点施策，000＝推進施策）

071 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもや保護者に対し、安全意識の高揚を図ることにより、子どもを交通事故などから守る取組を推進します。

<文化市民局，保健福祉局，教育委員会>

072 地域ぐるみの子どもの安全確保の取組の推進

学校安全ボランティアを対象とした講習会の開催やボランティア保険への加入費用の負担、警察官OBであるスクールガード・リーダーによる全小学校区の巡回指導及び見守り活動への助言など、「見守り隊」活動を支援し、その定着及び充実を図ります。さらに、メール配信登録数を今後一層増やし、迅速な情報伝達網を構築していきます。

また、子どもの安全を含め、防犯、防災、地域福祉などの幅広い分野で地域特性に応じた取組を展開することで、地域の総合的な安心安全ネットワークを構築し、地域の多様な問題に幅広く、自主的に対応できる「まち」を実現します。

<文化市民局，教育委員会>

【主な取組】◇学校安全ボランティア活動の振興
◇地域の安心安全ネットワーク形成事業

073 市公用車等を活用した子どもや地域の安心・安全を見守る取組の推進

<総合企画局>

074 携帯電話・インターネットの有害情報から子どもを守る取組の推進

情報化社会の急速な進展の中、子どもたちを携帯電話やインターネットの被害者にも加害者にもしないため、各校における「情報モラル指導カリキュラム」、「指導計画モデル」等を活用した情報モラル指導の一層の充実を目指し、研修等を通じて、教員の指導力の更なる向上を図ります。また、携帯電話市民インストラクターを養成し、各学校・地域で周知・啓発活動を展開します。さらに、「子どもの『携帯』利用に関する連絡会議」において、関係各課、関係団体、携帯電話会社等と連携し、子どもたちの安全の確保のための取組を進めていきます。

<教育委員会>

(4) 子育て家庭への経済的な支援

現状と課題

子育て世帯への経済的支援策である「児童手当」については、この5年間では、2006（平成18）年度に、その対象年齢が小学校修了前までに拡大されるとともに所得制限が緩和され、更に2007（平成19）年度からは、乳幼児加算が導入され3歳未満児については一律月額1万円支給となるなど、制度の改善が図られています。

京都市の制度においても、「子ども医療費支給制度」では、2007（平成19）年9月から対象年齢の拡大や自己負担額の引下げを行ったほか、「妊婦健康診査」についても、2008（平成20）年度及び2009（平成21）年度に、公費負担の回数を大幅に拡充しました。また、保育所・幼稚園の「保育料」については、2008（平成20）年度から、多子世帯の負担軽減のために3人目以降を無料化するなど、順次の対応がなされてきています。

しかし、ニーズ調査によると、行政に期待する施策として、「子どもの医療費の軽減や小児医療体制の充実など医療サービスの充実」、「教育費の負担軽減」、「子育て家庭への経済的な支援対策の充実」などが上位を占めており、依然として、こうした面での市民要望が高いことがうかがえます。

また、結婚と出産に関する意識調査においても、子どもが欲しくない理由、理想より予定している子どもの数が少ない理由の一つとして「出産・育児・教育にお金がかかるから」が挙げられています。

子育て家庭の経済的負担軽減については、社会全体で子育てを支え合う観点からも、一定の行政的配慮がなされていくことは有効であり必要ですが、一方で、巨額の経費を要する負担軽減策の実施は、自治体財政が困窮を極めている折、地方自治体単独事業として実施していくことには限界があります。国においては、平成22年度予算案に「子ども手当」の創設が盛り込まれるなど、子育て家庭への新たな経済的支援の取組が進められており、これらの動きに的確に対応するとともに、国レベルで考えられるべき施策については国へ強く要望していくことが必要です。

また、限られた自治体財源の中での子育て家庭への支援策については、経済的支援のみに重きを置くことなく、保育所や医療体制等の子育て環境の整備、また子育ての不安や心配をとり除く施策の推進など、幅広くバランスを保ちつつ総合的に実施していくことが求められます。

施策を展開する今後の方向性

ニーズ調査においては、子育て全般に係る経済的負担軽減の要望が多くなっており、厳しい経済情勢のもと、市民の負担感が大きくなっていることがうかがえる状況にあります。

子育ての経済的負担軽減については、社会全体で子育てを支え合う観点からも、今後とも配慮が必要ですが、現在実施されている子育て家庭への経済的給付事業については、「児童手当」、「児童扶養手当」など国の制度が中心であり、平成22年度予算案に新たに「子ども手当」の創設が盛り込まれるなど、今後も国の制度を核とした対応となることが考えられます。こうしたことから、今後とも、国の施策動向に的確に対応しつつ、国への要望を適切に行っていきます。

また、厳しい経済状況を踏まえて、市民の負担については、公平性がより強く求められており、施策の性格や機能を踏まえつつ、受益と負担のあり方を慎重に検討し、対応していきます。

ニーズ調査においては、経済的負担軽減の要望のほかに、各種子育て支援サービスの質的・量的充実や拡大についても数多くの要望が寄せられています。子育て支援については、

こうした幅広い施策がバランス良く提供されたとき、子育てに対する負担感が軽減されるものであり、総合的なバランスを勘案しつつ子育て支援施策の推進を図っていきます。

(参考) 現行の子育てに係る主な経済的支援策(負担軽減策)は、以下のとおりです。

■ 教育費の負担の軽減に向けた取組

・市立幼稚園保育料等減額措置

◇市民税非課税世帯などに対し、保育料及び入園料を減免 ◇幼稚園(保育所)から小学校3年生までに2人以上の兄弟がいる3番目以降の園児の保育料及び入園料を無料化 ＜参考＞ 保育料(年額)132,000円 入園料 20,000円	【平成20年度負担減免額】 15百万円
---	------------------------

・私立幼稚園就園奨励費

◇市内在住で私立幼稚園に3～5歳児を通園させている保護者に対し、保育料等及び教材費を補助(市民税の所得割額による区分あり) ◇幼稚園(保育所)から小学校3年生までに2人以上の兄弟がいる3番目以降の園児に対する補助金を増額することにより、保育料及び入園料をほぼ無料化 ◇補助限度額(年額)302,000円～25,000円	【平成20年度決算額】 1,238百万円 (うち市負担991百万円)
---	--

・市立小・中学校の就学援助

◇生活保護受給世帯に準じる世帯などに対し、学用品費、新入学学用品費、校外活動費、学校給食費、修学旅行費、医療援助費等を援助 ◇4人世帯の場合 年収約 420万円	【平成20年度決算額】 1,243百万円 (うち市負担1,223百万円)
---	--

・市立高等学校授業料免除措置

◇京都市立高等学校に在籍する生徒が、生活困窮その他の事情により、授業料の納付が困難と認められた場合、授業料を免除	【平成20年度負担減免額】 139百万円
--	-------------------------

・市立小・中学校総合育成支援教育就学奨励費

◇育成学級に在籍している児童生徒の保護者に就学援助費の半額等を援助 ◇在籍者の約8割(就学援助対象者を含む)が受給	【平成20年度決算額】 19百万円 (うち市負担13百万円)
--	--------------------------------------

■ 保育料の負担の軽減に向けた取組

・多子世帯保育料軽減

◇軽減方法の見直し ◇同時入所の2人目は1人目の概ね半額、3人目以降は無料化	【平成20年度負担減免額】 7百万円 ※平成21年度から国基準化
---	--

・保育料の軽減(国基準を下回る料金設定)

◇国基準を下回る料金設定	【平成20年度負担減免額】 2,963百万円
--------------	---------------------------

・学童クラブ事業利用料の軽減(国基準を下回る料金設定))

◇料金階層の見直しによる細分化(21年9月から6段階→9段階) ◇2人目の利用料金を減額	【平成20年度負担減免額】 169百万円
---	-------------------------

■ 医療費等の負担の軽減に向けた取組

• 未熟児養育医療給付

◇指定医療機関に入院し、養育を行う必要のある未熟児に対し、入院養育に要する費用を公費負担	【平成20年度決算額】 85百万円 (うち市負担33百万円)
--	--------------------------------------

• 小児慢性特定疾患治療研究事業

◇特定の疾病にかかっている乳幼児、児童に対し、委託医療機関で入院及び通院治療を受ける場合、医療に要する費用を公費負担(所得に応じて自己負担あり)	【平成20年度決算額】 409百万円 (うち市負担209百万円)
--	--

• 自立支援医療(育成医療)給付

◇身体に障害のある乳幼児、児童に対し、指定医療機関で医療を受ける場合、医療に要する費用を公費負担(所得制限あり)	【平成20年度決算額】 29百万円 (うち市負担18百万円)
--	--------------------------------------

• 不妊治療費助成制度

◇不妊治療に要した医療費の自己負担額の1/2(上限3万円/人・年度)を助成	【平成20年度決算額】 30百万円 (うち市負担19百万円)
---------------------------------------	--------------------------------------

• 特定不妊治療費助成事業

◇不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精に要した医療費の一部(上限15万円×2回/年度)を助成(所得制限あり)	【平成20年度決算額】 82百万円 (うち市負担41百万円)
--	--------------------------------------

• 妊婦健康診査の公費負担の拡充

◇妊婦が医療機関や助産所で受診する妊婦健康診査14回分について公費負担 (平成20年7月) 公費負担の回数 原則1回 → 一律5回 里帰り出産等に伴う府外での受診についても対応 (平成21年4月) 公費負担の回数 一律5回 → 一律14回 助産所での受診についても対応	【平成20年度決算額】 211百万円 (うち市負担200百万円)
--	--

• 入院助産制度

◇生活保護受給世帯などに対し、指定の助産施設における出産のための入院から退院までの入院助産を受ける費用を本人負担額(課税状況による)を除いて助成	【平成20年度決算額】 122百万円 (うち市負担61百万円)
--	---------------------------------------

• 子ども医療費支給制度

◇小学校6年生までの子どもが、健康保険証を使って診療を受けた場合に、窓口で支払われる医療費(医療保険の自己負担額から一部負担金を差し引いた金額)を助成 ◇一部負担金 入院(小学6年まで)200円(1箇月1医療機関につき) 外来(3歳未満)200円(1箇月1医療機関につき) (3歳~就学前)3,000円上限(1箇月の医療費を合算して)	【平成20年度決算額】 1,293百万円 (うち市負担639百万円)
---	--

• 母子家庭等医療費支給制度

◇母子家庭等の母子などが、健康保険証を使って診療を受けた場合に、窓口で支払われる医療費(医療保険の自己負担額)を助成	【平成20年度決算額】 994百万円 (うち市負担552百万円)
--	--

● 重度心身障害者医療費支給制度

◇一定の障害のある方が、健康保険証を使って診療を受けた場合に、窓口で支払われる医療費（医療保険の自己負担額）を助成	【平成20年度決算額】 1,737百万円 (うち市負担973百万円)
---	--

● 自立支援医療（精神通院）の利用者負担軽減策

◇精神通院医療に要する費用の一部を公費負担。重度の障害のある方や収入が低い世帯については、本市独自に所得階層を細分化するとともに国制度より低い負担上限月額を設定することにより利用者負担を軽減	【平成20年度負担減免額】 63百万円 ※障害児者の総額
---	---------------------------------

■ その他の支援

● 児童手当

◇小学校修了前（12歳到達後の最初の年度末まで）の児童を養育している方に支給（所得制限あり） ◇3歳未満 一律（月額）10,000円 3歳以上 第1子・第2子（月額）5,000円 第3子以降（月額）10,000円	【平成20年度決算額】 9,688百万円 (うち市負担2,879百万円)
---	--

● 児童扶養手当

◇父母の離婚等により父と生計を同じくしていない児童の母、又は父が身体等に障害のある児童の母や母に代わってその児童を養育している方に支給（所得制限あり） ◇児童1人 全額支給（月額）41,720円 一部支給（月額）41,710円～9,850円 児童2人 全額支給（月額）46,720円 一部支給（月額）46,710円～14,850円	【平成20年度決算額】 6,284百万円 (うち市負担4,198百万円)
---	--

● 特別児童扶養手当

◇一定の障害のある20歳未満の児童を家庭で育てている父母、または父母に代わって児童を育てている方に支給（所得制限あり） ◇子ども1人につき1級障害の場合（月額）50,750円 2級障害の場合（月額）33,800円	※京都府において支給（京都市は受付事務のみを行う）
--	---------------------------

● 障害児福祉手当

◇日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害児に支給（所得制限あり） ◇（月額）14,380円	【平成20年度決算額】 136百万円 (うち市負担34百万円)
--	---------------------------------------

● 出産育児一時金

◇国民健康保険の被保険者が出産したときに支給 ◇妊娠84日以上であれば、死産・流産でも支給 ◇出産時1人につき42万円（産科医療補償制度の対象となる場合、対象とならない場合は39万円）	【平成20年度決算額】 支出 654.7百万円 収入 0.4百万円（返納金） 差引 654.3百万円 ※（国民健康保険事業特別会計で支給）保険料と一般会計からの繰入れ等で賄われている
--	---

● 障害福祉サービス、障害児施設の利用者負担軽減策

◇障害福祉サービス（介護給付費・訓練等給付費）や障害児施設の利用者負担軽減 ◇重度の障害のある方や収入が低い世帯については、京都市独自に所得階層を細分化するとともに国制度より低い負担上限月額を設定することにより負担を軽減	○障害福祉サービス 【平成20年度負担減免額】 25百万円 ※障害児者の総額 ○障害児施設 【平成20年度負担減免額】 27百万円
---	--

(5) 安心して子育てできる保育サービスの充実（保育計画）

保育所の役割

保育所は、児童福祉の理念である「児童を心身共に健やかに育成する」ことを目的として、保護者の就労などによって家庭での養育が困難な児童に対して養護と教育を一体とする保育を実施することを基本的機能としており、乳幼児期の児童の健やかな成長を保障するとともに、保護者や家庭への支援、また女性の社会進出などに寄与してきています。近年、共働き世帯の増加や就労形態の多様化などを反映して保育需要も多様化し、かつ増大しており、通常保育のみならず、延長保育や夜間保育、休日保育、一時保育、障害児保育、病児・病後児保育といった多様な保育への対応が求められています。

また、わが国において少子長寿化が急速に進む中、人口減少、とりわけ労働力人口の急速な減少に対応し、経済社会の持続的な発展を図るには、就労と出産や子育てとの二者択一構造の解消が課題となっており、その解消には、多様な保育サービスの提供が中心的な役割を果たしています。このように、保育サービスには、支援を必要とする家庭に対する福祉という役割のみならず、我が国の社会経済や社会保障全体の持続可能性を確保していくという今日的な社会的役割が期待されています。

さらに、少子化や核家族化の進行などにより世帯構造が変化し、地域の協力・共同関係の希薄化や子育てに関して親族や近隣からの援助を受けにくくなるなど、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における養育力の低下や子育て中の親の不安感や負担感の増大等といった問題が懸念されています。こうした中、保育所には、地域における最も身近な子育てに関する専門機関として、地域の子育て支援の拠点的な役割を果たすことがより一層期待されています。

保育サービスの提供は、保育を必要とする乳幼児の福祉の推進、保護者の子育てと仕事の両立支援及び地域の子育て力の向上にとって欠くことのできない施策であり、保育所の整備、充実は少子化対策の重要な柱の一つとなっています。

昼間里親（京（みやこ）・ベビーハウス）の役割

昼間里親は、1950（昭和25）年11月の制度発足以来、産休明けから3歳未満までの児童を家庭的な雰囲気の中で保育する制度として、認可保育所に準じて京都市の委託事業として実施されてきました。認可保育制度と相まって、待機児童解消対策としての一翼を担っており、特に、年度途中での保育需要への柔軟な対応が期待されています。

保育所における保育サービスの行政区別実施状況 (平成21年4月1日現在)

行政区	就学前児童数(人)	定員数(人)	入所児童数(人)	保育所箇所数(箇所)	延長保育(箇所)	夜間保育(箇所)	休日保育(箇所)	一時保育(箇所)	ステーション(箇所)
北	4,994	2,040	2,163	21	15			2	15
上京	3,017	1,235	1,351	13	11	2		3	8
左京	6,757	2,315	2,445	29	17	1		3	12
中京	4,263	1,530	1,589	15	9	1	1	3	7
東山	1,096	825	835	10	8			4	7
山科	6,672	2,540	2,723	20	16	1	1	3	9
下京	3,289	860	872	10	6			2	7
南	4,929	2,225	2,385	30	21	1		3	10
右京	9,562	2,665	2,893	*30	15	1		2	11
西京	5,814	1,470	1,592	16	12			2	7
洛西	2,601	955	996	8	5			2	4
伏見	9,002	3,325	3,570	29	19		1	3	14
深草	2,563	600	673	6	4			1	3
醍醐	2,946	1,815	1,824	17	14			3	9
総計	67,505	24,400	25,911	254	172	7	3	36	123

※休所中の1箇所(右京区)を除く。

昼間里親における行政区別実施状況 (平成21年4月1日現在)

行政区	北	左京	中京	山科	下京	南	右京	西京	洛西	伏見	深草	総計
箇所数(箇所)	3	2	1	3	1	3	5	3	1	5	4	31
定員数(人)	27	21	10	27	11	27	48	35	7	48	39	300
入所児童数(人)	26	15	10	24	11	30	43	40	6	48	40	293

※上京, 東山, 醍醐においては, 昼間里親を設置していない。

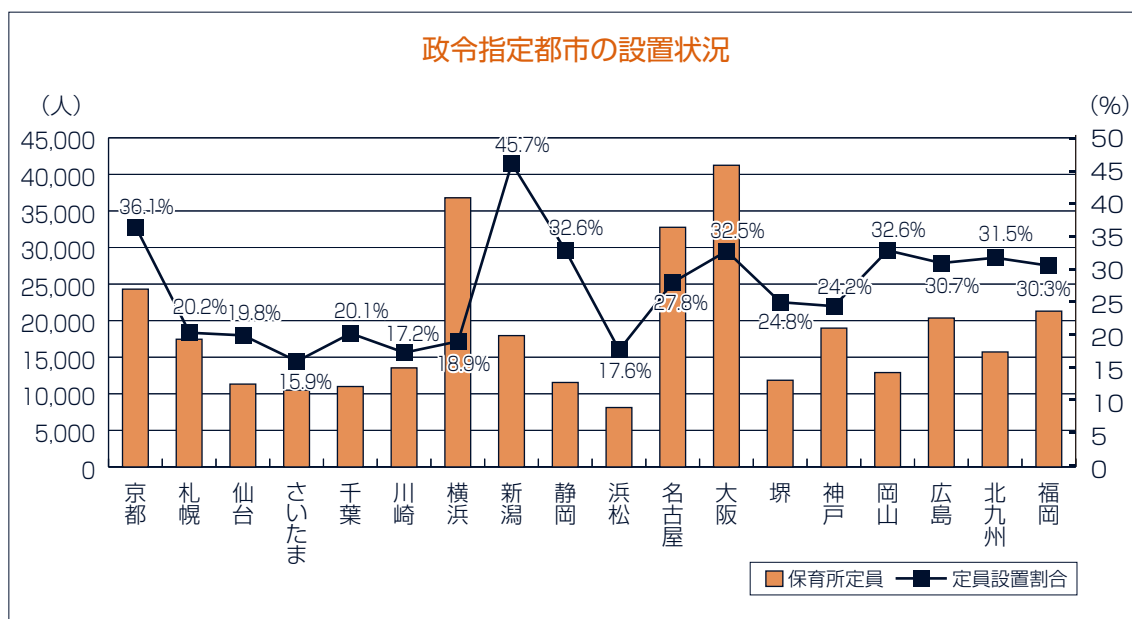
ア 保育所待機児童の解消

現状と課題

近年、共働き世帯の増加や就労形態の多様化などによって、保育所での保育を必要とする子どもたちが年々増加しています。

京都市においては、少子化が進行し、就学前児童数が減少傾向にある中、保育所入所児童数は年々増加しており、また、今回のニーズ調査においても、「平日のサービスで今は利用していないが出来れば利用したいサービス」の第1位が「保育所（園）」（20.4%）となっており、更に潜在的なニーズがあることもうかがえます。

京都市においては、子育て支援を市政の最重要施策の一つと位置付け、保育所の整備・拡充を進めてきた結果、2009（平成21）年4月1日現在で保育所数は254箇所（市営30箇所（休所中の1箇所を除く。）、民営224箇所）、保育所定員は24,400名となっており、就学前児童数に対する保育所定員の設置割合は政令指定都市の中でも新潟市に次いで第2位と高い水準（36.1%）にあり、保育所に入所しやすい環境を確保しています。



就学前児童数は減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加などにより保育所入所児童が年々増加していることや新たな住宅建設の影響により、一部の地域では待機児童が生じています。

待機児童の解消に向けては、マンション、住宅建設等により、保育需要が増加することが見込まれる地域について、新たに保育所を整備するとともに、既存保育所の定員増や定員調整、定員の弾力的な運用（定員外入所）等の取組を積極的に行ってきました。

この結果、待機児童数は減少し、2007（平成19）年度、2008（平成20）年度は100人を下回ったものの、2009（平成21）年度は、経済情勢の悪化の影響もあり保育所入所申込みが増加し、待機児童数は180人と増加に転じました。

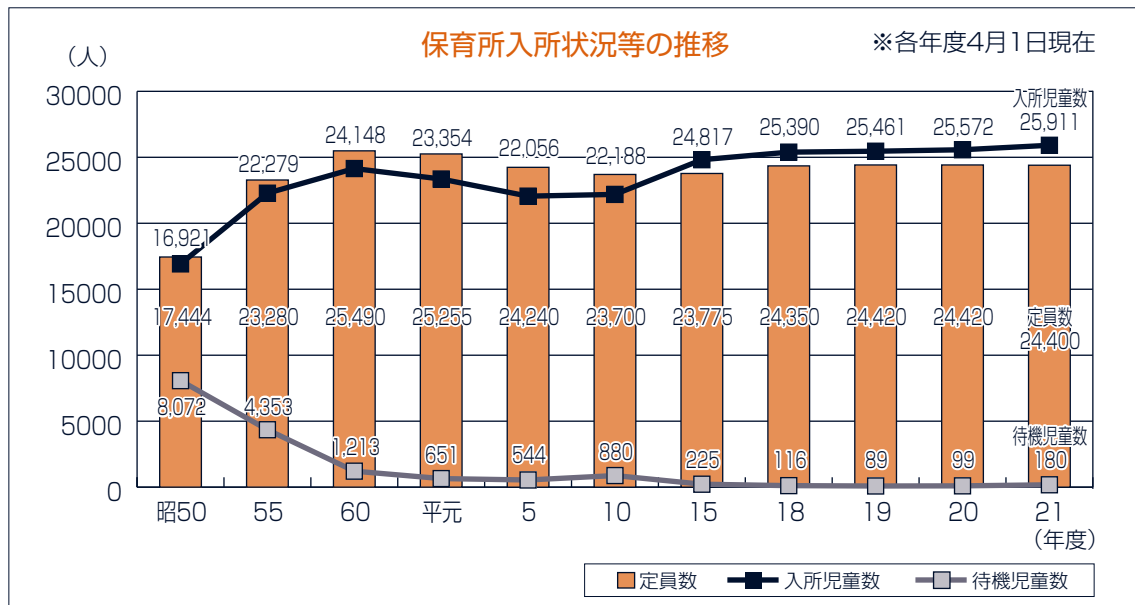
共働き世帯の増加等により保育所での保育を必要とする児童が増加することが見込まれ、また、新たな住宅建設の影響による特定地域の保育需要の増加も見込まれます。このため、待機児童の解消に向け地域の実情を的確に踏まえたきめ細かな対応が必要となっています。

※待機児童

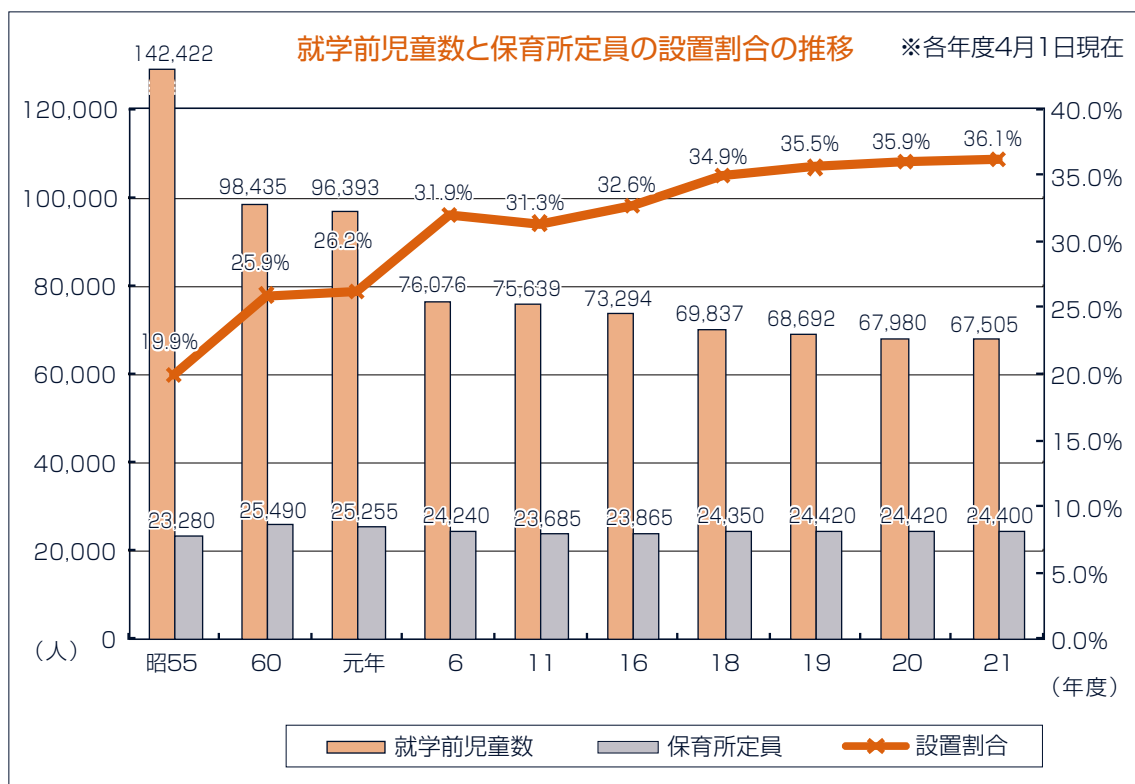
保育所への入所申込みを行ったにもかかわらず、入所できなかった児童で、入所要件があり、かつ、引き続き保育所への入所を希望している児童をいう。

ただし、2002（平成14）年度から、従来の要件に加えて次に該当する児童を除いたものとなっている。

- ①他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している児童
- ②地方単独施策（京都市の場合「京都市昼間里親制度」が該当）において保育を実施している児童



※待機児童については、2002（平成14）年度から定義の見直しがされている。



【行政区別待機児童の状況（平成21年4月1日現在）】

北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	
8	1	12	0	0	0	18	
南	右京	西京	洛西	伏見	深草	醍醐	計
5	27	43	15	37	14	0	180

前プラン保育所定員の数値目標達成状況

平成16年度	前プラン目標 (平成21年度)	平成21年度 (年度末予定)	(平成21年10月現在 施設整備予算化分含む)
23,865人	*24,650人	*24,525人	*24,675人

※京北地域の150人を含む。前プラン策定時の数値目標は、京北地域分を除いた24,500人



a 保育所の新設、既存保育所の増改築による保育所定員の拡大

京都市では、財政状況の厳しい中で、保育所未設置地域での新設や既存保育所の増改築による保育所定員の拡大を図ってきました。保育所の新設及び増改築による定員拡大については、各地域における待機児童の状況や今後の保育需要の予測等を総合的に勘案した対応を行っていく必要があります。

【2006（平成18）～2009（平成21）年度の保育所新設・増改築による定員増】

年度	種 類	合計増加定員	行政区（増加定員）
18	新設3箇所	240名	中京区（90）、洛西（90）、伏見区（60）
	増改築3箇所	75名	右京区（30）、西京区（30、15）
19	新設1箇所	60名	西京区（60）
	増改築1箇所	30名	中京区（30）
21	新設1箇所	60名	伏見区（60）※認可外施設の認可
	増改築2箇所	45名	左京区（15）、西京区（30）

定員増の合計 510名

b 保育所定員の調整

地域の子育て家庭が減少し定員割れが生じている保育所と、その一方で、保育需要が増加している地域で定員拡大を実施することが可能な保育所について、地域の保育需要に応じて、定員の増減調整（定員調整）を行っています。

しかし、定員調整については、施設の充実を伴わなければならない場合もあるなど、柔軟な対応という面からは課題があります。また、定員割れの保育所においては、年度途中の緊急の受入に寄与しているという側面もあることから、今後の需要予測や施設の状況を含め適切に対応していく必要があります。

c 定員の弾力的な運用（定員外入所）

定員の弾力的な運用については、1998（平成10）年度から実施され、2003（平成15）年度からは「年度当初定員の15%、5月以降25%以内まで」と受入枠の拡大が図られました。2009（平成21）年度当初には2,032人の定員外入所があり、年度途中入所も含めた受入枠の確保に大きく寄与しています。

保育室の設備基準等を備える保育所においては、年度途中における緊急的な受入れについて、今後より柔軟な対応が必要です。

【定員の弾力的な運用の実施状況（各年度4月1日現在）】

年 度	10	14	17	18	19	20	21	
入所児童数	22,188	24,394	25,431	25,390	25,461	25,572	25,911	
	定員内	22,188	23,030	23,417	23,621	23,714	23,676	23,879
	定員外		1,364	2,014	1,769	1,747	1,896	2,032
年度当初		定員の 15% 15人以下	定員の15%					
年度途中 (5月以降)	定員の 10% 10人以下	定員の25%						

d 昼間里親

昼間里親については、昼間里親の自宅等の家庭的な雰囲気の中での保育や産休明けから3歳児未満までの混合保育を特色とする京都市独自の制度であり、認可保育所に準じた制度として、保育所と共に、市民の保育需要に対応しています。また、産休、育休明けや年度途中における緊急的な保育需要にも柔軟に対応するなど、待機児童の解消にも一定の役割を果たしています。

一方、入室対象年齢が3歳児未満（へき地は除く。）までとなっているため、3歳児以降は保育所への移行が必要となること、午後6時以降の保育需要にこたえられていないこと、給食費等の実費が保育料とは別に必要となることなどの課題があります。

【昼間里親設置状況（各年度4月1日現在）】

年 度	17	18	19	20	21	21 (10月1日)
登録里親数	33	34	33	32	31	33
定員数	315	326	305	298	300	310

e 認可外保育施設（昼間里親を除く。以下同じ。）

認可外保育施設については、夜間の保育ニーズや、認可保育所に入所できなかった場合などに利用されている実態があると考えられます。また、認可外保育施設の一つである事業所内施設においては、それぞれの事業所の勤務実態等に応じた保育の提供が行われています。2002（平成14）年10月から届出制が導入（事業所内保育施設等、届出対象外の施設あり。）されており、一定水準の保育の質を確保していく観点から、実態把握と適切な指導監督を継続して実施しています。

京都市においては、認可保育所及び認可保育所に準じた昼間里親による安定した保育サービスの提供を基本としていますが、認可外保育施設を利用する子どもがいる実態を踏まえ、認可外保育施設全体の保育の質を向上させる必要があります。

なお、深夜の時間帯の保育に関しては、現状では認可外保育施設に頼らざるを得ない状況であり、公的保育のあり方についても検討する必要があります。

※ 保育所

国・都道府県・市町村が設置する、もしくは、社会福祉法人等、国・都道府県・市町村以外のものが認可を受けて設置する、乳幼児を保育する施設をいう。

※ 認可外保育施設

児童福祉法にいう認可外保育施設とは、認可を受けずに経営する保育施設をいう。

【認可外保育施設届出状況（平成21年3月31日現在）】

種別		施設数	利用児童数
届出対象	ベビーホテル	13	180
	その他	22	464
	小 計	35	644
届出対象外	院 内	22	373
	事業所内	14	120
	小 計	36	493
合 計		71	1,137

※ 利用児童数は、一時保育の児童も含めている。実施児童数は日々異なる。

※ ベビーホテル

次のいずれかを常時運営している施設

- ・夜8時以降の保育
- ・宿泊を伴う保育
- ・一時預かり（利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上占めている場合）

f 認定こども園

認定こども園制度は、急速な少子化の進展並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様化していることにかんがみ、地域の実情に応じて柔軟に対応することを目的として、2006（平成18）年10月に創設され、2009（平成21）年4月1日現在で全国に358園が設置されています。

認定こども園は、保育所と幼稚園を一体化した施設であり、①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、②地域における子育て支援を行う機能を備えるもので、待機児童解消についても一定の役割を担っています。今後、これらの機能に着目し、地域の特性に応じた制度の導入について検討する必要があります。

施策を展開する今後の方向性

京都市では、これまで保育所待機児童の解消を図るため、様々な取組を進めてきました。

待機児童の解消に当たっては、保育の実施について児童福祉法の理念を踏まえ、児童の最善の利益が求められることから、保育サービスを安定的かつ継続的に提供できる認可保育所及び認可保育所に準じた昼間里親により対応していくことを基本とし、認可保育所及び昼間里親に入所しやすい環境づくりを目指す取組の一層の充実が求められています。

このため、待機児童の解消に向けた取組については、保育所の新增設や分園設置による定員拡大、定員調整、定員の弾力的な運用による児童の受入れ及び昼間里親制度を実施するほか、「保育ママ」の設置及び事業所内保育施設への支援など国制度の新たな活用等も検討していきます。

【施策・主な取組】（**000**＝重点施策，**000**＝推進施策）

075 施設整備による保育所定員（入所児童数）の拡大

今後の保育需要を地域ごとに的確に把握したうえで、保育所未設置地域における新設及び分園の設置や既存保育所の増改築を行い、保育所定員及び入所児童数を拡大します。

<保健福祉局>

目標：P.156 参照

076 昼間里親の入室児童数の拡大

年度途中入所や地域の保育需要に柔軟に対応できる昼間里親事業を積極的に推進します。

<保健福祉局>

077 保育所定員の調整

保育需要の地域偏在を解消するため、今後の保育需要の動向を見極めたうえで、定員調整（定員の増減調整）を実施します。

<保健福祉局>

078 定員の弾力的な運用による児童の受入れ

保育室の設備基準等を備える保育所においては、年度途中における緊急的な受入れについて、今後より柔軟な対応を図ります。

<保健福祉局>

イ 多様な保育サービスの提供

現状と課題

京都市における保育サービスは、今日まで、乳児（0歳児）保育や障害児保育、夜間保育や延長保育など、その時々のような保育需要に対応して、全国的にも高い水準の保育サービスを提供しています。

近年、共働き世帯が増加するとともに、就労形態も多様化する中、多様な保育サービスが一層求められています。また今日、保育所には、保護者の就労や傷病等により保育を必要とする乳幼児のための施設としての機能のほかに、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援、更には、保育所を利用していない子育て家庭への支援を行う役割も求められています。

京都市においては、前プランで延長保育や一時保育などについて具体的な数値目標を設定し、その着実な推進に取り組んできました。こうした保育サービスについては、その利用が増加し、また、ニーズ調査においても、なお保護者のニーズが高いことから、更なる充実が必要です。

保育サービスの実施状況

各年度4月1日現在

事業名	8年度	16年度	20年度	21年度 (H21.10.1)	前プラン目標 (21年度)
延長保育	47箇所	131箇所	164箇所	175箇所	190箇所
一時保育	0箇所	25箇所	33箇所	37箇所	42箇所
夜間保育	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	
休日保育	0箇所	2箇所	3箇所	4箇所	

【ニーズ調査抜粋】

<保育所を利用している方の要望>

預かり時間の延長	14.7%
19時以降の利用	39.4%
病児・病後児保育の実施	14.5%

<利用したい事業・施策>

保育所等で預かる施策	51.8%
休日保育	24.3%

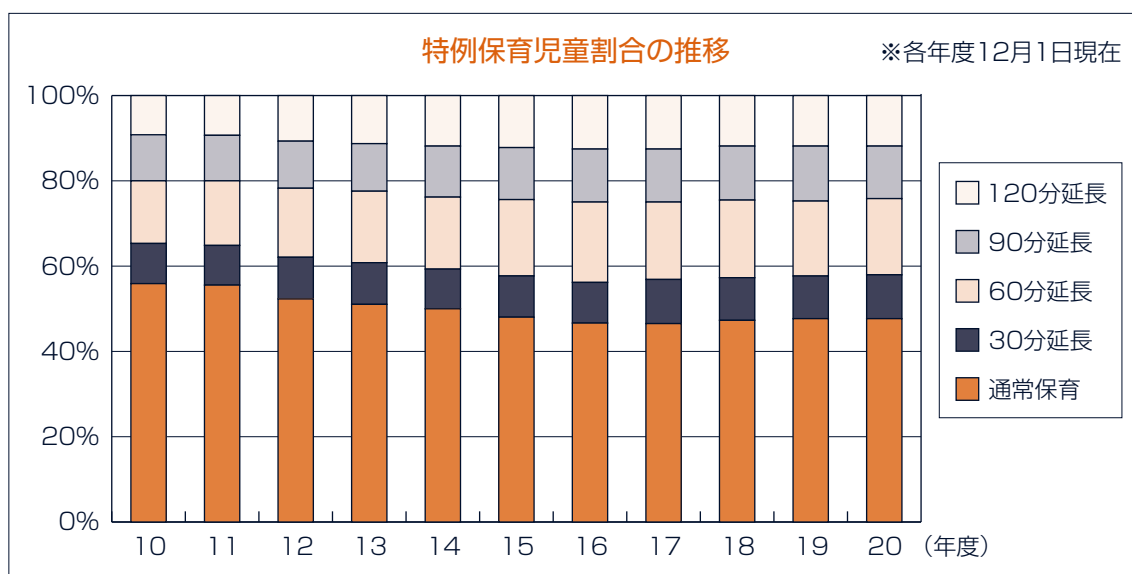


a 特例保育

京都市では、保育所の基本保育時間を午前8時30分から午後5時までとしています。保護者の就労時間の長時間化や周辺部の住宅開発による通勤距離の広がり等に伴い、保育時間帯の拡大のニーズが高まっています。

こうしたニーズに対応するため、保護者の就労や生活の実態により、必要と認められた場合、通常保育時間の前後1時間を延長した特例保育を実施しています。

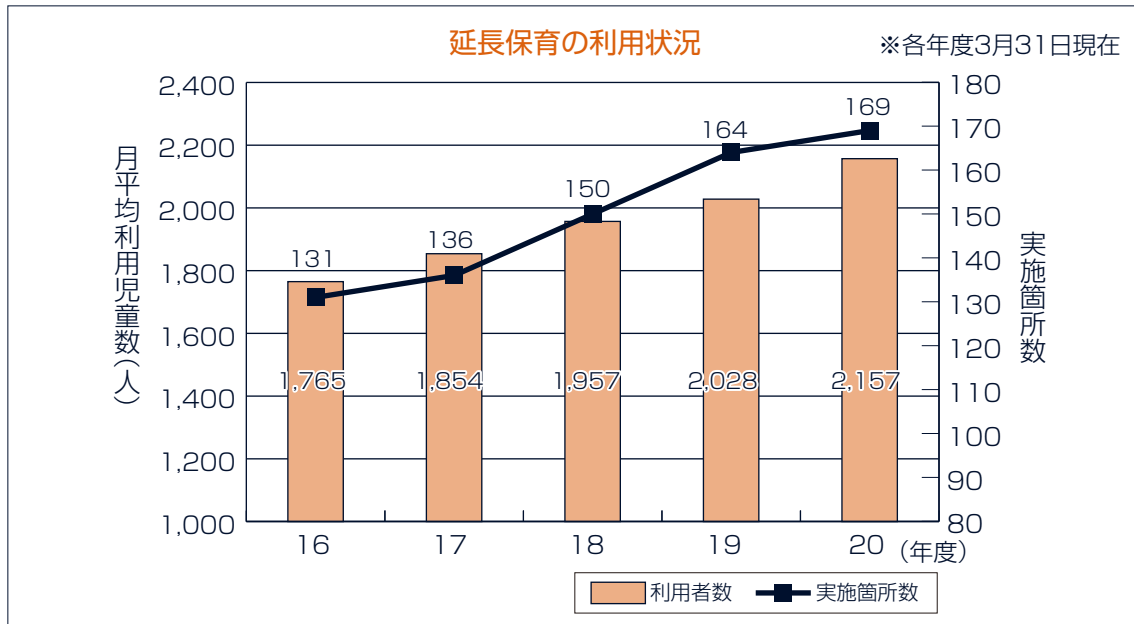
特例保育については、実施施設数の拡大と共に利用児童数も増加してきましたが、現在では、すべての保育所で実施可能な体制を整えており、多くの市民が利用しています。



b 延長保育

「特例保育」時間を超えた「延長保育」の需要についても、利用児童数は着実に拡大してきており、今後も拡大が見込まれます。延長保育の実施箇所については、地域的な偏在が見られるため、利用者の利便性の向上を図る観点から、今後は地域的なバランスに配慮した実施箇所の拡大が必要となっています。

なお、現在の延長保育は、30分又は1時間（夜間保育所は2時間）の延長を行っていますが、ニーズ調査の結果では、利用終了時間の希望の39.4%が19時以降となっており、保育時間の更なる延長に関して一定のニーズが見られることから、児童への影響にも考慮しつつ実施時間の延長について検討する必要があります。

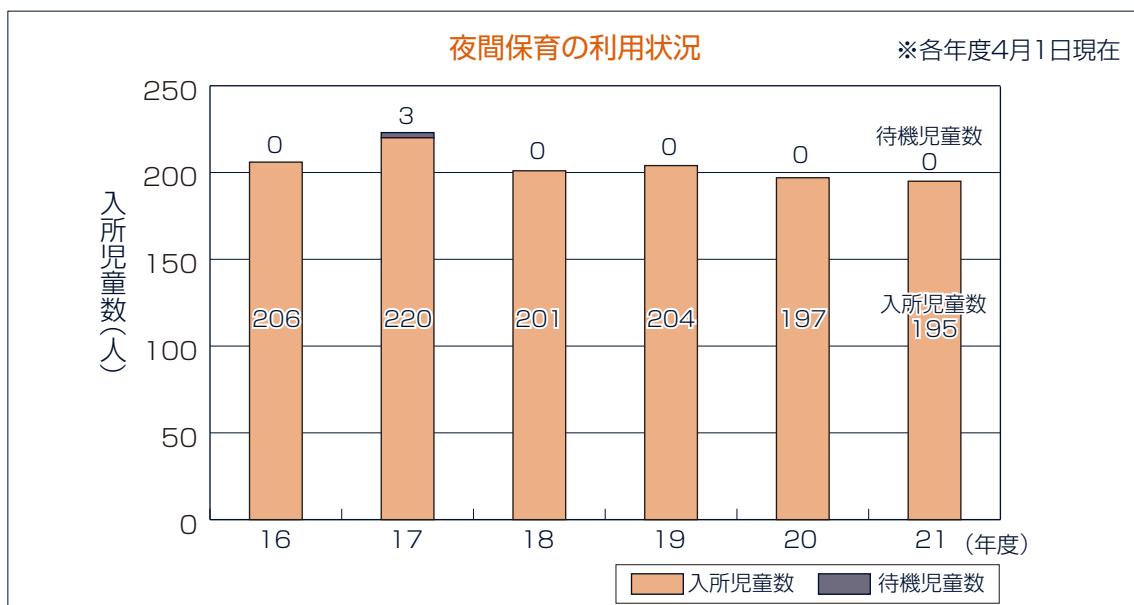


c 夜間保育

就労形態の多様化に伴う夜間保育需要の増加に対応するために、夜間に保育所での受入れを必要とする児童について、1982（昭和57）年2月から夜間保育を実施しています（平成21年度：7箇所）。

夜間保育所では、通常保育時間（午前11時～午後10時）を延長（午前9時以降）した保育を行っています。

夜間保育所の児童数は、近年、ほぼ横ばいで推移しており、需要の大きな変化は見られません。しかし、ニーズ調査の結果によると現在の保育時間でカバーしていない時間帯についても一定のニーズがあることから、こうしたニーズへの対応について検討する必要があります。

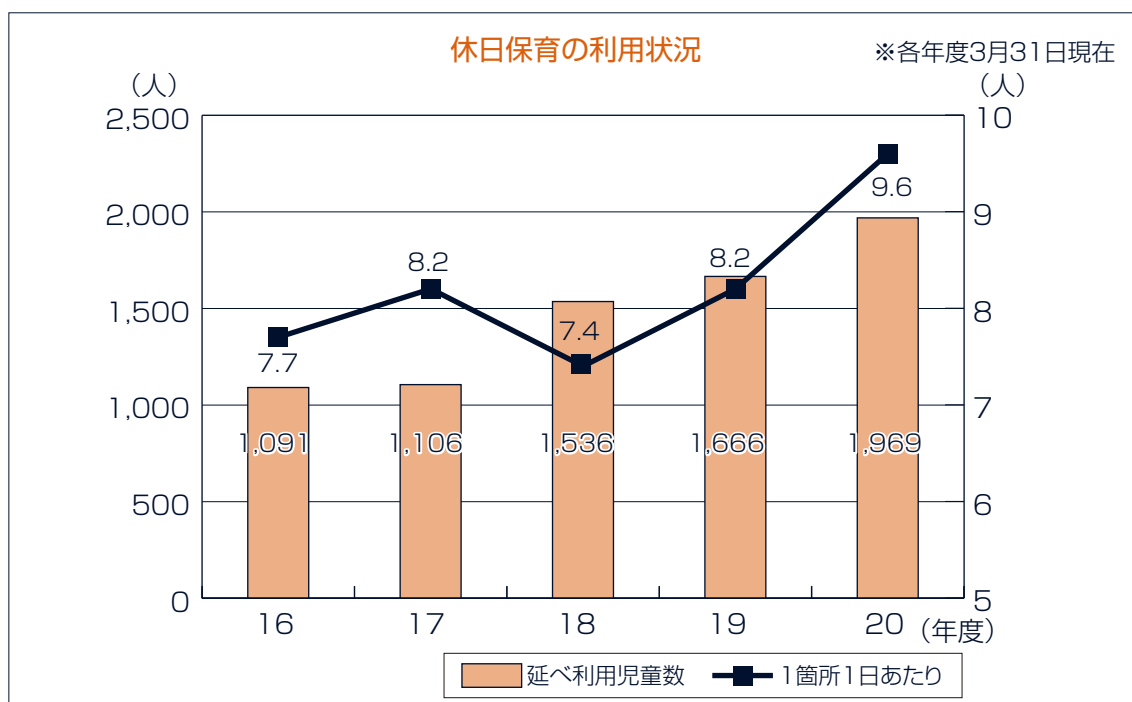


d 休日保育

日曜・祝日等の保護者の就労等により、児童の保育が困難な保護者への保育ニーズに対応するため、2000（平成12）年10月から休日保育を実施しています。

休日保育の実施箇所の拡大に合わせて利用児童数が増加していることやニーズ調査の結果においても「利用したい施策」に一定の希望があることなどから、利用児童の利便性など地域的なバランスに配慮した実施箇所の拡大を図ることが求められています。

また、ニーズ調査によると、18時台以降の利用希望も一定見られ実施時間の延長のニーズがあることから、実施時間の延長についても検討する必要があります。



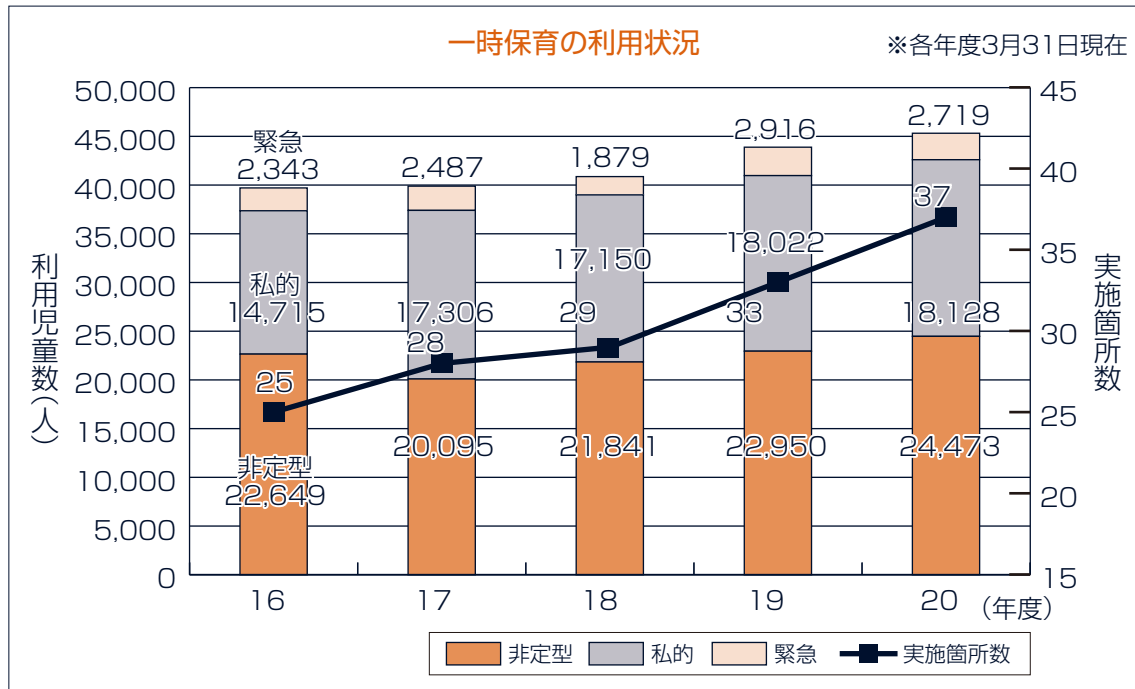
e 一時保育

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育（「非定型」利用）、保護者の傷病などによる緊急時の保育（「緊急」利用）、保護者のリフレッシュを図る一時的な保育（「私的」利用）など、様々な保育ニーズに対応するため、1997（平成9）年7月から一時保育を実施しており、ファミリーサポート事業や子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイ）と並んで、様々な理由による一時的な保育需要にこたえる施策の一つになっています。

一時保育については、実施箇所数の拡大に合わせて利用児童数も増加しており、市民ニーズも高く、また、近年の就労形態の変化に伴う短時間就労を支援するとともに、育児疲れ解消のための施策として、保育所が地域において果たす役割の一つとして機能しています。

一時保育については、今後とも需要に対応し、身近な場所に対応できるよう、地域的なバランスに配慮した実施箇所の拡大を図ることが求められています。

また、現行の一時保育については、原則、8時30分から17時までが利用時間となっており、保護者の多様なニーズに対応するためには、実施時間の延長についても検討する必要があります。



f 病児・病後児保育

京都市においては、病後児保育について、家庭での保育が困難な病気回復期にある0歳児から小学校3年生までの子どもを対象として、保護者の子育てと就労の両立を支援し、乳幼児の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的に、1997（平成9）年度から乳幼児健康支援デイサービス事業を実施しています。

病気回復期の児童を対象とすることから、これまで、児童の利便性と地域的なバランスを考慮し、市内5箇所の医療機関において実施しています。

ニーズ調査の結果からは、一定のニーズが見られることなどから、実施箇所数の拡大が求められています。実施箇所の拡大に当たっては、病後児保育の実施機関の拡大のほか、より利用しやすい制度となるような実施方法の改善、また、現在、京都市では実施していない病児保育の実施等についても検討する必要があります。

病後児保育の利用状況

年 度	17	18	19	20
利用児童数	609人	681人	948人	714人

g 障害のある児童の保育

京都市では、肢体不自由、知的障害、情緒障害等の障害のある児童で、保育を必要とする状態にあり、保育所の集団での生活が望まれる児童の保育所への受入れを実施しています。障害のある児童が障害のない児童と共に生活する「統合保育」は、障害のある児童の発達を促すという効果があるだけでなく、障害のない児童にとっても、障害のある児童とのふれあいを通じて豊かな人間性をはぐくむ効果もあります。

障害のある児童に障害に応じた適切な援助を行い、児童一人一人の成長を目指した保育を行うため、児童の障害の程度等に応じた職員の加配や、職員研修、嘱託医等による巡回相談などの専門的な支援に取り組んでおり、毎年700人程度の障害のある児童の受入れを行っています。

障害のある児童等、特に配慮を要する児童の受入れに当たっては、個々の状況に応じたきめ細かな対応が必要となることから、各保育所での人数の受入れに一定の限界があること、また、自宅から近い保育所への通所を希望するケースが多いことなども踏まえて、市内のすべての保育所が受入れ機能を果たすことができるような施策を検討するとともに、各保育所がこれまで以上に児童一人一人に対する丁寧なかかわりのできる取組が求められています。

障害のある児童の保育の状況

種別 年度	保育所数	障害のある 児童の保育 実施箇所数	入所児童数 ①	障害のある 児童の数 ②	入所率 ②／①
16年度	250	190	26,411	667	2.5%
17年度	253	193	26,613	741	2.8%
18年度	255	190	26,661	696	2.6%
19年度	※255	200	26,980	695	2.6%
20年度	※255	208	27,135	706	2.6%

※各年度3月31日現在

※保育所数は、休所中1箇所を除く

h 食物アレルギーのある児童への対応

食物アナフィラキシー*の既往がある重篤な症状の児童を含め、食物アレルギーのある児童を責任を持って受け入れ、除去食を提供できるよう、給食担当者・保育士等が連携し認識を深め合うための研修を行っています。また、食物アナフィラキシーショックの既往がある児童の受入れについては、保育士加配の対象としています。

さらに、保育所における食育の一層の推進を図るため、給食・栄養管理を含めた食育計画づくりや食物アレルギーのある児童への対応などについての保育所との個別相談を実施しています。

近年は食物アレルギーのある児童が増加傾向にあり、その対象品目も多様化していることから、アレルギーのある児童の受入れ体制の整備、充実が今後の課題となっています。

※アナフィラキシー…食物、薬物、ハチ毒などが原因で起こる、即時性アレルギー反応のひとつの総称。生命をおびやかす危険な状態をアナフィラキシーショックと呼ぶ。

i 地域の子育て支援の拠点施設としての役割

少子長寿化や核家族化の進行、地域の協力・共同関係の希薄化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化するなかで、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の不安感や負担感の増大等といった問題が懸念されています。

こうした状況の下、地域における子育て家庭の育児支援は一層重要となっています。

保育所の役割としては、2009（平成21）年4月に施行された新しい「保育所保育指針」（厚生労働省告示）の中で保護者に対する支援が掲げられ、保育所に入所する子どもの保護者と共に保育所を利用していない子育て家庭への支援に積極的に取り組むことが求められています。

京都市においては、「地域子育て支援ステーション事業」をはじめ、それぞれの保育所が地域に開かれた施設づくりに努めてきました。今後も、すべての保育所がその知識、経験、場所などの資源を地域の財産として活用できるよう提供し、また、地域の一員としてより積極的に子育て支援ネットワークに参画し、地域での子育て支援の拠点としての機能を果たすことが求められています。

j 保育の質の維持向上

【保育の質を支える仕組み】

保育内容	保育所保育指針（保育所の役割、保育の目標、保育の内容、保護者支援等）
職員	保育士資格、保育士の研修
監査、評価	行政による監査、第三者評価

全保育所の9割を民間保育所が担う京都市においては、サービスの充実を含む保育水準の向上については、各保育所の創意、工夫による独自の取組によるところが大きいことはいうまでもありませんが、その前提として、上記のような仕組の遵守及び実践が何より重要です。また、そうした取組とあわせて、情報公開を促進する取組も重要であり、利用者のよりよい選択、サービスの質の確保・向上等に向け、市民にわかりやすい情報提供を進めることが必要です。

施策を展開する今後の方向性

近年、共働き世帯の増加、パート等非正規職員の拡大や短時間就労等、就労形態の多様化に伴い、保育所の開所日、保育時間帯について多様な保育が要望されており、また、児童の処遇についても、障害や食物アレルギーのある児童などに対応できる体制整備が求められています。

京都市においては、これまで、こうした多様な保育需要に対応する保育を提供してきましたが、これらの取組を児童の発達を考慮したうえでより一層推し進め、児童、保護者にとってよりよい保育所施策を構築することが必要です。これらの取組は、すべての保育所において偏りなく実施することが重要であり、各保育所における保育水準を高めるための研修や相談体制の確立も求められています。

また、こうした保育サービスは、サービスの受け手である児童にとって最善の利益となるよう提供される必要があり、豊かな人間性を持った子どもを育成できるよう、一人一人の子どもの特性や置かれている状況等を十分考慮し、子どもの活動や人権を大切にしながら、児童の視点（立場）に立った保育を提供することが求められています。子育て環境が変化する中、一人一人の親と向き合った親支援の必要性も高まっています。このため、保育の質の向上と共に、親支援と子どもの発達に与える影響を考慮した保育サービスを提供することも必要です。

さらに、すべての保育所が、地域の子育て支援の拠点として、保育所に入所する子どもの保護者と共に保育所を利用していない子育て家庭への支援を果たしていくことが求められています。

一方で、保育所や昼間里親制度のいわゆる公的保育制度が、現状において、市民の多様な保育需要のすべてに対応できていない中で、今後とも認可外保育施設による対応が予測されます。このため、児童の安心・安全の確保の観点から、保育の質の向上を図るため、施設への指導監督を継続していきます。

なお、京都市においては、民間保育所が全国に先駆けて夜間保育や乳児保育に取り組むなど、保育の先導的な役割を果たし、市営保育所と共に保護者の多様なニーズに対応し、地域における保育を支えています。一方、他都市においては、公営保育所の民営化を推進することにより、柔軟かつ効率的な保育所運営が図られています。京都市においても、その必要性や目的、費用対効果等を検証し、保育における公・民の今日的な役割分担について検討していきます。

【施策・主な取組】（**000**＝重点施策、**000**＝推進施策）

079 延長保育の実施箇所及び保育時間の拡大

就労時間帯の多様化等による保育需要の増加に合わせ、通常の保育時間（基本保育時間：午前8時30分～午後5時、特例保育時間：基本保育時間の前後1時間）を上回る延長保育について、地域的なバランスを考慮したうえで実施箇所を拡大します。

また、現在の延長保育は、30分及び1時間延長を基本（夜間保育所のみ2時間延長）としていることから、児童に与える影響を考慮しつつ、実施時間の更なる延長を検討します。

<保健福祉局>

目標：P.156 参照

080 一時保育の実施箇所及び保育時間の拡大

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病などによる緊急時の保育、保護者のリフレッシュを図る一時的な保育など、今後も需要があることから、地域的なバランスを考慮したうえで実施箇所を拡大します。また、多様なニーズに対応するため、実施時間の延長についても検討します。

<保健福祉局>

目標：P.156 参照

081 休日保育の実施箇所及び保育時間の拡大

日曜・祝日等の保護者の就労等により、児童の保育が困難な保護者の保育ニーズに対応するため、地域的なバランスを考慮したうえで実施箇所を拡大します。また、多様なニーズに対応するため、実施時間の延長についても検討します。

<保健福祉局>

目標：P.156 参照

082 障害や食物アレルギーがあるなど配慮を要する児童の保育の充実

すべての保育所における障害のある子どもの受入れ体制の整備やきめ細かな保育の実施と共に、アレルギーのある児童が増加傾向にあり、その対象品目も多様化していることから、アレルギーのある児童の受入れ体制の整備、充実のための保育所に対する専門的な支援体制を強化します。

<保健福祉局>

083 保育所、昼間里親における地域子育て支援の充実

子どもを生み育てたいと思う人が安心して子育てをすることができる環境づくりのため、すべての保育所・昼間里親が、すべての子育て家庭を視野に入れた地域の子育て支援に積極的に取り組めるよう、各施設の主体的な活動が図れる仕組みづくりを検討します。

<保健福祉局>

084 夜間保育の充実

現在、京都市の公的保育が対応していない時間帯の保育に関して、一定のニーズが見られることから、保育時間の延長について検討します。

<保健福祉局>

085 病後児保育の実施箇所及び実施機関の拡大並びに病児保育の実施 新規

病後児保育の実施箇所及び実施機関の拡大について、保護者のニーズを踏まえて検討します。

また、現在、京都市においては未実施の病児保育についても、保護者のニーズを踏まえて実施に向けた検討を行います。

<保健福祉局>

086 地域子育て支援ステーション事業の実施 再掲 (P.39)

「第1章(2) 子育て支援ネットワークの充実」に記載 (P.39)

<保健福祉局>

087 保育所関係職員の研修の充実

保育水準の向上のため、保育所職員・昼間里親への研修を充実します。

<保健福祉局>

088 認可外保育施設の保育水準の向上

すべての子どもの健やかな育ちを支援するという観点から、行政による指導・相談・研修の実施等により、認可外保育施設における保育の質の水準の引上げを推進します。

<保健福祉局>

089 情報公開の促進

利用者のよりよい選択、サービスの質の確保・向上等に向け、市民にわかりやすい情報提供を推進します。

<保健福祉局>



ウ 国の保育制度の見直しを受けて

国においては、今後、一層の少子長寿化が進行し、本格的な人口減少社会の到来を前に、保育サービスの充実等の多様な働き方に対応した子育て支援の推進等の社会環境整備が進められているところです。こうした中で、社会保障審議会少子化対策特別部会においては、子育てを支えるサービスの大幅な拡充を図るため、次世代育成支援に関する給付・サービスを体系的、普遍的に提供し、必要な費用を社会全体で負担していく新たな制度体系の検討が進められ、2009（平成21）年2月に、今後の新たな制度体系の更なる検討に向けた議論の中間的な取りまとめとして、「第1次報告」が発表されました。

第1次報告では、①今後の保育制度の姿としての新たな保育の仕組み（例外ない質の確保された公的保育の保障、利用者と保育所の公的保育契約の締結等）、②放課後児童クラブの拡充、③すべての子育て家庭に対する支援の実施（一時預かり、地域子育て支援事業の拡充等）、④情報公開・評価の仕組み、⑤費用負担の在り方と財源確保の必要性などについて概括的な提言が行われ、この報告を受けて、特に検討項目が専門的かつ分量が多い保育分野について、少子化対策部会の下に2つの専門委員会が設置されるなど、具体的な検討が行われています。

また、国と地方自治体の役割分担についての徹底した見直しを検討する地方分権改革推進委員会が2009（平成21）年10月に発表した「第3次勧告」では、柱の一つである「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」の項目で、①認定こども園の設備・運営基準、②保育所の利用者基準（保育に欠ける要件）、③児童福祉施設の設備・運営基準（最低基準）が対象事項に掲げられました。これを受け、厚生労働省では、勧告の内容を最大限尊重し、地方分権を推進することとしましたが、保育等の質等に深刻な悪影響が生じかねないものに限り、例外的に全国一律の最低基準を維持することとしました。

さらに、2009（平成21）年12月8日に閣議決定された「明日の安心と成長のための緊急経済対策」においては、保育の分野における具体的対策として、保育サービスの拡充等女性の就労支援による雇用の推進、幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革を掲げ、今後取り組んでいくこととされています。

こうした保育制度の見直しの動きは現在も進行している状況にあります。京都市においては、これまで築いてきた保育水準を引き続き維持するとともに、保育サービスの更なる充実を図っていく必要があります。国の保育制度の見直しに当たっては、十分な保育の質が確保され、公的な関与が保障されるとともに、国において地方財政への配慮が十分なされることなどが必要であり、国の動向を注視していきます。



(6) ひとり親家庭の自立促進（ひとり親家庭自立促進計画）

現状と課題

ア ひとり親家庭をめぐる状況

わが国の母子寡婦対策は、戦後の戦争未亡人対策からはじまり、「児童扶養手当」や「母子寡婦福祉資金貸付」などの経済的給付を中心とした施策が重点的に実施されてきました。しかし、近年の離婚の増大によるひとり親家庭（とりわけ母子家庭）の増加を踏まえ、ひとり親自身の就労等による自立を促進し生活の安定と向上を図ることにより、子どもの健全な育成をめざすという新しい目的に対応できるよう、制度の再構築が図られつつあります。

京都市においても、近年、「高等技能訓練促進費事業」や「自立支援教育訓練給付金事業」などの就職に有利な資格取得を促進する事業を開始し、また、就業相談において家庭状況や個々の適性に応じた適切な助言を行う「就業・自立支援センター事業」の実施や子どもの「養育費」確保についての相談・支援体制の確立など、ひとり親家庭に対する様々な自立支援策を実施していますが、これらの施策の一層効果的な展開が求められています。

父子家庭については、母子家庭に比べて対象となる施策が少ない状況にあります。様々な生活困難状況も報告されており、こうした課題への対応が必要となってきました。

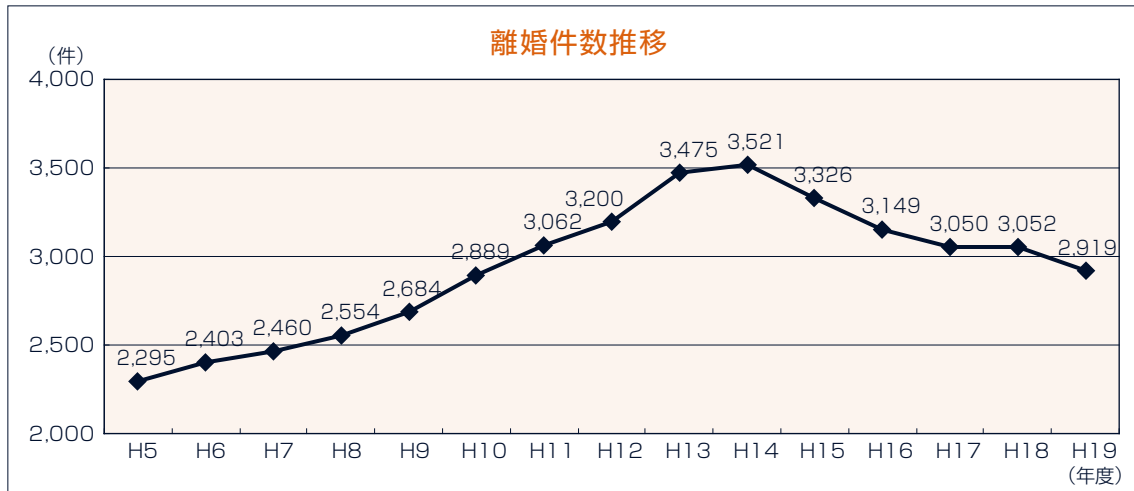
イ ひとり親家庭の増加

京都市における離婚件数は、2002（平成14）年度の3,521件をピークに減少傾向にありますが、2007（平成19）年度においても2,919件と高い水準となっています。

このように高い水準にある離婚件数を背景として、京都市のひとり親家庭数は増加傾向にあり、2008（平成20）年度の推計世帯数は母子家庭で19,379世帯、父子家庭で2,258世帯となっており、2003（平成15）年度の推計世帯数（母子家庭16,615世帯、父子家庭2,251世帯）と比較すると、母子家庭では16.6%、父子家庭では0.3%の増加となっています。

ひとり親家庭となった理由について、「京都市ひとり親家庭実態調査」（以下「ひとり親家庭調査」という。）では、母子家庭については、「離婚」が78.4%（10年前の前回調査では69.3%）、「死別」が9.1%（前回調査15.0%）、父子家庭については、「離婚」が70.3%（前回調査55.9%）、「死別」が22.1%（前回調査33.4%）となっており、調査結果からも「離婚」によるひとり親家庭の増加傾向が一層顕著となってきたことがわかります。





京都市におけるひとり親家庭の状況

区 分	平成15年度	平成20年度	増減率
母子家庭数	16,615	19,379	16.6%
父子家庭数	2,251	2,258	0.3%
全世帯数	639,745	671,261	4.9%

平成12年及び平成17年国勢調査結果に基づく推計

ウ 子どもの養育と生活の状況

ひとり親家庭が困っていることに関して、ひとり親家庭調査では、母子家庭については、ひとり親家庭になった当時も現在も共に「生活費」が最も高くなっていますが、父子家庭については、ひとり親家庭になった当時が「家事」で、現在は「子どもの養育・教育」となっており、特に父子家庭について、子育てや家事についての支援が求められていることがわかります。前回調査と比較してもこの傾向に大きな変化はありません。

ひとり親家庭調査では、「昼間に就学前児童の世話をしている」のは、「保育所」が母子家庭で67.5%、父子家庭で38.5%と共に最も高くなっています。一方、「放課後等に小学校低学年児童の世話をしている」ところは、特に母子家庭で「児童館・学童保育所・共同学童保育所」が41.0%と高くなっています。

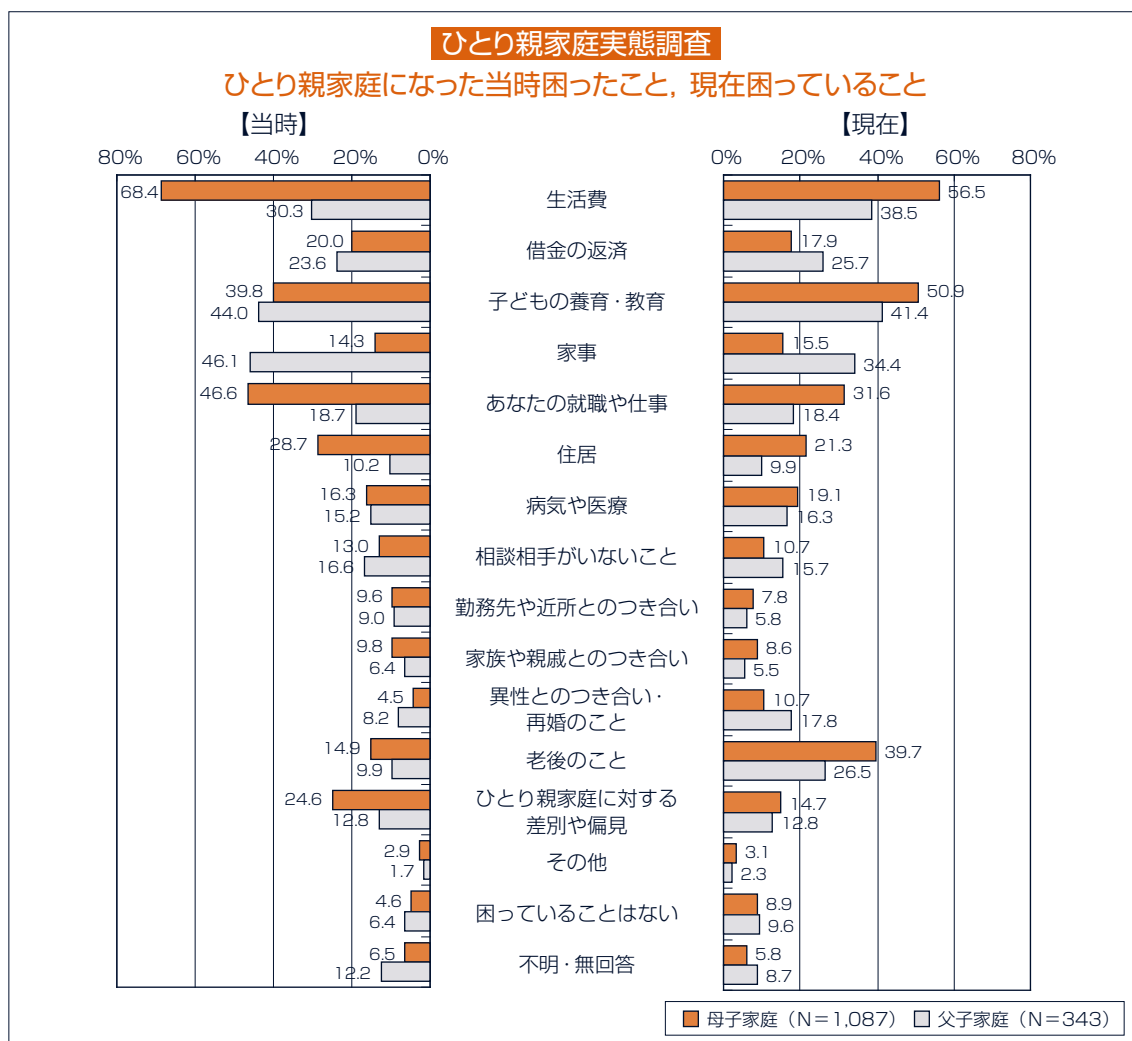
また、ニーズ調査において、ひとり親家庭の保育所等に関する要望については、他の世帯区分と比較して「病児・病後児保育の実施」及び「休日・祝日保育の実施」の割合が高くなっています。

ひとり親家庭が就業により自立を図るためには、保育所の利用がその前提となるため、保育所に入所しやすい環境づくりを進めるとともに、病児・病後児保育や休日・祝日保育等といった多様な保育サービスの提供が必要です。

さらに、子どもの養育において、他に頼る同居の親族が少ないひとり親家庭においては、出張や残業、病気などのために一時的に養育が困難な場合、児童養護施設等において子どもを預かる「子育て支援短期利用事業」(ショートステイ、トワイライトステイ)に頼らざるを得ない場合が多く、この制度の利用者に占めるひとり親家庭の割合が非常に高くなっており、同時に要保護児童の利用も多くなっています。

このように、ひとり親家庭にとっては、母子家庭や父子家庭に特有の課題に対応するための施策の推進も重要ですが、これらの世帯の生活を支える大きな後ろ盾となる一般的な子育て支援施策（保育所、学童保育所、ショートステイなど）の充実や地域の子育て支援力の強化なども同時に必要となっています。

住宅の状況については、ひとり親家庭調査では、「持ち家」の割合が母子家庭で27.3%、父子家庭で58.6%と、特に母子家庭で低くなっています。また、転居希望がある方のうち、母子家庭で62.6%、父子家庭で47.9%が公営住宅への転居を希望されており、生活基盤の安定のために、引き続き比較的低廉な家賃の公営住宅への優先入居を実施していくことが必要と考えられます。

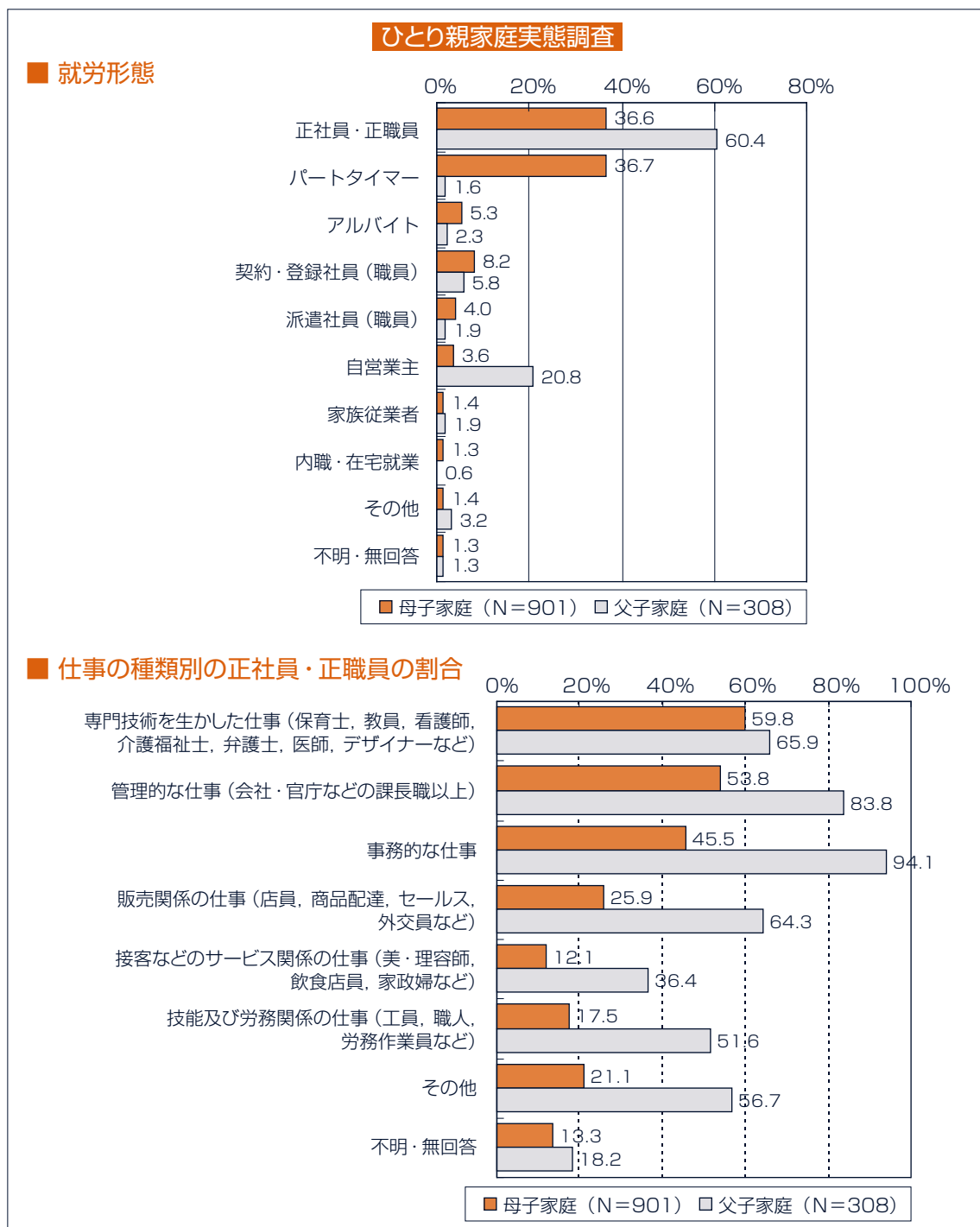


エ 就業の状況

ひとり親家庭調査によると、ひとり親家庭の現在の就労率は、母子家庭、父子家庭共に80%を超えていますが、ひとり親家庭になったときの就労率は、母子家庭では54.2%となっています。また、現在の勤続年数についても、母子家庭では「10年未満」が79.8%となっていることから、母子家庭においては、ひとり親家庭になってから現在の仕事を始めた人が多いと思われます。こうしたことから、ひとり親家庭になった当初に、子育ての状況やこれまでの就労経験等、一人一人の状況に応じたきめ細やかな就労支援を行う必要があります。

就労形態についてみると、父子家庭では「正社員・正職員」が60.4%、「非正規社員」が11.6%となっているのに対し、母子家庭では「正社員・正職員」が36.6%、パートタイマー等の「非正規社員」が54.2%となっており、多くの母子家庭が不安定な雇用状況にあることがうかがえます。

しかし、仕事の種類別で見ると「専門技術を生かした仕事」については、母子家庭にあっても59.8%が「正社員・正職員」に就いていることから、専門技術に関する資格の取得が正社員としての就職に有効と考えられます。このため、この間実施されてきた「高等技能訓練促進費事業」など就職につながりやすい資格取得を支援する事業の一層の推進が必要です。



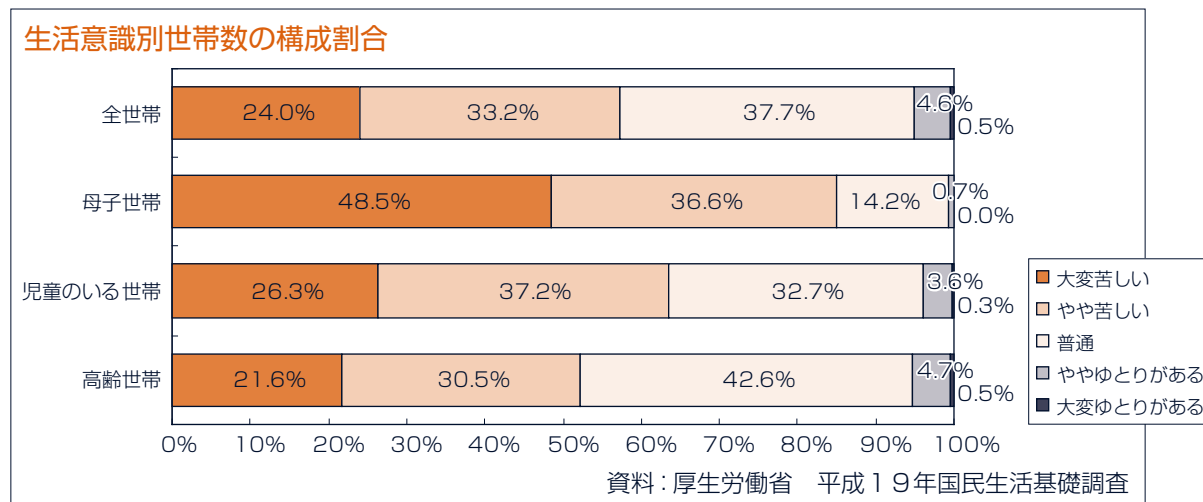
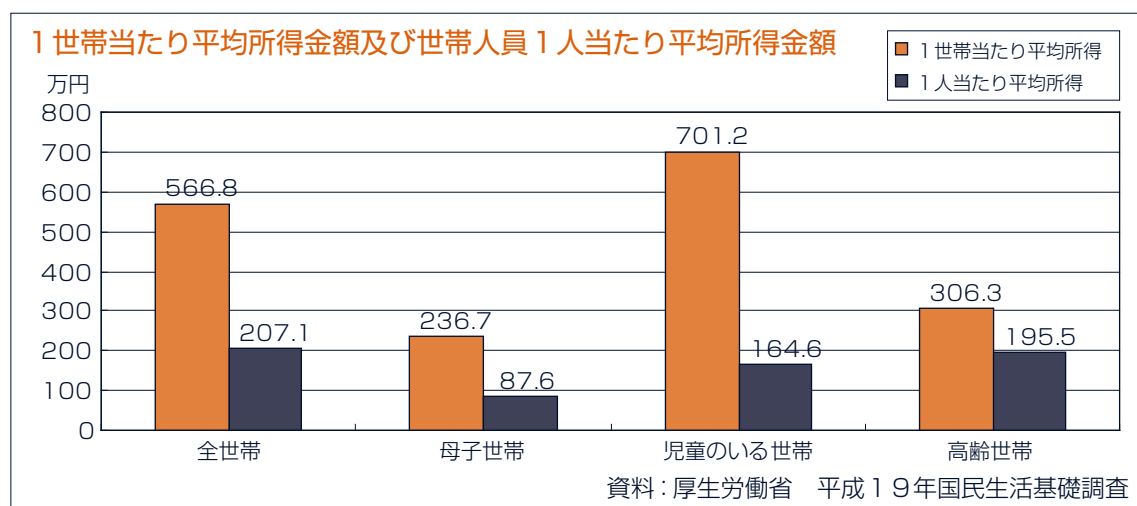
オ 収入等の状況

厳しい母子家庭の就労状況を背景に、2006（平成18）年の全国の母子家庭の1世帯あたりの平均所得金額は236.7万円で、全世帯の566.8万円の約40%にとどまっており、一般の子育て世帯の701.2万円と比較すると約3分の1となっています（厚生労働省「平成19年国民生活基礎調査」）。京都市のひとり親家庭調査においても、2007（平成19）年の年収について、母子家庭の53.5%が200万円未満となっており、非常に低い所得水準となっています。

そのため、生活意識の上においても「苦しい」と感じている割合が、全世帯で57.2%であるのに対して、母子家庭では85.1%と高くなっています（「国民生活基礎調査」）。

一方、父子家庭については、年収が200万円未満と回答された世帯は17.5%にとどまっており、400万円～500万円の区分が多くなっています（「ひとり親家庭調査」）。

このような状況を背景に、京都市においては、生活保護を受給している母子家庭は増加傾向にあり、2009（平成21）年4月現在で3,444世帯となっており、母子家庭全体の17.8%を占めています。なお、生活保護については、2008（平成20）年度末に廃止された「母子加算」が2009（平成21）年12月から復活されたところであり、今後とも国の動向等について注視していく必要があります。



母子家庭等の経済的自立と生活の安定などを図るため、「母子寡婦福祉資金貸付」が実施されています。現在12種類の貸付金があり、扶養している児童の「修学」及び「就学支度」に係る資金を中心に、年間約700件の貸付が行われており、母子家庭の自立を支援するとともに、子どもの福祉の増進に大きな役割を果たしています。しかし、近年、他の貸付制度の充実などもあり、当該貸付件数は漸減傾向にあります。

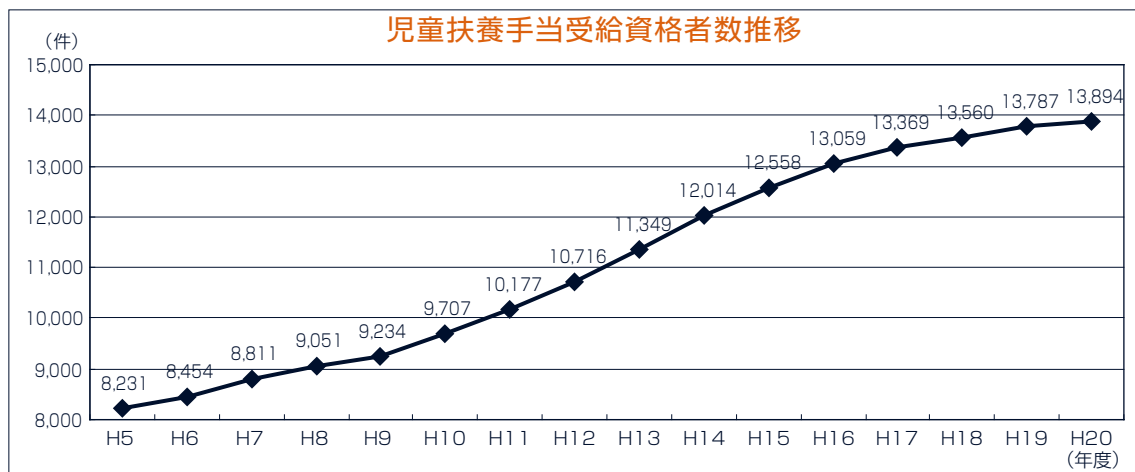
このような状況を踏まえて、2009（平成21）年6月の母子及び寡婦福祉法施行令の改正にあわせて、連帯保証人要件の緩和や、貸付利率の引下げが行われ、自立に向けた母子家庭等の資金需要により柔軟にこたえることができるよう、制度改正がなされています。

一方、貸付金の償還については、厳しい経済状況や雇用環境など様々な要因により、償還率が低下傾向にあります。母子家庭を取り巻く厳しい経済状況を踏まえつつも、制度の安定的な運営と借受人間の公平性の確保を図るためには、借受世帯への適宜の相談や指導など適切な対応が必要です。

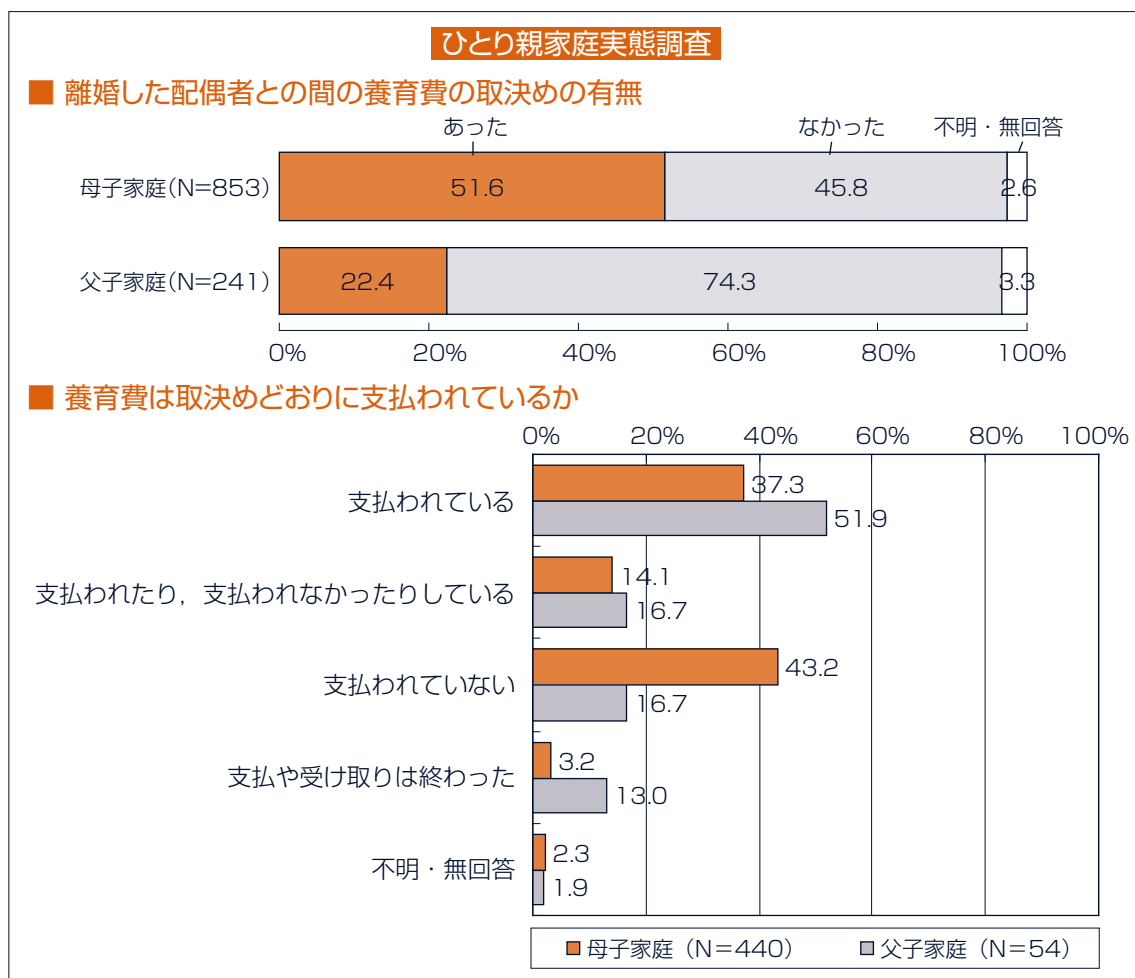
母子寡婦福祉資金別貸付件数

年 度	平成16年度(件)	平成17年度(件)	平成18年度(件)	平成19年度(件)	平成20年度(件)
事業開始	2	0	3	0	0
事業継続	0	1	1	1	0
修 学	722	647	588	560	522
技能習得	22	17	19	17	20
修 業	15	10	8	8	12
就職支度	0	0	0	0	0
医療介護	3	0	3	0	1
生 活	20	16	24	20	24
住 宅	2	0	1	2	1
転 宅	18	21	15	5	7
就学支度	203	191	179	149	121
結 婚	0	0	0	0	0
特例児童扶養	8	7	2	—	—
計	1,015	910	843	762	708

母子家庭の経済的生活を支える「児童扶養手当」については、離婚件数の伸びを背景にその受給者数が年々増加しており、2008（平成20）年度は13,894人となり、10年前（9,707人）の約1.4倍となっています。この制度は今後とも母子家庭の生活を支える基本的施策の一つになると考えられますが、国においては、平成22年度予算案に父子家庭への対象拡大が盛り込まれています。一般的には、父子家庭の所得は母子家庭と比較して高くなっていますが、ひとり親家庭調査においては、現在困っていることとして「生活費」を挙げている父子世帯も増加しており、国の制度改正に的確に対応していく必要があります。



「養育費」についてみると、離婚した配偶者との間に「養育費」の取り決めを行っている割合は、母子家庭では51.6%と半数を超えていますが、実際に取決めどおりに支払われている割合は、37.3%にとどまっています（「ひとり親家庭調査」）。収入の低い母子家庭にとって「養育費」の確保は非常に大きな意味を持つものであることから、離婚時の養育費の取決めの促進と、その履行の確保を図るため、養育費に関する啓発、情報提供と相談体制の更なる充実を図っていくことが必要と考えられます。



カ 相談や情報提供の状況

ひとり親家庭調査では「子育てに不安を感じたときに気軽に相談できるところがあるので安心できる」という質問について、「思う」と答えた方は、母子家庭で22.7%、父子家庭で13.1%となっており、ニーズ調査における就学前児童保護者の48.8%、小学生児童保護者の41.1%と比較して低くなっています。核家族化の進行や地域の協力・共同関係の希薄化などにより、一般的に子育ての孤立化が進んでいますが、ひとり親家庭については、一般の子育て世帯と比較して気軽に相談できる相手が少なく、悩み等を抱えて孤立することが多いと考えられます。

ひとり親家庭については、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うことが多いことから、生活や子どもの養育に関することや、就労や収入に関することなど多岐にわたる悩みに応じたきめ細やかな相談や支援を気軽に受けられる体制を充実させる必要があります。昨今の経済状況、雇用状況の悪化やドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）事案の増大など、ひとり親家庭を取り巻く環境は複雑化しており、ひとり親家庭ごとに状況は微妙に異なっています。それぞれの状況に応じた、きめ細やかで充実した相談や支援を行うためには、母子福祉センター、福祉事務所、就業・自立支援センター、母子生活支援施設、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、児童相談所、ハローワーク等の関係する機関の緊密な連携と役割発揮による、総合的・計画的な対応が求められます。

各種施策の情報提供についても、きめ細かく丁寧に発信することが重要であり、インターネットなどの媒体を積極的に活用したリアルタイムな情報発信なども行っていく必要があります。

また、ひとり親家庭調査によると、行政施策への要望として「ひとり親家庭に対する偏見のない世の中をつくる」を回答した方は、母子家庭で22.8%と前回調査の37.2%より14.4ポイント減っており、ひとり親世帯に対する社会の見方・対応は徐々に改善されている状況がうかがえますが、同調査の住民実感においては、「世間には、ひとり親家庭に対する偏見があると思う」という質問に対して、「思う」と答えた方は、母子家庭で47.4%となっており、社会の偏見を感じているひとり親家庭もいまだに多く、こういった人権に対する配慮や啓発の推進が求められます。

キ 「京都市母子福祉センター」について

ひとり親家庭の親と子とその心身の健康を保持し、生活の向上を図るための総合的自立支援施設である「京都市母子福祉センター」については、これまで、その規模や施設内容から、近年の複雑・多様化するひとり親家庭に関する課題に対して十分に対応できていませんでしたが、2009（平成21）年4月に左京区北山に移転再整備が行われ、ひとり親家庭に関する相談や交流をはじめ、自立に向けた支援事業に総合的に取り組む拠点として、大きく機能の充実が図られました。

母子福祉センターは、京都市におけるひとり親施策推進の中核的施設として、相談、研修、交流事業、就業支援など、ひとり親家庭の課題に対応した様々な施策展開が求められています。これまで母子福祉センターそのものの認知度が低く、事業展開も限られた範囲のものでしたが、今後は、事業展開の拡大を図るとともに、併設されている児童館との連携を深め、市民が気軽に利用し、相談・交流できる仕組みづくりが求められています。また、京都市におけるひとり親の総合的自立支援施設として、母子家庭にとどまらず、父子家庭に対する支援の拠点としての取組も一層強化・推進していく必要があります。

ク 母子生活支援施設について

経済的な困難、子どもの養育についての不安、病気や障害などの困難な課題を数多く抱える母子家庭に対して、安全で安心できる生活の場を提供し、子育てや生活の支援と共に自立に向けた就労支援を行う母子生活支援施設は、母子家庭が増加するとともに、一層重要な役割を果たしています。2005（平成17）年9月には山科区に京都市内4箇所目の母子生活支援施設が開設され、それまでの地理的偏在の緩和が図られるとともに、DV等により保護が必要な母子の増加に対応しています。

近年、母子生活支援施設については、DVを理由とする入所者が増加しており、これに伴い市町村を超えた広域入所が増加しています。また、精神疾患や心身に障害のある母子、発育に問題のある子どもや虐待を受けた子どもの入所が増えていることなどから、入所者の状況に応じた多様な重層的な支援を行う必要があります。

このような多様な入所者に対して自立に向けたきめ細やかな支援を行うためには、施設職員をはじめ、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、保育所等の関係機関の一層の連携強化が必要です。

ケ ドメスティック・バイオレンス（DV）について

母子生活支援施設入所者の多くがDVを理由としたものであることや、ひとり親家庭調査において、離婚を決意した主たる要因として、「暴力を振るう」と答えた方が、父子家庭の0.8%に対して、母子家庭では8.3%と高くなっていることなどから、関係機関が連携して、DV被害者に対する適切な支援を行う必要があります。また、配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDVに関する相談は増加傾向にあり、2008（平成20）年度は3,623件、また一時保護件数は122件となっています。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）においては、DVを犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると位置付けるとともに、暴力の防止、被害者の保護、また自立支援について定めています。また、2007（平成19）年の法改正により、市町村に対して、DV基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務が定められました。

京都市においてはこれまで、2005（平成17）年4月に開設された民間シェルターへの補助や母子生活支援施設での緊急一時保護をはじめ、DV被害者自立支援講座の開催などの取組を実施してきましたが、DVに関する相談件数が増加する中、更なる支援の充実に取り組む必要があります。

また、女性の人権保護のための体制を総合的に構築するために24の機関により構成される「京都市域の女性への暴力に関するネットワーク会議」や、DVの防止に関する各種施策を円滑に推進するための「女性に対する暴力の防止に関する庁内連絡会議」などにより、関係機関の連携が図られていますが、DVの防止及び迅速かつ効果的な被害者の支援を実施するため、関係機関の連携を更に強化していく必要があります。

施策を展開する今後の方向性

ひとり親家庭への支援については、2002（平成14）年に母子及び寡婦福祉法及び児童扶養手当法等が改正され、それまでの「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換したところであり、京都市においても就業・自立に向けた様々な施策を実施していますが、今後とも、ひとり親家庭の実態やニーズに応じたきめ細かな支援を行っていく必要があります。

ひとり親家庭の自立にとって、子育てと就業の両立は必要不可欠であり、保育所、学童クラブ、子育て支援短期利用事業などの子育て支援施策の充実と合わせて、延長保育、一時保育、休日保育などのひとり親家庭のニーズに応じた多様なサービスの提供を行います。

ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、就業相談をはじめ就業セミナーや技能講習等の総合的な就業支援を充実させるとともに、ハローワーク等の関係機関とも連携してきめ細かな支援を推進します。また、正社員としての就職につながりやすい資格取得を支援する「高等技能訓練促進費事業」等の一層の推進が必要です。

児童扶養手当や母子寡婦福祉資金貸付等の経済的支援策については、制度の更なる周知を図るとともに、母子家庭の自立の促進につながるよう効果的な運用を行います。また、養育費の確保については、一層の啓発や情報提供を行うとともに、専門家による法律相談を推進していきます。

ひとり親家庭の自立に向けた支援を効果的かつ総合的に実施していくためには、関係機関の連携の強化と関係職員の資質の向上が必要です。また、京都市母子福祉センターについては、父子家庭も含めたひとり親家庭の総合的自立支援施設として、より一層きめ細やかな相談と支援を行うことができるよう施策の充実を図るとともに、更なる周知及び利用の促進に努めます。

また、父子家庭に対する支援については、これまで国の施策が母子家庭中心であったことから、必ずしも十分ではありませんでした。今後、国の動向にも留意し、母子家庭への支援と合わせて父子家庭への支援の充実を図るとともに、各種施策が十分活用されるよう、これまで以上に積極的かつ効果的な情報発信を行います。

【施策・主な取組】（**000**＝重点施策，**000**＝推進施策）

① 子育て・生活支援

ひとり親家庭の自立にとって、安心して子育てと仕事が両立できることが必要です。そのために、子育て支援施策を推進するとともに、生活基盤の安定のための生活面での支援を推進します。

090 保育所や学童クラブ事業などの保育サービスの一層の充実 **再掲** (P.65)

「第3章（1）子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり」に記載（P.65）

091 病後児保育の実施箇所及び実施機関の拡大並びに病児保育の実施 **新規** **再掲** (P.93)

「第3章（5）安心して子育てできる保育サービスの充実」に記載（P.93）

092 子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の実施

<保健福祉局>

093 ファミリーサポート事業の推進 **再掲** (P.60)

「第3章（1）子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり」に記載（P.60）

094 ひとり親家庭日常生活支援事業の推進

<保健福祉局>

095 ひとり親家庭生活支援事業（生活支援事業、ファミリーネットワーク事業）の推進

<保健福祉局>

096 母子生活支援施設への入所

<保健福祉局>

097 市営住宅優先入居制度の充実（父子家庭への拡大）と情報提供の推進

<保健福祉局，都市計画局>

② 就業支援

ひとり親家庭の経済的自立にとって、就業は大変重要であり、就業・自立支援センターを核とした総合的な就業支援を推進するとともに、就業につながる資格等の取得に向けた支援を推進します。

098 就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供まで一貫した就業支援を行なうための就業・自立支援センター事業の充実（父子家庭への拡大）

<保健福祉局>

099 ハローワークと連携した自立支援プログラム事業の推進

<保健福祉局>

100 高等技能訓練促進費事業の拡充

<保健福祉局>

③ 経済的支援及び養育費の確保

他の世帯と比較して、収入の低いひとり親家庭について、経済的支援は重要であり、児童扶養手当や母子寡婦福祉資金貸付等について、制度の周知を図るとともに、母子家庭の自立の促進につながるよう効果的な運用を行います。また、養育費の取決めの促進と履行の確保を図るために、養育費に関する情報提供ときめ細やかな相談を推進します。

101 児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付等の各種制度施策情報の周知徹底

＜保健福祉局＞

102 母子寡婦福祉資金貸付のより効果的な運用

＜保健福祉局＞

103 母子家庭等医療費支給制度の推進

＜保健福祉局＞

104 養育費に関する啓発及び情報提供の推進

＜保健福祉局＞

105 養育費の確保に関する特別相談（弁護士による法律相談）の推進

＜保健福祉局＞

④相談・支援機能及び情報提供の充実強化

きめ細やかな相談・支援を行うため、関係職員の資質の向上及び関係機関の連携強化に取り組めます。また、各種施策について積極的な活用を促進するために、情報発信及び啓発の強化に取り組めます。

京都市のひとり親家庭支援の拠点である母子福祉センターについて、更なる機能の充実と利用促進に取り組めます。

DV被害者の自立支援についても、引き続き関係機関と連携を図り、適切な支援に取り組めます。

106 ひとり親家庭の相談・支援にかかわる職員の研修の充実等による資質の向上

＜保健福祉局＞

107 ひとり親家庭にかかわる関係機関の連携強化（福祉事務所、母子福祉センター、就業・自立支援センター、母子生活支援施設、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、児童相談所、ハローワーク等）

＜保健福祉局＞

108 各種施策のリーフレットやパンフレット等の効果的な活用

＜保健福祉局＞

109 ひとり親家庭施策のホームページを通じた情報発信等の充実

＜保健福祉局＞

110 父子家庭を対象としたパンフレットの作成 新規

＜保健福祉局＞

111 父子家庭への積極的な情報発信 新規

＜保健福祉局＞

112 母子福祉センターだより（仮称）の発行による情報発信 新規

＜保健福祉局＞

113 母子福祉センターのより親しみやすい名称への変更の検討 新規

＜保健福祉局＞

114 DV対策の充実 再掲 (P.42)

「第2章（1）児童虐待対策の推進」に記載（P.42）

第4章 子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちづくり

第4章「子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちづくり」は、京都市における「母子保健計画」に位置付けられるものです。

国における「健やか親子21」（2000（平成12）年策定）の趣旨を踏まえるとともに、京都市において推進している「京都市民健康づくりプラン」（2002（平成14）年3月策定）、「京（みやこ）・食育推進プラン」（2007（平成19）年1月策定）、歯の生えはじめからの、切れ目のない歯と口の健康づくりを目指した京都市口腔保健推進行動指針「歯ッピー・スマイル京都」（2009（平成21）年3月策定）との整合を図り、親と子の健康づくりや健康を支援する環境づくりを推進するための計画として策定するものです。

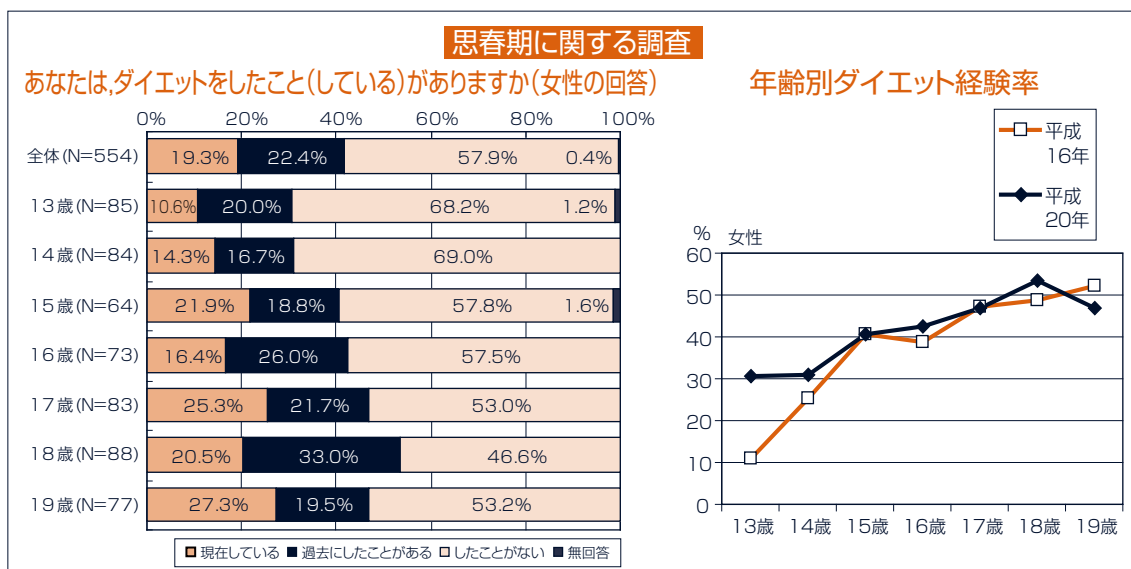
（1）思春期のころとからだの健康づくり

現状と課題

思春期における不適切な生活習慣は、本人の現在の問題にとどまらず、生涯にわたる健康に悪影響を及ぼすことが懸念されます。

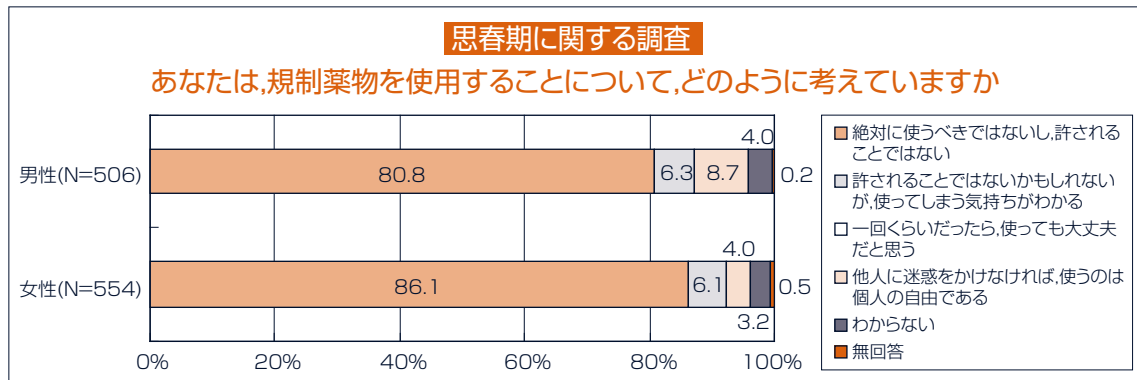
2008（平成20）年10月に実施した「京都市思春期に関する意識調査」（以下「思春期に関する調査」という。）によると、前回調査と比較して、朝食の摂取状況の向上をはじめとして、喫煙と飲酒に関する意識が向上するなど、全体として健康に対する意識や行動は高まっていますが、女性のダイエット経験率の増加や低年齢化、防煙や規制薬物に関する意識の更なる徹底、「イライラする」などのこころの状態や朝食の摂取状況など食生活改善については、今後取り組まなければならない課題です。

若い女性の不健康な「やせ」や過度のダイエットについては、貧血や骨そしょう症、月経不順などの原因となり、将来の不妊や低体重児の出産など妊産婦の健康にも大きな影響を及ぼすことから、これらの正しい知識について本人・保護者への積極的な普及啓発を行い、食育やこころの問題なども併せ、意識の向上を図る必要があります。



喫煙は、生涯の健康に大きな影響を及ぼしますが、年齢が高くなるにつれて「少しくらいであれば、それほど健康に害はなく、かまわないと思う」とする回答が増加していることから、喫煙及び受動喫煙の影響について、学童期などより早期からの教育が必要です。

規制薬物の使用に関しては、8割以上が「絶対に使うべきではないし、許されることではない」と考えているものの、インターネットや携帯電話の使用により、薬物を簡単に入手しやすい状況にあることから、全国的に薬物乱用の低年齢化が危惧されており、思春期の子どもたちに薬物が「おしゃれ」で「格好いい」との誤った認識が広がることが懸念されます。



また、思春期の子どもたちをはじめとする若者の間で性行動が活発化していることを背景に、全国的に性感染症の若者への広がりが深刻な問題となっており、京都市においても性器クラミジア感染症の感染者報告数の中で10代後半から30代前半の感染者の占める割合が9割を超える(平成20年度)状況となっています。望まない妊娠の問題とも併せて、子どもの年齢や生活環境に応じたより効果的な性教育の推進が求められています。

思春期は子どもから自立した若者へと成長する過渡期であり、心身共に成長が著しく、心と体のアンバランスをきたしやすい複雑な時期ですが、気力や体力・学習意欲の低下を予防するためには、規則正しい生活習慣の確立が必要です。

これら思春期における問題は、本人の生涯にわたる心身の健康に大きな影響を及ぼすだけでなく、将来、親になる者として次世代にも影響を及ぼす問題であり、学校保健、地域保健及び子育てにかかわる機関が連携した積極的な取組が必要です。

施策を展開する今後の方向性

思春期は、^{いのち}生命を次世代に伝えはぐくむ基礎づくりの重要な時期であることを踏まえ、学校保健との連携のもと、自らの人生の方向付けや目標づくりの支援と併せ、健康の大切さの認識と、生涯を通じた健康づくりに向けた意識の向上を図ります。特に、性については、将来の妊娠、出産、子育てを見据え、思春期からの正しい知識の普及啓発を推進します。

また、思春期の問題は思春期を迎えて突然に生じるものではなく、乳幼児期からの様々な生活体験を踏まえて生じるものであることから、乳幼児を育てる親への教育も含め、幼少時からの家庭教育や学校教育など、様々な機会を捉えて「生命」を大切に^{かんよう}心を涵養します。

【施策・主な取組】（**000**=重点施策, **000**=推進施策）

115 思春期の性と母子保健教育の推進

自らの性の問題について、将来の健やかな妊娠・出産、子育てを見据えて、地域保健・学校保健・子育てにかかわる機関が連携して、正しい知識の普及啓発を行います。

＜保健福祉局, 教育委員会＞

【主な取組】◇中高生と赤ちゃんとの交流事業の充実 再掲 (P.153)

◇学校で行う性教育の実施

◇不妊に関する普及啓発事業の実施 **新規** 再掲 (P.115)

◇地域保健・学校保健・子育てにかかわる機関連携の強化

◇「子どもを共に育む『親支援』プログラム」の策定・実践 **新規** 再掲 (P.136)

116 性感染症、薬物乱用、喫煙、飲酒に関する正しい情報提供と思春期健康教育の充実

性感染症感染防止、薬物、防煙、飲酒、不健康な「やせ」等について、自ら考え、自分を大切にしながら行動できるように、保健センター等専門機関が正しい情報提供を行うとともに、学校保健との積極的な連携や家庭や地域、民間団体との協働による食育、防煙等も含めた健康教育の充実を図ります。

＜保健福祉局, 教育委員会＞

【主な取組】◇関係する専門機関による正しい情報提供の実施

◇専門機関と学校保健の連携や地域、民間団体との協働の強化

◇中高生の防煙教室

117 思春期のこころの健康問題への対応の充実

思春期のこころの健康問題に適切に対応するため、子どもが抱えるストレスや悩みなどの相談を行い、不安を軽減するとともに、こころの問題を早期に発見し、治療に結びつけるなど個々の問題に応じた支援を行います。

＜保健福祉局, 教育委員会＞

【主な取組】◇こころの健康増進センターで行う思春期外来や相談

◇保健センターで行う相談

◇学校で行うスクールカウンセラーによる相談

◇京都府警察（少年サポートセンター）で行う相談

◇こども相談センターパトナで行う相談

◇医療機関で行う相談

118 思春期にかかわる関係機関の連携の強化

複雑困難な背景をもつ問題について、効果的な支援のあり方を構築するために、関係機関の連携強化と相談体制の充実を図ります。

＜保健福祉局, 教育委員会＞

【主な取組】◇思春期・青年期精神保健ケースマネジメント事業の実施

◇「京都市児童・生徒登校支援連携協議会」の取組

(2) 安心して妊娠・出産できる環境づくり

現状と課題

妊娠・出産・産褥期^{しよく}の女性は、短期間での大きな心身の変化に加えて、生まれてくる子どもに愛情を注ぎ、育てるという長期にわたる責任を負うことになるため、ライフスタイルの変化を要求される時期にあります。加えて、女性の生き方の多様化や出産の高年齢化、不妊治療や低体重児の増加など母親を取り巻く状況は大きく変化し、多くの妊産婦が不安や精神的な落ち込みなどを感じています。

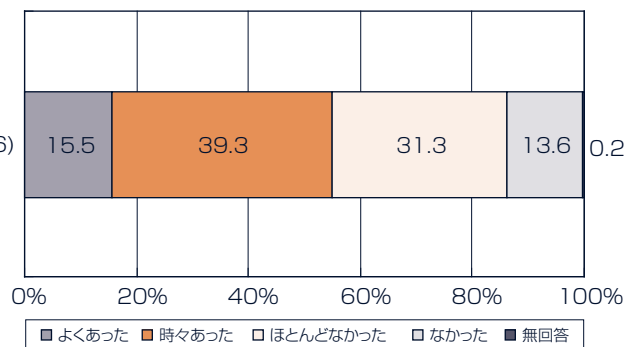
2008(平成20)年10月から11月にかけて実施した「京都市母子保健に関する意識調査」(以下「母子保健に関する調査」という。)においても、「妊娠中や出産後間もなく、精神的に落ち込むことやイライラを感じるがあった」とする回答は54.8%(よくあった:15.5%,時々あった:39.3%)で、その時期については出産後1か月以内が最も高く半数近くを占めています。妊産婦の孤立化を防ぐとともに、不安やストレスの軽減を図り、妊娠・出産の時期を安心して過ごすことができるよう、身近な地域で家庭を見守る体制が必要です。

また、妊娠期からの父親の育児参加の促進に向けては、プレパパ・ママ教室の休日開催等、就労している妊婦も含めて、より参加しやすい開催形態の検討が必要ですが、根本的な改善に向けては、社会全体として働き方の見直しも視野に入れた意識啓発等の取組が必要であると考えられます。

母子保健に関する調査

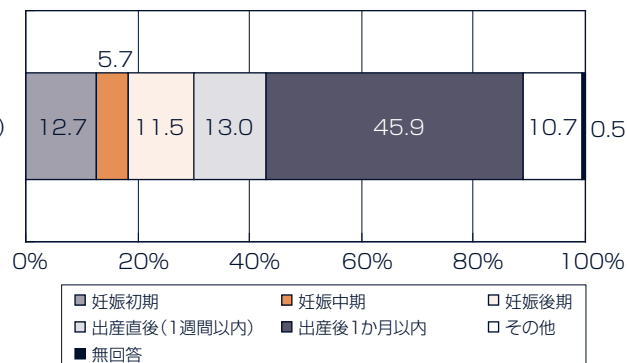
お子さんを妊娠中や出産後まもなく、精神的に落ち込むことやイライラを感じるがありましたか

(N=1,726)



「よくあった」、「時々あった」と答えられた方への質問
それは、いつ頃から感じるようになりましたか

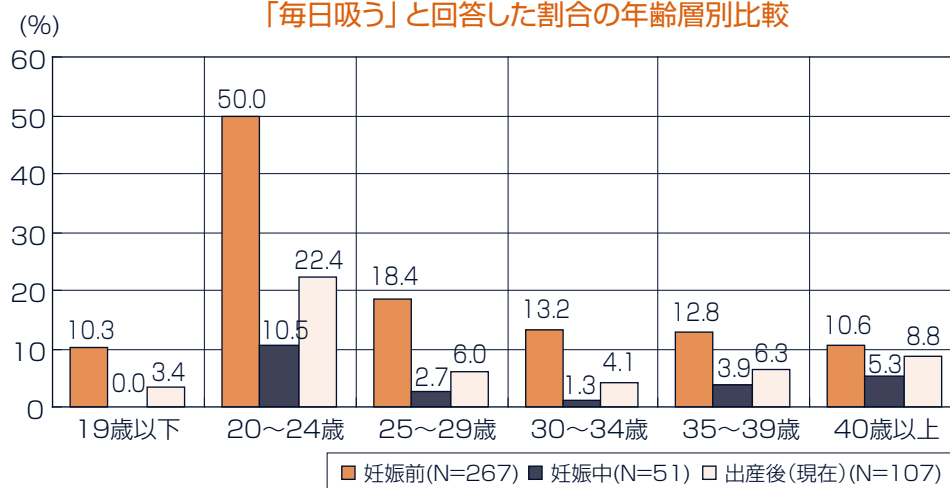
(N=947)



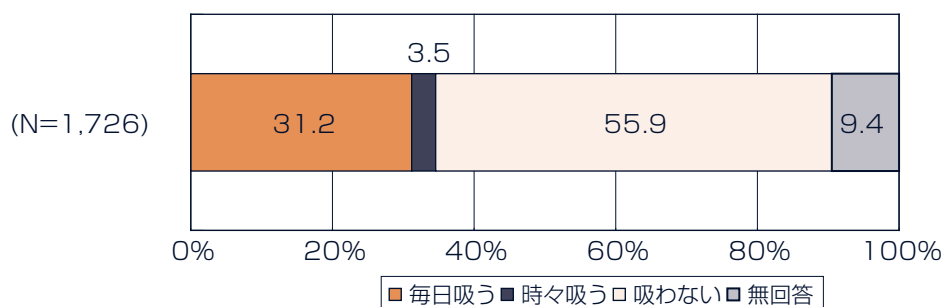
産後の母親は、出産後の疲労に加え、育児のための不安や不眠など、身体的にも心理的にも不安定な状況にあります。特に産後うつ等のこころの健康問題や子どもの発育等に不安がある場合は、母親が閉じこもりがちになり、子どもの発育・発達にも大きな影響を及ぼすため、外出が困難で孤立化しやすいこの時期には、保健師の家庭訪問による保健指導だけではなく、家事や育児にまで踏み込んだより積極的な支援が必要です。

妊娠前後の喫煙状況については、妊娠前、妊娠中、出産後を通じて20歳代前半での喫煙率が極めて高い傾向にあります。また、配偶者の喫煙は、「毎日吸う」が31.2%です。妊産婦の喫煙や受動喫煙は、低体重児の増加や母乳への影響があることから、妊娠中からの家族を含めた禁煙サポートが必要です。

母子保健に関する調査 「お母さんはタバコを吸いますか」の質問に対し、「毎日吸う」と回答した割合の年齢層別比較



同居の方がおられる方への質問 その方はタバコを吸いますか



さらに、妊娠中に妊婦健康診査を受診しないなど、妊娠・出産や育児に関する意識が低い妊婦に対しては、安心して出産、育児ができるように関係機関と連携したきめ細かな支援が必要です。2008（平成20）年度に京都市で発生した生後間もない乳児の遺体遺棄事件の検証結果報告書においても、妊娠中からの医療機関と連携した支援の必要性が示されています。

なお、現在増え続けている不妊の問題については、治療を受けている夫婦だけの問題ではなく、社会全体として、不妊の原因や対応について理解を深めるとともに、将来の妊娠に向けて、思春期の時期から不妊に関する正しい知識の普及啓発を行うことが必要です。

施策を展開する今後の方向性

妊産婦が安心して妊娠・出産の時期を過ごすことができるよう、妊婦健康診査の定期的な受診や歯科健診の受診を促進するなど、健康に関する意識の向上と併せて、身近な地域で家庭を見守る体制づくりを推進します。

また、虐待を未然に防止するために、医療機関と保健センターの連携による、妊娠期からの出産準備に向けたきめ細やかな支援に取り組みます。

さらに、産後うつ病等により特に支援が必要な家庭については、子どもの適切な発育・発達を確保するため、専門的な訪問指導などと併せて家事や育児の重点的な支援を推進します。

【施策・主な取組】(000＝重点施策, 000＝推進施策)

119 妊産婦の健康の保持増進のための支援

妊婦健康診査の定期的な受診の勧奨や健康教室における必要な情報提供などにより、健康に関する意識の向上を図ります。また、多胎など特に支援が必要な妊婦には、母子健康手帳発行時の面接から継続した家庭訪問などによる支援を行います。さらに、地域の子育て支援拠点と母子保健の事業が連携し、身近な地域で家庭を見守る体制づくりに努めます。

＜保健福祉局、教育委員会＞

【主な取組】◇妊婦健康診査の公費負担の拡充

◇母子健康手帳の交付による自己の健康管理の促進

◇すくすく子育て情報発信事業の実施 再掲(P.56)

◇母子健康手帳発行時の面接や家庭訪問指導の実施

◇親子の健康づくり講座*の実施 新規(推進中)

※親子の健康づくり講座

- ブレバパパママ教室 (対象:妊婦及びその家族)

先輩パパ・ママとの交流、育児・栄養・歯科保健等に関する講習等を実施

- 離乳食講習会 (対象:乳幼児とその保護者)

離乳食の方法やメニューを紹介、乳児期の食育を目的とした講習等を実施

- 親子で楽しむ健康教室 (対象:乳幼児とその保護者)

乳幼児期からの生活習慣病対策、家族や地域ぐるみの健康づくり等を目的とし、「親子で楽しく学べる健康づくりプログラム」を活用した講習等を実施

◇新生児等訪問指導事業(こんにちは赤ちゃん事業)における保健指導などの実施 新規(推進中) 再掲(P.55)

◇育児支援家庭訪問事業の実施 再掲(P.56)

◇妊産婦及び家族への禁煙支援

◇保健センターやこころの健康増進センターで行うこころの健康相談

◇母子保健・子育て支援の機関連携強化

◇「子どもを共に育む『親支援』プログラム」の策定・実践 新規 再掲(P.136)

120 父親の育児参加の推進

妊娠中から育児に関心を高めるとともに、育児や子どもの発育・発達について学ぶことができるよう情報を提供するなど、父親の積極的な育児参加を推進します。

<保健福祉局>

【主な取組】◇すくすく子育て情報発信事業の実施 再掲(P.56)

◇ふれあいファミリー食セミナー(プレママ・パパコース)の実施(休日開催)
再掲(P.129)

◇将来の育児参加に向けた思春期からの性と母子保健教育の推進

- ・中高生と赤ちゃんとの交流事業の充実 再掲(P.153)
- ・学校で行う性教育の実施 再掲(P.110)

◇親子の健康づくり講座の実施 **新規(推進中)** 再掲(P.113)

◇母子保健・子育て支援の機関連携強化 再掲(P.113)

121 妊産婦に優しい環境づくりの推進

妊産婦に優しい環境づくりを推進するために、母性健康管理指導事項連絡カードの周知、プレママ・マークの普及を推進するなど、妊産婦への配慮ある社会を目指した取組を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】◇プレママ支援事業の実施

◇母性健康管理指導事項連絡カード※の周知

※働く妊産婦が通勤緩和や勤務時間の短縮、勤務内容の変更などが必要な場合、主治医から指導を受けた内容を伝えるため事業主に提出するカード

◇受動喫煙防止の普及啓発



(京都市のプレママ・マーク) (国のマタニティマーク)

122 出産準備の支援と虐待の未然防止

虐待を未然に防止するため、妊娠・出産期から医療機関との連携を強化し、保健師等の家庭訪問による母子の心身状況・養育環境の把握、助言など、出産準備をきめ細やかに支援します。

<保健福祉局>

【主な取組】◇母子健康手帳発行時の面接や家庭訪問指導の実施 再掲(P.113)

◇医療機関と保健センターの連携による妊娠・出産期からの家庭支援の強化 **新規**

◇妊婦健康診査未受診者支援の検討 **新規**

◇育児支援家庭訪問事業の実施 再掲(P.56)

◇外国人の通訳派遣 **新規(推進中)**

123 産後うつ病などの早期発見と対応の充実

産後のマタニティブルーやうつ病を早期に発見し、適切に対応するために、母子健康手帳交付時に、必要な情報を提供するとともに、特に支援が必要な家庭には、保健師等による専門的な支援に併せて、産前・産後ホームヘルプサービスによる家事や育児の支援を行います。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇母子健康手帳発行時の面接や家庭訪問指導の実施 再掲(P.113)
- ◇新生児等訪問指導事業(こんにちは赤ちゃん事業)における保健指導などの実施 **新規(推進中)** 再掲(P.55)
- ◇育児支援家庭訪問事業の実施 再掲(P.56)
- ◇産前・産後ホームヘルプサービス事業の実施 **新規**
- ◇精神保健福祉相談員による訪問指導の実施
- ◇外国人の通訳派遣 **新規(推進中)** 再掲(P.114)
- ◇医療機関と保健センターの連携による妊娠・出産期からの家庭支援の強化 **新規** 再掲(P.114)

124 妊娠中からの口腔保健の推進

妊娠期には、体調の変化や“つわり”により歯みがきが十分にできない状態が続くことなどから、むし歯や歯周病がおこりやすくなり、妊娠中の歯周病は早産や低体重児の出産につながる恐れもあります。妊娠中の歯科相談・健診による適切な口腔保健指導を行うとともに、生涯を通じた歯の健康と子どものむし歯予防のために、妊娠中から知識・予防方法の情報を提供します。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇親子の健康づくり講座の実施 **新規(推進中)** 再掲(P.113)
- ◇妊産婦歯科相談、健診、指導

125 不妊に対する支援の充実

将来の妊娠に向けて、思春期の時期から不妊に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、不妊治療を受けている夫婦等の相談や交流会および治療費助成などの支援を行います。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇不妊に関する普及啓発事業の実施 **新規**
- ◇不妊相談事業の実施
- ◇不妊治療費助成制度・特定不妊治療費助成事業



(3) 乳幼児の健やかな発育・発達と育児不安を軽減するための支援

現状と課題

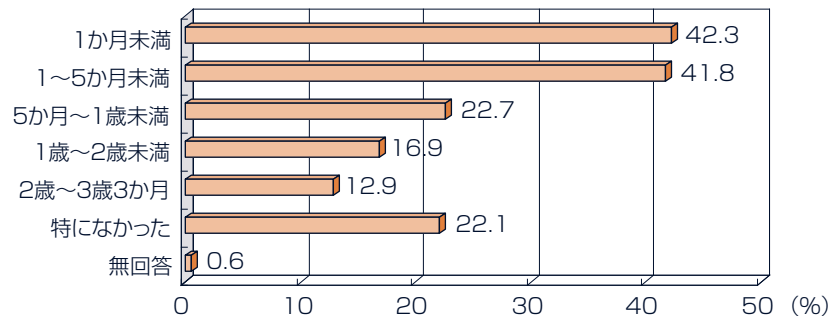
乳幼児期の子どもの心の発達は、一番身近な養育者である母親の心の状態と密接な関係があり、母親の心の状態は父親の態度や生活状態に大きく影響されます。

母子保健に関する調査によると、子育て中で悩みや不安が大きかった時期は、出産後1か月未満と1～5か月未満が最も多く、その内容としては、「育児のこと」あるいは「子どもの発育や発達のこと」が過半数を占めています。また、子どもの年齢が上がるにつれて「育てにくさ」を感じる養育者が多くなっています。

母子保健に関する調査

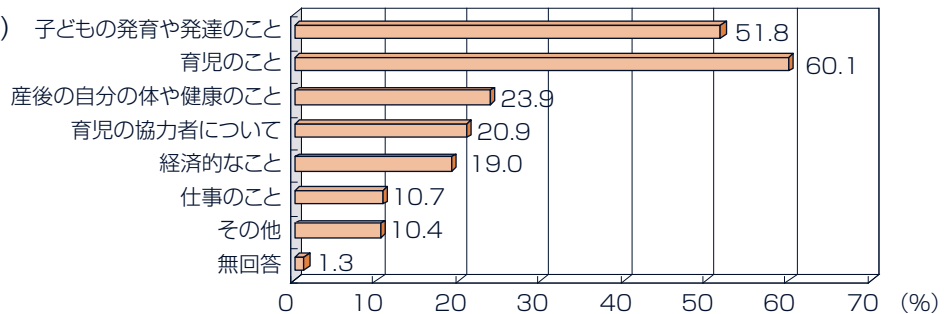
これまでの育児期間の中で、特に悩みや不安が大きかった時期はいつですか（あてはまるもの3つまで選択）

(N=1,726)

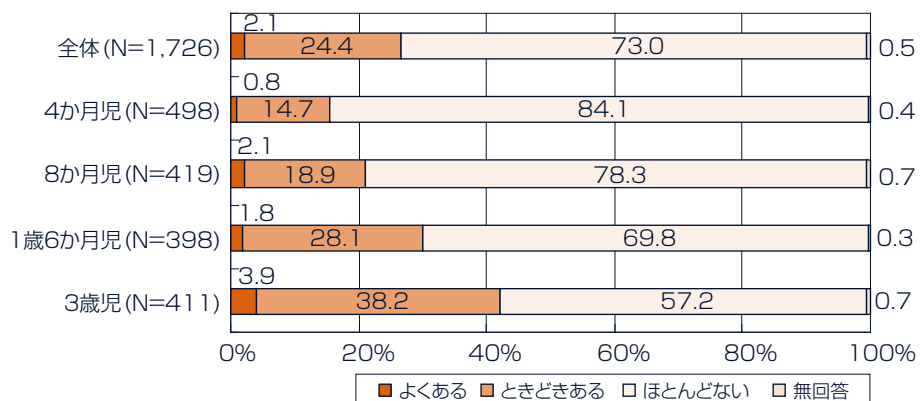


悩みや不安があった方への質問
悩みや不安はどんなことでしたか（主なもの3つまで選択）

(N=1,333)



現在、お子さんを育てにくいと感じることがありますか

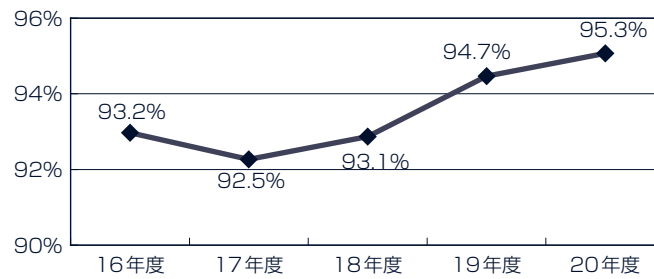


京都市においては、乳幼児の健やかな発達を確保するため、保健センターにおける乳幼児健康診査を子育て支援の重要な機会としてとらえ、疾病の早期発見・治療と育児支援、虐待予防の観点から、子どもと養育者の心身の状況の確認と必要な支援を行ってきました。今後さらに、これら取組を充実させるとともに、近年の課題である、障害が分かりにくく、周囲に理解されにくい発達に支援が必要な子どもへの対応として、子どもの発達及び子育てのしづらさを抱えている母親への支援など、乳幼児健康診査後の適切な対応の充実が求められています。

京都市における乳幼児健康診査受診状況（平成20年度実績）

4か月児	95.7%
8か月児	93.9%
1歳6か月児	95.3%
3歳児	92.3%

京都市における乳幼児健康診査（1歳6か月児健康診査）受診率の推移



（資料：京都市）

また、新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）や育児支援家庭訪問事業など、家庭訪問を通じた母親への支援や、子育て家庭の交流や相談の拠点として子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）の設置にも取り組んでいます。今後については、引き続きこれら相談体制の充実に努めるとともに、自らこれらの施策を利用することが困難な養育者を積極的に把握し、適切な支援に結びつける取組が求められています。

なお、これらの取組を推進する保健センターについては、2008（平成20）年4月に業務の執行体制を見直し、母子・精神保健業務、成人保健・医療業務を担当する職員を明確にするなど、福祉事務所とのより積極的な連携を見据えた体制強化を行ったところですが、今後、その検証を行い、引き続き必要な実施体制の確保を図っていく必要があります。

施策を展開する今後の方向性

子どもの心身の健やかな成長発達のためには、親も含めた健康づくりが大切であり、生活の基礎ができる乳幼児期から親子揃って心身の健康づくりに取り組むことが大切です。

乳幼児健康診査については、その高い受診率を活用し、すべての家庭に対し子育てに関する必要な情報提供を行うとともに、発達に支援が必要な子どもの早期発見と適切に療育につなぐ支援の充実などに取り組みます。

また、子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）や地域子育て支援ステーションなど地域の子育て支援拠点と母子保健の機関が積極的に連携し、より効果的な相談支援を行うとともに、特に必要があるケースについては、保健センターや福祉事務所、地域における関係機関が適切な役割分担のもと連携した支援が望まれます。

なお、乳幼児健診未受診者など、これらの施策を自ら利用しない、あるいは利用することが困難な家庭に対しては、待ちの姿勢ではなく、家庭訪問などによる積極的なアプローチを行い、適切な支援に結びつけることにより、虐待の未然防止に努めます。

【施策・主な取組】（**000**=重点施策、**000**=推進施策）

126 親子の健康づくりの推進

生涯を通じた健康づくりについて、生活の基礎となる乳幼児期から、親子で心身の健康づくりに取り組む健康教育を、母子保健の機関が地域の子育て支援拠点と連携して推進します。

<保健福祉局>

【主な取組】◇親子の健康づくり講座の実施 **新規（推進中）** 再掲（P.113）

◇母子保健・子育て支援の機関連携強化 再掲（P.113）

127 乳幼児健康診査の充実

これまで培ってきた乳幼児健康診査の体制を活用し、疾病を早期発見するとともに、すべての子どもの健やかな成長・発達のために、必要な情報の提供と適切な支援を行います。

<保健福祉局>

目標：P.156 参照

【主な取組】◇親子の健康づくり講座の実施 **新規（推進中）** 再掲（P.113）

（乳幼児健康診査時における親子で楽しむ健康教室の実施）

◇絵本ふれあい事業の充実

◇乳幼児健康診査後の家庭訪問など支援の充実

◇親子すこやか発達教室の実施 **新規** 再掲（P.119）

◇すべての乳幼児健康診査未受診者への支援 再掲（P.119）

128 相談支援体制の充実

育児不安を軽減するため、母子保健の機関が子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）等地域の子育て支援拠点と積極的な連携を図るなど、身近な地域におけるより効果的な相談支援を推進します。

<保健福祉局>

【主な取組】◇親子の健康づくり講座の実施 **新規（推進中）** 再掲（P.113）

（親子で楽しむ健康教室の実施）

◇母子保健・子育て支援の機関連携強化 再掲（P.113）

129 子育て支援情報の的確な提供 再掲 (P.56)

子どもの健やかな成長発達のために、育児に必要な情報を効果的に発信します。
「第3章（1）子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり」に記載（P.56）

130 発達の支援が必要な乳幼児への取組

乳幼児の健やかな発達を確保するため、乳幼児健康診査において発達に支援が必要な乳幼児を早期に発見するとともに、適切に療育につなぐ支援を行うなど、親の不安軽減を図ります。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇親子すこやか発達教室の実施 **新規**
◇すべての乳幼児健康診査未受診者への支援 再掲（P.119）
◇育児支援家庭訪問事業の実施 再掲（P.56）
◇母子健康手帳発行時の面接や家庭訪問指導の実施 再掲（P.113）
◇医療機関と保健センターの連携による妊娠・出産期からの家庭支援の強化
新規 再掲（P.114）

131 乳幼児健康診査未受診者等養育上の問題を抱える家庭への支援

乳幼児健康診査未受診者や養育上の問題を抱える家庭に必要な支援を提供するために、保健師等による家庭訪問など積極的な支援を行います。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇すべての乳幼児健康診査未受診者への支援
◇育児支援家庭訪問事業の実施 再掲（P.56）
◇母子健康手帳発行時の面接や家庭訪問指導の実施 再掲（P.113）
◇医療機関と保健センターの連携による妊娠・出産期からの家庭支援の強化
新規 再掲（P.114）

132 母親の育児不安軽減と孤立化防止

母親の心身の健康状態に支援が必要な家庭に、保健師等による家庭訪問など継続した適切な支援を実施することにより、心身の健康の確保に努めます。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）における保健指導などの実施 **新規（推進中）** 再掲（P.55）
◇育児支援家庭訪問事業の実施 再掲（P.56）
◇保健センターやこころの健康増進センターで行うこころの健康相談 再掲（P.113）

133 多胎児を養育する家庭への支援

近年、多胎妊娠が増加していることを踏まえ、上記施策の実施に当たっては、多胎妊娠についても配慮したものとすのほか、民間団体等とも連携しながら各種教室、交流会の開催等、適切な支援を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】◇民間団体、地域との連携による、学習会、交流会等の開催 新規

134 乳幼児期からの歯と口の健康づくりの推進

親が乳幼児期から生涯を通じた歯の健康づくりに積極的に取り組めるよう、歯科相談事業を充実し、個別及び集団での歯の生えはじめからのフッ化物応用を推進します。

また、むし歯の原因となるミュータンス菌は、乳幼児期に育児を通して感染することから、育児にかかわる保護者（保育者）が、子どもの健康な歯と口の発達のため歯科健診を受診できよう支援を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】◇乳幼児の歯科相談、健診、指導

◇子どもの歯の成長記録ノート「歯ッピーパスポート」の配布（8か月児）

新規（推進中）

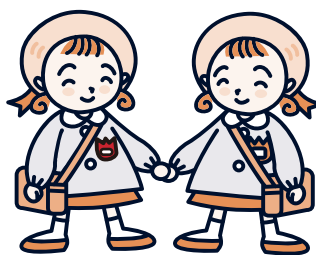
◇8か月児健康診査での歯科保健指導 新規（推進中）

◇京都市集団フッ化物洗口支援事業 新規（推進中）

◇成人・妊婦歯科相談

135 地域・関係機関の連携強化 再掲（P.43）

「第2章（1）児童虐待対策の推進」に記載（P.43）

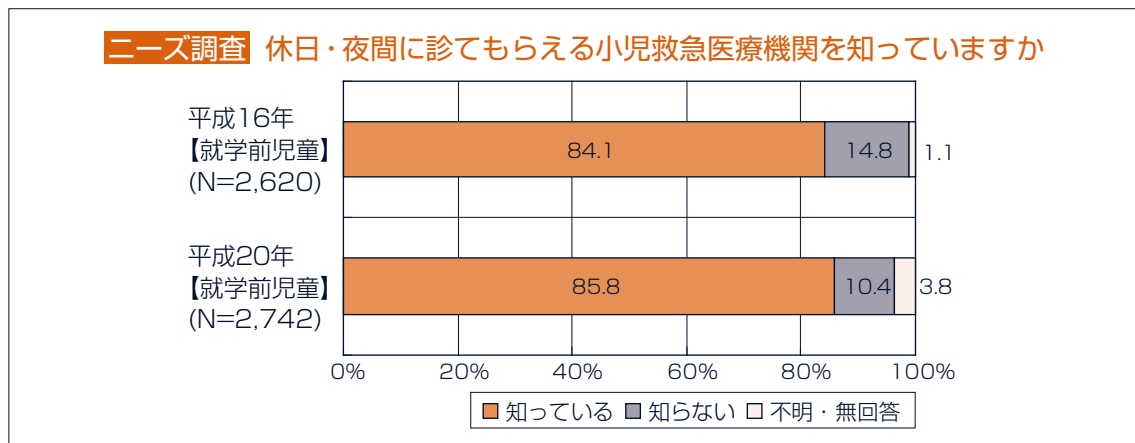


(4) 子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実

現状と課題

子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう小児医療の充実を図ること、特に、休日・夜間における小児救急患者を受け入れる小児救急医療体制の整備を推進することは極めて重要な課題です。

京都市においては、この間、京都市急病診療所の小児科診療の診療日・受付時間を拡充するなど、その体制強化に取り組んできました。ニーズ調査においても、「休日・夜間に診てもらえる小児救急医療機関を知っている」との回答が85.8%を占めており、前回ニーズ調査に引き続き、高い認知度となっています。今後も引き続き、小児救急医療体制の充実を図るとともに、より適切な受診に向けて、子どもの病気や事故について、家庭において適切に判断、対応するために必要な知識や技術の普及・啓発を図る必要があります。



とりわけ、子どもの事故に関しては、1歳から14歳までの死因順位第1位は疾病ではなく「不慮の事故」となっており、「子どもの生命や健康を脅かす最大の敵は、病気ではなく事故である」ことが明らかです。

(年齢別にみた死亡順位)

	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
年齢	死因	死亡数 死亡率 構成比	死因	死亡数 死亡率 構成比	死因	死亡数 死亡率 構成比	死因	死亡数 死亡率 構成比	死因	死亡数 死亡率 構成比
0歳	先天奇形等	998 91.5% 35.7%	呼吸障害等	378 34.6% 13.5%	乳幼児突然 死症候群	154 14.1% 5.5%	不慮の 事故	142 13.0% 5.1%	出血性 障害等	128 11.7% 4.6%
1～4歳	不慮の 事故	163 3.8% 17.2%	先天奇形等	160 3.8% 16.9%	悪性 新生物	94 2.2% 9.9%	肺炎	54 1.3% 5.7%	心疾患	52 1.2% 5.5%
5～9歳	不慮の 事故	128 2.2% 22.9%	悪性 新生物	105 1.8% 18.8%	その他の 新生物	39 0.7% 7.0%	心疾患	37 0.6% 6.6%	先天奇形等	36 0.6% 6.5%
10～14歳	不慮の 事故	114 1.9% 22.1%	悪性 新生物	109 1.8% 21.1%	自殺	58 1.0% 11.2%	心疾患	23 0.4% 4.5%	その他の 新生物	20 0.3% 3.9%

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「平成20年人口動態統計月報年計(概数)の概況」

これまで、子どもの事故は偶発的に起こるため防止が不可能であり、あきらめなければならぬ不幸な出来事であるとされてきましたが、最近では、子どもの発達段階に応じた行動パ

ターンと密接な関係があり、大人がそれらを理解して的確な対応を行うことにより防止できるものと考えられています。京都市においては、2004（平成16）年8月に全国に先駆けて「京都市子ども保健医療相談・事故防止センター」*（愛称：京（みやこ）あんしんこども館、以下「センター」という。）を設置し、この間、子どもの事故防止に関する様々な取組を推進してきました。

※「京（みやこ）あんしんこども館」

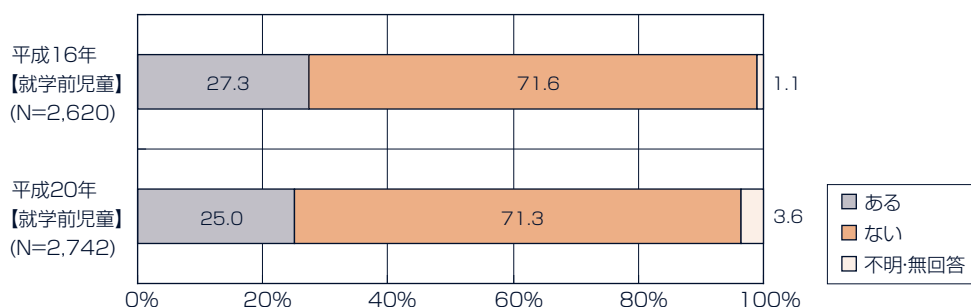
小児科医師、保健師、看護師が電話や個別面談で子どもの発育、発達、子育て不安や予防接種、病気などについて相談を受けアドバイスを行っている。また、子どもの不慮の事故、特に家庭内で起こる誤飲や転落、やけど、溺水事故について、どのようにして起こり、防ぐためにはどのようなことに注意したらよいのか、家庭を再現したモデルルーム（子どもセーフティハウス）の見学や説明を行っている。

その他、子どもの心肺蘇生法講習会や自転車用ヘルメットとチャイルドシート使用講習会を開催しているほか、来館者には、子どもの事故防止に関する知識の普及・啓発冊子「こどもを守ろう～こどもの事故～」を配布している。

また、同館で作成した子どもの不慮の事故防止と応急措置に関するテキスト「子どもの事故防止実践マニュアル」及び「子どもの事故の応急手当マニュアル」については、新生児を養育するすべての家庭に送付している。

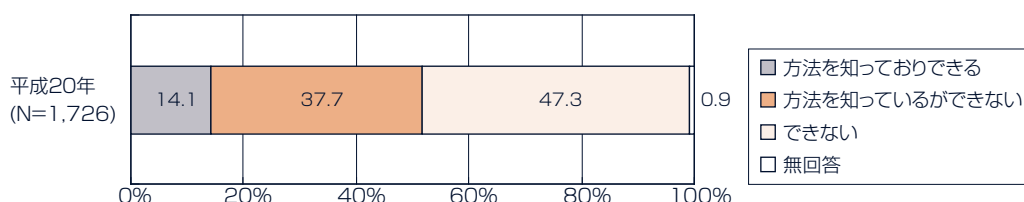
ニーズ調査によると、子どもが事故（転倒、交通事故、やけど、誤飲、溺水等）にあった経験があるとする回答は25.0%と若干低下するとともに、約9割がベビーシート・チャイルドシートを着用するなど子どもの事故防止や健康のための対策を心がける意識の向上がうかがえます。一方、母子保健に関する調査によると、万一の事故の際、乳幼児の心臓マッサージや人工呼吸ができるとの回答は14.1%にとどまっている実態があり、より多くの保護者や保育所等子どもに関する施設の関係者に対し、子どもの事故防止に関する知識や応急手当法の普及・啓発を図っていく観点から、保健センターにおける各種健診やプレパパ・ママ教室との連携、地域における安全講習会の活用など、子どもの大切な「いのち」を守るため、センターとの適切な役割分担のもと、更に効果的な事業展開が求められています。

ニーズ調査 お子さんは、いままでに事故にあったことがありますか



母子保健に関する調査

乳幼児の心臓マッサージや人工呼吸を、お子さんに行うことができますか



施策を展開する今後の方向性

今後もセンターを中心に、子どもの事故防止に関する積極的な情報収集・分析を行うとともに、センター、保健センター及び地域がそれぞれ適切な役割分担のもと、保護者や子どもに関する施設の関係者が、子どもの病気や事故について適切に判断、対応するために必要な知識や技術の普及・啓発を図ります。

とりわけ、万一事故が発生した際の子どもの救命については、救急医療体制の整備はもとより、身近な保護者等が的確な初期対応(応急手当)を行うことにより大きく改善されることから、より多くの保護者や関係者が心肺蘇生法等の技術を習得できるよう、講習会開催方法の見直しも含め、効果的な取組を推進していきます。

また、疾病予防に向けた予防活動を推進するほか、地域で生活する心身の健康や発達に関して課題のある長期療養児への支援については、保健師の家庭訪問による療育相談等を実施し、より生活の質に配慮した支援を推進します。

【施策・主な取組】(000=重点施策, 000=推進施策)

136 小児救急医療体制の充実

容態の急変しやすい小児の救急医療に対応していくため、初期救急医療における診療体制の充実と家庭において適切に判断、対応できる必要な知識や技術を提供します。

<保健福祉局>

【主な取組】◇休日・夜間・平日準夜帯の医療体制整備

◇深夜帯における医療体制整備の検討 新規

◇親子の健康づくり講座の実施 新規(推進中) 再掲(P.113)

137 子どもの事故防止と応急手当に関する取組の充実

家庭や地域における事故を防止するために、子ども保健医療相談・事故防止センター「京(みやこ) あんしんこども館」を活用し、事故防止について市民への積極的な普及啓発を行います。また、家庭や地域、保育の現場における応急手当や心肺蘇生法等生命を救う知識と技能の普及啓発を推進します。

<保健福祉局>

【主な取組】◇子ども保健医療相談・事故防止センター「京(みやこ) あんしんこども館」における事業の実施

◇「子どもの事故防止実践マニュアル」お届け事業

◇すくすく子育て情報発信事業の実施 再掲(P.56)

◇親子の健康づくり講座の実施 新規(推進中) 再掲(P.113)

◇保健センターで行う母子健康手帳の交付、乳幼児健康診査、相談、指導、情報の提供

◇保育所や幼稚園など子どもを預かる施設における事故防止に向けた環境整備と子どもへの指導

◇警察が行う交通安全教室等

138 病気回復期の子どもを持つ親への育児支援

病気回復期にある子どもを家庭で保育できない方のために、一時的な保育を実施しています。

<保健福祉局>

【主な取組】 ◇乳幼児健康支援デイサービス事業（病後児保育）

139 障害のある子どもや長期療養児の支援の充実

障害のある子どもや慢性疾患等による長期療養児が、地域で安心して暮らせるよう、日常生活等の問題に関する相談支援や医療給付を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】 ◇保健師の家庭訪問による療養相談等の支援

◇小児慢性特定疾患治療研究事業の実施

◇自立支援医療（育成医療）給付

◇未熟児養育医療給付

140 乳幼児突然死症候群（SIDS）予防の推進

発生を防ぐために正しい情報や知識を普及するとともに、発生頻度を高める一つの要因である、親の習慣的喫煙に対して、受動喫煙防止の普及啓発を推進します。

<保健福祉局>

【主な取組】 ◇すくすく子育て情報発信事業の実施 再掲（P.56）

◇親育ち本「すくすく子育てアドバイス!」の発行 **新規（推進中）** 再掲（P.56）

◇親子の健康づくり講座の実施 **新規（推進中）** 再掲（P.113）

◇受動喫煙防止の普及啓発 再掲（P.114）

141 予防接種の取組の推進

定期の予防接種などを実施するとともに、接種率向上のための普及啓発に取り組みます。

<保健福祉局>

【主な取組】 ◇予防接種事業の実施

◇乳幼児健康診査における普及啓発

◇親子の健康づくり講座の実施 **新規（推進中）** 再掲（P.113）

◇すくすく子育て情報発信事業の実施 再掲（P.56）

◇親育ち本「すくすく子育てアドバイス!」の発行 **新規（推進中）** 再掲（P.56）

(5) 望ましい食生活を営む力をはぐくむための環境づくり

現状と課題

子どもの食は、心身の成長及び人格形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健康で豊かな人間性を育んでいく基礎となることから、大変重要です。しかし、朝食の欠食等生活習慣の乱れ、栄養の偏り、家族等と楽しく食卓を囲む機会の減少など「食」を取り巻く様々な問題が生じています。

食をめぐる状況の変化に伴う様々な問題に対処していくため、国は2005（平成17）年6月、「食育」に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与すること等を目的として、食育基本法を公布しました。

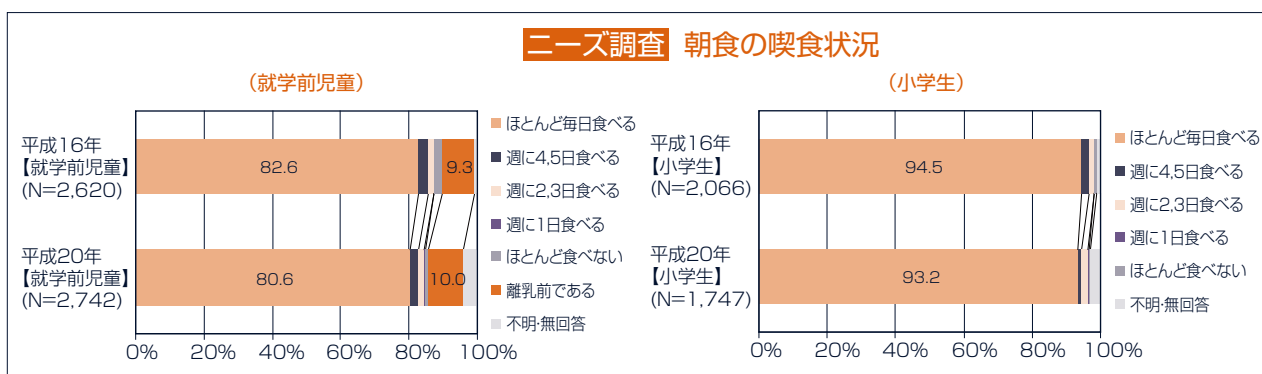
京都市では、2007（平成19）年1月に、「京（みやこ）・食育推進プラン」を策定するとともに、保育所、幼稚園、学校、PTA、地域組織、保健センター、保健医療機関、生産者、食品流通産業、行政等の関係機関・団体からなる京都市食育推進協議会を設置し、連携しながら社会全体で取り組む食の環境づくりに取り組んでいます。食は広がりのある分野であるため、様々な取組が重なり合い、補い合うことにより、その広い食の世界を子どもが体験し、食への興味や関心を高めることができます。食育を継続的に進めていくには関係機関が十分な連携を図ることが求められます。

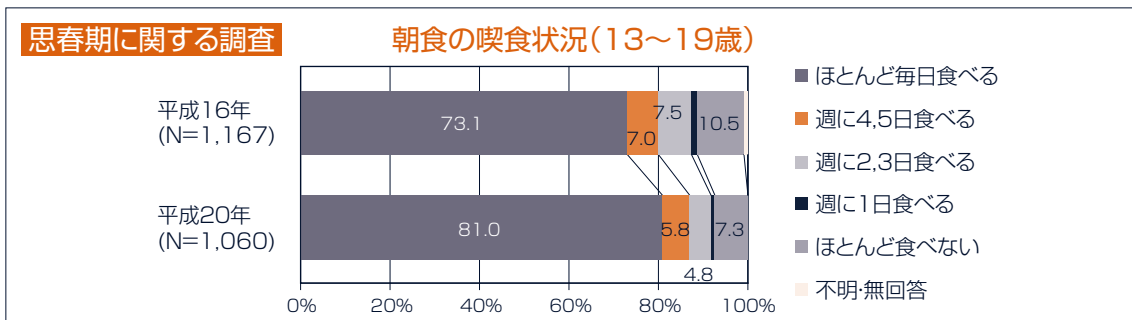
ア 朝食の喫食状況

ニーズ調査及び思春期に関する調査によると、朝食について「ほとんど毎日食べる」が就学前児童で80.6%、小学生で93.2%、13～19歳で81%となっています。2004（平成16）年度の前回調査と比較すると、就学前幼児と小学生では「ほとんど毎日食べる」が少し減っていますが、13～19歳では増加しました。

就学前幼児は保護者が食事を提供しなければ食べることができないため、保護者自身が食に対する関心と理解を深め親子で朝食を食べる取組が必要です。基本的な生活習慣の乱れが、小学生や思春期の子どもの学習意欲や体力、気力の低下の一因となっていることが指摘されており、「早寝早起き朝ごはん」等の運動を継続する必要があります。

また、合わせてバランスのとれた朝食の重要性を認識する取組も重要です。



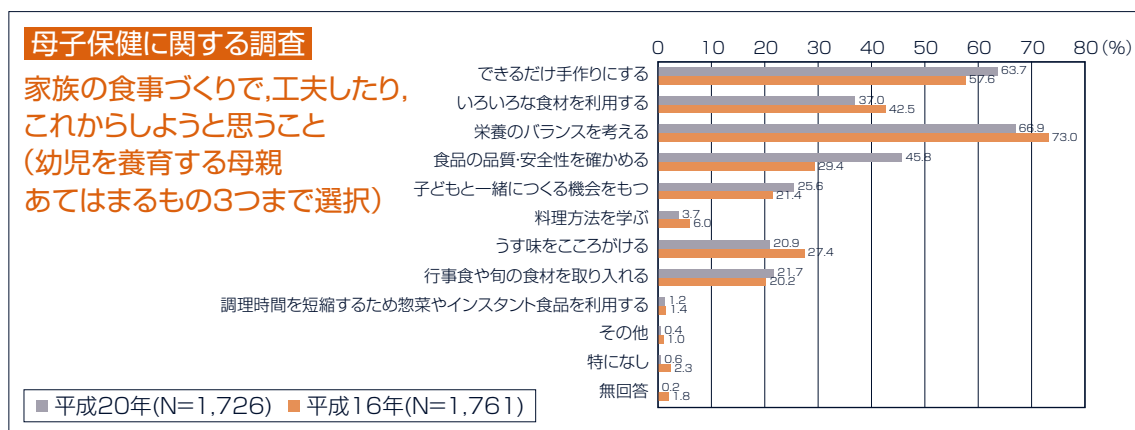


イ 家庭の状況

a 家族の食事づくりで、工夫したり、これからしようと思うこと

母子保健に関する調査によると、家族の食事づくりで、工夫したり、これからしようと思うことは、「栄養のバランスを考える」、「できるだけ手作りにする」が多く、「食品の品質・安全性を確かめる」が前回調査と比較すると大きく増加しています。

食品は安心・安全であることが前提ですが、法令に定められた表示を適正に実施するなど、正確な情報提供を行う必要があります。

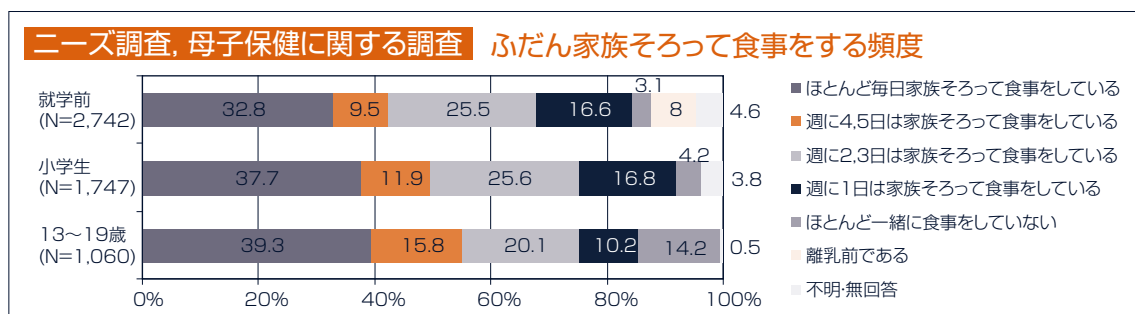


b 家族そろって食事をする頻度

ニーズ調査及び思春期に関する調査によると、家族そろって食事をする頻度については、「ほとんど毎日家族そろって食事をしている」は前回調査と比べると就学前ではほぼ同じで、小学生で少し減り、13～19歳では少し増加となっています。

「ほとんど一緒に食事をしていない」は就学前で3.1%、小学校4.2%、13～19歳で14.2%となっており、前回調査と比べると減少しています。

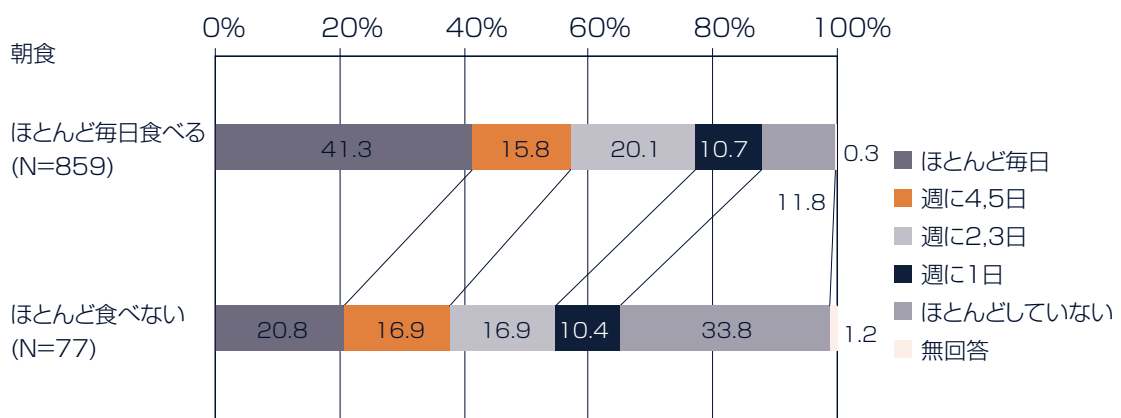
食べることの喜びは、料理のおいしさと共に、家族と共に食事をする楽しさが結びついています。家族団らんの機会を増やすためにも、働き方の見直しによる「ワーク・ライフ・バランス」の推進を図る必要があります。



また、思春期に関する調査結果によると、13～19歳の食事状況について、朝食を「ほとんど毎日食べる」と回答した方が、家族そろっての食事を毎日している割合が高くなっています。(「家族そろっての食事をほとんど毎日している」41.3%、「家族そろっての食事をほとんどしていない」11.8%) 一方で、朝食を「ほとんど食べない」と回答した方は、家族そろっての食事をほとんどしていない割合が高くなっています。(「家族そろっての食事をほとんど毎日している」20.8%、「家族そろっての食事をほとんどしていない」33.8%)

1日3食をきちんと食べ、さらに、家族そろって食べるためには、各種の子育て支援や仕事と生活の調和等によるため、様々な環境整備が必要です。

思春期に関する調査 朝食の摂取と家族そろっての食事状況(13～19歳)



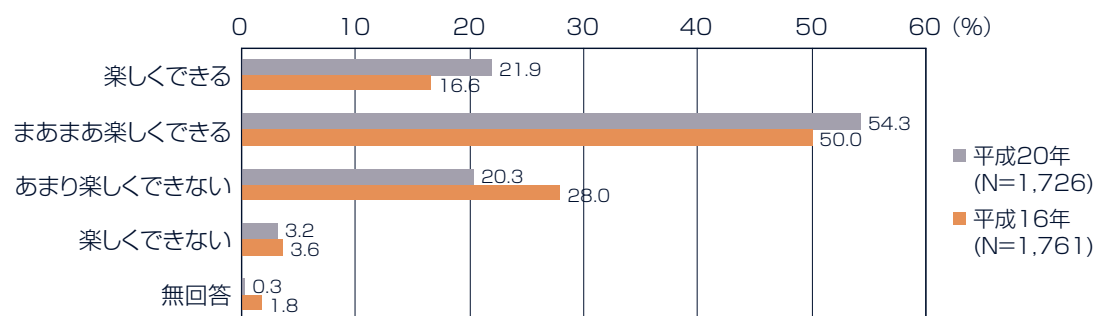
c 家族の食事作り(乳幼児を養育する母親)

母子保健に関する調査によると、家族の食事作りが「楽しくできる」「まあまあ楽しくできる」を合わせると2008(平成20)年度では76.2%となっています。前回調査では合わせて66.6%であり、1割近く増加しています。

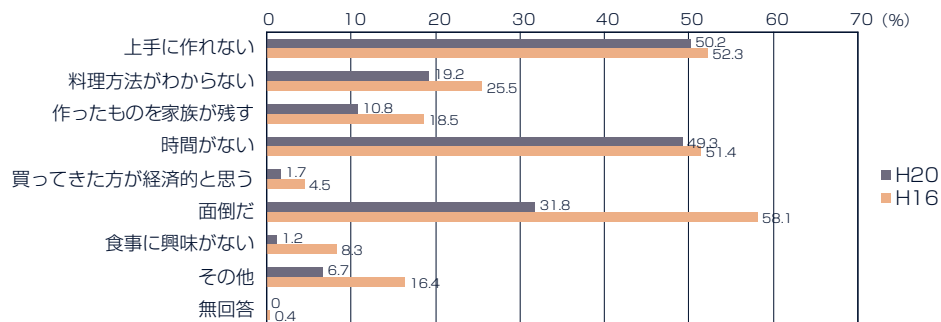
楽しくできない理由としては、前回調査と比較して、「面倒だ」が大きく減少し、「上手に作れない」が最も多くなっており、調理技術を身に付ける必要があります。また、自らの食事を自分で作ることができることは、基礎的な生活技術として重要です。

母子保健に関する調査

食事づくりが楽しくできる



**母子保健に関する調査 食事作りがあまり楽しくない、または楽しくない理由
(あてはまるもの3つまで選択)**



d 健康食品等の利用状況

13～19歳で、栄養素を強化したり、ダイエットを目的とした食品や飲料または、錠剤やカプセルを週1回以上利用している人は、男性13.7%、女性10.0%で、男性では16～17歳、女性では14～15歳、17～18歳の利用頻度が高く、利用する理由としては、男性①運動能力を高めたい②栄養が足りないと思うから、女性では①栄養が足りないと思うから②肌荒れが気になるから、が高くなっています。

健康食品等の正しい知識を身につけ、まずは、1日3食をバランスよく食べることを基本にすることを学ぶことも重要です。

施策を展開する今後の方向性

食べることは、生後すぐからの授乳にはじまり、生涯健やかに暮らすためには切り離すことができないものです。特に子どもについては、発育・発達過程に配慮し、「食事のリズムがもてる」、「食事を味わって食べる」、「一緒に食べたい人がいる」、「食事づくりや準備にかかわる」、「食生活や健康に主体的にかかわる」等“楽しく食べる子どもに”はぐくむことが重要です。

また、子どもは次世代の親となるものとの認識の下に、食育を通じて豊かな人間性を形成し、豊かな食体験からはぐくまれた健全な食の営みが、更に次世代への食育として引き継がれるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成に社会全体で取り組む必要があります。

今後とも、「京（みやこ）・食育推進プラン」にも基づきすべての子どもが心身共に健やかに育ち、“楽しく食べる子どもに”はぐくむための環境づくりを推進していきます。

【施策・主な取組】（**000**＝重点施策、**000**＝推進施策）

142 「早寝早起き朝ごはん」の推進

1日の食事のリズムを見直し、規則的な生活リズムに改善するように保護者と子どもに様々な機会を通じて啓発するとともに、「朝食を毎日家族そろって食べよう」等をスローガンに子どもの生活、食事の状況を把握し、それぞれの家庭に合った支援を保健センター、保育所、幼稚園、学校等が継続的に取り組みます。

<保健福祉局、教育委員会>

- 【主な取組】 ◇乳幼児健康診査等における啓発と指導
◇簡単朝食メニューカードの作成 **新規**
◇保育所、幼稚園、学校における啓発

発育・発達段階に応じた食育の推進

143 妊娠期・授乳期・乳児（離乳）期における食育の推進

出産前から適切な食生活を学習し、乳児期からの授乳や離乳食等望ましい食習慣の定着を図るための支援をします。

＜保健福祉局＞

- 【主な取組】 ◇親子の健康づくり講座の実施 **新規（推進中）** 再掲（P.113）
◇ふれあいファミリー食セミナー（プレママ・パパコース）の実施
◇乳児期の栄養相談・指導の実施
◇保育所を通じた食育の推進

144 幼児期における食育の推進

一生を通じて生活リズムの基礎を作る重要な時期です。食への関心が持てるよう食べる意欲を大切にして、食の体験を広げます。

＜保健福祉局、教育委員会＞

- 【主な取組】 ◇ふれあいファミリー食セミナー（わんぱくコース）の実施
◇幼児期の栄養相談・指導の実施
◇保育所を通じた食育の推進 再掲（P.129）
◇保育所における保護者や地域に対する食育の推進
◇保育所給食担当者研修会の開催
◇幼稚園から保護者への情報提供、支援
◇幼稚園で栽培、調理等の取組

145 学童期における食育の推進

食への興味や関心を深めるため、自分で理解したことを積極的に試し、様々な食にかかわる活動を体験します。また、食事のバランスや自分に合った量を学び、家族や仲間と共に食べる機会を大切にします。

＜産業観光局、保健福祉局、教育委員会＞

- 【主な取組】 ◇学校給食を通じた食育の推進
◇栄養教諭の配置
◇「学校給食にチャレンジしよう～チャレンジクッキング」の実施
◇小学校出前板さん教室の実施
◇日本料理アカデミーと連携した「日本料理に学ぶ食育カリキュラム推進事業」の実施
◇経済連やJAとの連携による 食育授業
◇児童館、学童保育所におけるクラブ活動、イベント活動の実施
◇食育セミナーの実施
◇親子で始めるメタボ予防教室の実施

146 思春期における食育の推進

将来の健康に悪影響を及ぼすことがないように、自分の身体の成長や体調の変化を知り、自分らしい望ましい食習慣や食の自己管理能力を身に付け、自分の体を大切にできる力をはぐくむ学習をします。

<保健福祉局, 教育委員会>

【主な取組】◇給食か家庭からの弁当かを選べる「選択制」による中学校給食の実施

◇学校給食を通じた食育の推進

◇「食教育主任」の中学校全校配置

◇「市立中学校教育研究会食教育部会」の設置

147 食育と歯科保健の推進

歯の生えはじめの時期から、それぞれのライフステージにおける正しい「食べ方」を導くことにより「摂食」「咀嚼」「嚥下」の口腔機能の発達と健康的な顎・顔面の成長を促すとともに、規則正しい食生活の確立によるむし歯予防を図る支援を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】◇8か月児健康診査での歯科保健指導 新規（推進中） 再掲（P.120）

◇親子の健康づくり講座の実施 新規（推進中） 再掲（P.113）

◇乳幼児の歯科相談、健診、指導 再掲（P.120）

148 生産・流通関係者との交流

食べ物と生産をできるだけ近づけて認識できるよう、生産者や流通関係者等との連携協力のもと、地域の特性を踏まえた多彩な体験学習を行い、食への感謝の気持ちを育てることに努めます。

<産業観光局, 教育委員会>

【主な取組】◇食の海援隊・陸援隊の育成

◇鍋まつりの開催

◇市場見学会の実施

◇京の旬野菜推奨事業の実施

◇未来の農業サポーター育成事業

◇ミートフェアの開催 新規（推進中）

149 食の安全・安心対策の推進

保健センターが中心になり、食中毒予防のための知識や技術を伝え、また、自らに合った食品を選択する力を身に付けられるよう、食品表示の見方等の学習の機会を提供します。

<保健福祉局>

【主な取組】◇ホームページ、啓発パンフレットなどで正確な情報提供

◇乳幼児健康診査や健康教育等での啓発

◇「京都市食の安全・安心に関する条例（仮称）」の策定 新規（推進中）

150 食育指導員(食育に関するボランティア)による食育の推進 新規

子どもたちへの食育の大切さや食に関する知識、経験を有した食育指導員が保育所、学校、地域等において料理教室等の体験活動を行うほか、食文化の継承や食を通じた健康づくり等の普及啓発活動を行います。

<文化市民局, 産業観光局, 保健福祉局, 教育委員会>

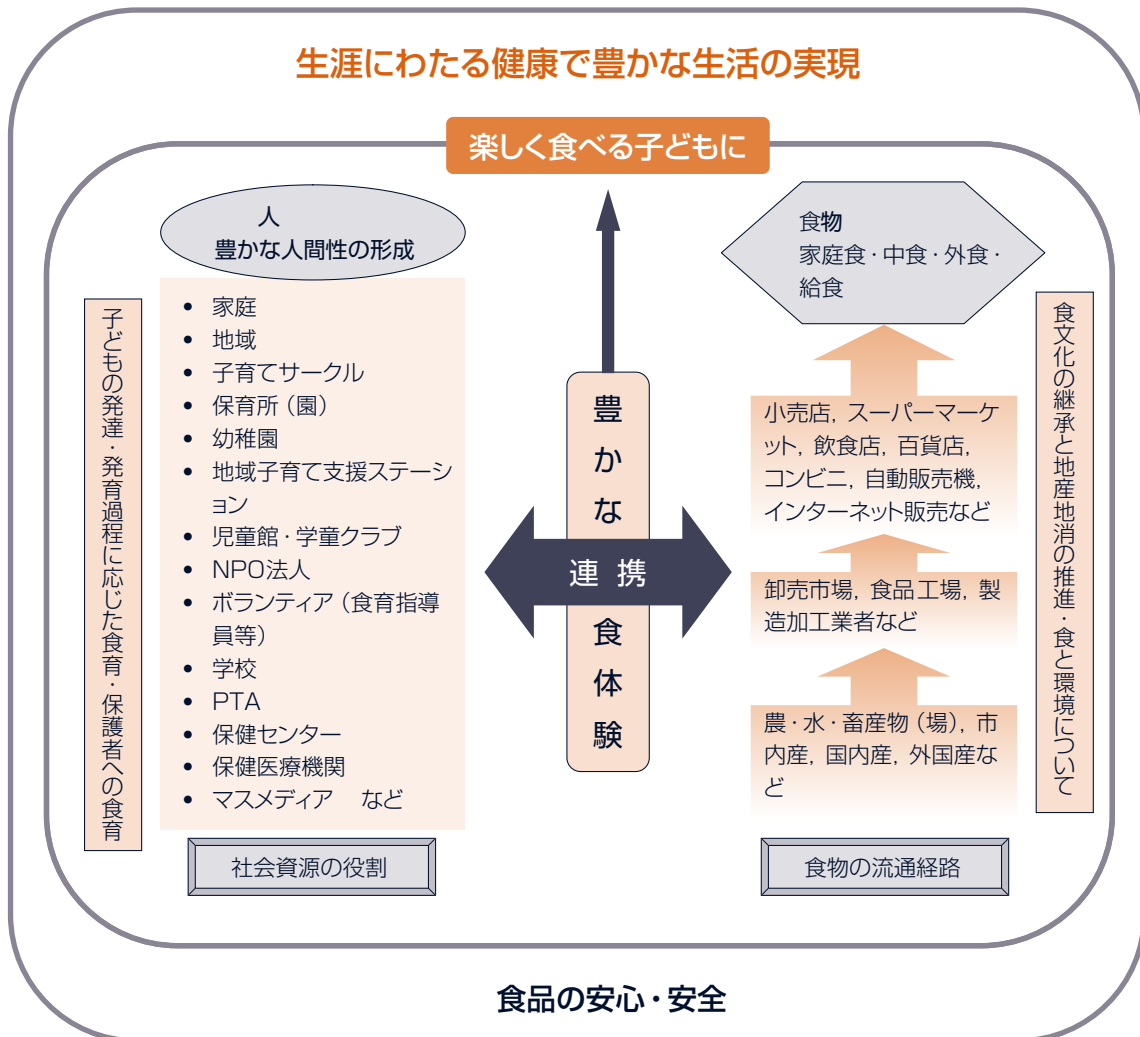
【主な取組】◇妊娠・授乳期、乳幼児期の食育の取組

◇保育所、幼稚園、児童館、小学校等における食育活動

◇イベントに参画

社会で取り組む食の環境づくり

京都市食育推進協議会の構成機関・団体等で連携・協力のもと、子どもの食育を一体的に推進していきます。



第5章 次代を担う子どもたちが心豊かに生きる力をはぐくむことができるまちづくり

(1)「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成による生きる力をはぐくむ教育環境づくり

すべての子どもたちを、新しい時代を切り拓く^{ひら}主体者として、自信と誇りを持って社会の発展に貢献できる大人に育てることは、いつの時代においても変わることのない大人社会の責務です。

今後、これまで以上に激しく変化し、価値観が多様化する時代が到来することが予想される中で、子どもたちが、自立して社会で生き、豊かな人生を送ることができるよう、学校教育においては、学習指導要領の改訂^{*}の趣旨を踏まえ、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をはぐくむ取組をより一層進めることが重要です。

また、乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、義務教育以降の学習の基盤を培う大切な時期であり、幼児教育では、幼児の自発的な活動としての「遊び」を通じて、情緒的・知的な発達、社会性の涵養を図ることが求められています。

教育が学校、家庭、地域の三者協働の営みにとどまらず、大学、経済界、NPO等、幅広い方々の参画により推進される必要があります。とりわけ家庭や地域は、基本的な生活習慣や社会のルールなどを身につける場であると同時に、自然体験や社会体験、ボランティア活動、スポーツ活動、世代を超えた交流活動などを通した重要な「学び」と「育ち」のフィールドであり、学校と共に子どもをはぐくむ当事者としての責任を有しています。

また、京都市では、明治政府による1872（明治5）年の学制発布に先立ち、1869（明治2）年に町衆によって我が国初の学区制小学校（番組小学校）が創設されて以来、「地域の子どもは地域ではぐくむ」教育風土が地域社会に根付いています。そして、2007（平成19）年には、子どもを社会の宝としてはぐくむための大人の行動規範として「子どもを共に育む京都市民憲章」が制定されました。さらに、京都市は、奥深い文化や歴史の蓄積、山紫水明の豊かな自然、伝統産業から先端産業までを有するものづくりの土壌、大学・博物館などの多様な学習資源を有する都市であり、こうした類いまれな特性を生かし、今後とも社会総がかりで子どもをはぐくむ取組を実践していかなければなりません。

※学習指導要領（幼稚園教育要領）全面实施時期

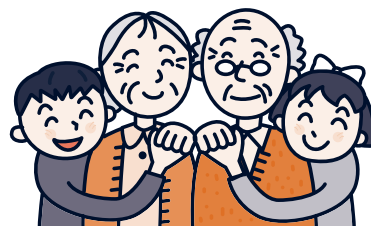
幼稚園：2009（平成21）年度

小学校：2011（平成23）年度

中学校：2012（平成24）年度

高等学校：2013（平成25）年度（学年進行による）

総合支援学校：小・中・高等学校に準じて実施



ア 開かれた学校づくりと地域ぐるみ・市民ぐるみの教育の推進

現状と課題

学校は家庭、地域と連携した教育の要としての役割を果たしながら、引き続き地域ぐるみの教育の牽引者としての役割を充実させていくことが必要です。

京都市では、学校を知ってもらうことを開かれた学校づくりの出発点として、「自由参観」の実施や研究発表の公開、学校だよりの地域回覧、ホームページの全校開設など、広く情報発信に取り組んでいます。また、全校・園への「学校評議員」制度の導入や、保護者、地域の方々の学校教育活動への参画等を通して、学校と家庭・地域との関係は情報と課題意識の共有化から、課題解決に向けた行動の共有化へと高まっています。

2003(平成15)年度から、全校・園に、「学校評価システム」を導入するとともに、2004(平成16)年度には、国において制度化された学校運営協議会を、より広い地域住民が学校教育に参画できる京都市方式として導入し、設置を推進してきました。学校運営協議会は、現在市立学校・幼稚園の半数を超える161校・園(平成22年2月1日現在)で設置され、全国の設置数の3分の1を占めるまでになっています。

また、家庭・地域には長年にわたり子どもたちの健全育成に取り組むPTAや地域の各種団体があります。その活動実績を基盤として、地域生徒指導連絡協議会の取組、日々の教育活動を支援する学校支援ボランティアのネットワーク化、大学のまち京都ならではの大学との連携による学生ボランティア学校サポート事業などを進めています。

さらに、1998(平成10)年2月、幅広い分野にわたる団体により組織された「人づくり21世紀委員会」が誕生し、今日まで、すべての大人の課題として子どもたちを健やかにはぐくむ社会づくりが進められています。また、2004(平成16)年度からは「まち全体を子どもたちの学びと育ちの場に」の理念のもと、「みやこ子ども土曜塾」事業が展開されており、開かれた学校づくりと地域ぐるみ、市民ぐるみで子どもをはぐくむ取組が推進されています。

施策を展開する今後の方向性

京都の教育の根幹となる、地域ぐるみ・市民ぐるみの教育を更に推進します。そのため、学校と家庭・地域が相互に高め合う関係を確立するとともに、学校を核として、ボランティア、経済界、大学、NPO等、より広範な市民の方々と連携を進めます。

【施策・主な取組】(000=重点施策, 000=推進施策)

151 産学公連携の推進 新規(推進中)

経済界や大学と連携し、グローバル化社会の中での次世代の人づくりに向けた取組をより一層推進します。とりわけ、経済界、大学、教育界、行政、メディア等がお互いの垣根を越えて連携し、新しい教育を創造するネットワークである「京都教育懇話会」において、継続的に次世代の教育や人材育成のあり方について討議し、新しい日本の教育モデルを創造します。また、大学・NPO等とのネットワークにより、大学の先端知を初等中等教育に活かす「大学発教育支援コンソーシアム」構想を推進し、教育内容の改善、教材開発、教員の資質向上を図ります。

<教育委員会>

152 人づくり21世紀委員会

人づくり21世紀委員会（代表：尾池和夫京都大学前総長）は、市内104団体の参画の下、「子どもたちのために、今、大人として何ができるか、共に考え行動する」ネットワークとして、子どもの命にかかわる緊急課題や「子どもを共に育む京都市民憲章」の推進に取り組んでいます。

今後、加盟団体の一層の連携による、活動のネットワーク拡大を支援するとともに、子どもたちを取り巻く今日的課題を共有し、行政区ネットワーク実行委員会を核として、地域活動の一層の推進を図ります。

<教育委員会>

153 みやこ子ども土曜塾

完全学校週5日制を契機とし、土曜日・日祝日、夏休み等の学校休業日において、京都ならではの多様な学習資源を生かした豊かな学びと育ちの場を子どもたちに提供するため、企業や大学、NPOや市民ボランティアが、伝統芸能、芸術、スポーツ、自然活動など様々な体験活動を企画・実施しています。引き続き、情報誌「GoGo土曜塾」の発行とともに、ホームページによる情報発信力の向上等により、取組の充実を図ります。

<教育委員会>

154 学校運営協議会

地域・保護者が学校の教育活動や学校運営に直接参画する学校運営協議会の充実、支援を図ります。とりわけ中学校における設置を拡大し、地域に対し開かれ信頼される学校づくりを推進するとともに、保護者や地域の方々が、学校の応援団として、また御意見番として、子どもたちの生きる力を共にはぐくみます。

<教育委員会>

155 学校評価システム

2003（平成15）年度から全校・園で導入している学校評価システムについて、学校運営協議会や学校評議員による学校関係者評価の実施等、更なる充実を図り、学校・園における教育水準の向上を目指します。

<教育委員会>

156 保・幼・小・中連携推進

子どもの発達の連続性について相互理解を深め、校種間の滑らかな接続を図るために、保育所、幼稚園と小学校、中学校の間で、相互訪問、交流事業の促進、保育要録・指導要録の活用など、効果的な連携を進めます。

<教育委員会>

157 学校支援ボランティア

様々な職業や分野についての豊富な知識や技能を有する地域の人たちを「わたしたちの新しい先生」として登録し、授業でのゲストティーチャーをはじめ、図書館や学校行事などでボランティアとして学校を支援する「学校支援ボランティア」の拡充を図ります。

<教育委員会>

158 大学との連携による学生ボランティア学校サポート事業

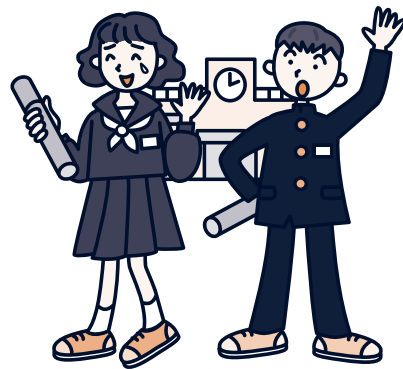
現在71大学と協定を締結しており、2千名を超える学生がボランティアとして教育活動を支援し、一人一人の子どもに対するきめ細やかな指導が充実するなど、大きな効果を上げています。今後より一層、ボランティア協定を締結する大学及び学生ボランティアの拡充を図ります。

<教育委員会>

159 地域生徒指導連絡協議会

PTAや地域の各種団体及び学校を構成員として、すべての中学校区において、計画的な地域パトロールや日常の見守り活動、「インターネット・携帯電話の弊害」等の子どもを取り巻く課題の解決を推進しています。今後とも、他団体との連携強化や組織の拡充を図り、課題を明確にした取組を地域一体となって推進します。

<教育委員会>



イ 家庭への働きかけ・親支援の充実

現状と課題

近年、核家族化や地域の協力・共同関係の希薄化などにより、教育の原点である家庭を支え、教育力を高める積極的な働きかけが重要になっています。

そこで、家庭や地域の教育力向上を図るため、子どもたちの健やかな成長を目指すPTAでは、学校・家庭・地域の連携を深める様々な取組が進められるとともに、「おやじの会」では、「わが子の父親から地域のおやじへ」を合言葉に、ワーク・ライフ・バランスの推進につながる活動等を通して、父親の家庭や地域での子育てへの参加意欲を高めています。

また、私立・市立幼稚園では、就学前の子どもをもつ保護者を対象にした相談事業などを通して、子育て支援の充実が図られています。

さらには、子育ての悩みを抱える保護者の交流の場づくりや各種子育て講座、家庭教育学級の実施、家庭教育新聞の発行などを行うと同時に、「参加してほしい人が参加しない」現状の改善に努めるとともに、「子どもを共に育む京都市民憲章」の趣旨を踏まえ、保健、福祉、教育等の各分野の連携により、「親支援プログラム」の策定・実践を進めています。

施策を展開する今後の方向性

家庭への働きかけについては、市民ボランティア等との協働により、「子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組」を進めるとともに、企業等の協力を得てワーク・ライフ・バランスを推進するなど、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にして、子育て家庭を支援する地域社会づくりを進めます。

【施策・主な取組】（**000**＝重点施策、**000**＝推進施策）

160 「子どもを共に育む『親支援』プログラム」の策定・実践 **新規**

「子どもを共に育む京都市民憲章」の趣旨を踏まえ、親自身が「親」としての心構えや必要な知識・技術等を子どもの発育・発達段階に応じて学べるとともに、そうした「親の学び」の支援者を養成する体系的システムを開発し、保育所・幼稚園・学校更に保健センター・児童館等で展開できる仕組を構築します。

<教育委員会>

161 OK企業認定制度の推進 **新規（推進中）**

父親の家庭教育への参加を推進するため、京都「おやじの会」連絡会が実施主体となり、企業（事業所）の事業主等に子育て支援への理解度や意識について問うアンケート調査をもとに選考を行い、「O（おやじの）K（子育て参加に理解がある）企業」として認定します。2008（平成20）年度までに186社を認定し、2011（平成23）年度までに1,000社の認定を目標に、OK企業認定制度を進め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進します。

<教育委員会>

162 幼稚園での子育て支援の充実

幼稚園において就学前の子どもをもつ保護者に対する子育て支援をより一層充実し、安心して子育てをできる環境を整えます。

<教育委員会>

【主な取組】◇私立幼稚園での「地域子育て相談事業」への助成

◇市立幼稚園での「地域に開かれた子育て支援推進事業」の推進

163 行動するPTA

京都市PTA連絡協議会を中心に、大人と子どもが交流し共に学ぶ「PTAフェスティバル」をはじめ、人権啓発活動や各種研修会、「ノーテレビ・ノーゲーム・ノーケイタイデー」の取組、メール配信機能付ホームページの運営、「京都市PTAハンドブック」の配布など、様々な活動を通じて家庭・地域の教育力の向上と子どもたちの健全育成を図ります。

<教育委員会>

164 おやじの会

父親が家庭や地域で果たすべき責任・役割を自然な形で自覚できるよう、学校・幼稚園単位での父親によるサークル活動が市内全域で立ち上がり、父親の子育て参加と地域のボランティア活動を展開しています。

今後とも「おやじの会」の活動を支援していくとともに、各「おやじの会」相互での交流・情報交換を充実させます。

<教育委員会>

165 温もりのある地域社会づくり推進事業

子育ての悩みや生活の知恵などあらゆる相談に応じるボランティア電話相談事業「温もりの電話」や地域での様々なふれあい事業、子育て支援活動など、京都市内女性団体を中心に、大人から子どもまですべての人が安心して暮らせる温もりのある地域づくりのための取組を進めています。

今後、地域の女性団体が主体的に行っている子育て支援活動の拡大・充実を支援するとともに、家庭や地域の絆づくりを担う女性指導者の育成をより一層推進します。

<教育委員会>



ウ 乳幼児の子育て支援の総合推進拠点「こどもみらい館」における施策推進

現状と課題

子育て支援総合センターこどもみらい館は、1999(平成11)年12月の開館以来、保育所・幼稚園、私立・市立・国立の垣根を越えた「共同機構」として研究、研修を進めるとともに、乳幼児の子育てを総合的に支援するため、「相談事業」、「情報発信」、「子育てのネットワークづくり」の取組を推進しており、京都市の子育て支援の中核施設として、来館者が400万人に達し、多くの市民に親しまれています。

2009(平成21)年12月で10周年を迎え、これまでから、子育て支援事業の取組を積極的に推進していますが、近年、事業によっては参加者が微減傾向にあり、保健、福祉、教育の更なる連携のもとで、事業内容の質的向上が求められています。

施策を展開する今後の方向性

保育の質の向上と保育・教育内容の充実を図るため、保育者に求められる専門性を時宜に応じて提供する研究・研修を推進します、また、子育て中の親が、子育ての悩み、不安などを解消し、子育ての楽しさを実感できるよう、相談、情報発信、子育て支援事業、ボランティアの養成を通じて地域の子育てを支援します。

【施策・主な取組】(**000** =重点施策, **000** =推進施策)

166 「子どもを共に育む『親支援』プログラム」の策定・実践 **新規** **再掲** (P.136)

<教育委員会>

167 専門的な調査・研究機能の充実

保育内容の充実や乳幼児の子育て支援等に関する専門的な調査・研究を充実します。

<教育委員会>

168 保育所・幼稚園の人材育成機能の充実

保育士・幼稚園教諭等の資質向上を図るとともに、保育士・幼稚園教諭志望の学生を対象にした実践力を高める研修など、人材育成を充実します。

<教育委員会>

【主な取組】◇学生のための保育者養成講座の充実

169 子育て支援ボランティアの育成

地域での子育て支援の充実を図るため、子育て支援の取組等で活動するボランティアの育成を推進します。

<教育委員会>

170 総合的な子育て相談事業の推進

子育ての悩み等に対し、専門家やボランティアによる子育て相談事業を推進します。

＜教育委員会＞

- 【主な取組】 ◇子育てなんでも相談の充実
◇電話相談ボランティアの養成

171 子育て図書館における取組の充実

絵本やお話しとふれあう機会づくりの事業及び子育てに関する資料を充実します。

＜教育委員会＞

- 【主な取組】 ◇読み聞かせ・おたのしみ会の充実

172 子育て講座等の充実や子育て情報の発信

子育て講座等の開催やインターネット等による子育て情報の発信により、子育て中の親に対する支援を充実します。

＜教育委員会＞

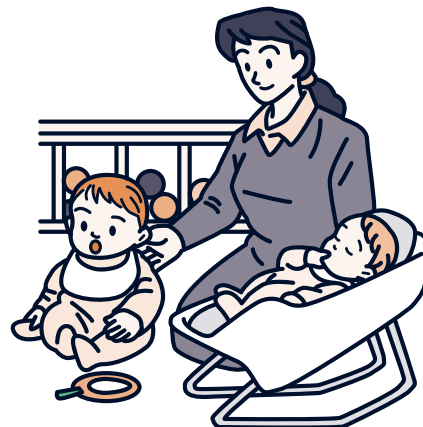
- 【主な取組】 ◇子育て不安の解消や仲間づくりをも視野に入れた「子育て講座」の充実
◇子育て支援情報の発信（情報誌、インターネット、イベント等）

173 子育てサークル・支援グループへの支援

地域での子育てサークル・支援グループへの情報提供等を推進します。

＜教育委員会＞

- 【主な取組】 ◇子育てサークル支援情報の提供



エ 確かな学力と豊かな創造性をもつ子どもたちの育成

現状と課題

京都市では、これまでから、道徳、読書、理科をはじめ、障害のある子どもの教育や生き方探究教育など、様々な分野で、保護者、地域、更には経済界、大学、NPO等の積極的な参画を得て、地域ぐるみ、市民ぐるみの取組を進めてきました。

今後、「知識基盤社会」が急激に進展する中、地域・市民との連携・協働を更に深め、すべての子どもたちに「生きる力」をはぐくむことがますます必要になってきます。そして、そのためにも「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた育成が重要です。こうしたことを十分踏まえ、各学校では、学習意欲や活用する力など新しい学習指導要領の理念を踏まえ、京都市独自の指導計画・評価計画である「京都市スタンダード」の実践と授業改善、更には体験活動等の充実により、引き続き、確かな学力と豊かな創造性をもつ児童生徒の育成に取り組むことが求められています。

施策を展開する今後の方向性

すべての子どもたちに、基礎・基本の学習内容の確実な定着を図り、学習意欲や知的好奇心・探究心を身に付けさせるとともに、豊かな創造性をはぐくむため、学校の教育活動はもとより、家庭、地域、更には経済界、大学等とも連携した取組をより一層充実させていきます。

【施策・主な取組】（**000**=重点施策、**000**=推進施策）

174 土曜学習の全小・中学校実施 **新規（推進中）**

全市立小・中学校において、学生や地域のボランティア、退職教員などの参画のもと、各学校で土曜学習を実施し、学習意欲の向上や家庭学習の習慣化、自学自習の態度の育成、基礎基本の定着を図ります。

＜教育委員会＞

目標：P.156 参照

175 長期宿泊・自然体験活動の全小学校実施 **新規（推進中）**

子どもたちに感動する心、環境保全に寄与する態度を養うとともに、仲間意識や責任感、規範意識など豊かな人間性や社会性をはぐくむため、約1週間にわたり実施する「長期宿泊・自然体験活動」を全市立小学校で取り組みます。

＜教育委員会＞

目標：P.156 参照

176 小中一貫教育の推進

子どもたちの「学び」と「育ち」を支える小中一貫教育を全市展開し、地域実態に応じた特色ある取組を推進します。小中一貫した教育目標（目ざす子ども像）を小中学校が共有し、児童・

生徒の9年間の育ちにすべての教職員が責任をもつ意識改革と行動改革に取り組みます。とりわけ、確かな学力の定着に向けては、「ジョイントプログラム」「学習確認プログラム」を活用した小中学校双方からの学力実態把握と検証に取り組み、系統のかつ継続的な学習支援体制の構築に努めます。また、小中学校の合同行事の開催や地域行事への積極的な参加を進め、地域の力を活かした教育活動を展開します。

<教育委員会>

177 環境教育の推進

持続可能な社会の構築に向け、「環境モデル都市・京都」を担う一人一人の子どもの環境に対する感性を育成するとともに、環境保全の取組を促すため、全校・園における環境宣言や「KES学校版」の取組、経済界との連携による環境学習事業等を推進し、身近な地域等での体験活動を行うとともに、すべての教育活動と関連させながら、環境教育にかかわる学習を展開します。また、「環境教育スタンダード（小中一貫で推進すべき環境教育についてとりまとめたもの）」を策定します。

<教育委員会>

178 総合育成支援教育の推進

すべての小・中・高等学校、幼稚園に設置した校内委員会を中心として、子どもたち一人一人の障害の状態や特性に応じて指導の目標や内容を明確にした「個別の指導計画」を作成し、計画に基づいた、きめ細かく、一貫性のある指導を行います。併せて、「個別の指導計画」（総合支援学校では「個別の包括支援プラン」）が幼稚園・保育所から小・中・高等学校、総合支援学校へと円滑かつ適切に引き継がれるよう十分な連携を図ります。

また、普通学級に在籍するLD等の発達障害のある子どもたちに対して、きめ細やかな指導を行うため、学習活動上の支援や学校生活上の介助等を行う「総合育成支援員」を必要とする全学校・園に配置し、一人一人のニーズに応じた適切な指導、必要な支援を行う体制を充実します。

さらに、企業就職を希望する障害のある生徒及び保護者の総合支援学校高等部職業学科等への進学希望にこたえるため、2009（平成21）年度に職業学科募集定員を48名から60名に拡大しましたが、今後更に職業学科等の定員拡大を図るなど、卒業後の企業就職をはじめ、進路希望の実現を目指します。

<教育委員会>

【主な取組】◇個別の指導計画に基づく指導の充実

◇総合育成支援員の配置 新規（推進中）

◇総合支援学校高等部職業学科等の定員拡大 新規（推進中）

◇小・中学校における育成学級・通級指導教室での指導・支援

◇小・中学校における育成学級の新増設等の推進（必要な学校への100%設置）

◇交流及び共同学習の推進

◇LD等の発達障害のある子どもへの支援体制の充実

・すべての小・中・高等学校、幼稚園へ設置している「総合育成支援教育主任」及び「総合育成支援教育委員会」による支援体制の充実

- ・総合育成支援員や非常勤講師の配置,ボランティアの養成・活用促進
- ・医師等専門家で構成される「学校サポートチーム」やすべての総合支援学校に設置している,総合育成支援教育相談センター・育(はぐくみ)支援センター等による相談・支援体制の充実

179 生き方探究教育の推進

勤労観・職業観のみならず,規範意識,社会人として自立するために必要な能力や意欲・態度の育成を図るため,2007(平成19)年に開館した「京都まなびの街 生き方探究館」での「スチューデントシティ・ファイナンスパーク学習」や「京都こどもモノづくり事業」,中学生が原則5日間,それぞれの興味・関心に応じた職場体験・勤労体験活動を,約3,700事業所の理解・協力を得て「生き方探究チャレンジ体験」事業を実施しており,引き続き系統的な検証を行いながら,スチューデントシティ学習並びに「生き方探究チャレンジ体験」の全校実施の継続やファイナンスパーク学習実施校の拡大,京都モノづくりの殿堂工房学習の本格実施等,各事業の充実を図ります。

<教育委員会>

180 教育の情報化の推進

全校での整備が完了した校内LANや全小・中学校に設置の電子黒板等のICT環境を有効に活用し,子どもたちの学力向上に役立てるため,各教科の目標達成に向けて,教員が授業の中にICTを効果的に取り入れ,活用していくこと,また,「生きる力」の重要な要素としての情報活用能力を児童・生徒が身に付けていけるよう,研修等を通じて教員のICT活用指導力の更なる向上を図ります。

<教育委員会>

181 理数教育の振興

子どもたちが数学的・科学的なものの見方や考え方等を身につけるとともに,疑問の解明に主体的に取り組む姿勢を育成する理数教育の充実を図ります。とりわけ,理科・科学の振興を図るため,市立小学校における観察や実験の授業の充実に努めるとともに,京都の企業や大学と連携した科学センター学習や市内で行われるイベントへ科学屋台(科学実験や工作等)を派遣する「京都科学屋台ネットワーク」の取組を今後更に充実させます。また,理科好きな子どもが育つ活動の拠点として,今後の青少年科学センターのあるべき姿を打ち出します。

<教育委員会>

182 新「子ども読書活動推進計画」の推進

2009(平成21)年4月に策定した「新・京都市子ども読書活動推進計画」に基づき関係機関・団体等と連携して2009(平成21)年度から2013(平成25)年度の5年間で各施策を推進し,社会全体で「本」大好きな子どもの育成を図ります。

<教育委員会>

- 【主な取組】 ◇「ノーテレビ・ノーゲームデー」、「1日1冊運動」等、家庭での読書時間の定着・習慣化
◇読書ノートを活用した「めざせ100冊!読書マラソン」運動の充実・推進
◇子どもたちを取り巻く読書環境の一層の整備・充実

183 小学校からの英語教育の推進

次期学習指導要領(2011(平成23)年度から実施)を先取りし、全小学校の高学年(5・6年)において、京都市が独自に開発した英語活動用テキストや指導案集をもとに年間35時間実施している小学校英語活動について、一層の充実を図ります。

<教育委員会>

184 道徳教育の振興

子どもたちの自然や生命を尊重する心、規範意識や公德心、感謝する心等をはぐくむため、京都市独自の指導資料集「夢いっぱい」(小学校用)、「心の旅」(中学校用)をもとに、子どもたちが自ら考え実践につなげられる授業を展開するとともに、「しなやかな道徳教育」推進校の指定等、「道徳教育振興市民会議」の提言をふまえた道徳教育を推進します。

<教育委員会>

185 人権教育の推進

学校において人権教育を推進する上での指針である「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」を踏まえ、家庭・地域と連携しながら、人権という普遍的文化の担い手の育成を目指した取組の充実を図ります。

<教育委員会>

186 伝統文化教育の推進

市民ぐるみで、京都の優れた日本文化を子どもたちが知識と共に体験を通じて学ぶ「歴史都市・京都から学ぶジュニア日本文化検定」等の取組を通して、子どもたちが、歴史都市・京都の伝統、文化、産業等について理解を深める伝統文化教育を推進し、そのすばらしさを継承する意欲と態度を育てます。

<教育委員会>

187 幼児教育の充実

心情、意欲、態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期である幼児期に、幼児の主体的な活動である「遊び」を重要な学習として、教員の適切な援助のもと、組織的、計画的な指導を行い、「生きる力」の基礎を育成します。

<教育委員会>

オ 心身ともに健全でたくましい子どもたちの育成

現状と課題

子どもたちが、社会生活に必要な能力を身に付け、生涯にわたって健康で人間性豊かに生きる意欲や態度の基礎を培うことは大変重要です。

一方、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動のほか、児童虐待など、子どもたちを巡り、様々な課題が生じています。また、そのことが「ひきこもり」や「ニート」などにつながり、若者の社会的な自立を阻害する要因ともなっています。これらの課題の背景には、児童生徒の心の問題とともに、児童生徒を取り巻く家庭、地域、学校等の状況が複雑に絡み合っています。これまで京都市で進めてきた家庭、地域、学校の連携の充実を図ることはもちろんのこと、関係機関やNPO等とも連携し、総合的に子どもたちを支援していくことが必要です。

さらに、子どもたちの成長の過程において、エイズや性感染症等に対する正しい知識を身に付け、予防行動がとれる能力や態度を育成することが求められています。薬物についてもインターネットや携帯電話の使用により、簡単に入手しやすい状況にあることから、全国的に薬物乱用の低年齢化が危惧されており、学校・家庭・地域が連携して薬物乱用の防止に向けた取組を更に推進することも重要です。

また、学校や地域において、スポーツ活動を通して、子どもたちの体力向上に資する取組が実践されていますが、引き続きこれらの取組を推進することが求められています。

施策を展開する今後の方向性

健全でたくましい子どもの育成に向け、学校、家庭、地域が連携し、健康な生活の営みの基盤となる基礎体力の向上や基本的な生活習慣の定着を図るとともに、困難や課題を抱えている子どもや若者に対し、支援する取組の充実を図ります。

【施策・主な取組】（**000**＝重点施策，**000**＝推進施策）

188 子ども・若者・家庭の総合支援に向けた政策の融合 **新規**

新たに成立した「子ども・若者育成支援推進法」を踏まえ、子ども・若者を総合的・継続的に支援する体制の構築や支援策を展開するとともに、京都市独自のより充実した支援策についても検討を進めます。

<文化市民局，産業観光局，保健福祉局，教育委員会>

189 まち道場の仕組みづくり **新規（推進中）**

子どもたちが「まち道場」において武道に親しむことを通して、心身の健全育成を図る機会を創出します。

<教育委員会>

190 エイズ・性教育，薬物乱用防止対策

若者の間でのHIV感染者や性感染症の増加，薬物乱用の低年齢化が^{きぶ}危惧されることから，エイズ・性感染症並びに薬物に関する危険性や有害性を正しく理解・認識し，行動できるエイズ等予防教育の充実を図るとともに，2008（平成20）年8月に策定された「第三次薬物乱用防止五か年戦略」を踏まえ，警察関係者や学校薬剤師等を講師とした「薬物乱用防止教室」の全中・高等学校での実施，小学校での推進を図ります。

<教育委員会>

191 児童生徒等への支援・相談の実施

不登校やいじめをはじめとする児童生徒の問題行動等，様々な課題に対応するため，教育相談総合センターでは専門のカウンセラー等が支援・相談に応じます。また，学校においては，心理面接等に関して専門的知識や経験を有するスクールカウンセラーや，いわゆる別室登校の児童生徒の学習や活動を支援する学生ボランティアの「学びのパートナー」，社会福祉等の知識を活用して関係機関との連携のもと，子どもがおかれた環境に働きかけることにより課題解決を図るスクールソーシャルワーカー等による支援・相談を実施します。

<教育委員会>

192 不登校児童生徒に対する取組

不登校状態にある児童生徒に対し，市内5箇所に開設する教育支援センター（適応指導教室）「ふれあいの杜」学習室において学習や体験活動などを行うとともに，不登校生徒のための中学校（洛風中学校・洛友中学校）において教育課程を弾力化して独自のきめ細かな学習を進めます。また，不登校相談支援センターでは，在籍校と連携しながら，児童生徒一人一人の状態に応じた最も望ましい支援のあり方を検討します。

<教育委員会>

193 食育の推進

食の大切さや楽しさを知り，心身の成長や健康の増進を図るため，学校給食における京野菜を使用した献立の実施や，学校，家庭，地域が連携し，生産地や生産者などを紹介する指導資料の作成等による地産地消（知産知消）の取組など，子どもたちへの食育を推進します。

<教育委員会>



カ 魅力ある高校づくりの推進

現状と課題

京都市立高校では、社会の様々なニーズに対応できるよう、豊かな人間性や社会性をはぐくむとともに、生徒一人一人の進路希望の実現を図るため、多様な学科・コース等を設けており、各校それぞれが創意工夫を凝らした教育活動を展開し、魅力ある高校づくりを推進してきました。

また、きめ細かな教科指導や進学補習等の実施により、2009（平成21）年3月の普通科系5校の4年制大学現役進学率は61.8%と過去最高となっており、就職希望者については、教育委員会と各校の連携の下、経済団体や京都労働局と共に就職対策に取り組み、学校あつせんによる就職は全9校で5年連続100%を達成しました。

様々な目標を持った生徒が在籍する市立高校においては、社会の激しい変化も踏まえ、引き続き、生徒一人一人の個性を生かし、自ら学び、自ら考え、主体的に生きるために必要な資質や能力、態度をはぐくむことが求められています。

施策を展開する今後の方向性

各校の創意工夫を生かした特色ある教育活動、生徒の個性が輝く魅力ある市立高校づくりを一層推進します。

また、生徒自らが主体的に進路を選択できるようキャリア教育、ボランティア体験等を充実するとともに、一人一人の進路実現に向け、きめ細やかな進路・学習指導を実施します。

【施策・主な取組】（**000**＝重点施策，**000**＝推進施策）

194 生徒一人一人のキャリア実現を目指した取組

生徒の進路希望にこたえる取組を全日制・定時制、それぞれの課程において進めるとともに、生徒自身が学ぶ意義を理解し、激しい社会変化の中でも、自己のキャリア目標を実現して主体的に生きることができる力の育成に取り組めます。

<教育委員会>

195 普通科系高校における特色ある学校づくり

普通科系高校においては、生徒の興味・関心、進路希望等が多様化する中で、大学、産業界、研究機関等とも連携しながら、よりきめ細やかな進路・学習指導を実施するなど、各校の特色を生かした教育活動を展開し、21世紀の社会を担う人材の育成に努めます。

<教育委員会>

196 「ものづくり都市・京都」の未来を切り拓く若者の育成

産業界の目まぐるしい動きや生徒のニーズに対応していくために、産業界、大学等との連携

の下、工業高校の改革・充実・発展を進め、生徒の「ものづくり」への興味・関心、学習意欲を更に高めるとともに、確かな技術や幅広い応用力など、いかなる変化に直面しても次代を切り拓くことのできる人材の育成に努めます。

<教育委員会>

197 音楽高校改革の推進「音楽高校ルネサンス」 新規

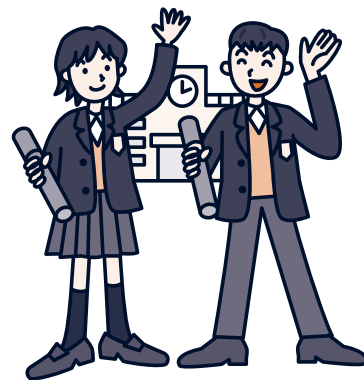
音楽高校は、都心部の元城巽中学校の敷地への移転、新校舎整備を契機とし、2010(平成22)年4月から「京都堀川音楽高等学校」に校名を変更し、質・量共に充実した教育環境の下、音楽家を目指す生徒の夢の実現に向け、更に音楽専門教育を充実・発展させ、世界で活躍する人材の育成に取り組めます。また、音楽・美術活動の拠点施設として整備する新校舎は「芸術創造都市・京都」創生の一翼を担い、市民が芸術に広く親しむ環境づくりを目指します。

<教育委員会>

198 文化芸術の専門家の育成

芸術系高校において、芸術系大学、関係機関とも連携し、より高度な専門教育の充実・発展を図り、生徒の能力・適性の伸長を図るとともに、基礎学力・実技力の確実な定着により世界で活躍するために必要な資質を培い、文化芸術の発展に貢献する人材の育成に努めます。

<教育委員会>



キ 子どもたちがいきいきと学べる教育環境の整備

現状と課題

子どもたちがいきいきと学べる教育環境の整備については、これまでから学校施設の安全性を高める校舎の耐震診断・耐震補強工事をはじめ順次施設改修を進め、全普通教室の冷房化や全学校・幼稚園の情報化を完了するなどの整備に取り組んできました。また、本市独自予算で小学校1年・2年での35人学級、中学校3年での30人学級の実施など、教育環境の整備に努めているところです。

同時に、子どもたちの教育の充実には、熱意溢れる教職員による指導の充実が不可欠です。京都市では、これまでから学校や支部での研修はもとより、総合教育センターでの研修による教職員の資質向上、「希望転任制（教員版FA制）」・「教員公募制」や「教育実践功績表彰」による教員の意欲喚起、「指導力判定委員会」の取組による指導力不足教員への厳正な対応などを進めており、今後も各学校・幼稚園の教職員の指導力の充実を図ります。

施策を展開する今後の方向性

子どもたちがいきいきと学べる教育環境の整備に向け、安全性を確保するとともに、ゆとりとうるおいのある教育環境づくりを進めます。また、教職員の資質・指導力向上に向けた取組の更なる充実に努めます。

【施策・主な取組】（000＝重点施策，000＝推進施策）

199 少人数教育の推進

全市立小・中学校で習熟度別授業など、少人数教育の充実を図ります。また、小学校1、2年生では、学習習慣、生活習慣の確実な定着を図るため35人学級を、中学校3年生では、よりきめ細かい学習指導・進路指導を行うため30人学級を、引き続き京都市の独自予算により実施します。

<教育委員会>

200 教職員の資質・指導力向上に向けた取組

教職員の資質・指導力の向上に向け、教員の養成から採用、研究、研修、教員評価を含めた一貫した取組を推進します。

<教育委員会>

201 学校施設の耐震補強の推進

2005（平成17）年度に全校完了した耐震診断の結果を踏まえ、2010（平成22）年度までの8箇年計画で、学校統合や改築計画など、特別の事情のある学校を除き、全校での耐震化を実施します。

<教育委員会>

202 環境に配慮した学校施設の整備

学校への太陽光発電設備の設置や校庭の芝生化等、環境に配慮した学校施設の整備を進めます。

<教育委員会>

(2) 子どもの健全育成のための環境づくり、放課後の子どもたちの居場所づくり

ア 児童館・学童クラブ事業

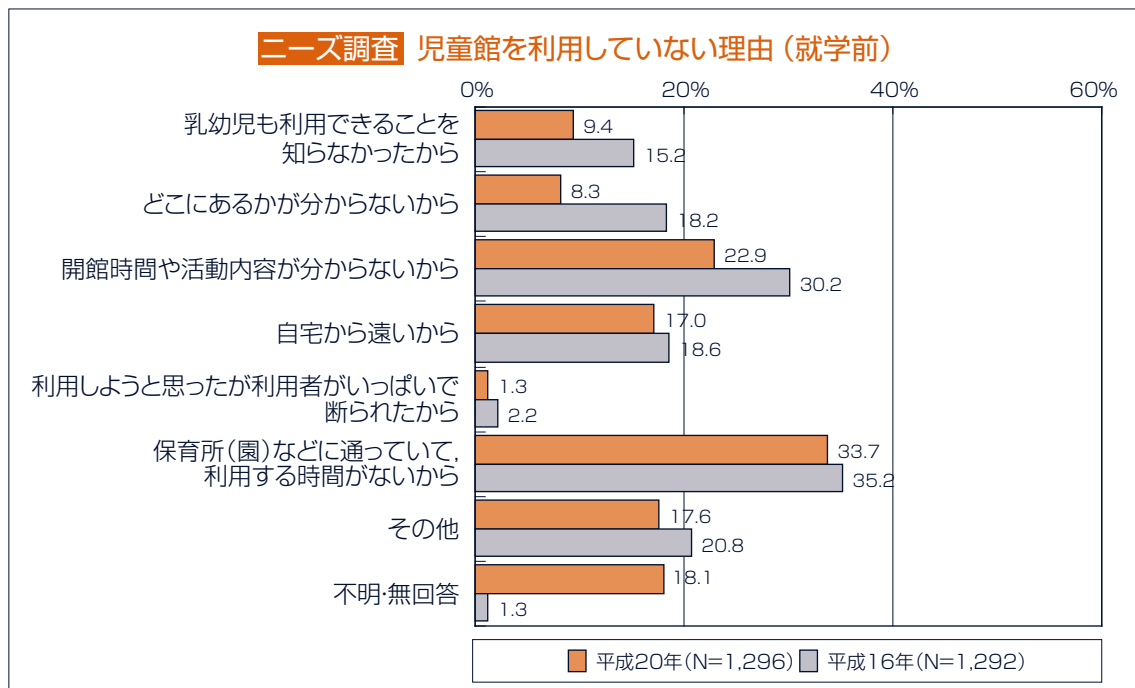
現状と課題

京都市では、広く地域の児童を対象とした「自由来館機能」と昼間留守家庭児童を対象とした「学童クラブ機能」を有した一元化児童館について、市民の身近な場所での整備を進めてきており、この5年間で15館の新たな一元化児童館が開館し、2009（平成21）年10月現在で115館の一元化児童館が設置されるに至っています。

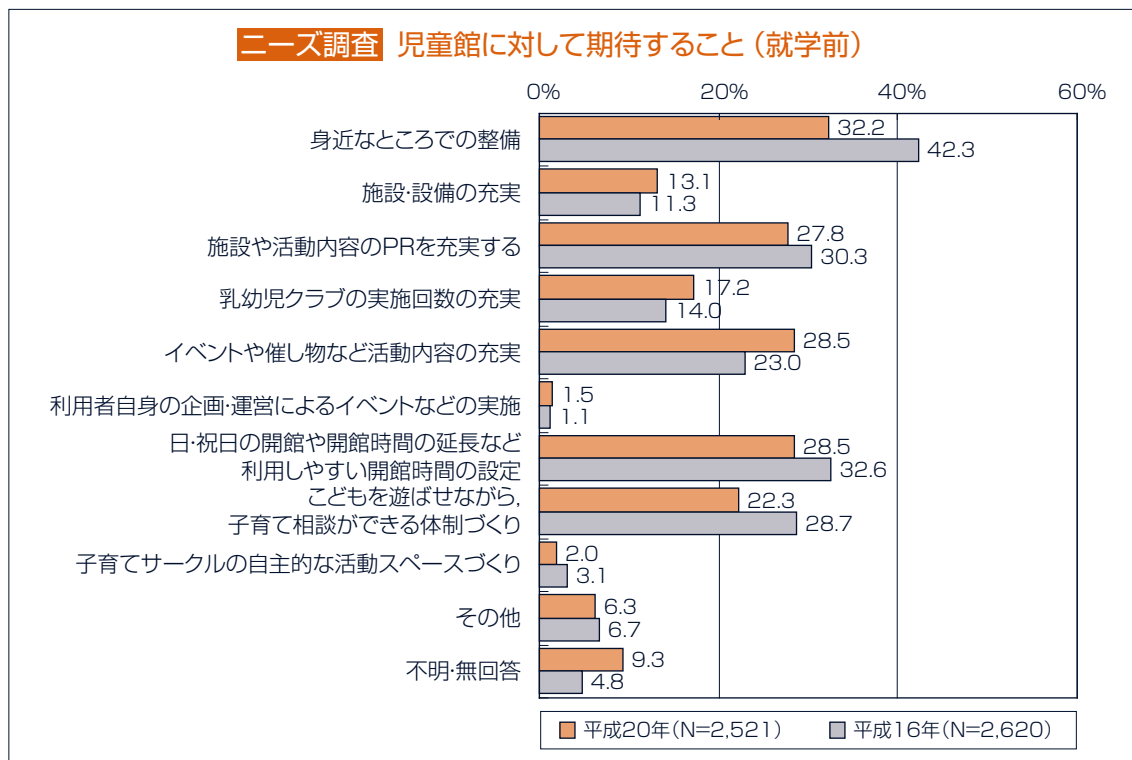
更に2009（平成21）年度予算においては、施設設計も含めると、前プランに掲げる130館の整備目標を達成する見通しがついており、これにより、市民の身近な場所での整備が格段に進むことになります。

また、2007（平成19）年度より「放課後まなび教室」（後述）が実施され、2009（平成21）年度からは全小学校区・全学年を対象として展開されることとなり、児童館の箇所数の増加と併せて、放課後における児童の安心・安全な居場所の確保は充実してきています。

ニーズ調査においても、児童館に対して期待することについては「身近なところでの整備」（就学前）の比率が前回ニーズ調査より10ポイント以上低下しており、この間の市内における児童館整備の進捗による成果があらわれた結果となっています。一方で、「児童館は知っているが、利用したことはない」、「児童館を知らなかった」を合わせると、就学前児童で52%、小学生で42%となっており、前回ニーズ調査とほぼ同様の結果となっています。その理由については、「保育所（園）などに通っていて、利用する時間がないから」、「開館時間や活動内容が分からないから」が多くなっており、児童の生活パターンによる理由のほかに、児童館活動についての情報周知についても課題となっています。



また児童館について期待することについては、「イベントや催し物など活動内容の充実」、「日・祝日の開館時間の延長など利用しやすい開館時間の設定」（就学前）などが多くなっており、これまでも増して児童館の事業内容の工夫や充実が課題となっています。

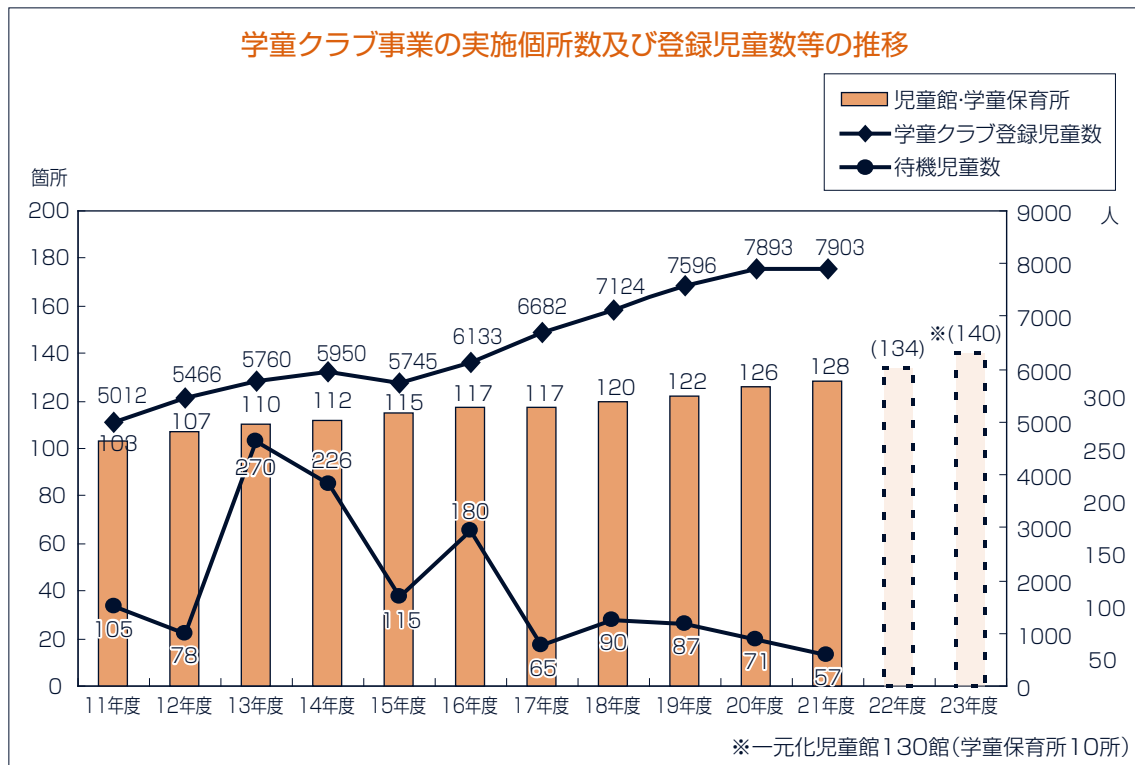


児童館は、子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）と共に、在宅で子育てを行う保護者にとって貴重な社会資源となっており、午前の時間帯などを利用して、積極的に「母親クラブ」、「幼児クラブ」などの事業展開を充実し、地域の子育て支援の拠点としての機能を更に発揮することが求められています。

さらに、中高生を中心とした思春期児童の利用については、実際に赤ちゃんといふれあうという貴重な予備体験を通じて中高生の健全育成に大きな成果をあげている「中高生と赤ちゃんとの交流事業」の実施箇所の拡大などの展開が求められます。

また、2009（平成21）年9月から午後6時30分まで児童館の開館時間を30分延長し、中高生の利用促進を図っていますが、今後、その活動メニューの確立を早急に図った上で中高生の着実な利用促進を図るとともに、中高生がプレイリーダーやジュニアサポーターとしての役割をもって児童館活動に参加できるようにするなど、中高生の自主的な活動につなげていくことが求められます。

「学童クラブ事業」については、この5年の経過をみても、少子化によって児童数は減少傾向にあるにもかかわらず、昼間留守家庭児童は増加の傾向を示しています。この間の各地における児童館の増設等によって、待機児童数は減少傾向を維持してきていますが、今後の待機児童対策については、少子化傾向下での需要予測を地域ごとに慎重に行ったうえで、充実しつつある他の放課後対策事業とも十分に連携・共同して対応することが求められます。



また、昼間留守家庭児童の増加に伴う「学童クラブの大規模化」が課題となっており、今後、130館の児童館整備を早期に完了するとともに、その解消に向けた適切な取組を進める必要があります。

学童クラブ事業における障害のある児童（4年生まで）の受入についても、この5年間年々増加する傾向にあり、今後も統合育成を積極的に進める必要があります。一方で、施設面での限界と共に、^{ひっばく} 介助者確保について逼迫した状況にあり、これらへの対応も必要となっています。

また、2007（平成19）年度からは、昼間留守家庭の、総合支援学校小学部及び小学校育成学級に在籍又は同程度の障害のある小学校5、6年生の児童を対象に、小学校等夏期休業期間に安全な居場所を提供する「障害のある児童のサマーステイ事業」を開始しており、利用者からは満足の声が聞かれる一方で、利用時間や利用施設の拡充の声も出ています。

イ 放課後まなび教室

現状と課題

放課後における子ども達の安心・安全な居場所が課題となる中、国においては2007（平成19）年度に、「放課後子どもプラン」が発表され、これまでの「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室」を一体的あるいは連携して実施する方針が示されました。これを受けて京都市では、学校施設を有効に活用し、放課後の子どもたちの「自主的な学びの場」と「安心・安全な居場所」の充実を図ることを目的として、2007（平成19）年度から「放課後まなび教室」を京都市立小学校の各校区において実施しています。

2007(平成19)年度には小学校4年生～6年生を対象に50小学校区で実施, 2008(平成20)年度は115小学校区で実施し, 児童館・学童クラブ事業への影響や連携の取組状況を踏まえて, 2009(平成21)年度からは全小学校区(179校区)において実施し, 対象も全学年に拡大しています。

この事業の展開によって, 京都市における児童の放課後対策(安心・安全な居場所の確保)については一層前進し, 放課後の児童の選択肢は大きく広がりを見せてきています。

また, 放課後まなび教室については, 同じ放課後対策を担っている児童館・学童クラブ事業との連携・共同を促進することによって, 一層の事業効果が期待されます。既に, 児童館・学童クラブ事業の設置されている地域を中心に連携・共同の動きもでてきていますが, 児童の立場に立ち, 更なる活性化が求められます。

施策を展開する今後の方向性

現在, 児童館の利用は学童クラブを利用する小学校低学年が中心となっていますが, 学童クラブに登録していない自由来館児童を対象とした活動や, 乳幼児親子を対象とした乳幼児クラブや母親クラブなど, 児童館が本来持っている地域に開かれた施設としての機能特性は, 主として在宅で子育てをしている母親などにとって有効な社会資源となる要素を多分に持っています。子育て家庭において育児に対する不安感や孤立感が高まっている中で, 一元化児童館の整備が大きく進み, 量的拡大が図られ, 市民の身近な存在として活動している児童館への期待が大きくなっています。このため, 児童館が地域における子育て支援の拠点としての役割を果たすべく, 地域との連携をより積極的に図り, 開かれた施設としての機能展開を一層図っていきます。

また, 2009(平成21)年9月からの児童館の時間延長にあわせて, 思春期児童の利用拡大を図っていますが, 今後, 自主的な活動につなげるなどの活動メニューの確立を早急に図ります。既に大きな効果がでている「中高生と赤ちゃんとの交流事業」については, 更なる実施箇所数の拡充を図ります。

学童クラブ事業については, 就労家庭の増加などにより昼間留守家庭児童の増加傾向は続いています。今後も待機児童を確実に解消させるとともに, 登録児童が大規模化しているクラブについては, 新設児童館の早期完成に努めるなど, 適切な手法により子ども達の安全な活動場所の確保を図ります。障害のある児童の受入については, 介助者の確保等の受入れ体制の整備に努めます。

児童の放課後対策については, 「放課後まなび教室」の全小学校・全学年実施によって, その選択肢は大きく広がっています。また, 放課後対策を行う諸事業が密接な連携・共同をもって行われることにより, その可能性は飛躍的に拡大します。

今後, 放課後まなび教室と児童館・学童クラブ事業との連携・共同を更に進めるとともに, 近隣に児童館等がない地域において, 学校施設を活用した新たな放課後児童対策事業として, 「放課後まなび教室」と「学童クラブ事業」を融合した「放課後ほっと広場」を実施するなど, きめ細かな放課後対策を推進していきます。

【施策・主な取組】（000＝重点施策，000＝推進施策）

①児童館等の地域での子育て支援機能の充実

児童館や保育所等の市民の身近な地域での子育て支援活動を実施します。

203 すべての児童館での地域子育て支援拠点事業（児童館・子育てほっと広場）の実施 新規（推進中）

＜保健福祉局＞

204 児童館子育て情報の一元的な発信 新規

＜保健福祉局＞

②児童館における次世代育成事業の推進

地域の児童館において、中高生を対象とした事業を推進し、思春期児童の活動を支援します。

205 中高生の居場所づくりの推進

＜保健福祉局＞

206 中高生と赤ちゃんとの交流事業の充実

＜保健福祉局＞

目標：P.156 参照

③放課後対策の充実

児童館・学童クラブ事業と、放課後まなび教室の連携を図り、放課後の子どもたちの安心・安全な居場所の確保を進めます。

また、学童クラブへのニーズが増え続ける中、地域ごとの学童クラブの需要予測を行うとともに必要な手法を検討します。

207 学童クラブ事業の充実

＜保健福祉局＞

目標：P.156 参照

208 放課後まなび教室の推進 新規（推進中）

＜教育委員会＞

目標：P.156 参照

209 学童クラブ事業と放課後まなび教室との連携 新規（推進中）

＜保健福祉局，教育委員会＞

210 「放課後ほっと広場」の実施 新規

新たな放課後児童対策事業として、放課後まなび教室と「学童クラブ」機能を有する事業とを緊密な連携のもと運営する「放課後ほっと広場」を実施します。

＜保健福祉局，教育委員会＞

211 大規模学童クラブの解消に向けた取組の推進 新規（推進中）

＜保健福祉局＞

212 児童館における障害のある児童の受入促進

＜保健福祉局＞

(3) 青少年の自主性と創造力をはぐくむまちづくり

現状と課題

近年の情報化の著しい進展や少子化による人口の減少など、我が国における社会環境の大きな変化は、青少年の人とのつながりや地域社会とのかかわりの弱まり、コミュニケーション能力の低下など、青少年の育成環境や行動スタイルに影響を及ぼしています。

こうした中、薬物乱用、非行、いじめなどの問題行動をはじめ、引きこもり、インターネット上の有害環境など、青少年を取り巻く様々な問題が生じています。

とりわけ近年、「ニート」と呼ばれる若者に代表される社会的自立の遅れの問題が指摘されています。これは、親への依存の長期化や社会への関心の希薄化といった個人や家族の問題のみならず、社会の活力維持にもかかわる深刻な課題であるとともに、その背景には、学校段階でのつまづきなど様々な要因が複合的に存在しているものであり、総合的・継続的な支援体制の確立に向けた早急な対策が求められています。

次代を担う「若き市民」である青少年が、子どもから責任ある大人へと成長し、自立するためには、青少年に早期から多様な体験・社会参加の機会を提供し、自主的な活動を促進するとともに、地域社会全体で青少年を育成する体制づくりを推進することが必要となっています。

施策を展開する今後の方向性

青少年が、地域社会の一つの主体として、地域社会で課題を見つけ、自ら解決する意志と能力を身に付けるため、様々な体験や社会参加の機会を提供します。

また、地域における人々のつながりや連帯意識が弱まり、地域での同世代や異世代の交流の中で人間関係や社会規範を学ぶ仕組みが失われつつあることから、地域社会全体で青少年を見守り、育てる意識を高めるとともに、地域における青少年の活動の場を整備するなど、社会全体で青少年を支援する体制づくりに努めます。

ニート・引きこもりなど、様々な課題を抱える青少年の背景には、複雑な要因があることから、2009（平成21）年7月に成立した「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨も踏まえた早期からの総合的、継続的な支援を検討します。

【施策・主な取組】（**000**＝重点施策、**000**＝推進施策）

① 青少年の自主的な活動の促進

青少年が自主的な活動を通じて生きる力を身につけ、成長していくことを支援するため、青少年の自主的な活動のきっかけとなる様々な体験や社会参加の機会を提供します。

213 青少年の意見を市政やまちづくりに反映する取組の推進

＜総合企画局，行財政局，文化市民局＞

214 職業体験と社会体験の推進 **新規（推進中）**

＜文化市民局，教育委員会＞

215 多様な職業観を育てる機会の充実 **新規（推進中）**

＜産業観光局，教育委員会＞

216 起業・就業の支援 **新規（推進中）**

＜総合企画局，産業観光局，各区・支所，教育委員会＞

217 野外活動を通じた青少年の育成 **新規（推進中）**

＜文化市民局＞

218 青少年活動センターでの成長支援，交流促進

＜文化市民局＞

219 中高生と赤ちゃんとの交流事業の充実 **再掲** (P.153)

＜保健福祉局＞

②地域社会全体で青少年を支援する体制づくりの推進

地域社会全体で青少年を支援する体制づくりを推進するため，家庭，学校，地域，関係団体の効果的連携を図るとともに，青少年を共に育む意識の向上に向けた啓発に努めます。

220 子どもの権利擁護の推進 **新規（推進中）**

＜保健福祉局，教育委員会＞

221 地域資源を活用した青少年の「集いの場」づくり **新規（推進中）**

＜文化市民局，保健福祉局，教育委員会＞

222 青少年の情報交流の推進 **新規（推進中）**

＜文化市民局＞

223 社会全体で青少年を育成する取組の推進 **新規（推進中）**

＜保健福祉局，教育委員会＞

224 中高生の居場所づくりの推進 **再掲** (P.153)

＜保健福祉局＞

③課題を抱える青少年の総合的支援

ニート・引きこもりなど，課題を抱える青少年の自立を支援するため，相談・支援体制の整備のほか，京都ならではの総合的・継続的な支援の具体化を推進します。

225 地域若者サポーター制度・登録サポーター制度の運用 **新規（推進中）**

＜文化市民局＞

226 地域若者サポーター制度・若者サポートステーションの運営 **新規（推進中）**

＜文化市民局＞

227 子ども・若者・家庭の総合支援に向けた政策の融合 **新規** **再掲** (P.144)

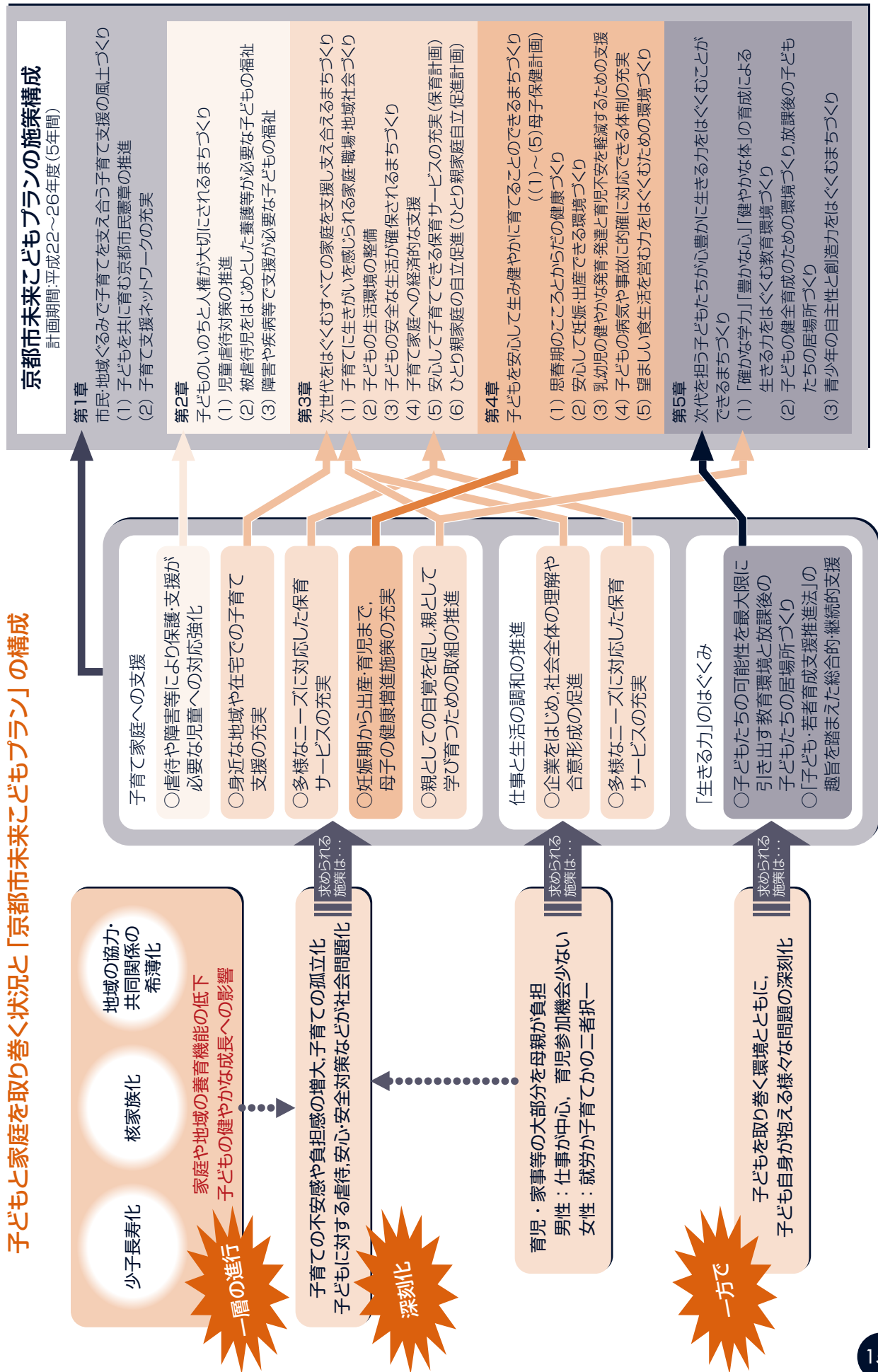
「第5章（1）「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成による生きる力をはぐくむ教育環境づくり」に記載（P.144）

【数値目標設定事業】

事業名	平成21年度	平成26年度 目標	
子育て支援活動いきいきセンター (つどいの広場) (P.59)	20か所	35か所	児童館などと併せて、より身近な地域に乳幼児の親子が気軽に集い、交流できる場所を確保します。
保育所定員 (P.84)	24,525人	25,075人	定員増を図るとともに、定員の弾力的な運用による児童の受入れにより、待機児童ゼロを目指します。
延長保育 (夜間延長保育含む) (P.92)	179か所	195か所	より身近な場所に確保します。
一時保育 (P.93)	42か所	50か所	
休日保育 (P.93)	5か所	7か所	
1歳6か月児健康診査 (受診率+未受診者への支援) (P.118)	95.3% (20年度受診率)	100%	未受診者への支援も含め、すべての子どもの健やかな成長を図ります。
児童クラブ事業と放課後まなび教室との連携 一元化児童館【児童クラブ機能を有した児童館】 (児童クラブ事業等登録児童数) 放課後まなび教室 (放課後まなび教室登録児童数) (P.153)	130か所 (7,903人) 全小学校区179校 (9,500人)	130か所 (8,730人) 全小学校区実施 (10,500人)	児童クラブの待機児童ゼロ及び放課後まなび教室希望者全員の登録の維持を目指します。
土曜学習 (P.140)	小・中学校239校 (実施率94.1%)	全小・中学校実施	全小・中学校において、子どもたちの家庭学習の習慣化、自学自習の態度の育成、学力の定着を図ります。
小学校での1週間にわたる長期宿泊・自然体験活動 (P.140)	小学校59校 (実施率33.0%)	全小学校実施	全小学校において、子どもたちの豊かな人間性や社会性をはぐくみます。
中高生と赤ちゃんと交流事業 (P.153)	30か所	50か所	より身近な児童館で実施し、中高生の体験の機会を増やします。

※平成21年度数値は、平成22年3月末時点見込み (ただし、一元化児童館については、整備及び設計着手分を含む。)

子どもと家庭を取り巻く状況と「京都市未来子どもプラン」の構成



「前プラン」と「京都市未来こどもプラン」の施策構成の比較

※前プランの施策を主に含む項目を矢印で示しています。

前プラン (新「京 (みやこ)・子どもいきいきプラン」) 計画期間：平成17～21年度 (5年間)	京都市未来こどもプラン 計画期間：平成22～26年度 (5年間)
	第1章 市民・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり (1) 子どもと共に育む京都市民憲章の推進 (2) 子育て支援ネットワークの充実
第1章 子どものいのちと人権が大切にされるまちづくり (1) 市民・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり (2) 子どものいのちと人権を守るネットワーク、虐待防止対策 (3) 養護等が必要な子どもの福祉 (4) 障害や疾病等で支援が必要な子どもの福祉	第2章 子どものいのちと人権が大切にされるまちづくり (1) 児童虐待対策の推進 (2) 被虐待児をはじめとした養護等が必要な子どもの福祉 (3) 障害や疾病等で支援が必要な子どもの福祉
第2章 次世代をはぐくむすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり (1) 子育てを支え合える地域のネットワーク、情報発信 (2) 子どもという生活に生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり (3) 子どもの生活環境の整備 (4) 子育てに必要な経済的負担のあり方 (5) 多様で柔軟な保育サービスの提供 (保育計画) (6) ひとり親家庭の自立促進 (ひとり親家庭自立促進計画)	第3章 次世代をはぐくむすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり (1) 子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり (2) 子どもの生活環境の整備 (3) 子どもの安全な生活が確保されるまちづくり (4) 子育て家庭への経済的な支援 (5) 安心して子育てできる保育サービスの充実 (保育計画) (6) ひとり親家庭の自立促進 (ひとり親家庭自立促進計画)
第3章 子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちづくり (1)～(4) 母子保健計画 (1) 思春期のこころとからだの健康づくり (2) 安心して妊娠・出産できる環境づくり (3) 子どもの健やかな発達と育児不安を軽減するための支援 (4) 子どもが健やかに育つための安全な環境づくり (5) 子どもの安全な生活が確保される安心してらせるまちづくり	第4章 子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちづくり (1)～(5) 母子保健計画 (1) 思春期のこころとからだの健康づくり (2) 安心して妊娠・出産できる環境づくり (3) 乳幼児の健やかな発育・発達と育児不安を軽減するための支援 (4) 子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実 (5) 望ましい食生活を営む力をはぐくむための環境づくり
第4章 次代を担う子どもたちが心豊かに生きる力をはぐくむことができるまちづくり (1) 生きる力をはぐくむ教育環境づくり (2) 子どもの健全育成のための環境づくり (3) 青少年の自主性と創造力をはぐくむまちづくり (4) 望ましい食べる力をはぐくむための環境づくり	第5章 次代を担う子どもたちが心豊かに生きる力をはぐくむことができるまちづくり (1) 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成による生きる力をはぐくむ教育環境づくり (2) 子どもの健全育成のための環境づくり、 <u>放課後の子どもたちの居場所づくり</u> (3) 青少年の自主性と創造力をはぐくむまちづくり

※ 下線は、新規項目、又は再構成・設定した項目

※ 網掛けは、文言を追加、又は変更した箇所

計画の推進体制等

1 計画の推進体制

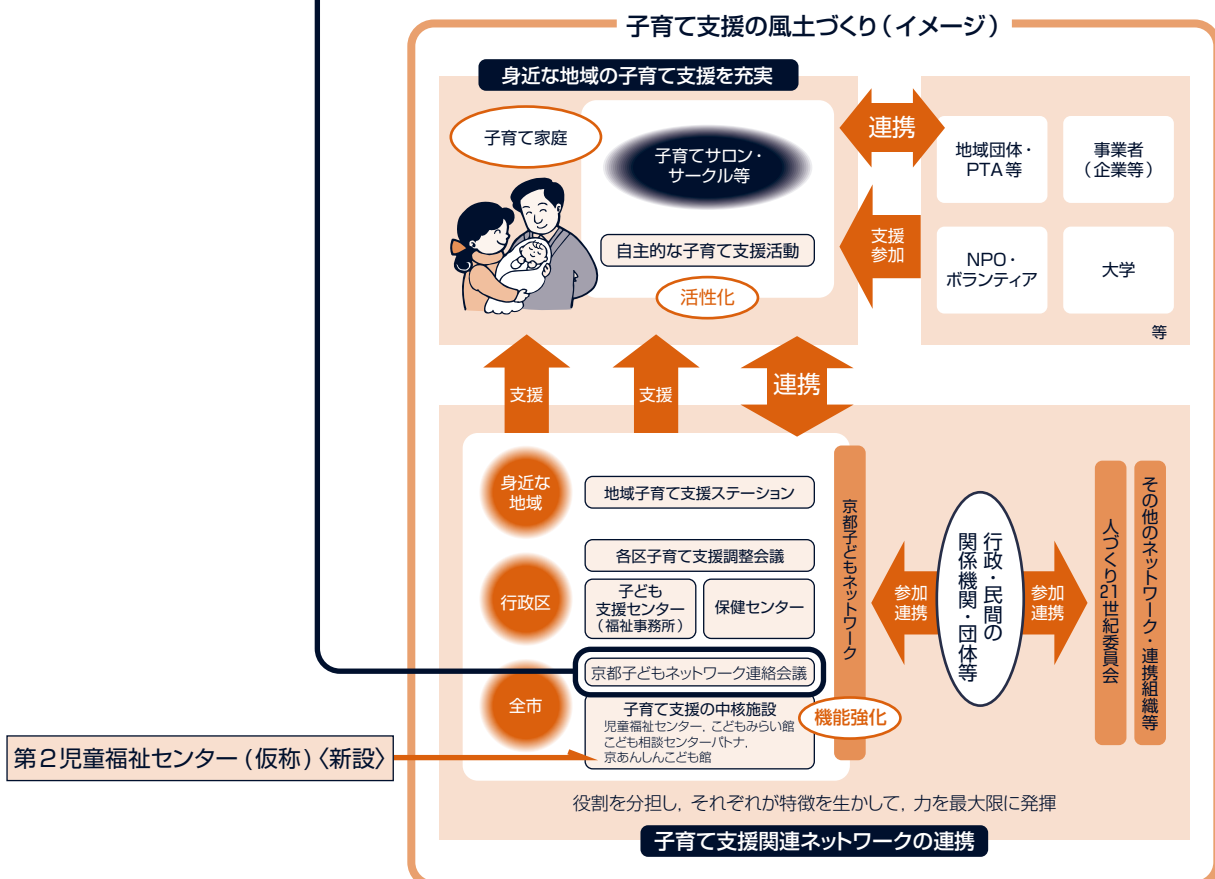
この計画の推進に当たっては、京都市だけでなく、子育て支援施策に関係する保健福祉、教育、地域活動、労働などの幅広い分野の機関、団体等が協力、連携しながら、様々な社会資源を効果的に活用して、取り組んでいく必要があります。

この計画は、子どもと家庭にかかわる行政機関、民間団体等で幅広く構成する、「京都子どもネットワーク連絡会議」において、計画（案）が取りまとめられ、京都市がその計画（案）に基づいて策定しています。

計画の推進に当たっても、この「**京都子どもネットワーク連絡会議**」において、社会・経済情勢の変化や国の動向などを踏まえ、施策の進ちょく状況の把握や課題の分析等に基づいた、協議、点検を行い、市民の意見を反映させながら、効果的に取り組んでいくとともに、**京都市**においては、各局が相互に連携し、調整を行うことにより、計画の総合的推進を図っていきます。

また、計画の取組（進ちょく）状況については、毎年度、報告書を作成し、ホームページ等において公表します。

- ☆ 子どもと家庭にかかわる行政機関、民間団体等で幅広く構成
- ☆ 計画（案）の取りまとめ
- ☆ 計画の進ちょく管理
- **幅広い分野の機関、団体等が協力、連携し、市民・地域ぐるみで計画を推進**



2 計画の策定経過

京都市未来こどもプラン策定体制 (新「京(みやこ)・子どもいきいきプラン」見直し体制)



京都子どもネットワーク連絡会議 重点課題検討部会 開催日一覧

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2月
全体会議等	第1回全体会議							シンポジウム	第2回全体会議
	●5月28日(木) 14:30～16:30							●12月15日(火) 19:00～21:00	●2月4日(木) 10:30～11:45
	パブリックコメント								●12月14日～1月12日

重点課題検討部会	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	開催回数
① 要保護児童対策・虐待防止			●7月3日(金) 10:00～12:00	●8月7日(金) 10:00～12:00	●9月4日(金) 10:00～12:00 ●9月11日(金) 10:00～12:00	●10月15日(木) 10:00～12:00			5回
② 子どもと共に育む風土づくり			●7月2日(木) 14:00～16:00 ●7月24日(金) 14:00～16:00	●8月4日(火) 14:00～16:00	●9月14日(月) 10:00～12:00	●10月14日(水) 10:00～12:00		●12月4日(金) 10:30～12:00	6回
③ 生きる力を育む教育環境づくり				●8月3日(月) 13:00～15:00		●10月2日(金) 13:30～15:00 ●10月30日(金) 10:30～12:00			3回
④ 保育サービス			●7月21日(火) 14:00～16:00	●8月7日(金) 14:00～16:00	●9月15日(火) 14:00～16:00	●10月16日(金) 9:30～12:00	●11月6日(金) 13:00～15:30		5回
⑤ ひとり親家庭			●7月13日(月) 14:00～16:00	●8月11日(火) 14:00～16:00	●9月15日(火) 10:00～12:00	●10月27日(火) 10:00～12:00			4回
⑥ 母子保健・思春期保健			●7月7日(火) 10:00～12:00 ●7月28日(火) 10:00～12:00	●8月25日(火) 10:00～12:00	●9月15日(火) 10:00～12:00	●10月2日(金) 10:00～12:00			5回
合計									28回

「京都子どもネットワーク連絡会議」の構成員及び重点課題検討部会参加状況
(関係機関・団体・市民参加者)

顧 問：宮本義信同志社女子大学教授(学識経験者) 西岡正子佛教大学教授(学識経験者)		進捗 管理 部会	重点課題検討部会					
			要保護・虐待	風土づくり	教育環境	保育	ひとり親	母子保健
関係機関・団体等名称(敬称略)								
1	京都家庭裁判所		○					
2	京都経営者協会			○				
3	京都子育てネットワーク	●		○				
4	京都市営保育所長会					○		
5	(社)京都市児童館学童連盟	●		○				
6	(福)京都市社会福祉協議会	●		○				
7	京都市小学校長会		○	○	○			○
8	京都市少年補導委員会				○			
9	(財)京都市女性協会(ウィングス京都)			○			○	
10	(社)京都市私立幼稚園協会			○	○			○
11	京都市中央卸売市場協会							○
12	京都児童養護施設長会	●	○					
13	京都市日本保育協会					○		
14	京都市PTA連絡協議会	●		○	○			○
15	(社)京都市保育園連盟	●		○		○		○
16	京都市保育士会					○		
17	京都市保健協議会連合会							○
18	(社)京都市母子寡婦福祉連合会	●					○	
19	京都市民生児童委員連盟	●	○	○				
20	(財)京都市ユースサービス協会			○				
21	京都障害児者親の会協議会	●	○					
22	京都商工会議所			○				
23	京都市立高等学校長会				○			
24	京都市立総合支援学校長会		○		○			
25	京都市立中学校長会				○			○
26	京都市立幼稚園長会			○	○			○
27	京都人権擁護委員協議会		○					
28	京都知的障害者福祉施設協議会		○	○		○		○
29	(社)京都府医師会	●	○					○
30	(社)京都府栄養士会							○
31	(社)京都府看護協会							○
32	京都府警察本部生活安全部少年課		○					○
33	(社)京都府歯科医師会							○
34	(社)京都府助産師会							○
35	京都府私立中学高等学校連合会							○
36	(社)京都府薬剤師会							○
37	京都弁護士会	●	○					
38	京都母子生活支援施設協議会		○				○	
39	京都労働局雇用均等室			○			○	
40	京都労働者福祉協議会			○				
41	近畿農政局消費・安全部消費生活課							○
42	NPO子育て支援コミュニティおふいすパワーアップ			○				○
43	NPO地域予防医学推進協会							○
44	昼間里親連絡会					○		
45	中嶋千賀(市民参加者)		○					
46	小浦小百合(市民参加者)			○				
47	川端尚子(市民参加者)				○			
48	黒住 光(市民参加者)					○		
49	福村和子(市民参加者)						○	
50	中川淑子(市民参加者)							○
	小 計	11	13	18	9	7	5	21

(京都市)

	座 長：子育て支援政策監 副座長：保健福祉局保健衛生担当局長 保健福祉局子育て支援部長 児童福祉センター院長 教育委員会生涯学習部長 機関名称	進捗 管理 部会	重点課題検討部会					
			要保護・虐待	風土づくり	教育環境	保育	ひとり親	母子保健
1	児童相談所長	●	○					
2	保健所長 ※平成22年4月から保健センター長		○					○
3	環境政策局地球温暖化対策室担当課長			○				
4	総合企画局市民協働政策推進室 プロジェクト推進第一課長			○				○
5	文化市民局共同参画社会推進部 男女共同参画推進課長		○	○			○	
6	文化市民局共同参画社会推進部 勤労福祉青少年課長			○				
7	産業観光局産業振興室産業振興課長			○				
8	中央卸売市場第一市場業務課長							○
9	産業観光局農林振興室農業振興整備課長							○
10	保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課長	●	○					
11	こころの健康増進センター相談援助課長		○					○
12	保健福祉局生活福祉部地域福祉課長			○				
13	保健福祉局子育て支援部児童家庭課長	●	○	○	○		○	○
14	保健福祉局子育て支援部保育課長	●		○	○	○		○
15	児童福祉センター総務課長		○					
16	児童福祉センター発達相談所発達相談課長		○					
17	保健福祉局保健衛生推進室保健医療課長	●	○					○
18	保健福祉局保健衛生推進室医務審査課長							○
19	都市計画局住宅室住宅政策課長			○				
20	建設局水と緑環境部緑政課長			○				
21	区役所福祉部支援（保護）課長		○			○	○	
22	消防局安全救急部市民安全課長			○				○
23	教育委員会総務部 総務課担当課長（企画担当）	●		○	○			
24	教育委員会指導部学校指導課長				○	○		
25	教育委員会指導部総合育成支援課長		○		○			
26	教育委員会指導部生徒指導課長		○		○			
27	教育委員会体育健康教育室子ども安全課長				○			
28	教育委員会体育健康教育室保健課長							○
29	教育委員会体育健康教育室給食課長							○
30	教育委員会生涯学習部 家庭地域教育支援課長	●		○	○			
31	教育委員会生涯学習部 放課後まなび教室担当課長			○				
32	教育委員会生涯学習部人づくり担当課長				○			
33	教育相談総合センター カウンセリングセンター長		○		○			○
34	子育て支援総合センターこどもみらい館 総務課長・事業課長	●	○	○	○	○		
	小 計	8	14	15	11	4	3	13

84	合 計	19	27	33	20	11	8	34
----	-----	----	----	----	----	----	---	----



あ

○ **生きる力**

- 基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- 自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- たくましく生きるための健康や体力 など

（中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」(答申) (平成20年1月17日) から抜粋)

○ **NPO**

利益の追求よりも、その社会的な使命の実現のために活動する民間非営利組織をいい、一般的には特定非営利活動法人 (NPO法人) をいう。

○ **親子ヒーリング^{いっ} (癒し) ルーム**

虐待された児童、虐待した親や虐待のおそれのある親に対して、児童福祉センターの機能を生かした専門職によるチームを編成し、個々の親と子に応じた支援プログラムを策定し、こころの癒し (ヒーリング) と親子関係の改善に向けての支援を行う。

か

○ **学習障害 (LD)**

知的発達に遅れはないものの、読字、書字、計算などの学習に特異的困難がある障害

○ **協働**

ある目的の達成のために複数の個人や団体が協力していく関係をいう。

○ **共助**

個人や家庭、公共的団体や行政等がそれぞれ相互に関係し、支え合う関係をいう。

○ **公共的団体**

社会福祉法人、自治会、NPO、産業経済団体等、公共的な活動を営む団体をいう。

○ **合計特殊出生率**

15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

○ **公助**

行政による福祉サービスをはじめ、介護保険サービスなど事業者やNPOなどによるサービスも含めた公的サービスをいう。

○ **子育てサロン**

民生委員・児童委員、学区社会福祉協議会、自治会、ボランティア等が中心となって、子育て中の親子にふれあいと交流の場を提供している取組 (主に保育所や幼稚園に通っていない3歳未満の乳幼児とその親が対象)

○ **子育てサークル**

子育て中の親子（主に保育所や幼稚園に通っていない3歳未満の乳幼児とその親）が、自主的に子育てに関する情報交換、遊びを通じた交流などを行っているグループ

さ

○ **産後うつ病**

出産後1～2週から数か月以内に現れるうつ病。出産後の女性の10～20%の頻度で生じる。短期間に軽快するマタニティブルーズと異なり、治療が必要である。

○ **自助**

個人の自立を目指す行為・努力のことをいう。

○ **児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）**

基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約で、すべての国に受け入れられるべき普遍性を有し、生存、保護、発達、参加という包括的権利を子どもに保障している。

○ **児童福祉センター**

昭和6年、前身の児童院が全国初の総合的な子どものための機関として発足し、昭和57年には、ほぼ現行の総合センターとして再整備された。現在、児童相談所、一時保護所、発達相談所（発達相談課・診療療育課＜診療部門＞＜療育部門＞、発達障害者支援センター）、情緒障害児短期治療施設等からなる。

○ **児童療育センター**

平成11年に、児童福祉センターの支所として伏見区深草に設置し、障害相談部門、診療部門及び知的障害児通園施設等からなる。

○ **自閉症、高機能自閉症**

3歳位までに生じ、(1) 他者との関係づくり、(2) コミュニケーション、(3) こだわりのすべての領域で障害がみられるものをいう。

自閉症のうち知的障害を伴わないものは、高機能自閉症という。

○ **社会福祉協議会**

社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的団体として規定されている。京都市では、社会福祉法人として京都市社会福祉協議会のほか各区社会福祉協議会が、任意団体として学区社会福祉協議会が組織されている。略して「社協」ともいう。

○ **周産期**

妊娠満22週から生後7日未満までの期間

○ **準夜帯**

医療機関における1日の時間帯区分として、概ね午後9時から午前0時までの便宜上の呼称

○ **小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設**

早期に自立が見込まれる母子を、母子生活支援施設の支援のもとに地域社会の中で保護することにより、自立の促進に寄与するもの

○ **初期救急医療**

救急患者の症状に応じて行われる医療施術上の分類の一つで、一般的に、比較的軽症の患者に対応するもの。他に入院、手術を必要とする患者に対応する第二次救急、生命維持のための処置等、高度の治療を必要とする患者に対応する第三次救急の概念がある。

○ **新生児**

出生後28日未満の乳児

○ **心肺蘇生法**

呼吸や心臓の停止時、その機能を回復させるために行う応急手当の手法。心肺蘇生法の基本的な手技は、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫（心臓マッサージ）の3つからなり、近年は自動体外式除細動器（AED）を用いた心肺蘇生法が推奨されている。

○ **性感染症**

性的な接触によって起こる感染症。梅毒、淋病、クラミジア感染症、HIV感染症などを指す。

○ **相対的貧困率**

等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合をいう。17歳以下の子どもの全体に占める、中央値の半分に満たない17歳以下の子どもの割合を「子どもの貧困率」という。

た

○ **注意欠陥・多動性障害（ADHD）**

多動性・衝動性、不注意・集中困難等により、社会的活動や学業に支障をきたす障害

○ **TEACCH**

アメリカ・ノースカロライナ大学において、研究開発された自閉症療育プログラムで、1972年に同州の公式の治療教育・福祉支援に関する総合的・包括的な方策として指定を受けたもの（Treatment and Education of Autistic and related Communication handicapped Children）

○ **ドメスティック・バイオレンス（DV）**

配偶者や恋人など親密な関係にある男女間における暴力で、その多くは男性から女性に対して加えられている。身体的暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力、性的暴力なども含む。

な

○ **乳幼児突然死症候群（SIDS）**

乳幼児に突然の死をもたらす症候群のことであり、それまでの健康状態や既往歴からその死亡が予測できず、しかもその原因は不詳である。

は

○ **配偶者暴力相談支援センター**

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談やカウンセリング、自立支援や保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助などを行う。京都府においては婦人相談所がその機能を果たしている。

○ **ピアカウンセリング**

共通の問題や課題を抱えている人同士が、交流を通して、自己解決や決定ができるように導く手法

○ **婦人相談所**

各都道府県に1箇所ずつ設置され、女性に関する様々な相談に応じ、必要に応じて一時保護等を行う機関

○ **プレママ・マーク**

妊娠初期から安心して外出できるように、妊娠している方に優しい環境づくりをすすめるための京都市独自のシンボルマーク

○ **ボランティア**

ラテン語の「自由意志」を意味する言葉が語源で、人権尊重に基づく自己の生き方を選ぶ「人間性」、自己の意思に基づく「自主性」、利益を目的としない「非営利性」、新しい課題に立ち向かう「創造性」を特徴とする活動をいう。

ま

○ **マタニティブルーズ**

出産による急激なホルモンの変化のため、産後数日間に起こる母親の感情の揺れ（特に理由もないのに涙もろくなる、食欲がなくなる、気分が落ち込むなど）。出産後の女性の約25～30%が経験する。治療の必要はない。

○ **民生委員・児童委員（主任児童委員）**

厚生労働大臣から委嘱された公的ボランティアであり、民生委員が児童委員を兼ね、住民の福祉相談・情報提供などを職務としている。

や

○ **薬物乱用**

医薬品を本来の目的から逸脱した用法や用量あるいは目的のもとに使用すること、または、医療目的にない薬物を不正に使用すること。1回の使用でも乱用とされる代表的な薬物として、シンナー、覚せい剤、大麻などが挙げられる。

○ **ユニバーサルデザイン（UD）**

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

わ

○ **仕事と生活の調和「ワーク・ライフ・バランス」**

「仕事」か「仕事以外の生活」かという二者選択ではなく、「仕事」と「仕事以外の生活」（子育てや親の介護、地域活動など）との調和が取れている状態

子どもと共に育む京都市民憲章

わたくしたちは、

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆^{きずな}を大切にします。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。



平成19年2月 5日（育¹児⁹ニ²コ⁵ニコ笑顔の日）制定
3月13日 京都市会が憲章を積極的に推進する決議

京都市未来こどもプラン

発行年月 平成22年3月
京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課



〒604-0954

京都市中京区御池通柳馬場東入東八幡町579番地 京都御池創生館6階

電話：075-251-2380 FAX：075-251-2322

http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-3-1-0-0_1.html

京都市印刷物 第213176号